令和７年９月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【９月９日】

代表質疑

１　草川卓也（結）	３５～５１ページ

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第７号　決算に関する附属書類の提出について

１　「財政構造改革骨太方針２０２４」初年度決算の評価について

２　歳出構造の硬直化と予防的投資に対する評価について

３　歳入構造の課題について

４　将来負担比率と隠れた負担について

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

１　決算の総括について

２　経営改善と収益確保に向けた具体的な取組について

３　透析患者の受け入れ体制の強化について

４　老朽化した施設の機能強化と長寿命化計画について

議案第７４号　工事請負契約の変更について

１　契約変更の経緯と妥当性について

２　事業内容の妥当性と効果について

代表質疑

２　福沢美由紀（日本共産党）	５２～６４ページ

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　実質単年度収支について

２　財政調整基金について

３　財政構造改革骨太方針２，０２４の影響について

議案第６８号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

１　令和５年度に激変緩和措置が終了したことによる影響について

議案第６９号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

１　保険料改定の影響について

議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について

１　基本使用料金と従量使用料金の設定根拠について

議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

１　条例改正による影響について

代表質疑

3　森　美和子（公明党）	６５～７６ページ

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　総括について

2　主要事業の成果について

3　決算額の推移について

4　自主財源の確保について

5　財政構造改革骨太方針２０２４における職員の意識改革と現場の努力に対する評価について

議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について及び議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

1　それぞれの改正内容について

2　それぞれの制度の成り立ちについて

3　地方公営企業法適用後の経営状況について

4　周知について

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

1　第７款　商工費、第１項　商工費、第１目　商工総務費について

代表質疑

4　櫻木善仁（新和会）	７６～８９ページ

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　決算の総括について

2　歳入における自主財源と依存財源について

3　歳出について

4　基金と市債について

5　財政健全化指数について

6　令和６年度決算で見えた課題とそれに対する市長の考え方について

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1　決算の総括について

議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

1　改正内容について

代表質疑

5　櫻井清蔵（勇政）	８９～１０１ページ

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　決算の総括について

２　財政力指数が減少した要因について

３　単年度収支及び実質単年度収支の赤字について

４　経常収支比率が第３次行財政改革大綱の目標値である８５％を超えた前年度の８６．８％から、さらに１．９ポイント後退して８８．７％となったことについて

議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について及び議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

１　基本使用料金の使用水量を１０立米から５立米にする理由について

２　６立米から１０立米までの１立米当たりの料金を２２円とする根拠について

３　今回の改正による公共下水の世帯及び農業集落排水の世帯への影響について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【9月１０日】

１　鈴木達夫（結）　１０５～１１２ページ

議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

１　決算の内容について

（１）経費回収率について

（２）流域下水道における負担金について

（３）管渠老朽化の対応について

議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について

１　公共下水道使用料について

（１）どこまでを独立採算制の目途とするのか

（２）一般会計の繰入れをどこまで抑える予定であるのか

（３）使用料体系に６立米から１０立米の従量使用料の区分を加えた理由について

議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

１　農業集落排水処理施設使用料について

（１）従量制への移行について

（２）施行時期を令和９年４月１日とした理由について

（３）農業利用への配慮について

２　深水隆司（新和会）　１１２～１２０ページ

議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

１　改正理由について

２　改正内容について

（１）使用料の見直しによる影響について

（２）施行日について

議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

１　改正の背景と趣旨について

２　改正内容について

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　第６款　農林水産業費、第１項　農林水産業費、第３目　農業振興費、獣害対策事業の増額補正について

２　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１３目　災害対策費、災害対策事業の増額補正について

3　伊藤彦太郎（勇政）　１２０～１２６ページ

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　財政構造改革骨太方針２０２４が決算に与えた影響について

2　物価高騰の影響について

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1　経営の状況について

4　服部　孝規（日本共産党）　１２６～１３５ページ

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

1　歳入　第２０款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金、前年度繰越金の増額補正について

（1）補正後の残額について

2　歳出　第１０款　教育費、第２項　小学校費及び第３項　中学校費、第１目　学校管理費、施設管理費、修繕料の増額補正について

（1）補正の内容について

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　歳入　第１８款 寄附金、第１項　寄附金、第２目　商工費寄附金、及び歳出　第７款　商工費、第１項　商工費、第１目　商工総務費、ふるさと納税業務委託料について

（1）寄附金額とそれに係る経費について

2　歳入　第１款　市税、第１項　市民税、第１目　個人について

（1）ふるさと納税における市税収入の流出について

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月１１日】

１　草川卓也（結）　１４０～１５３ページ

第２次亀山市総合計画の検証と次期総合計画への課題について

１　人口減少地域に対する振興施策について

２　都市空間形成方針図における新たな産業拠点の追加について

歴史文化を生かしたまちづくりとまちづくり観光の推進について

１　地域伝統芸能の継承支援について

２　歴史博物館の役割強化について

３　亀山市納涼大会の安定開催に向けた予備日の設定について

地域医療の充実と医療体制の強化について

１　母子の安心医療体制の整備について

２　百日咳等を含むワクチン助成の拡充について

３　口腔ケアステーションの活用について

２　深水隆司（新和会）　１５４～１６６ページ

地域公共交通について

１　交通空白地域について

２　乗合タクシーについて

（１）市の現状について

（２）利便性の向上について

農業振興について

１　稲作について

（１）現状認識について

（２）支援策について

２　耕作放棄地について

（１）市の現状について

（２）解消に向けた対策について

３　第６次産業化について

（１）市の現状について

（２）具体的な支援策について

５歳児健診について

１　市の現状について

２　他市の状況について

３　実施に向けての課題について

４　関係機関との連携について

３　今岡翔平（勇政）　１６６～１７８ページ

亀山市納涼大会の中止について

１　中止の判断について

２　市に苦情は寄せられているのか

３　出店者に損害はなかったのか

市の公式YouTubeについて

１　中学生議会での答弁について

２　市が目指すYouTubeの活用について

減債基金について

１　令和６年度決算における公債費負担比率について

２　基金の取崩しについて

４　福沢美由紀（日本共産党）　１７８～１９１ページ

中学校全員喫食制給食実施事業について

１　学校給食の調理スペースが当市専用ではないことによる影響について

２　残食の調査について

３　直営の学校給食と同様に、情報の公開等はできるのか

４　亀山中学校と中部中学校における、直営の学校給食実施のための財政的準備の必要性について

学校施設の特別教室、体育館へのエアコン設置について

１　エアコン設置の必要性の認識と今後の設置予定について

加齢性難聴の対策や補聴器購入の助成について

１　対策の必要性の認識について

２　難聴が日常生活に及ぼす影響の調査について

３　予防や進行抑制の周知について

４　チェックリストについて

５　補聴器購入の助成について

５　森　美和子（公明党）　１９１～２０１ページ

命を守り、命をつなぐ防災対策について

１　災害用物資の備蓄状況について

２　スフィア基準と避難所におけるＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド）の確保について

３　災害時における、井戸を用いた水の確保とトイレの課題について

４　企業のノウハウを防災に生かすための働きかけについて

５　女性の視点に立った対応の必要性について

人口減少社会における地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーについて

１　市の認識について

２　導入の考え方について

インクルーシブ教育システムにおける「副次的な籍」について

１　市の認識について

２　導入の考え方について

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月１２日】

１　古田吉昭（結）　２０４～２１４ページ

市の施設における防災機能について

１　現在の防災機能について

２　今後の対応について

３　新庁舎の防災機能について

防災井戸について

１　市内にある井戸の活用について

２　防災井戸の要件と災害時の対応について

３　今後の取組について

河川について

１　現在の整備状況について

２　今後の整備計画について

３　鈴鹿川の河床高について

交差点の安全確保について

１　危険な交差点の対応について

２　視界を遮る草木について

２　櫻木善仁（新和会）　２１４～２２５ページ

人口減少社会における亀山市の将来ビジョンについて

１　次期総合計画と市の現状について

２　リニア誘致が及ぼす将来像への影響について

３　人口推計について

空き家対策について

１　空き家対策の現状について

２　課題と方向性について

３　新たな仕組みの導入について

観光振興と一体となった低山登山の安全対策について

１　亀山７座トレイルを含む低山登山における遭難事故の発生状況について

２　課題と安全対策について

３　今後の取組について

３　伊藤　彦太郎（勇政）　２２５～２３４ページ

亀山市まちをきれいにする条例について

１　８月の中学生議会で示された条例の見直しについて

ＪＲ西日本関西本線について

１　代替手段の考え方について

２　関西本線活性化利用促進三重県会議について

学校給食について

１　物価高騰対策について

４　服部　孝規（日本共産党）　２３４～２４５ページ

学校施設等長寿命化改修の財源確保について

１　２月に策定された「大規模施設整備事業の基本的な考え方」の「学校施設等長寿命化に係る検証結果」について

２　来年度から１０年間の概算事業費が３７億円だが、この財源をどのように確保するのかについて

３　公共施設整備のための特定目的基金をつくり、財源を確保すべきと考えるが、市の見解について

４　リニア中央新幹線亀山駅整備基金２０億円を廃止し、公共施設整備のための特定目的基金にすべきと考えるが市の見解について

次期総合計画策定に向けて実施された市民アンケートについて

１　今後の取組の重要度で「リニア市内停車駅誘致の機運醸成」が最下位だったことについて

２　現状の満足度で「バスの利便性」、「鉄道の利便性」、「乗合タクシーの利便性」が不満のトップ３になったことについて

３　こうした市民アンケート結果を次期総合計画の策定にどう生かしていくのかについて

５　新　秀隆（公明党）　２４６～２５６ページ

安心・安全なまちづくりについて

１　道路管理について

（１）安全対策の現状について

（２）浸水対策について

（３）今後の取組について

２　窓口対応について

（１）多言語対応について

（２）軟骨伝導イヤホンの導入の検討状況について

（３）他市の先進的窓口対応について

学校施設について

1　学校施設等長寿命化計画について

2　特別教室への空調設備導入について

3　体育館への空調設備導入について

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月１６日】

１　鈴木達夫（結）　２５８～２６８ページ

第２次亀山市総合計画の検証と次期総合計画への課題について

１　「農」と「食」に関しての課題について

（１）交通拠点性を生かした農林業の振興について

（２）計画の中での農業と林業の区分について

（３）「食」への関心と自給自足の意識醸成について

（４）学校給食への地元産使用について

（５）市民農園の在り方について

２　住環境・空き家対策施策と移住・定住施策について

（１）所管部署の在り方について

（２）商工業の振興や教育、子育て施策の連携について

３　地域公共交通ネットワークの再構築について

（１）次世代に向けた事業展開について

第３次亀山市行財政改革大綱の検証と次期大綱への課題について

１　第３次亀山市行財政改革の取組における課題について

２　抜本的な事業再編の推進について

３　民間活力の活用促進について

２　櫻井清蔵（勇政）　２６９～２７７ページ

市長の１７年間の行政運営について

１　財政運営について

２　新庁舎建設について

３　小・中学校特別教室の空調整備について

４　狭隘道路の解消について

市広報紙の発行回数の変更について

１　１０月より広報の発行を月２回から１回に減らすことに至った経緯について

２　発行回数に対する市民ニーズについて

３　自治会及び関係団体等との調整について

４　自治会長事務手数料について

後期高齢者医療保険の脳ドックについて

１　定員１００人に対する申し込み状況について

２　各市の状況について

３　定員を増やす考えはないのか

３　髙島　真（会派に属さない議員）　２７７～２８６ページ

防災井戸について

１　事業者との協定について

２　災害時協力井戸登録制度について

３　自主防災会について

４　制度の周知について

ＲＶパークについて

１　コロナ過以降のキャンプブームの動向について

２　国内キャンプ場における近年の動向について

３　亀山市におけるＲＶパークの導入について

市内の信号機について

１　信号機の設置や撤去について

２　通学路の現状と信号機について

市職員の働き方改革について

１　市職員が働きやすい、ハード面における職場環境づくりについて

４　豊田恵理（会派に属さない議員）　２８６～２９９ページ

地域公共交通について

１　廃止代替バス路線について

２　今後のバスのあり方について

災害ボランティアの受け入れ体制について

１　現状について

２　関係機関との連携体制について

３　今後の取組について

亀山市歴史博物館について

１　休館に至る経緯について

２　休館中の対応について

令和７年８月２９日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

令和７年８月２９日（金）午前１０時　開会及び開議

第　１	会議録署名議員の指名	
第　２	会期の決定	
第　３	諸報告	
第　４	現況報告	
第　５	議案第６０号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
第　６	議案第６１号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
第　７	議案第６２号	亀山市水道事業給水条例の一部改正について
第　８	議案第６３号	亀山市公共下水道条例の一部改正について
第　９	議案第６４号	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
第１０	議案第６５号	令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について
第１１	議案第６６号	令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１２	議案第６７号	令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
第１３	議案第６８号	令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１４	議案第６９号	令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１５	議案第７０号	令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第１６	議案第７１号	令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第１７	議案第７２号	令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第１８	議案第７３号	令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について
第１９	議案第７４号	工事請負契約の変更について
第２０	議案第７５号	市道路線の認定について
第２１	議案第７６号	市道路線の認定について
第２２	議案第７７号	市道路線の認定について
第２３	議案第７８号	市道路線の変更について
第２４	報告第　７号	決算に関する附属書類の提出について
第２５	報告第　８号	健全化判断比率の報告について
第２６	報告第　９号	亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
第２７	報告第１０号	亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
第２８	報告第１１号	亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について
第２９	報告第１２号	亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開会）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから令和７年９月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

４番　草　川　卓　也　議員

１３番　鈴　木　達　夫　議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から９月３０日までの３３日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から９月３０日までの３３日間と決定いたしました。

次に日程第３、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承を願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書６件が、教育委員会から令和６年度教育に関する事務の点検・評価報告書が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から令和６年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出され、会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に日程第４、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和７年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、さきの参議院通常選挙は、国民生活に直結する物価高騰対策や、税と社会保障の在り方等が争点となる中で、政権与党が参議院でも過半数を割り込む結果となり、衆参両院ともに少数与党となったところであります。国民の価値観が古いものから新しいものへ変化するパラダイムシフトが加速しており、社会・経済・政治においてもダイナミックな転換期にあると感じているところで

あります。

一方、国においては、賃上げを起点とした成長型経済の実現に向け、先般、経済財政運営と改革の基本方針２０２５が閣議決定されました。この方針では、賃上げこそが成長戦略の要との考え方に立ち、物価上昇を安定的に上回る賃上げの実現と、国民が今日より明日はよくなると実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる新しい日本・楽しい日本の実現を目指し、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着や、地方創生２．０の推進及び地域における社会課題への対応等の方向性が示されております。こうした国の政策動向は、本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、今後も国政の動向等を見極めつつ、関連情報の把握等に努めてまいります。

ところで、先月１０日、１１日の両日に、都市の住民の健康を守り増進することを目的とした国際的ネットワーク健康都市連合の第２１回日本支部総会・大会が愛知県大府市で開催され、健都サポーター、亀山市食生活改善推進協議会、スポーツ推進委員の方々と共に出席をいたしました。本総会をもちまして、２年にわたる日本支部長の任を退くこととなりましたが、同日行われた大会では、加盟自治体の特色ある先進事例に触れ、実際に健康都市活動に携わっている方々との交流等を深める中で、地域での健康意識のさらなる向上に向けた健康都市政策の重要性を再認識したところでございます。

さて、第２次総合計画後期基本計画の３年目となる令和６年度一般会計の決算についてでございますが、エネルギー価格や物価の高騰、急激な人件費の上昇等を踏まえ、歳出において一般財源の一定割合の削減目標を掲げ、経費の縮減を図りつつ、真に必要な事業に予算配分を行い、取組を進めました。中でも、東野公園体育館における空調設備と自家発電設備の整備、関宿の重要伝統的建造物群保存地区選定４０周年に合わせた関宿内の舗装の美装化、かめやま文化年２０２４による文化の継承と創造、子ども医療費の窓口無料化に係る対象者の拡大、認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援、中学校全員喫食制給食の実施に向けた給食受入れ環境の整備への着手、地域まちづくり交付金の拡充による地域まちづくり協議会の支援など、後期基本計画実施計画の積極的な推進を図りました。

その結果、歳入総額が２３１億6,２２３万4,０００円、歳出総額が２２６億6,２６４万2,０００円となり、実質収支は4億7,８５６万1,０００円の黒字となっております。また、経常収支比率は、令和５年度と比べ経常的に収入される一般財源等に大きな変動はなかったものの、歳出において人事院勧告や最低賃金の上昇により人件費が約１億円の増、後期高齢者医療事業等への繰出金が約9,０００万円の増となったことなどにより、目標とする８５％を上回る８８．７％となり、令和５年度から１．９ポイント後退しているほか、実質単年度収支は財政調整基金の取崩し額が前年度から約4,０００万円の増となったことなどから、赤字額が増加しております。一方、公債費負担比率は、０．７ポイント好転した１１．４％であるとともに、実質赤字比率等の健全化判断比率につきましても、国が定める基準内となっております。

しかしながら、不安定な国際情勢や社会経済情勢による物価高騰等の影響を受けたことにより、財政調整基金残高は、令和５年度から約3億4,０００万円減の約１５億2,０００万円となり、第３次行財政改革大綱に掲げた目標値である２０億円以上を下回ることとなりました。このような状況を踏まえ、財政構造改革骨太方針２０２４に基づく取組を進める中で、とりわけ令和８年度までの集中改革期間においては、事業全体をスクラップ・アンド・ビルドの視点で再編するとともに、

部局横断の連携による新しい仕組みを構築するなど、限られた行政経営資源の下、現在の厳しい局面を打開すべく、全庁を挙げて取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第２次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、都市マスタープラン等策定事業につきましては、令和８年度末での次期都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定に向け、庁内組織である亀山市都市マスタープラン策定等委員会を設置し、検討を開始したところでございます。今後は、アンケート調査等による市民意見の把握に努めるなど策定等に向けた作業を進めてまいります。また、地籍調査事業につきましては、関町木崎地内における調査業務委託の契約を締結し、現在、現地立会いの準備を進めているところでございます。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、事業者から申請のありました木造２階建て、住戸数４戸の借上型市営住宅事業計画を、亀山市借上型市営住宅選定委員会での審査を経て採用したところであり、現在、当該事業者が本年度内の完成に向け、事業に着手したところでございます。引き続き、老朽化が進む市営住宅の入居者の住み替え等に努めてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、水道施設専用通信デジタル化事業につきましては、第２水源地ほか９施設において専用通信機器の更新工事に着手いたしましたので、本年度内の完成を目指し工事を進めてまいります。

また、公共下水道施設整備事業につきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、田村町、椿世町、布気町地内等において管渠布設工事の契約を締結いたしましたので、着実な工事進捗を図りながら、下水道未普及地域の整備に努めてまいります。

さらに、下水道事業会計のうち、公共下水道事業においては、汚水処理に要する経費を使用料収入では賄い切れず一般会計からの繰入金で不足分を補っているところであり、現行の使用料体系では繰入金が年々増加することが見込まれます。また、農業集落排水事業においては、世帯構成の変化等に伴う公平性の観点から、使用料体系を公共下水道事業と同一にすることが求められています。このようなことから、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定を行うため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

一方、浸水対策事業につきましては、近年全国的に多発しているゲリラ豪雨や台風の巨大化等による浸水被害の軽減に向け、内水氾濫により浸水が想定される範囲や浸水の深さ等の情報を取りまとめる内水浸水想定区域図を作成するため、先般、業務委託契約を締結したところでございます。

次に、道路の保全・整備につきましては、市内環状道路の整備に向け、市道和賀白川線において用地買収に向けた用地交渉と工事契約に向けた準備を進めるとともに、交通量が増加傾向にある市道川合９号線の道路改良に向け、用地測量業務に係る現地立会いの準備を進めているところでございます。

また、道路施設管理包括的民間委託導入検討事業につきましては、インフラメンテナンスの持続可能な維持管理体制の構築に向け、先月、業務委託に係る公募型プロポーザルにより優先交渉候補者に選定した事業者と業務契約を締結したところでございます。

一方、舗装老朽化対策事業につきましては、舗装維持管理計画に基づき主要幹線道路の予防的修

繕を行うため、今月、市道小野白木線ほか１線舗装工事の契約を締結いたしましたので、本年度の完成を目指し工事を進めてまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、地域公共交通の利用が低調な地区における地域性に応じた地域公共交通の再構築を進めていくため、国の補助金等を活用した業務委託について、先般、公募型プロポーザルによる入札公告を行ったところであります。なお、当該業務委託に係る国及び県の補助金の交付決定を受けましたので、本議会に歳入の予算補正を提案いたしております。

一方、輸送量が低調なＪＲ関西本線、亀山－加茂間の利用促進につきましては、先日、三重県をはじめ、沿線自治体である本市と伊賀市、ＪＲ西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議において、昨年度実施いたしました名古屋－伊賀上野間の直通列車の実証運行に引き続き、関西方面からの誘客・利用促進に向けた観光列車の実証運行等について具体的に検討を進めていくことといたしましたので、こうした取組の推進も含め、関係者とともに当該路線の維持・確保に努めてまいります。

次に、防災・減災対策の強化のうち、危機管理体制の強化につきましては、例年より早い時期の梅雨明けとなりましたが、連日の猛暑が続く中、全国各地で記録的短時間大雨情報の発表や線状降水帯が発生するなど、大雨による河川氾濫や土砂災害等、甚大な被害が多数発生しております。

そのような中、本市では、昭和４９年集中豪雨災害の日である先月２５日に、南海トラフ地震等の巨大地震の発生に適切に対応するため、津地方気象台、陸上自衛隊等の関係機関の協力の下、震度６強の地震発生に対するシナリオレスの庁内図上訓練を実施し、災害対策本部の能力向上と体制強化を図ったところであります。さらに、来る１０月２６日には川崎小学校を会場とした総合防災訓練を予定しており、これらの取組を通じて総合防災力の向上につなげてまいります。

また、災害時応急活動充実・強化事業につきましては、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団からの現物支給により配備された油圧ショベルに係る重機操作研修として、先月１８日、１９日の両日に市職員２６名に対し小型車両系建設機械の特別教育を実施し、職員の災害時対応能力の向上に努めたところでございます。

さらに、災害時の生活用水を確保し、迅速に被災者の生活環境を確保するため、今月２１日に白川建設株式会社と、井戸水を災害時等に活用する災害発生時等の緊急時における生活用水の支援協力に関する協定を締結したところでございます。

また、防災環境の充実につきましては、昨年度から継続して取り組んでおります防災情報伝達システム整備事業において、消防団における情報指揮伝達の強化に向け、今月、移動系無線機の配備台数を増設する見直し等に伴い、防災情報伝達システム工事の工事請負契約の変更に係る仮契約を締結しましたので、本議会に工事請負契約一部変更契約の締結を提案いたしております。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、本市と津市及び鈴鹿市の３市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、指令センター内の各種装置の設置を進めているところでございます。引き続き、令和８年４月の本格運用に向け、３市で連携を図りながら着実に事業を進めてまいります。

また、救急体制の充実強化につきましては、去る６月２６日に令和７年度亀山市消防本部救急技術研さん会を開催し、新たな試みとして三重大学医学部附属病院が運用しているドクターカーとの連携訓練を実施いたしました。この訓練では、救急隊員及び通信指令員の知識及び技術の向上に加

え、相互の連携強化を図ったところでございます。

一方、救命率の向上につきましては、本年１０月１日から総務省消防庁が全国展開する、傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードを活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組であるマイナ救急の実証事業に本市も参加するに当たり、各戸への回覧をはじめ市広報や市ホームページ等により市民へ周知することで効果的な取組につなげられるよう、準備を進めているところでございます。

また、防犯対策の推進につきまして、地域の体感治安の向上を図るため、自治会に対して、防犯灯及び防犯カメラの設置費等の助成を継続して行っており、そのうち地域が設置する防犯カメラにつきましては現在３自治会から６基の申請があり、既に４基が設置されております。

さらに、全国的に特殊詐欺等の被害が増しており、特に高齢者を狙った手口や国際電話の使用、警察官をかたるなど新たな手口の詐欺が急増し、依然として深刻な社会問題となっておりますので、特殊詐欺被害防止チラシを自治会に回覧する等の注意喚起を行ったところであります。引き続き、亀山警察署や鈴鹿亀山消費生活センターとも連携し、かめやま安心メールや出前講座など様々な機会を捉え、被害防止のための啓発や注意喚起を行い、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、し尿処理施設大規模整備事業につきましては、衛生公苑長寿命化計画に基づき、先月、受入れ貯留設備や一次・二次処理設備等を更新する工事に着手したところでございます。引き続き、長寿命化計画に基づき計画的な更新を行うことで施設の延命化に努めてまいります。

また、次期ごみ処理施設整備基本構想策定事業につきましては、ごみ溶融処理施設の稼働終了を見据え、次期ごみ処理施設の整備に係る方向性を整理するため、次期ごみ処理施設整備在り方検討委員会において審議いただくなど、本年度内での策定に向け検討作業を進めているところでございます。

ところで、去る６月２５日に、令和６年能登半島地震に際し被災地域の災害廃棄物処理の支援活動を行った団体として、本市に環境大臣から感謝状が授与されました。被災地では現在も公費解体が行われておりますことから、引き続き災害廃棄物の受入れによる支援を行ってまいります。

次いで、自然との共生のうち、生物多様性の保全につきましては、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、人と自然が共生する社会を目指し、去る６月２５日に亀山市ネイチャーポジティブ宣言を発表いたしました。また同日、亀山ビード株式会社と自然共生サイト亀山里山公園の整備についての連携協定を締結いたしたところであります。さらに、亀山版ＯＥＣＭ認定制度「かめやま生物多様性共生区域認定制度」につきましては、認定区域の拡大に向け、令和７年度前期分として２区域の審査を行っているところであり、これらの取組を通じて生物多様性保全の機運醸成を図ってまいります。

一方、みえ森と緑の県民税市町交付金事業につきましては、今月１０日に鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の主催により、坂下地区においてサマーフォレストが開催されるとともに、今月２４日には亀山森林公園やまびこにおいて森林クイズラリーや丸太切り体験等のイベントを開催したところでございます。引き続き、森林に親しみ、自然や森林と共生する意識の醸成を図ってまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、昨年度、学術調査専門委員会の助言と指導の下、鈴鹿関跡周辺のレーザー計測の成果を活用し、文化

財では三重県初となる赤色立体図を作成いたしましたので、市ホームページへの掲載や報道機関への情報提供により、その周知と活用を図ったところでございます。今後も、引き続き全容解明に向けた調査・研究を行うとともに、鈴鹿関跡想定範囲内の赤色立体図化を行い、貴重な遺跡の保存・継承・活用に努めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、ウオーキングとラジオ体操を核とした運動・スポーツの習慣化を促進するかめやまるごと健康プロジェクトにつきましては、先月２３日に西野公園運動広場にて市制施行２０周年記念「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催いたしましたところ、市内外から約１，３００人の幅広い年代の方にご参加をいただきました。今後は、これを契機に、ラジオ体操講座の開催等を通じて、各地域でのラジオ体操の普及啓発を進めるとともに、ラジオ体操指導者を育成するなど、地域でのラジオ体操の継続的な実施につなげてまいります。

さらに、来月１日から１２月３１日の期間において、市公式ＬＩＮＥを活用し、市内の様々なスポットを回りデジタルスタンプを集めていただく、みんなで歩こう緑の健都かめやまスタンプラリーを実施いたします。また、来る１１月２９日には、市制施行２０周年記念緑の健都かめやまｄｅウオーキングの開催を予定しているなど、本プロジェクトにおける取組を通じて健康マイレージアプリの活用促進も図ることで、個人の健康活動から地域の健康活動へとつなげてまいります。

一方、地域主体の健康づくりへの支援につきましては、健都サポーターのうち養成講座を受講されたスクエアステップリーダーが、指導員の資格を持つ市保健師の指示・監督の下、地域でのスクエアステップ教室を開催しており、本年度は３つの地域まちづくり協議会において、延べ１５回実施されたところであります。今後も、スクエアステップリーダーに対するフォローアップ研修を開催する等の支援を行うことで、健都サポーターを核とした地域主体の健康づくりにつなげてまいります。

また、健康づくりの推進につきましては、来る１０月２０日の世界骨粗鬆症デーに合わせ、これまであまりアプローチができていなかった市内在住・在勤の４０歳から７０歳の女性を対象とした女性の健康づくり応援骨粗鬆症教室の開催を予定しており、これらの取組を通じて効果的な周知啓発や骨粗鬆症検診受診率の向上につなげてまいります。

一方、国のこども・子育て支援加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に伴い、令和８年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることから、子ども・子育て支援金を国民健康保険税と合わせて賦課徴収するための総合住民情報システムの改修を予定しておりますが、国からその改修に伴う仕様が示され、追加すべき項目が発生いたしましたので、本議会に関連経費の予算補正を提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、物価高騰の影響による市民の負担を軽減するため、昨年度実施いたしました定額減税において定額減税を十分に受けられなかった人に対する定額減税不足額給付金の給付に向け、先月から順次、対象者に対し申請書類を送付しているところであり、本年１１月２０日の申請期限まで引き続き当該給付金の周知に努めてまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、介護予防の推進につきましては、先月１９日に、フレイル予防の推進及び学術研究・地域社会の発展への貢献を目的に、亀山市と東京大学高齢社会総合研究機構との連携協力に関する協定を締結いたしました。今後は、本協定を契機に市民ボラン

ティアであるフレイルサポーターの皆様とともに、地域まちづくり協議会におけるフレイルチェックの取組を促進してまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの一体的実施事業推進交付金等を活用し、地域まちづくり協議会等での住民主体のフレイル予防等の活動を促進するため、本議会に関連経費の予算補正を提案いたしております。

一方、認知症高齢者等対策の推進につきましては、来月の認知症月間に合わせて、認知症に関する書籍の医療専門職等のブックレビューを集めた小冊子を作成し、亀山市立図書館で展示・配布するほか、ケーブルテレビ行政情報番組での認知症啓発番組の放映や、来る１０月１９日には市民公開講座を開催するなど、認知症への理解の促進を図ってまいります。

さらに、市内の認知症高齢者グループホームにおける利用者の安全性の確保等に向け、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、民間事業者が実施する老朽化に伴う施設の大規模修繕に対して支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、スポーツの推進につきましては、来る１０月１３日のスポーツの日に、市内運動施設を無料開放するとともに、西野公園体育館において、本年度２回目の市民体力テストを開催いたします。また、同月２６日には、亀山市壮年ソフトボール大会の開催を予定しており、スポーツ推進委員の皆様と連携を図りながら、市民が誰でも気軽にスポーツを楽しめるよう取組を進めてまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、去る６月１９日に、半導体メーカーのインテル株式会社やオムロン株式会社、シャープ株式会社、株式会社三菱総合研究所など２８の企業と団体が参画をし、半導体後工程の自動化技術を研究開発する半導体後工程自動化･標準化技術研究組合（ＳＡＴＡＳ）から、シャープ亀山工場において実証ラインの環境整備を始めたとの発表がなされたところであります。今後、この実証ラインが半導体後工程自動化の研究開発をリードするイノベーション拠点として発展することにより、先進国における半導体後工程自動化市場の創出と日本の半導体関連産業の競争力強化に貢献することが期待されるところであり、今後の事業展開への躍動を本市としても期待するところであります。

また、民間産業団地亀山・関テクノヒルズにおきましては、先月、株式会社エイチワンが進出し、これをもちまして住友商事株式会社が販売する区画は完売となっております。また、阿野田町地内においても、リケンテクノス株式会社三重工場の拡張計画が決定したところであります。

一方、新たな産業団地の確保に向けた検討につきましては、先月、概略の図面作成や概算事業費の積算等の事前調査を行う業務委託契約を締結し、検討を進めているところでございます。今後も本市の交通利便性等の地理的優位性を生かし、さらなる企業誘致や市内企業の事業拡張に向けた支援等に取り組んでまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、空き店舗等活用支援事業補助金を２者に対し交付したところでございます。また、全４回シリーズの創業セミナーを今月３日に、１５名が参加する中、開始いたしました。引き続き、亀山商工会議所と連携しながら市内での創業に向け支援を行ってまいります。

一方、亀山ブランド推進事業につきましては、特産品相互取扱協定を締結している大阪府泉佐野市において、大阪・関西万博期間中に開催されております全国物産フェア「まるかじりＪＡＰＡ

N」に参加し、魅力ある特産品を積極的に発信しているところであります。そのような中、先月２６日には１２品目の亀山ブランド認定品のＰＲと販売を行い、また、来月１３日から１５日の期間においては、みそ焼きうどんの調理販売を実施するなど、亀山ブランドの知名度向上と消費拡大に努めるとともに、本市のイメージ向上と地域経済の活性化を図ってまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業の振興につきましては、若い世代に亀山茶を知っていただく機会を提供するため、市内の小学校や亀山高等学校でお茶の入れ方教室を開催し、小学生や高校生に楽しみながらお茶に親しんでいただく機会としたところでございます。

また、林業の振興のうち、林業生産活動支援事業につきましては、森林の適正な整備を促進するため、森林経営計画の作成や加太地区での利用間伐に取り組む林業事業体の支援に努めているところでございます。

一方、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、デジタル技術を活用したニホンザルの捕獲を進めるとともに、今月には和田保育園において、園関係者に対し獣害対策講座を実施いたしました。引き続き、ニホンザルの捕獲や遭遇した際の対処方法について周知啓発を図ってまいります。

また、ニホンジカの食害が著しい野登山では、ＧＰＳによるニホンジカの行動域調査に着手したほか、昼生地区では昼生地区まちづくり協議会獣害対策部と連携し、イノシシについても同様の調査を開始しており、引き続き獣害リスクマップの作成に向けた取組を進めてまいります。

さらに、有害鳥獣等による農作物への被害防止に向けて、本年６月から８月の期間において、過去３年間で市補助金を活用して設置した侵入防護柵の維持管理状況についての現地点検を実施したところでございます。今後は、この結果を地域に還元することで侵入防護柵の適切な維持管理を促進し、農作物の被害低減に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化のうち、観光施設の改修等につきましては、石水渓キャンプ場バンガロー施設におけるトイレ改修が先月１１日に完了し、来訪者が快適にレジャーを楽しんでいただける環境の充実が図られたところであります。また、石水渓キャンプ場屋内研修施設への冷暖房設備の設置につきましては、先月１５日に設計業務が完了いたしましたことから、現在、工事発注に向けた準備を進めているところでございます。

ところで、２０２５年大阪・関西万博につきましては、来る９月２２日にＥＸＰＯアリーナＭａｔｓｕｒｉ会場で三重のおまつり大集合が実施され、関宿「関の山車」保存会の協力の下、関の山車を披露することとしており、この取組により、世界に向けて亀山文化の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、一般国道３０６号鈴鹿亀山道路の整備につきましては、現在、三重県において市内区間における用地買収や建物調査等が実施されております。引き続き、関連する一般国道３０６号川崎庄内バイパスの整備と併せて、早期の整備促進が図られるよう県等との調整を進めてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進のうち、（仮称）亀山市こども計画の策定につきましては、当事者である子ども・若者の意見を聞き、施策に反映するため、おおむね高校生までを対象に、先月３０日から今月１５日までの期間において、亀山市立図書館及び亀山児童センターで意見聴取を行ったところでございます。また、旧図書館への移転の方針を決定している

亀山児童センターにつきましても同様に、移転に向けた意見聴取を行ったところでございます。今後、これらの意見を反映するべく（仮称）亀山市こども計画の策定作業を進めるとともに、新たな亀山児童センターに必要な機能についても検討を進めてまいります。

一方、魅力ある幼児教育・保育の提供につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、野外活動等に関する知識を有する方を講師として迎え、公立の保育所等におきまして、本市の地域資源を活用した体験活動を実施することとしており、今月８日の神辺保育園での実施をはじめとし、今後全園で体験活動を展開してまいります。

また、亀山市特定不妊治療費助成金につきましては、不妊治療を受けた夫婦に対し、治療に要した経費の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図るとともに少子化対策に寄与するものでございます。このような中、着床前胚染色体異数性検査（ＰＧＴ－Ａ）が三重県の特定不妊治療費（先進医療）助成事業の助成対象に追加されたことから、本市におきましても、助成金の対象に当該検査を追加し、先月１日から受付を開始したところであります。今後も、不妊治療に関する選択肢を増やし、出生率の向上につながるよう取り組んでまいります。

一方、児童発達支援体制の充実につきましては、こども家庭センターを中心としたこれまでの取組に加え、児童発達支援センター等とともに個々のニーズに寄り添った支援を行っているところであります。そのような中、現在、（仮称）児童発達支援事業所連絡会の設置に向け、市内の障がい児通所支援事業所への聞き取りを行い、ニーズや課題を整理しているところであります。今後は、地域全体でよりよい支援ができるよう、さらなる連携強化を図ってまいります。

また、５歳児健康診査につきましては、子どもの特性を早期に発見し、就学に向けた適切な支援等を行うため、国において早期の全国展開に向けた取組が進められていることを受け、本市においても昨年度の試行実施の検証を踏まえ、本年度は１０月にモデル園において新たな手法による試行実施を予定しているところでございます。引き続き、他市の事例も参考にしながら、本市の現状に合わせた実施方法を検討してまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域活性化支援事業交付金の交付を随時行っており、これまでに夏祭りや文化祭等のイベントのほか、地域の再発見を目的としたスタンプラリーの開催など、コロナ禍からの地域まちづくり活動のさらなる回復に向け、積極的に活用いただいているところでございます。また、今月１０日には、野登地区においてまちづくりサロンが開催されるなど、地域の主体的な活動が力強く展開されているところでございます。市といたしましても、地域まちづくりを推進するためのアドバイザー派遣や会議ファシリテーション研修を開催するなど、地域まちづくり活動の活性化と地域の担い手の育成に向けて取り組んでまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、協働事業提案制度につきましては、市民活動団体からの事業提案に対し、協働コーディネーターを交えて市民活動団体と協議を進めるほか、ＳＮＳを活用して市民活動応援制度の登録団体を動画で紹介するなど、市民活動の活性化と協働の推進に努めております。

また、本年度から市民協働センター内に設置いたしました市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」では、亀山市社会福祉協議会との連携の下、市民活動やボランティア活動に関する相談を

積極的に行うとともに、今月２日には、亀山市社会福祉協議会との共催によりボランティア養成講座を実施するなど、市民活動の支援とボランティアの育成を図っているところでございます。

次いで、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、関宿の空き家を活用したワークショップ「ＤＯＭＡプロジェクト」として、関宿祇園夏まつりに参加し、移住希望者や本市に関わりを持つ人々等と地域住民とのつながりを創出する取組を行ったところであります。今後も、地域イベントへの参加など様々な機会を通じて本市への移住や関係人口の創出につなげてまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進のうち、職員コンプライアンスの推進につきましては、亀山市職員コンプライアンス条例の施行から６年が経過したところでありますが、本年度も、今月１日からの１週間を亀山市職員コンプライアンス推進週間と位置づけ、職員におけるコンプライアンスへの理解を深める取組を行ったところであります。また、透明で市民に信頼される市政を確立するため、本年度は、会計年度任用職員を含めた全職員を対象にコンプライアンス研修を実施しており、この研修を通じて職員のコンプライアンス意識のさらなる醸成を図ってまいります。

次に、行政ＤＸの推進につきましては、地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、一部のシステムを来月から標準準拠システムへ移行するため、現在最終作業を進めているところでございます。また、生成ＡＩの活用につきましては、業務効率の向上等を図るため、先月から庁内において生成ＡＩの試行運用を開始したところであります。

次いで、持続性を保つ健全な財政運営につきましては、財政構造改革骨太方針２０２４の集中期間の２年目として、１０年先、２０年先の将来を見据え、これまでの前例や制度の枠組みにとらわれることなく、財政構造の本質的な改革を進めることで、目標の必達に向け、取組を進めているところであります。

また、財政の早期回復に向けた取組を含め、効率的・効果的で持続可能な行財政運営を確立することを目的として策定する（仮称）第４次亀山市行財政改革大綱につきましては、庁内組織である行財政改革統括管理委員会及び外部組織である亀山市行政改革推進委員会での検討を進め、このほど当該大綱の骨子案を取りまとめたところでございます。今後も、亀山市行政改革推進委員会の意見を踏まえながら、当該大綱の年度内の策定に向けて取り組んでまいります。

一方、戸籍法等の改正に伴い、改正法の施行日である本年５月２６日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなったことから、本市に本籍を有する方に振り仮名の確認通知を先月４日に送付し、筆頭者等からの届出に基づき、順次戸籍への氏名の振り仮名の記載を進めているところでございます。

ところで、次期総合計画の策定につきましては、庁内策定組織における検討作業を通じ、このほど、基本構想及び前期基本計画の骨子案の取りまとめを行いましたので、本日、議会へお示しをさせていただきたいと存じます。引き続き、亀山市総合計画審議会での審議等を通じて計画立案作業を進めてまいります。

一方、本年は５年ごとに実施される国勢調査の実施年でありますが、先般、副市長を本部長として令和７年国勢調査実施本部を設置するなど、調査の基準日であります１０月１日に向けて諸準備を進めているところでございます。国勢調査は人口や世帯の実態を調査する国の最も重要な統計調

査でありますので、正確な調査実施に向けて全庁的に取り組んでまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年５月１１日から８月１０日までにおける一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約、並びに同期間における負担つきでない１００万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

令和７年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、中央教育審議会の初等中等教育分科会においては、教育課程の基準等の在り方に関する審議が行われています。多様な個性や特性、様々な背景を持つ子どもたちを包摂する柔軟な教育課程の編成をどう進めていくかや、学習内容の弾力化や柔軟な標準授業時数の取扱い、教科書の内容の精選、次期学習指導要領での新たな学習評価の在り方について議論がなされているところです。

次に、県の情勢でありますが、現在、三重県教育ビジョンに沿ったそれぞれの施策が進められているところであります。その中でも、一人一人の自己肯定感を涵養する教育の推進が施策の筆頭に位置づけられております。ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、子どもたち同士や、教職員と子どもたちとの関わり合いなど、様々な他者と関わる活動や多様な体験を通して、自己肯定感や幸福感など一人一人のウエルビーイングの向上を目指す取組を推進することとしています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校及び家庭・地域との連携・協働を図りながら、重点的な取組を着実に進めてまいります。

それでは、それぞれの事業進捗について、学校教育関係からご説明申し上げます。

まず、２学期からの熱中症防止対策につきましては、各学校の実情に応じて、従来からの取組に加え、特に気温の上昇が著しい下校時に、日傘や冷感タオルの活用推奨や、必要に応じて水筒への水の補充の声かけ、通学路途上にあるＳＯＳの家のうち、商店や事業所など留守の可能性が低い大人の目が常時ある場所や、各学校が選定する通学路途上にあるコミュニティセンターにおいて、児童・生徒が緊急的に休養等が取れるよう、学校や学校運営協議会から依頼を行っているところです。

また、睡眠不足等による体調不良も熱中症リスクを高める要因となることから、各家庭において子どもたちの基本的な生活習慣の確立を改めてお願いしているところです。これらを併せまして、児童・生徒の熱中症対策の徹底を図ってまいります。

次に、夏季休業期間を中心とした各種行事の状況でございますが、先月２９日に川崎小学校において英語デイキャンプｉｎＫＡＭＥＹＡＭＡ２０２５を開催いたしました。市内小学校５・６年生、ＡＬＴ（外国語指導助手）や中高生ボランティア、教員等４４名が集まり、会話やゲームによるコミュニケーションを通して、生きた英語を楽しく学ぶ機会となりました。参加者からは、個人活動やグループワークでいっぱい英語を話すことができて楽しかった、夏休みにとても有意義なイベントに参加できてよかったなどの感想が寄せられています。

また、今月５日には、市文化会館におきまして、ＮＨＫ全国学校音楽コンクール三重県コンクールが開催され、本市からは小学校の部に亀山西小学校と川崎小学校が出場しました。審査の結果、川崎小学校が金賞を受賞し、来月開催されます東海・北陸ブロックコンクールの三重県代表に決定しております。加えて、来る１１月６日には市文化会館におきまして、亀山市小中学校音楽会の開催を予定しているところです。こうした合唱を通した活動により、児童・生徒の健全な成長と豊かな感性が育つことを期待するところです。

さらには、今月２６日に、令和７年度亀山市中学生議会が開催され、市内３中学校から議員１３名、議長１名の１４名が参加いたしました。行政や議会の仕組みを学ぶとともに、一般質問を行うことを通して市政への関心や理解を深める機会となりました。

次に、部活動関係でございますが、中学校総合体育大会等の大会種目におきまして、学校や地域でのクラブ活動の学校代表として東海大会や全国中学校体育大会への出場が決まっております。

まず東海大会へは、個人種目で、中部中学校の卓球部男子、陸上競技部男子２００メートル、２年男子１００メートル、女子８００メートル及び女子１５００メートルにおいて、また地域のクラブに参加している亀山中学校の生徒が個人種目の硬式テニス女子、中部中学校の生徒が団体種目の新体操において、それぞれ出場を果たしております。

一方、全国大会へは、個人種目で、亀山中学校の剣道部男子、陸上競技部男子１００メートルと８００メートル及び中部中学校の陸上競技部男子１１０メートルハードルに加え、地域のクラブに参加している中部中学校の生徒が、柔道男子５５キログラム級と高飛込女子の種目において、それぞれ出場を果たしております。

さらに、今後の休日の中学校部活動の地域展開等に関する取組については、これまで庁内で分野横断的に協議を重ねてきておりますが、今月６日に開催された亀山市総合教育会議での協議を踏まえ、より具体性を持って推進してまいります。なお、休日の中学校部活動の終了時期につきましては、令和９年度の夏を目途に、引き続き関係者と調整を図るとともに、終了までの令和８年度については、活動人数等に応じて合同の部活動等の実施も検討し、子どもたちの多様な活動の機会の提供に向けて努めてまいります。

次に、学校教育に関する取組といたしまして、先月末に令和７年度全国学力学習状況調査の結果が公表されました。本市の状況としましては、小学校は国や県と同程度、中学校はやや下回る結果となりました。その結果を受け、夏季休業期間中に各校において教科ごとの詳細を分析し、２学期以降の取組について検討がなされたところです。引き続き学力向上推進計画（第４版）の取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育んでまいります。

また、今月３日にＮＰＯ法人亀っ子サポートの主催、教育委員会と中学校長会の共催で、きめ細やかな支援のための進路（進学）相談会が開催されました。本年度は、本年４月に開校した県立四

葉ヶ咲中学校の学校長にも参加いただきました。当日は、私立を含めた高校の先生や保護者など、関係者を含め総勢１１０名が参加され、子どもの将来や進路について中学校の先生とともに相談や情報交換が行われたところであります。参加した保護者からは、たくさんの高校の特色が分かってよかった。子どもの進路選択に生かしたい。子どもが不登校傾向にあり、進路が心配で、いろんな高校があって、いろんな学び方があることを知ることができて参考になったなど、多くの感想が寄せられていました。引き続き、進路対策について丁寧に対応してまいります。

続きまして、中学校給食関係について、ご説明申し上げます。

まず、中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、亀山中学校における埋蔵文化財発掘調査支援業務の実施により、工事実施に影響する文化財等がないことが確認できたところでございます。その後、亀山中学校及び中部中学校における配膳室等の整備工事について手続を進め、先月より工事に着手したところです。現在は計画どおり、増築部分の基礎工事を進めているところでございます。

また、調理・配送面等におきましては、関係者の意見等も踏まえつつ、給食調理等業務の受託業者と具体的な協議を引き続き重ねているところでございます。両中学校での全生徒を対象とした給食となることから、今後、中学校教職員への給食指導等の実施に向けた校内研修や、アレルギー対応を含めた配膳や片づけ等のシミュレーションに向けた準備を並行して行っていく予定でございます。

なお、両中学校の給食開始時期につきましては、そうした取組を着実に実施し、新年度当初である令和８年４月の実施を目指し、引き続き慎重に準備を行ってまいります。

次に、通学路における安全確保につきましては、学校、ＰＴＡ及び地域等から４５件の通学路改善要望をいただき、先月下旬から今月上旬にかけて、亀山警察署、三重県鈴鹿建設事務所、市関係部局等と通学路の合同点検を実施したところです。その結果を受け、改善の方向性を検討しつつ、関係機関と連携を図り、必要箇所における速やかな改善に努めるなど、引き続き児童・生徒の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

また、先月２７日に小学校５校において、三重県建設労働組合亀山支部による奉仕作業が行われ、木製棚や木製ベンチの作製など児童の学習環境・生活環境の充実に貢献いただいたところであります。

なお、学校施設の整備関係として、小・中学校施設における修繕料について、緊急的な修繕の実施を要するため、本議会に関係経費の予算補正を提案しております。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、中央公民館講座においては、来月から地域まちづくり協議会と連携しながら、運動とゲームで楽しく脳トレ、秋の花を折切り紙でなど、地域のニーズに沿った学びを提供する出前教室を順次開講してまいります。

次に、青少年健全育成関係につきましては、青少年育成市民会議や子ども会育成者連絡協議会をはじめとする各関係団体や地域の方々にご尽力いただきつつ、県内の大学生や市内高校生、中学校のリーダー・サブリーダーの協力も得ながら、夏季休業期間を中心に、サマーキャンプや旅籠玉屋宿泊体験学習等の活動を実施していただいております。

また、自転車走行時のヘルメット着用や子どもだけでの川遊びへの注意喚起等の青パトの活動に

ついても、引き続き警察等と連携を密にし、児童・生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

まず、図書館では、学校の夏季休業期間中、図書館ボランティアの方々にご協力いただき、朗読講座や手作り絵本教室など親子で楽しめる様々なイベントを開催し、多数の方にご参加いただいたところです。

また、館内のテーマ展示コーナーにおいては、行政との連携を図り、これまで自閉症週間や環境月間に合わせた情報発信や関連書籍の展示を行ってまいりました。今月２３日からは、亀山市社会福祉協議会と連携し、認知症月間に合わせ認知症関連の書籍を展示するとともに、書籍を分かりやすく紹介するブックレビュー小冊子の配布を行っているところです。このような取組を通じて、引き続き市民の皆様の読書活動への関心を高めてまいりたいと考えています。

ところで、歴史博物館関係といたしまして、先般、亀山市総合教育会議が開催され、改正博物館法の趣旨を踏まえた今後の対応について協議が行われました。この協議結果を受け、膨大な資料のデジタル・アーカイブ化等による新たな博物館登録に向けたスケジュールも考慮し、令和７年１０月１日から令和９年３月３１日までの１年６か月間を休館することといたしたところでございます。市民をはじめ歴史に興味関心のあられる方など多くの方々にご不便をおかけしますが、より開かれた、親しまれる歴史博物館となることを目指してまいりますので、休館につきまして、何とぞご理解のほどよろしくお願いします。

なお、小・中学校への歴史博物館の出前授業等につきましては、休館中も対応をしていくこととしています。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時１５分　休憩）

（午前１１時２５分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第５、議案第６０号から日程第２９、報告第１２号までの２５件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第６０号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてでございますが、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院

議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費の支払いの限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払いの限度額を引き上げることといたします。

２つ目といたしまして、選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払いの限度額を引き上げることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、施行日以後に選挙期日を告示される選挙について適用することといたします。

次に、議案第６１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございますが、国家公務員について仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について整理されたこと及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され部分休業の取得パターンの多様化が図られたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、第１条による亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、１つ目といたしまして、妊娠または出産等についての申出をした職員等に対し、仕事と育児との両立に資する制度等の周知及び制度等の請求等の意向を確認するための措置を講ずることといたします。

２つ目といたしまして、その他規定の整理を行うことといたします。

続きまして、第２条による亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、１つ目といたしまして、部分休業をすることができる非常勤職員の条件から、勤務日ごとの勤務時間を削ることといたします。

２つ目といたしまして、現行の１日につき２時間を超えない範囲内の部分休業について、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認を可能とする取扱いを廃止することといたします。

３つ目といたしまして、法第１９条に新たに加えられた１年につき条例で定める時間を超えない範囲内の部分休業について、その承認は、１時間単位で行うものといたします。

４つ目といたしまして、法第１９条第２項に規定する条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までといたします。

５つ目といたしまして、法第１９条第２項に規定する条例で定める時間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間につき、非常勤職員以外の職員については７７時間３０分、非常勤職員については１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間といたします。

６つ目といたしまして、法第１９条第３項に規定する部分休業の申出をした職員が申出内容の変更をすることができる特別の事情を定めることといたします。

７つ目といたしまして、部分休業の承認の取消し事由について改めることといたします。

８つ目といたしまして、その他規定の整理を行うことといたします。

最後に、第３条による亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、部分休業の取得パターンの多様化に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。また、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第６２号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、令和６年１月の能登半島地震において生じた指定給水装置工事事業者の不足による給水設備等の復旧遅延を踏まえ、地方自治法第２４５条の４第１項に基づく技術的助言として、災害その他非常の場合には、市長が他の市町村長もしくは水道事業管理者または他の市町村長等が指定した者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等または他の市町村長等が指定した者が当該工事を行うことを可能とし、早期の復旧に対応できる給水装置工事事業者を確保する必要があることが国から示されました。これに伴い、本条例に規定する給水装置工事の施行においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、災害その他非常の場合において、他の市町村長等または他の市町村長等が指定した者であっても給水装置工事を行うことができることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正についてでございますが、令和６年１月の能登半島地震において生じた指定工事店の不足による排水設備等の復旧遅延を踏まえ、地方自治法第２４５条の４第１項に基づく技術的助言として、災害その他非常の場合には、市長が他の市町村長または公共下水道事業管理者の指定工事店に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等の指定を受けた者が当該工事を行うことを可能とし、早期の復旧に対応できる指定工事店を確保する必要があることが国から示されました。これに伴い、本条例に規定する排水設備等の新設等の工事の施行においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

一方、地方公営企業は独立採算制が原則ですが、亀山市下水道事業会計においては、一般会計からの繰入金で不足分を補っており、国の使用料水準（１立米当たり１５０円）を下回る現行の使用料体系では繰入金が年々増加する見込みでございます。このことから、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることといたします。

２つ目といたしまして、基本使用料金及び従量使用料金を見直すとともに、使用料算定時の端数処理を行わないことといたします。

なお、施行日は令和８年４月１日といたします。ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする改正規定の施行日は、公布の日といたします。

また、施行日前から継続して公共下水道を使用している場合の令和８年４月分の下水道使用料については、改正後の別表第３の規定に関わらず、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてでございますが、農業集落排水事業の処理場１４施設のうち、田村地区浄化センターにより汚水を処理する区域を令和９年度から公共下水道区域とすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

一方、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料が異なることに対し、公平性の観点から農業集落排水処理施設使用料の見直しが必要と判断したため、所要の改正を行うものでございます。

さらに、亀山市公共下水道条例において、災害その他非常の場合には、市長が他の市町村長または公共下水道事業管理者の指定工事店に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等の指定を受けた者が当該工事を行うことを可能とすることに伴い、本条例に規定する排水設備等の新設等の工事の施工においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、田村地区浄化センターの廃止に伴い、処理施設の設置及び施設の新規使用に関する規定から同処理場に関する事項を削除いたします。

２つ目といたしまして、使用料体系を公共下水道と同一のものとするため、使用料に関する規定を見直すものでございます。

最後に、３つ目といたしまして、災害その他非常の場合において、他の市町村長または農業集落排水事業管理者の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることといたします。

なお、施行日は令和９年４月１日といたします。ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長または農業集落排水事業管理者の指定を受けた者であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする改正規定の施行日は、公布の日といたします。

また、汚水の量の算定期間が施行日前後にまたがる期間の使用量は、汚水の量がその期間の各日に均等であったものとみなし、施行日から施行日以後最初の使用水量の測定の日までの日数で日割り計算することにより算定し、この場合における基本使用料金は、施行日に使用を開始したとみなして算定する特例措置を設けることといたします。

続きまして、議案第６５号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ３，２９６万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を２３７億５，１１２万１，０００円といたしております。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費におきましては、気象庁における防災気象情報の体系整理を踏まえた運用変更に伴い、対応可能なＪアラート新型受信機を整備する必要があることから、Ｊアラート新型受信機購入に係る備品購入費を計上いたしております。

次に、民生費には、市内グループホーム改修に係る国の地域介護・福祉空間整備等交付金の内示がございましたことから、一般事業における補助金を計上いたしております。

次に、衛生費には、総合環境センター破砕施設において漏電が発生していますことから、施設を安全に稼働させるため修繕料を増額いたしております。

次に、教育費には、小・中学校施設における空調設備の修繕や不測の修繕などに対応するための修繕料を増額いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、地域介護・福祉空間整備等交付金を増額いたしたほか、国の交付条件が変更となったことによるモビリティ人材育成事業費補助金を減額する一方で、これに代わる財源として交通空白解消緊急対策事業費補助金及び県補助金に地域モデル事業費補助金を計上いたしております。また、寄附金では、企業版ふるさと納税として寄附を受けた農林水産業費寄附金を計上し、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を計上するほか、市債では、Ｊアラート新型受信機整備に係る緊急防災事業債を増額いたしております。また、地方債補正につ

きましては、緊急防災事業の限度額を変更いたしております。

次に、議案第６６号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ１７３万８，０００円を追加し、補正後の額を４４億６，１９３万８，０００円といたしております。

補正内容につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険税算定・収納システムの改修に要するシステム修正委託料を計上いたし、その財源として、歳入に国庫支出金を計上いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計及び国民健康保険事業特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額２３１億６，２２３万３，７５６円に対し、歳出総額は２２６億６，２６４万２，２２２円であり、歳入歳出差引き額は４億９，９５９万１，５３４円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である２，１０３万６９９円を差し引いた実質収支額は４億７，８５６万８３５円の黒字となっております。

また、地方自治法第２３３条の２の規定により、実質収支額のうち２億４，０００万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第６８号令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額４３億５，２３９万３，１４９円に対し、歳出総額は４３億４５万１，１８２円であり、歳入歳出差引き額は５，１９４万１，９６７円の黒字となっております。

次に、議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額１３億２，６２５万２，１３５円に対し、歳出総額１３億１，９４０万６４６円であり、歳入歳出差引き額は６８５万１，４８９円の黒字となっております。

以上が令和６年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第７０号令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１４億３，１７１万３，１２３円であり、同支出は１２億５２万１，８２５円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は１億９，５０７万３，５１７円であり、その他未処分利益剰余金変動額１億９，２９７万３，４１９円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は３億８，８０４万６，９３６円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち３億５，５４８万７，５９４円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものとし、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入の決算額は９，１００万４，１００円であり、同支出は、５億８，１４２万３，６４３円でございます。収支差引きで不足する額４億９，０４１万９，５４３円につきましては、

当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第７１号令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありますが、収益的収入の決算額は８，５４７万８，５４３円であり、同支出は５，２０２万６，７７５円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は３，３４５万１，７６８円であり、前年度繰越利益剰余金４，０６５万３，２１４円及びその他未処分利益剰余金変動額６０６万８，９８２円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は８，０１７万３，９６４円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち、２，６０６万８，９８２円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものとし、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入の決算額はゼロ円であり、同支出の決算額は２，６９７万３，５０６円でございます。収支差引きで不足する額２，６９７万３，５０６円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第７２号令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１６億２，３２６万５，６２６円であり、同支出は１５億７，５２３万５，５９５円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は１，０５８万３，７３６円であり、そのほか未処分利益剰余金変動額１，７１３万７１５円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は２，７７１万４，４５１円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金への積立て及び資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入の決算額は１０億１，８８４万４，４７０円であり、同支出は１４億７，８５１万２，４４６円でございます。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額１，０８０万円を除く収支差引きで不足する額４億７，０４６万７，９７６円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１６億８，７５０万９，１８６円であり、同支出は１７億９，４８５万２，２７３円でございます。

消費税を差し引いた当年度純損失は１億８８９万６，４１７円であり、当年度未処理欠損金は１２億５，１９９万３，４９０円となっております。

また、資本的収入の決算額は１億６，４０２万８，０００円であり、同支出は２億１，２７３万６，６７６円でございます。収支差引きで不足する額４，８７０万８，６７６円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第７４号工事請負契約の変更についてでございますが、防災情報伝達システム整備工事につきまして、令和７年７月３０日付で変更仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条

例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

元契約でございますが、契約の方法は条件付一般競争入札（事後審査型）で、契約の金額は３億７，７３０万円、契約の相手方は、愛知県名古屋市中区錦一丁目１７番１号、日本電気株式会社東海支社支社長　吉田治展でございまして、変更の内容は契約金額の変更で、変更後は３億８，５４７万５，２００円とするものでございます。

なお、契約金額の変更は、防災行政無線（移動系）の追加配備等による増額でございます。

次に、議案第７５号から議案第７７号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である能褒野５４号線、田村２９号線、田村３０号線の市道路線の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第７８号市道路線の変更についてでございますが、開発行為による区域変更に伴う田村２４号線の路線の変更につきまして、道路法第１０条第３項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第７号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書等附属書類を併せて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第８号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

令和６年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を表し、３．１％となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、令和６年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも国が定める早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を下回っております。

次に、報告第９号から報告第１２号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

令和６年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を表しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

以上、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和７年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第６５号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧いただきながら、主な内容をご説明いたします。

まず、１３ページをご覧ください。

上段の第２款総務費、災害対策事業３２７万8,０００円につきましては、令和８年度から気象庁における防災気象情報に危険警報など新しい防災気象情報の運用が開始されることに伴い、対応するＪアラート新型受信機の購入に係る費用を計上いたしました。

下段の第３款民生費、一般事業４９５万円につきましては、市内の認知症高齢者グループホームの改修に対する国庫補助が採択されましたので、市を経由して交付する補助金を計上いたしました。

次に、１５ページをご覧ください。

中段の第４款衛生費、施設管理費４００万円につきましては、総合環境センター破砕施設の低圧用変圧器で漏電が発生したことから修繕料を増額いたしました。

次に、１７ページをご覧ください。

上段の第６款農林水産業費、一般事業２８１万3,０００円につきましては、新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金交付基準に基づき、新規就農者に対し交付する補助金を計上いたしました。

次に、１９ページをご覧ください。

上段の第１０款教育費、小学校費の施設管理費１，０００万円及びその下の中学校費の施設管理費２８０万円につきましては、各学校における空調設備等の修繕について、当初見込みより増加したことから修繕料の増額をいたすとともに、中学校において倒木の危険性がある樹木を伐採するための委託料を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、９ページをご覧ください。

上段の第１５款国庫支出金、地域介護・福祉空間整備等交付金４９５万円につきましては、市内の認知症高齢者グループホームの改修に対する国庫補助金を計上いたしました。

その下のモビリティ人材育成事業費補助金２，１８９万円の減額につきましては、国の交付条件の変更に伴い減額をいたしましたが、これに代わる財源としてその下の交通空白解消緊急対策事業費補助金１，６２５万2,０００円及び中段の第１６款県支出金、地域モデル事業費補助金２８１万5,０００円を計上いたしました。

中段の第１６款県支出金、就農者育成総合対策事業費補助金２８１万3,０００円につきましては、市を経由して交付する新規就農者に対する補助金を計上いたしました。

下段の第１８款寄附金、農林水産業費寄附金５００万円につきましては、市内に事業所を有する企業から企業版ふるさと納税として寄附を受けましたことから計上し、獣害対策事業の財源として活用させていただくこととしております。

次に、１１ページをご覧ください。

上段の第２０款繰越金、前年度繰越金１，６０２万3,０００円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

下段の第２２款市債、緊急防災事業債３２０万円につきましては、災害対策事業の備品購入に係

る経費の財源として増額いたしました。

続きまして、議案第６６号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の３１ページをご覧ください。

歳出につきまして、第１款総務費、一般管理費１７３万8,０００円につきましては、子ども・子育て支援金の創設に伴うシステム修正委託料について、国から変更が示されたことから増額いたしました。

また、この財源につきましては、戻りまして２９ページの第３款国庫支出金、子ども・子育て支援事業費補助金１７３万8,０００円を増額いたしました。

以上、一般会計補正予算（第３号）及び国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

副市長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午後　０時０２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和６年度各会計決算についての補足説明を求めます。

まず、会計管理者に令和６年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

原会計管理者。

○会計管理者（原　正一君登壇）

それでは、議案第６７号から議案第６９号までの令和６年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元のオレンジ色の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の２４、２５ページをご覧ください。

まず、一般会計の歳入の主なものでございますが、第１款市税は、調定額１０３億4,３２５万5,３９４円に対しまして、収入済額は１００億9,４６６万7,１８８円で、前年度と比べ2億4,６８９万6,３１５円減り、前年度比０．９８となりました。

主な内訳といたしましては、個人市民税が前年度比０．９４の１億6,２９０万7,２３７円の減、法人市民税が前年度比０．８３の１億2,２９７万9,６６７円の減となったことによるものでございます。

また、市税の不納欠損額は3,４３８万8,１７０円、収入未済額は2億1,４２０万３６円で、調定額に対します収納率は９７．５％でございます。

次に、２８、２９ページ中段をご覧ください。

第１０款地方特例交付金の収入済額は3億1,０８１万4,０００円で、前年度より2億2,９９

１万８，０００円増えました。定額減税による減収補填等によるものでございます。

第１１款地方交付税の収入済額は、前年度より２，５５４万７，０００円減り２５億４，３１５万２，０００円でございます。

次に、３６、３７ページ中段をご覧ください。

第１５款国庫支出金の収入済額は３７億５，５１０万８，６３４円で、前年度より３億３，９２５万１，５２１円増えました。民間保育所等整備事業に係る児童福祉費補助金等によるものでございます。

次に、５２、５３ページ上段をご覧ください。

第１８款寄附金につきましては、前年度より５８万３６０円増え、７，６１２万７，３９０円となりました。このうち、ふるさと納税として個人の方からご寄附をいただきました金額につきましては、前年度より１，７４０万３，８６０円増え、５，８３６万３，８９０円となりました。

次に、６４、６５ページ中段の第２２款市債の収入済額は、前年度より４億９，０４０万円増え８億８，１６０万円でございます。主なものといたしましては、６５ページにございます一般廃棄物処理施設整備事業債や緊急防災事業債、６７ページにございます減収補填債などによるものでございます。

同ページ最下段の歳入合計は、予算現額２３５億３，８９９万６，７３０円に対しまして、調定額は２３４億８，７７９万６，５９４円で、収入済額は２３１億６，２２３万３，７５６円でございます。また、不納欠損額は３，５４６万９，０７０円、収入未済額は２億９，００９万３，７６８円でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきましてご説明させていただきます。

一般会計の歳出合計といたしましては、前年度より９億６，１９４万１，０５０円増え、前年度比１．０４となりました。

款別で見ますと、前年度と比べて支出額が増えた割合が高いのが総務費と民生費、それと諸支出金と災害復旧費で、反対に割合が低くなったのは衛生費と労働費、それと土木費でございます。

第２款総務費につきましては、退職手当などの職員手当等の増や防災情報伝達システム整備事業などにより、前年度支出額より増える結果となりました。

次に、第３款民生費ですが、１１６、１１７ページをご覧ください。

住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業や定額減税調整給付事業などの給付事業につきましては、１１７ページ中段にございますとおり、合計で６億７，２９８万９，７５２円となりました。

１３２、１３３ページ中段をご覧ください。

民間保育所等整備事業につきましては、就学前教育・保育施設整備事業補助金として３億５，７７７万８，０００円の支出となりました。

１３８、１３９ページ下段をご覧ください。

児童手当や出生祝い金の給付事業につきましては、９億１，７３５万円の支出となりました。

次に、第４款衛生費につきましては、溶融処理施設管理費などの減、第８款土木費につきましては、公園施設長寿命化事業などの減により、前年度支出額より減る結果となりました。

次に、第１０款教育費ですが、２５０、２５１ページ上段をご覧ください。

東野公園体育館改修事業につきましては、１億５，０７０万円の支出となりました。

２６０、２６１ページ下段の第１１款公債費をご覧ください。

元金償還金は１８億2,０３３万3,７４９円、利子償還金は3,３１９万2,１３４円でございます。

その下の第１２款諸支出金でございますが、２６０ページ最下段にございますとおり、１億9,０５８万9,５３５円で、これは２６２ページから記載がありますとおり、１２の基金への積立金となっております。リニア中央新幹線亀山駅整備基金に3,５５５万4,０００円、庁舎建設基金に１億円積立てしたものが主なものでございます。

２６６、２６７ページ最下段をご覧ください。

歳出合計は予算現額２３５億3,８９９万6,７３０円に対しまして、支出済額は２２６億6,２６４万2,２２２円で、継続費逓次繰越は４９１万8,１００円、繰越明許費は2億6,９６５万4,６６２円、不用額は6億１７８万1,７４６円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、２７０、２７１ページをご覧ください。

第１款国民健康保険税の収入済額は7億6,６７６万2,７６３円で、調定額に対します収納率は８１.９％でございます。

次に、２７２、２７３ページ上段の第５款繰入金は、一般会計と国民健康保険事業運営基金からの繰入金として3億7,０６７万7,０００円でございます。

２７４、２７５ページ最下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額４９億３２０万3,０００円に対しまして、調定額は４５億2,０１２万8,０８７円、収入済額は４３億5,２３９万3,１４９円、不納欠損額は2,１１２万6,１４６円、収入未済額は１億4,６６０万8,７９２円でございます。

一方、歳出でございますが、２７８、２７９ページ中段をご覧ください。

第２款保険給付費の支出済額は３０億４８９万8,６８７円で、２８０、２８１ページ下段の第３款国民健康保険事業費納付金の支出済額は１１億１７６万1,４３４円でございます。

次に、２８４、２８５ページの第６款諸支出金のうち中段の第２項基金費につきましては、国民健康保険事業運営基金に積立てをしたもので、2,０００万円の支出となっております。

同ページ最下段の歳出合計は、予算現額４９億３２０万3,０００円に対しまして、支出済額は４３億４５万1,１８２円、不用額は6億２７５万1,８１８円でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、２８８、２８９ページをご覧ください。

第１款後期高齢者医療保険料の収入済額は6億2,７７２万9,５０３円で、調定額に対します収納率は９９.２％でございます。

中段の第３款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は6億7,３８５万1,６８３円でございます。

次に、２９０、２９１ページ最下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額１３億2,３８８万1,０００円に対しまして、調定額は１３億3,１１８万9,３０６円、収入済額は１３億2,６２５万2,１３５円、不納欠損額は７１万2,５５２円、収入未済額は４２２万4,６１９円でございます。

一方、歳出でございますが、２９２、２９３ページをご覧ください。

下段の第２款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は１２億８,００８万４,７３０円でございます。

歳出の合計は、２９４、２９５ページ最下段にございますとおり、予算現額１３億２,３８８万１,０００円に対しまして、支出済額は１３億１,９４０万６４６円、不用額は４４８万３５４円でございます。

また、２９８ページから３００ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計の歳入総額から歳出総額を差し引きました収支は４億９,９５９万１,５３４円で、ここから翌年度へ繰り越すべき財源２,１０３万６９９円を差し引いた実質収支額は４億７,８５６万８３５円となりました。前年度と比べ１億４,９７３万７,９５４円少なくなっております。この実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による財政調整基金への繰入額は２億４,０００万円でございます。

最後に、３１８、３１９ページをご覧ください。

基金のうち財政調整基金につきましては、３億４,４９３万２,０００円前年度より少なくなり、令和６年度末の現在高は１５億２,３８４万５,０００円となりました。この減額となりました金額の内訳は、タブレットに保存されております１０番目の議案資料、令和６年度一般会計及び各特別会計決算資料の５０ページにございますとおり、収益金として１８４万５,０００円と令和５年度決算による剰余金として３億２,０００万円を積み立てた一方で、一般会計への繰出金として６億６,６７７万７,０００円を取り崩したことによるものでございます。

このほかの各決算資料や決算書本冊の３０２ページ以降の財産に関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、令和６年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

次に、上下水道部長に令和６年度亀山市水道事業会計決算について、令和６年度亀山市工業用水道事業会計決算について、また令和６年度亀山市下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

それでは、議案第７０号令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和６年度亀山市水道事業会計決算書の３、４ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入は水道事業収益１４億３,１７１万３,１２３円、支出は水道事業費用１２億５２万１,８２５円となっております。

次に、５、６ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の決算額でございますが、資本的収入が９,１００万４,１００円、資本的支

出が５億８，１４２万３，６４３円となっており、収入が支出に対し不足する額４億９，０４１万９，５４３円は当年度分損益勘定留保資金２億６，２２６万９，４７８円などで補填しております。

７ページの令和６年度亀山市水道事業損益計算書をご覧ください。

１の営業収益から２の営業費用を差し引きました５，４３２万２５６円が営業利益となっております。

また、３の営業外収益から４の営業外費用を差し引きました１億４，０９５万８，０１６円が営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計１億９，５２７万８，２７２円が経常利益となり、特別利益、特別損失を差し引いた当年度純利益は１億９，５０７万３，５１７円となっております。

次に、８ページ上段の令和６年度亀山市水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益を加え、当年度末残高は６２億５，６６０万９６６円となっております。

下段の令和６年度亀山市水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金３億８，８０４万６，９３６円のうち、資本金に１億９，２９７万３，４１９円を組み入れ、減債積立金に６，２５１万４，１７５円、建設改良積立金に１億円を積み立て、残余を繰り越すものでございます。

次に、９、１０ページの令和６年度亀山市水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部につきましては、１の固定資産と２の流動資産を合わせた資産合計は１０７億１４万６，６８１円となっております。

負債の部につきましては、３の固定負債、４の流動負債、５の繰延収益を合わせた負債合計は４４億４，３５４万５，７１５円となっております。

資本の部につきましては、６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計は６２億５，６６０万９６６円であり、負債資本合計は１０７億１４万６，６８１円となっており、資産合計と一致しております。

次に、２４ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から３段目のとおり、資金が９，８０５万１，７００円増加し、期末残高は９億１，８１０万９，７８８円でございます。

以上が議案第７０号令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第７１号令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和６年度亀山市工業用水道事業会計決算書の３、４ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入は工業用水道事業収益８，５４７万８，５４３円、支出は工業用水道事業費用５，２０２万６，７７５円となっております。

次に、５、６ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の決算額でございますが、収入はなく、資本的支出が２，６９７万３，５０６円となっており、収入が支出に対し不足する額２，６９７万３，５０６円は当年度分損益勘定留保資金２，０９０万４，５２４円などで補填しております。

次に、７ページの令和６年度亀山市工業用水道事業損益計算書をご覧ください。

１の営業収益から２の営業費用を差し引きました２，７６９万８，１８９円が営業利益となっております。

また、３の営業外収益から４の営業外費用を差し引きました５７５万３，５７９円が営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計３，３４５万１，７６８円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、８ページ上段の令和６年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益を加え、当年度末残高は４億５０万３，４１０円となっております。

下段の令和６年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金８，０１７万３，９６４円のうち、資本金に６０６万８，９８２円を組み入れ、減災積立金及び建設改良積立金にそれぞれ１，０００万円を積み立て、残余を繰り越すものでございます。

次に、９、１０ページの令和６年度亀山市工業用水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部につきましては、１の固定資産と２の流動資産を合わせた資産合計は７億３，４７３万５５１円となっております。

負債の部につきましては、３の固定負債、４の流動負債、５の繰延収益を合わせた負債合計は３億３，４２２万７，１４１円となっております。

資本の部につきましては、６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計は４億５０万３，４１０円であり、負債資本合計は７億３，４７３万５５１円となっており、資産合計と一致しております。

次に、１８ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から３段目のとおり、資金が２，６８５万３，３５９円増加し、期末残高は３億３，５６４万８，１３９円でございます。

以上が議案第７１号令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第７２号令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

令和６年度亀山市下水道事業会計決算書の２、３ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入は下水道事業収益１６億２，３２６万５，６２６円、支出は下水道事業費用１５億７，５２３万５，５９５円となっております。

次に、４、５ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の決算額でございますが、収入は、企業債、他会計出資金、他会計補助金、国・県補助金など資本的収入１０億１，８８４万４，４７０円、支出は資本的支出１４億７，８５１万２，４４６円となっております。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額を除く資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４億７，０４６万７，９７６円につきましては、過年度分損益勘定留保資金３億８，６８９万９６６円などで補填しております。

次に、６ページの令和６年度亀山市下水道事業損益計算書をご覧ください。

１の営業収益から２の営業費用を差し引きました８億１，３３０万６，５０７円が営業損失となっております。

また、３の営業外収益から４の営業外費用を差し引きました８億２，３８９万２４３円が営業外利益となっております。

営業損失と営業外利益の合計１，０５８万３，７３６円が経常利益となり、当年度純利益も同額となっております。

次に、８、９ページの令和６年度亀山市下水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に一般会計出資金の受入れ２億６，９７７万４，０００円及び固定資産の受贈、当年度純利益を加え、当年度末残高は２４億７７１万３０９円となっております。

次に、１０ページの令和６年度亀山市下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金２，７７１万４，４５１円のうち、資本金に１，７１３万７１５円を組み入れ、減債積立金に１，０５８万３，７３６円を積み立てるものでございます。

次に、１２、１３ページの令和６年度亀山市下水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部につきましては、１の固定資産と２の流動資産を合わせた資産合計２６８億３，７２２万９，１５７円となっております。

負債の部につきましては、３の固定負債、４の流動負債、５の繰延収益を合わせた負債合計２４４億２，９５１万８，８４８円となっております。

資本の部につきましては、６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計２４億７７１万３０９円であり、負債資本合計は２６８億３，７２２万９，１５７円となっており、資産合計と一致しております。

次に、１５ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から３段目のとおり、資金が２億８，５４７万５，８９３円減少し、期末残高は１１億５，７１１万２，８６１円でございます。

以上が議案第７２号令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に令和６年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

それでは、議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和６年度亀山市病院事業会計決算書の１、２ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入合計は病院事業収益１６億８，７５０万９，１８６円、支出合計は病院事業費用１７億９，４８５万２，２７３円でございます。

次に、３ページ、４ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、出資金などの収入合計は１億６，４０２万８，０００円で、建設改良費など支出合計は２億１，２７３万６，６７６円となっており、差引き４，８７０万８，６７６円の不足につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、５、６ページの損益計算書をご覧ください。

ここからは法定書式により消費税抜きで記載しており、１の医業収益と２の医業費用を差引きしました医業収支は２億２９８万３，６１３円の医業損失となっており、３の医業外収益と４の医業外費用を差引きしました医業外収支は９，５３６万２，０７１円の利益となっております。

また、５の訪問看護ステーション事業収益と６の訪問看護ステーション事業費用を差引きした事業収支は５６２万８，４１４円の損失となっております。これらの医業損失と医業外利益、訪問看護ステーション事業損失を差引きいたしました１億１，３２４万９，９５６円が経常損失となり、それに特別利益を加え、特別損失を差引きいたしますと令和６年度の純損失は１億８８９万６，４１７円となっております。

次に、７、８ページの剰余金計算書をご覧ください。

右の資本合計欄でございますが、前年度処分後残高から当年度変動額を差引きいたしました当年末残高は、２５億２，９５４万１，８９９円となっております。

次に、９、１０ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部につきましては、１の固定資産と２の流動資産を合わせた資産の合計は３４億８，４３８万２，６１７円となっております。

負債の部につきましては、３の固定負債、４の流動負債及び５の繰延べ収益を合わせた負債合計は９億５，４８４万７１８円となっております。

資本の部につきましては、６の資本金と７の剰余金を合わせました資本の合計は２５億２，９５４万１，８９９円となっており、負債資本の合計は３４億８，４３８万２，６１７円となり、資産の合計額と合致しております。

次に、１９ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から３段目のとおり、資金が５，５９８万７，３００円増加し、期末残高は９億５，２６７万５，８５３円でございます。

以上が議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

地域医療部長の補足説明は終わりました。

これにて上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

次にお諮りします。

明日３０日から９月８日までの１０日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日３０日から９月８日までの１０日間は、休会することに決定いたしました。
次の会議は９月９日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。
本日はこれにて散会します。

（午後　１時４１分　散会）

令 和 ７ 年 ９ 月 ９ 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 ２ 号 ）

●議事日程（第２号）

令和７年９月９日（火）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第６０号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案第６２号　亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について

議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

議案第６６号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６９号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第７０号　令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７１号　令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７４号　工事請負契約の変更について

議案第７５号　市道路線の認定について

議案第７６号　市道路線の認定について

議案第７７号　市道路線の認定について

議案第７８号　市道路線の変更について

報告第　７号　決算に関する附属書類の提出について

報告第　８号　健全化判断比率の報告について

報告第　９号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１０号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１１号　亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１２号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第２号）により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にありましては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようにご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願い申し上げます。

通告に従い、順次発言を許します。

４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

通告に従いまして、会派結を代表して質疑を行います。よろしくお願いいたします。

まず、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第７号決算に関する附属書類の提出についてを議題としたいと思います。

まず、１つ目の項目であります。

財政構造改革骨太方針２０２４初年度の評価についてということで設定をさせていただきました。令和６年度は東野公園体育館への空調設備、自家発電設備の整備や子ども医療費の窓口無料化に係る対象者の拡大など、幾つか重要な事業が実施をされました。

一方で、即応の年と位置づけられ、財政構造改革骨太方針２０２４の初年度でありますが、一般会計決算は実質単年度収支が１１年連続の赤字となり、その額はマイナス８億１，０００万円に上っております。これは、前年度から赤字額は１億３，０００万円増加したことを意味しており、将来の財源不足に備える財政調整基金は、年度末には１５億２，０００万円まで落ち込みました。

数字を見ますと厳しい決算結果とも言えますが、この財政構造改革骨太方針２０２４の初年度の一般会計決算について、市長はどのように受け止め、総括しておられるか、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和６年度の決算についての総括というお尋ねでございます。

第２次亀山市総合計画後期基本計画の３年目となる令和６年度は、行政経営の重点方針のスローガンを即応の年と掲げ、市民生活の向上への各施策の着実な展開を図るとともに、エネルギー価格や物価の高騰、近年の義務的経費であります扶助費・人件費の上昇等の環境変化を受けた財政の収支バランス改善に向けた取組を進めてまいりました。その重点方針の下、昨年５月に財政構造改革骨太方針２０２４を策定し、将来を見据えた持続可能な財政構造の刷新へ、令和７年度の予算編成

に向けて全庁を挙げた歳入歳出の両面からの改革を始動いたしました。

政策の視点では、令和６年度の主な事業として、都市レジリエンスの向上を図るため、東野公園体育館に空調設備と自家発電設備を整備したほか、歴史・文化を生かしたまちづくりとして、関宿の重要伝統的建造物群保存地区選定４０周年に合わせた旧東海道の美装化を行いました。

また、かめやま健康都市大学を通じて、市民の皆さんの健康寿命の延伸のための環境を充実させたほか、かめやま文化年２０２４による文化芸術分野の継承と創造に取り組んだところであります。

さらには、子ども医療費の窓口無料化に係る対象者の拡大や、認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援など、子ども・子育て支援体制の充実に取り組んだほか、中学校全員喫食制給食の実施に向けた給食受入れ環境の整備に着手いたしました。

加えて、コロナ禍からの回復と地域コミュニティのさらなる活性化を目指して地域予算制度を見直すとともに、地域まちづくり交付金を拡充するなど、住民自治の向上への支援を強化いたしてまいりました。

一方、財政の視点からは、財政力指数が単年度では上昇したものの、３か年平均で前年度から０．０１ポイント下降した０．８１０、経常収支比率は前年度から１．９ポイント後退した８８．７％となったところであります。

また、公債費負担比率は前年度から０．７ポイント好転した１１．４％となったものの、実質単年度収支においては、歳出の不足財源への財政調整基金の取崩し額が増となり、マイナス状態が継続をし、昨年度末の財政調整基金残高は前年度から約３億４，０００万円減となる約１５億２，０００万円となったところでございます。したがいまして、令和６年度の決算といたしましては、緑の健都実現に向けた各種事業はおおむね計画的に推進できたものの、ここ数年の物価高騰、人件費、扶助費などの義務的経費の増加の影響などを受けた各財政指標は若干の後退と考えているところでございます。

私といたしましては、これら決算状況を踏まえまして、改めて財政構造改革骨太方針２０２４の全庁的な実行、限られた行政経営資源の再構築によって市財政を早期に回復する必要があると強く認識をするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

財政構造改革骨太方針の２０２４年、これに関しては令和７年度からこれを本格的に予算編成からしっかりと対応していくためにやっていくというような、そこをちょっと令和７年度というところを強調されたかなというふうに伺いました。

では、この令和６年度に関しては、この年も即応の年ということで、当初予算資料においても、歳出における一般財源の一定割合の削減目標を掲げ、経費の縮減を図るというような、こういったことは目標として掲げられておりましたけれども、こういったところの取組の成果というのは、令和６年度においてどのようなものがあったのかというところ、ここを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

おはようございます。

昨年５月に策定いたしました財政構造改革骨太方針２０２４の取組につきましては、これまで進めてきた事業の内容を抜本的に見直し、まずは歳出の削減を図ることといたしたものでございます。このような中、令和６年度につきましては、まずは議決いただきました予算や事業を着実に進める必要がありますことから、年度途中に事業が完了した場合や目的を達成したものなどにつきましては減額補正を行い、予算の適正な執行に努めたところでございます。

この財政構造改革の取組を進めるに当たりましては、事業の見直しなどに係る調整もございますことから、令和６年度において着手した内容は、令和７年度当初予算に反映したところでございまして、予算編成に係る前段の準備や整理をこれまでより５か月ほど早めて取り組んだところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

令和６年度に関しては具体的にこういったところで経費を縮減しましたというのを出すのはなかなか難しいということだというふうに、そのような答弁であるというふうに理解をいたしました。

現に、歳出における一般財源の一定割合の削減目標と当初は言っていましたけれども、当初予算の段階でも、令和５年度から令和６年度の当初予算を比較すると１億円ほど一般財源が増加している、そういう内容だったと思います。

今回、歳出における一般財源、決算の内容で比較しても、令和５年度は決算内容で１５４億６，８２５万円に対して、令和６年度で１５７億８，０８９万円ということで、決算の内容だけ見ても歳出の一般財源というのは３億円ほど増加している。予算の段階では１億円の増加でしたけど、決算になると３億円の増加というところにまで増えているということで、なかなかこの経費削減というのは数字上表れていないというふうにも受け取れるんですけど、この一般財源の上振れといいますか、当初見込んでいたよりも決算額において前年度よりも３億円上がっているというこの数字に関してはどのように評価されているのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご指摘のとおり、令和５年度と令和６年度を比較いたしますと当初予算で約１億２，０００万円、決算で約３億１，０００万円一般財源が増加したものでございます。この要因といたしましては、人件費や扶助費が増加しておりまして、義務的経費の増加が影響しているもので、この経費の性質上削減が難しいものと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

人件費、扶助費、義務的経費が上昇していると、これは当初からやっぱり分かっていたことでもあるのでそれを上回る改革というのがこれから求められているということ、これを改めて実感いたしますし、この重圧というのが財政を非常に圧迫しているということ、これが明らかであるかな

というふうに思います。こういったところに関しても聖域なき改革というのは避けて通れないということを改めてこの決算から感じます。

そこで次の項目、歳出構造の硬直化と予防的投資に対する評価についてに移りたいと思います。

令和６年度決算における経常収支比率は８８．７％と前年度から１．９ポイント悪化し、財政の硬直化は悪化し続けております。資料によれば、これは臨時財政対策債の減少や人件費の増加が主な要因とされています。実際にこの経常経費の内訳を見ますと、人件費が５１億、物件費は４２億８，０００万、そして扶助費が４２億９，０００万となっておりまして、特に人件費と物件費に関しては類似団体平均と比較しても高い水準にあります。

そこで伺いますが、経常収支比率８８．７％という数字の構造、とりわけ人件費と物件費が恒常的に財政を圧迫しているという現状をどのように分析されているかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度の経常収支比率は、議員申されました前年度の８６．８％から１．９ポイント後退いたしました８８．７％となっており、この要因といたしまして、人事院勧告や最低賃金の上昇によります人件費の増、制度改正に伴います児童手当給付事業などに係る扶助費の増、後期高齢者医療事業への繰出金の増などにより、経常一般財源が前年度より約２億４，０００万円増加したことによるものでございます。

今後も、人件費や扶助費などに充当する経常一般財源の増加による経常収支比率の悪化が見込まれる中、財政構造改革による取組を進め、経常的経費の削減に努めるとともに安定的な税収の確保などを図ることが重要であると認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

それはそうなんですけど、類似団体と比較しても特に高い人件費や物件費というところ、この辺りを今どういうふうに認識されているかというところも伺いたいんですよね。なかなかここは削減困難な経費やというのは重々承知はしておりますけれども、監査の意見とかにもありましたけれども、単純な歳出の削減とかではなくて抜本的な構造改革ということがこれから必要になってくるというときにこの辺りをどう認識しているのか、どう受け止めているのかというところ、この辺りをもう少し詳しく認識を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、本市の特徴といたしまして、市民サービスを安定的に提供するため、５万人規模の地方自治体として広域的に対応している場合もございます廃棄物処理や消防に係る業務を単独で実施していることが人件費や物件費の比率が高い要因であると認識をいたしております。

また、人件費の抑制につきましては、まずは業務の効率化や平準化などにより、時間外勤務時間の削減による人件費の縮減に取り組んでいるところでございます。

また、物件費につきましては、例えば委託業務の発注を可能な限り入札とすることで競争性を働かせ、より安価に契約することや、廃棄物処理の際に使用するコークスについて、より安価なコークスを使用すること、また公共施設の照明をＬＥＤ化することにより使用電力量の削減につなげるなど、物件費の削減にも取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

様々な努力をしていただいているということは認識をいたしますけれども、抜本的な構造改革という点においては、先ほど冒頭にもお話しされました廃棄物処理施設や消防施設など、そういった例も挙げていただきましたけど、特に廃棄物処理施設に関しては、今後控えている大規模施設整備の中の一つの項目でもありますし、そこの検討において、しっかりと今後この決算の評価など厳しい現状を受けての今後の検討にぜひ役立てていただきたいなというふうに感じます。

そして、財政構造が硬直化しているからこそ政策的経費の在り方、つまり未来への投資の在り方ということが非常に重要になってくるというふうに考えております。本市の財政状況を端的に表す指標の一つでもありますが、プライマリーバランスについても伺いたいと思います。この指標は政策的経費を税収等で賄う力を測るものとされております。これは令和６年度では４億８，０００万円の黒字ではあるものの、前年度の１１億５，０００万円の黒字から６億７，０００万円悪化している現状があります。一般的に政策的経費を税収等で賄う力が低下しているということを示すものと思いますが、これをどのように評価されているか確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご紹介いただきましたプライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支でございます。こちらにつきましては、地方債や財政調整基金などからの繰入れを考慮せず、その年度の税収等で提供する行政サービスが賄われているかを示す指標でございます。

令和６年度のプライマリーバランスは、前年度から約６億７，０００万円減少しました約４億８，０００万円の黒字となったものでございます。黒字額が減少した主な要因につきましては、歳入において、東野公園体育館改修事業や防災情報伝達システム整備事業による地方債発行額の増や歳出総額の増、例えば民生費におけます民間保育所等整備事業の増などが要因であるというふうに考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

このような未来の投資に対する起債というのは、これは決して間違っていないことだと思いますし、これを黒字、赤字というところで一喜一憂するものではないというふうには私も認識しています。

ただ、重要なのはその投資の中身だというふうに思っています。財政構造が硬直化しているからこそ、その成果に対する評価というのはシビアであるべきだと思いますし、成果を上げていない

投資というのは迅速かつ効果的に見直すということが今まさに求められているのだと思います。

そこで項目に上げさせてもらった予防的投資という視点でありますけれども、これは少し説明しますと、病気になってから高額な治療費を払うより予防接種で防ぐ等がはるかに賢明であるのと同じように、行政運営も同様で、問題が起きてから対処する守りの姿勢ではなく、将来の大きな財政負担を未然に防ぐ攻めの予防的投資というのが不可欠かなというふうに思っております。

これは令和６年度決算においても、主要事業にはこういった予防的投資と位置づけられるような事業が幾つか分野横断的に見られます。健康都市大学に関しても、市民の健康リテラシーを高めて将来の介護給付費を抑制するということにつながると思いますし、例えばインフラ関係でも橋梁長寿命化修繕事業とか、こういったものは将来の莫大な更新費用を回避するための長寿命化計画であると思います。

こういった令和６年度の予防的投資の成果に関してどのように評価しているか、あるいは将来の成果につながる兆しについてどのように評価をされているか、この辺りの市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予防的投資でありますが、今議員が、ご紹介もいただきましたけど、将来のリスクでありますとか問題を未然に防ぐと、そのためにあらかじめ手を打っていく投資と理解をさせていただいておりますし、行政経営上当然、現実の様々な課題と将来を見据えた中でのこの予防的投資の視点というのは極めて重要な観点というふうに理解いたしております。

本市におけますそういう視点でいいますと、これも議員、今少し触れていただきましたが、例えば健康都市政策に係る取組というのはまさにそのものではないかと考えておりまして、県下初となる例えば帯状疱疹のワクチン接種とか、それ以外にもたくさんありましたが、ワクチン接種によって感染症を未然に予防していく、よって医療費の抑制をしていくとかそういう発想を組み入れて進めてきたところであり、健康都市大学の運営もしかりでございまして、健康に対する知識や関心を高めることで病気の発生の低減を医療費の抑制につなげ、心身ともに健康な状態で地域社会が形成されることを目指すものでございます。

フレイル対策もしかりでありますし、これも触れていただきましたが、公共施設、いわゆるインフラにつきまして、ご案内のように昭和の時代の様々なインフラが、これは亀山だけではございません、全国の地方自治体はこの更新期を迎えており、莫大な公共施設の管理費、それから更新の費用が今後何十年かの間にかかるという中で、やはりそれを適切に管理をしながら長寿命化させたり、あるいは耐震化をさせたり、そういう中でこの公共施設の将来への備えをしていくという発想が展開をしてきたところであります。

いずれにいたしましても、この予防的投資は、本市の施策を展開する上におきまして大変重要な理念でございますし、今後もさらに財政的に非常に厳しい局面の中で戦略的な行財政アプローチであるというふうに認識をさせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

財政状況が厳しい中で、戦略的な行財政のアプローチというのをこれからしっかりとやっていくために、その投資の成果というのを正当にしっかりと評価していく、ここを徹底していくことが非常に重要かというふうに認識しています。政策評価の指標の質が問われているのかなと思います。

そこで、令和６年度の主要施策の成果報告書のところにもちょっと目を向けていきたいんですけれども、施策評価というところにはいわゆる活動量、アウトプットといいますけど活動量と、成果、アウトカムといいますけど、活動量と成果の２つの種類があると思うんです。指標には、活動量というのは何をどれだけやったかというところを評価するという活動量、ただこれは手段にすぎないと思っています。一方で、成果のところは、その活動によって市民や地域にどんな変化をもたらしたかという実質的な成果で、事業の目的であると思います。この成果のほうが非常に重要だというふうに思っています。

そこで、令和６年度の主要施策の成果報告書を見ますと、本来成果のところを測るべき多くの指標がこの活動量の測る指標にとどまっているものが少なくないのではないかなと思っています。成果も確かに一部あります。ただ、圧倒的に活動量がメインになってしまっているんですね。

だから、一例を挙げたほうが分かりやすいと思うので一例を挙げますと、例えば、文化芸術の推進という施策がこの資料にはございます。ここでの指標は、文化会館自主文化事業に係る参加入場者数であったり、市主催等の公募展への出演、出展者数、こういったものが成果指標というふうにされていますけど、これはイベントに何人来たか、何人参加したかという活動量を数えているにすぎなくて、それによって市民の生活や地域がどういうふうになったか、どう豊かになったか、例えば市民の文化芸術に対する満足度が向上したとか、地域の新たな魅力創出や交流人口の増加につながったとか、こういう指標というのがここには一切書かれていないんですね。こういったところが一つ課題として、この資料において施策の評価の資料としての問題点があるのではないかなというふうに思います。

ここで、活動量中心の評価を脱却して、市民の生活向上に直結する成果を指標とした、軸とした施策評価であるべきだと思いますけれども、その認識を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

現在、施策や事務事業の達成度や効果検証につきましては、後期基本計画や実施計画に掲げた成果指標等を活用しながら、施策評価や事務事業評価において評価を行っております。

そのような中、計画に設定した指標の中には議員ご指摘のように的確に把握できる客観データが把握しづらいなどの理由から、全てが成果指標、いわゆるアウトカム指標ではなく、活動指標、いわゆるアウトプット指標も含まれておりますので、施策等の目的と最適な手段との関係性について定量的な観点からは弱い部分もございますが、それらは定性評価も織り交ぜながら、できる限りアウトカム志向の評価に努め、施策等の是正改善につなげているところでございます。

いずれにいたしましても、総合計画の効果検証をするためにアウトカム指標に基づく評価を行うことというのは非常に大切な視点でございますので、次期総合計画における指標の設定等に向け

ましても、さらに検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ検討を深めていただきたいなと思います。

どうしても、定性的な評価で補うと言いましたけど、やっぱりどうしてもそこって甘くなりがちなのでやっぱりそこは数字、アンケートとかそういった、市民の意識をしっかりと吸い上げて評価をしていくということが、やはり財政状況が厳しいからこそ、ここはシビアにやっていく必要が私はあると思っています。

そういった成果につなげ、その裏返しで成果につながらない事業というのは速やかに再編・統廃合し、そこから得られた貴重な財源をまた市民益に直結する効果的な施策へと集中投下していくというこの不断の努力が持続可能な市政の礎だというふうに思っていますので、これが断行すべき財政構造改革の在り方だと思いますので、そこを強くお願い申し上げて、次の項目に移りたいと思います。

歳入構造の課題についてであります。

市税収入の構造的な脆弱性というところなんですけれども、自主財源の根幹である市税に関して、今回、市税収入に関しては若干の減少、法人市民税、特に企業の業績悪化等を要因に前年度比１６％減ということで、これは歳入基盤を揺るがす非常に大幅な落ち込みであるなというふうに思います。

一方で、個人市民税も定額減税という一時的な要因によって５．９％の減少となっています。この状況は、本市の歳入が特定の法人市民税の税収であったり、こういったところは景気の動向に大きく左右される、そういった構造があるということを改めて浮き彫りにしているかなというふうに思います。

そこで伺いますが、市税収入、特に法人市民税の大幅な減収について、これを一過性の景気の後退と捉えているのか、あるいは本市の産業構造に起因する構造的な課題と分析しているのか、この辺りの見解とともに、今後の税収、市税収入の見通し、これをどのように見込んでいるか、併せて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和６年度市税収入の決算額におきましては、収入済額１００億９，４６６万７，１８８円となり、１００億円は超えたものの、前年比で約２億４，６９０万円の減収となっております。これにつきましては、減収の要因をご説明申し上げますと、先ほど議員ご紹介ありました法人市民税、個人市民税も大きな要因でございまして、まず個人市民税では、定年退職後も再雇用などで働き続ける方の増加により、納税義務者全体としては前年比２７９人の増となるとともに、賃上げもございまして、１人当たりの平均給与収入金額は前年比１７万８，０００円の増となっておりますが、しかしながら、１人１万円の定額減税により約２億２，６８２万円の減となったことから、個人市民税としては約１億６，８０９万円の減収となりました。

なお、この定額減税による市税の減収分につきましては、地方特例交付金として全額補填をされております。

また、先ほどご紹介いただきました法人市民税でございますが、コロナ禍からの業績回復により、鉄道業で約３，０００万円、半導体不足の緩和に伴い新車生産台数が回復したことから、自動車関連部品を製造する化学工業で約３，０００万円増収となりましたが、一方では、減収要因として、コロナ禍からの回復により、リモートワーク等で使用するパソコンなどの需要が落ち着いたことから、電気機械器具製造販売業で大きく１億９，０００万円減収となったため、法人市民税全体では１億２，３１８万円の減収となっております。

このように、固定資産税は増となっておるんですが、主要税目である市民税は減、固定資産税は増で、市税全体では約２億４，６９０万円の減収となったものでございます。

そういった中、今後の見通しということでございますが、個人市民税は、賃上げに伴う個人所得の伸びや再雇用等による納税義務者数の増加により一定の増収は見込めますが、令和８年度以降、来年度以降は、本年度の税制改正による給与所得控除の引上げ及び扶養親族に係る所得要件の引上げ並びに特定扶養親族に係る特別控除の創設がなされたため、減収要因が考えられます。

それと、固定資産税も参考に申し上げますと、土地は地価の緩やかな上昇傾向から一定の増加が見込めますが、家屋につきましては、建築資材価格の高騰などで建築控えが懸念をされるところでございます。

それと加えまして、本市の税収に大きな影響を与える法人市民税や固定資産税の償却資産でございますね。これにつきましては、景気の影響を受けやすく、また報道等にもありますように、アメリカの関税の影響も懸念をされるため、その動向は先行き不透明な部分がございますが、現在、市内の企業立地及びそれに伴う設備投資の状況等を鑑みますと、市税収入全体では一定増収の部分があるというふうには見込んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

次に、歳入全体の構成であります。

令和６年度は市税収入が落ち込む一方で、国庫支出金や市債発行などへの依存を強めた結果、自主財源比率が低下して、依存財源の割合というのが高まっていると認識しております。この現状の認識とともに、歳入構造のゆがみといいますか、こういったものを是正して自主財源比率を高めていくためにどういった戦略をお持ちかというところも確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度の歳入につきましては、依存財源は前年度と比較して３．８ポイント増の４７．２％となったところでございまして、その主な要因は、定額減税の措置により、自主財源である市税が減となる一方、それを補填するための依存財源である地方特例交付金が増となったことや、東野公園体育館改修事業などによる市債の増、民間保育所等整備事業に係る国庫支出金の増によるものでございます。

本市の自主財源、依存財源の割合は、コロナ禍においては国からの臨時的な交付金が増加しましたことから一時的に依存財源の割合が増加したところでございますが、令和４年以降は自主財源の割合が増加し、年度間で変動はあるものの、今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいるところでございます。

市の財政運営において、自主財源の額が行政運営の自主性と安定性を確保する尺度になりますことから、今後も市税収入などの自主財源の確保が重要であると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

自主財源に関しては増加してきているというところ、その辺りを確認させていただきました。この見通しとしても、市税全体というところは比較的堅調という、そういった見通しも先ほど聞かせていただきましたけれども、こういったところ、そういった見通しに甘えることなく、安定した自主財源を確保し、未来への戦略的な投資を可能とする強靭な歳入構造を築き上げていく、これに対してしっかりと戦略ビジョンを描いていっていただくことをお願いして、次の項目に移りたいと思います。

最後に、将来負担比率と隠れた負担についてという項目です。

まず、本市の将来負担というところに関して、将来負担比率は指標なしということでありましたけれども、この数値といいますか、指標だけ見れば将来世代の負担は軽いという、そういった健全性が示されているものだというふうに認識しております。

一方で、本市の有形固定資産減価償却率という数値が、財務４表のほうに出ておりますけれども、分かりにくい言葉ですけど、市が保有している建物とかインフラなどの資産が耐用年数に対してどれぐらい古くなっているかということを数字で示しているものですね。だから、率が高いほど資産の老朽化が進行していて、更新や大規模な改修が必要な時期が近いというふうに一般的に言われています。有形固定資産減価償却率というものです。ここで、亀山市は年々上昇しておりまして、施設の老朽化が着実に進んでいるということが数字で表れています。例で申し上げると、令和２年度は７０．１％でしたけど、今回の令和６年度は７５．８％まで増加しております。この亀山市の資産全体の４分の３以上が法定耐用年数で見た場合の価値を失ってきている状況にあるというのを示しているというふうに認識しています。

指標だけ言ってもちょっと分かりにくいと思うので、具体的な影響という意味で例を挙げると、平成２９年に策定された亀山市公共施設等総合管理計画では、今後６０年間で公共施設等の更新費用として約２，７０９億円が必要と試算されていますけど、そこから８年経過しておりますけど、残りの５０年間でも巨額の負担が待ち受けているということは示されておりますし、さらに言えば、４つの大規模施設整備事業でも新たに１５０億円近い市債発行というのが見込まれている状況です。

この将来負担比率という見かけ上の健全性の裏に隠れた、確実に必要となる巨額の将来の負担というところ、これを市はどのように認識されて乗り越えていくという、そういったビジョンを持たれているのか、この辺りを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご紹介いただきました将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率を表すものでございまして、ここで言います将来負担すべき実質的な負債とは、地方債の現在高や公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などであり、議員ご指摘の公共施設の老朽化対応に係る将来負担などは含まれず、この指標はそれらを含めて評価するものではございません。

先ほどおっしゃられました公共施設の維持管理や老朽化対策などにつきましては、公共施設白書や公共施設総合管理計画におきまして長期的な視点で試算をいたしているものでございますが、将来の行政サービス全般にわたって実質的なコストを見積もり、評価することは不確定な要素も多くございますことから、現時点においては困難であるというふうに認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

なかなか指標には表れてこないですし、こういった決算資料の中からは、そういった本当の将来的な負担というところはなかなか見通せないんだということだというふうに認識をいたしました。

ただ、しかし、これこそが本当に市民にとっての負担、今後の負担、将来の負担であって、今この財政構造改革期間において、こういった隠れた負担の部分を市民と共有せずして、真の行財政改革も決算評価というのもなし得ないんじゃないかなというふうに私は認識しております。

市の説明責任を果たすためにも、こういった決算書では見えにくい将来負担というのを可視化して、解決への道筋を示す長期的な財政計画の中に決算評価というものがあるべきではないかというふうに、そのように認識しておりますけれども、最後に市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご指摘の将来の全体的な負担を見ながら、行財政運営を行うべきであるというふうなご指摘かというふうに考えます。

行政サービスに係る全ての将来負担をお示しすることは難しいとは考えますが、例えば総合計画期間など一定期間において、歳入の動向を踏まえ、行政コストを見通す長期財政見通しにおきまして、計画期間の行政サービスコストを判断する参考となるものと存じます。

なお、現在の長期財政見通しは令和７年度までででございますので、現在策定いたします第３次亀山市総合計画の策定と併せて見直しを行うものでございますが、議員おっしゃられるように、こういったいわゆる長期的な財政見通しを見ながら、将来負担というのも考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

決算審議を通じて市民に対する説明責任をしっかりと果たして、財政構造改革をより実効性あるものに高める契機となりますことも期待して、この項目を閉じたいと思います。

次に、議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございます。

決算の総括についてということでありますけれども、令和６年度の病院事業会計決算は依然として極めて厳しい経営状況というのがあるなというふうに拝察いたします。医業収益は増加したもの、新型コロナ関連補助金の減少などによって総収益は減少し、一方で、給与費もありますけれども、減価償却費の増加によって総費用というのが増加していると、結果として１億８９０万円もの純損失を計上し、未処理欠損金が１２億５，１９９万円に膨らんでいるといった状況は看過できない状況であるなと認識しております。

市民の生命と健康を守るとりでである市立医療センターが持続可能な形で安定した医療を提供し続けるためには、健全な経営基盤の確立が不可欠であります。

そこで、この決算結果について、まずは部長より総括的なご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

令和６年度亀山市病院事業会計決算につきまして、まず収益におきましては、三重大学と連携した総合診療科、内科に加え、令和５年度から滋賀医科大学と連携し、整形外科の医師の常勤体制を維持できたことにより、多様な疾患の患者を幅広く診療できる体制の充実強化を図ったことから医業収益は、議員おっしゃっていただきましたように、対前年度比約３，５００万円増の１４億７，８５４万８，４０７円となり、過去１０年間において最大の収益となったところでございます。

一方、医業外収益におきましては、これもコロナ関連補助金が終了したというふうなことで言っていただきましたが、約１億円の減となり、対前年度比約６，６００万円減の１億６，４１１万５，５１１円となり、総事業収入は１６億８，０５１万７，９６６円となったところでございます。

これに対しての費用につきましては、人件費や減価償却費などの医業費用の増大が著しかったことから、医業費用は対前年度比約８，４００万円増の１６億８，１５３万２，０２０円、総事業費用は１７億８，９４１万４，３８３円となり、その結果、当年度純損失は１億８８９万６，４１７円となりまして、令和元年度以来の赤字ということになったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

令和元年度以来の赤字というパワーワードが出てきましたけれども、これを受けて地域医療統括官に伺いたいんですけど、この結果を亀山市の地域医療の将来を預かる責任者としてどのように総括されるのかというところ、併せて市民が将来にわたって安心して医療を受けられる体制を堅持していくための決意やビジョンなども併せて伺えたらと思います。

○議長（岡本公秀君）

谷川地域医療統括官。

○地域医療統括官（谷川健次君登壇）

令和６年度亀山市病院事業会計決算につきましては、先ほど地域医療部長からの説明のとおりですが、私のほうから少し追加説明をさせていただきます。

決算の総括としましては、純損益を計上したものの、医業収益は過去１０年間で最大の収益と

なっております。また、入院患者、外来患者も増加傾向にありますことから、まだまだ十分とは言えないものの、地域の皆様に必要な医療を提供できたものと考えております。今後もこれを堅持してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その一方で、病院の医療活動における人件費、資材費等の高騰によるコスト増が近年特に顕著となっており、国の定める診療報酬では到底賄うことができない現状がある中、今後も医療費を抑制する国の方針に変わりがなければ、診療報酬の大きなプラス改定は望めない現状ではございます。この点につきましては、日本医師会も大幅な診療報酬のプラス改定を国に訴えておりますが、現実は容易ではなく、現段階では病院での医療活動を積極的に行えば行うほど損失が出てしまうという現状も生じているところでございます。

このように、病院経営が逆境に立たされる状況ではございますが、医療センターにおきましては、まずは地域の医療ニーズに応えられることを第一に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、医療費用が増大し、病院経営を圧迫することが予想されますが、無駄を省き、リソースの選択と集中により一層効率的な病院運営に取り組んで、赤字の削減に努めながら、地域医療を担う公立病院として健全かつ効率的な経営を目指してまいりたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

診療報酬に関する言及もありました。こういった国への要望なども含めて、不断の努力をぜひ継続していただきたいなというふうに思っております。

そこで次の項目ですが、経営改善と収益確保に向けた具体的な取組についてであります。

監査の意見書にもありましたけれども、経営の健全性を示す経常収支比率９３．６４％と、健全経営の水準とされる１００％を６ポイントほど下回ったことに対して、健全経営の望ましい水準とされる１００％を超えるように努められたいと改善を求める意見がつけられております。国の政策転換にはコロナ関連の補助金の大幅な減とか、こういった外部要因もあるというふうには理解をいたしますが、それに依存しない強固な経営体制を構築するということが喫緊の課題だというふうに認識いたします。

また、さらに今後、一般会計の補助金というものに関しても、なくなるということになれば経営はさらに厳しくなるということにもなりますし、企業債の償還というのも今後本格化していくと思います。

そこで、今回のこの監査委員の指摘をどのように受け止めているのかというところも含めて、また、経常収支比率を１００％に回復させるために、具体的にどういった収益向上、費用抑制策というのを考えているのかというところを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

病院活動における収益状況を示す経常収支比率につきましては、１００％を超えて数値が高いほど経営状況が良好とされており、令和６年度の決算におきましては医業収益が増加したものの、コロナ補助金の減少に伴う医業外収益の大幅な減少と医業費用の増大により純損失が、先ほど申し上

げましたように１億８８９万６，４１７円となり、前年度比６．６７ポイント減少の９３．６４％となったところでございます。

病院経営の今後の展望としましては、令和５年度以降、病院の機能強化を図るために、病院総合情報システムやＭＲ装置などの高度医療機器の更新を行ったことから減価償却費が増大しており、人件費や資材費等に係る費用の高騰も継続するなど、経費がかさむことも予想されております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、診療体制の強化により医業収益は２年連続の増加というふうな形で好調となっていることから、今後も地域医療提供体制の確保と持続可能な経営の両立を目指し、引き続き関係機関との連携強化と安定的な医療従事者の確保に努めつつ、内科をはじめとする４科の診療体制の充実を図りながら、病院経営の健全化を図るよう努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

将来的な資金繰りの悪化を招くことなく、市民の命を守る医療提供体制を堅持するため、全力を尽くしていただきたいと思います。

３番目の透析患者の受入れ体制の強化についてであります。

透析患者数が令和元年度の９，２５１人から年々減少し、令和６年度には５，９５７人まで落ち込んでいるという点について、これも監査の意見書に書かれておりますけど、今後の透析患者の受入れ体制の強化を図られたいと強い懸念が示されております。これは医療センターの重要な機能の一つが失われかねないという警鐘であるというふうに受け止めております。透析医療は、患者さんにとって命を維持するための不可欠な治療であり、地域で安定的に提供され続ける必要があります。この監査委員の指摘に対して、現状をどのように分析して、今後どのように受入れ体制を強化していくというお考えかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターに現在外来通院していただいている透析患者様につきましては、新たに導入される方よりも、高齢でお亡くなりになられる方や施設等に転出される方など減少数のほうが多くなっており、それに伴いまして令和６年度の収益も減少しているところでございます。

また、糖尿病や高血圧の管理向上などにより、全国的に透析患者数自体が減少していくものと予測されており、市の腎臓機能障害１級手帳取得者も平成３０年度を境に減少してきていることから、今後も医療センターへ外来通院される透析患者数は徐々に減少していくものと考えられるところでございます。

一方で、急性期病院からの転院や近隣の透析クリニック等、他院からの紹介で入院治療をしながら医療センターの透析を利用される患者様も一定おられますことから、今後は他の関係機関との連携を強化し、症状が悪化されたり、別の疾患などで入院治療が必要となったりした透析患者様や他の医療機関からの転院、特にリハビリ入院等でご利用される患者様の受入れを重点的に強化することにより、収益の確保に努めてまいりたいと考えるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

入院透析を担う公立病院という、これは市民の期待もあるところだと思いますので、こういった機能が縮小することなく、今後も継続していけるように努力をお願いしたいと思います。

４番目、最後ですけれども、老朽化した施設の機能強化と長寿命化計画について。

これも監査の意見書に記載されているものでありますけれども、医療センター開院から３０年以上経過していることに触れて、長寿命化計画を策定し、老朽化した施設整備の更新など機能強化を図られたいという意見がつけられております。

実際、先ほども申し上げた有形固定資産減価償却率、医療センターに関しては６５．０７％に達して、施設の老朽化というのが少しずつ高まっているということ、これは明らかであります。市民が将来にわたって安心して利用できる医療環境を維持するためには、場当たり的な修繕ではなく計画的な施設の更新が不可欠だという、そういうことだと思いますけれども、こういった監査委員の意見をどのように受け止めていらっしゃるのか見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターが地域医療や救急医療の拠点病院として安定的にその責務を果たしていくため、施設の機能維持・強化を図る必要があるということは十分に認識しておるところでございます。

医療センターの施設設備につきましては、これまで機能重視の視点をもって優先的に更新、改修が必要なものから行うものとし、平成２２年に実施しました建物調査に基づいて、平成２４年、２５年に基幹的設備の改修を実施しており、その後は必要に応じて対応することとしてきました。

今後は、老朽化した施設設備の更新につきまして、長寿命化計画の策定も見据えつつ、これまでの改修経緯を踏まえて、改修等が未実施となっている建物の躯体の耐用年数や長寿命化対策についての専門的見解や、必要となる資金などと合わせた検討が必要というふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ進めていただきたいんですけど、１億円を超える純損失を計上している中で今後経営をしっかりと好転させていかなきゃならないという中でまたこういった施設の更新というのを控えているということでありますので、大変難しい経営手腕が求められているのかなと思います。自治体病院としての持続可能性が今問われていることだと思いますので、トップのリーダーシップと財源確保のこういった計画をしっかり立てて、市民の期待に応える公立病院をしっかりと維持していただけるようにお願いを申し上げて、次の項目に移りたいと思います。

議案第７４号工事請負契約の変更についてでございます。

契約変更の経緯と妥当性についてということなんですけれども、これはちょっと提出資料も見させていただきましたけれども、令和６年度に発生した４件の家屋火災を契機に消防団の現場での情報伝達体制の強化が必要と認識されたというふうに書かれておりました。これは市民と消防団の

安全に関わる極めて重要な無線の増設、これは非常に重要な増設だというふうに考えております。

一方で、当初の計画段階において、現場レベルで活動する消防団員の通信体制強化という視点が予見できなかったのかなというような疑問も同時に感じました。契約変更に至った経緯と当初計画の策定に当たって、現場の運用実態に対する想定が十分であったのかというところも含めて見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

亀山市防災情報伝達システム整備事業につきましては、昨年１０月から整備工事に着手しておるところでございます。

当初計画におきまして、計画当初におきましては、地震や風水害の発生時を想定し、予算を含めて現場での運用を検討する中で、消防団のご意見もいただきながら消防団への整備数を現在配備している消防団本部、これは団長さん、副団長さんへの携帯型無線機７台、消防団車両車載器、無線機３２台を更新する計画とし、移動系無線機全体としましては、災害対策本部用の１１台を含めて合計５０台の移動系無線機を配備する計画としておったところでございます。

しかしながら、令和６年度に整備工事をスタートさせてから、市内で４件、先ほどおっしゃられました消防団の出動を伴う家屋火災が発生しており、危機管理部局、私どもも現場へ出動し状況などの把握を努めました。

分団長が火点や筒先と車両の間を何回も何回も往復しながら団員を指揮し放水指示をし、放水指示や団本部との連絡を行うという、そういった姿を目の当たりにいたしまして、災害時において、より迅速かつ効果的な消火活動ができますよう、また活動していただいている消防団員の皆さんの安全確保を第一と考え、消防団分団長以上会議での協議などを踏まえまして、現場でのさらなる情報伝達、指揮伝達の迅速化を図るべく、主に分団長携帯用として、市内１２の消防団分団及び女性消防団へのそれぞれ携帯型無線機を１台ずつ追加配備するとともに、情報連携の強化を図るため市対策本部へも２台追加し、合計１５台を追加配備し、総合計６５台の移動系無線機の配備をするという令和７年５月の整備方針を見直した上で、増加配備すると決定したというところが経緯でございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

今は予見できなかったという言い方もしましたけど、計画ありきじゃなくて、現場の実態に合わせて迅速かつ柔軟に計画を見直しして、消防団員の安全と市民の命を守るために不可欠な対応であるというふうに、そのように評価をしております。今後も現場の声を第一に事業を進めていただきたいというふうに思います。

変更額の妥当性のところなんですけど、今回の増額は８１７万５，２００円ということですけれども、この財源というのは既決予算内で対応するということでよかったかというところの確認と、入札差金とかそういったものを活用するのか、額とかも含めて増額分の詳細な積算根拠についてお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今回の変更契約につきましては、先ほどの移動系無線機の追加配備と、それと一部地域においては、旧スピーカー用の通信子局の交換地を撤去するしないという、そういう場所もございまして金額が生じてきた中での変更契約でございます。

これらの機器の妥当性については、同一の通信機を増設するという形で設計で組んでおりますので、機器としての費用については妥当であるかと思うんですけれども、契約変更額につきましては、８１７万５，２００円との増額でございますが、防災情報伝達システム整備事業の既決予算が４億２００万円で、入札による執行残金、これが１，２９１万９，０００円でございますことから、既決予算内の範囲で変更契約ができるという方向でお願いをしているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

積算根拠と既決予算内で対応できるということを確認させてもらいました。

最後ですけど、事業内容の妥当性と効果という書き方をしていますけど、この無線機の配備計画の具体的な活用、どういった活用のイメージをされているのかというところと期待される効果というところを最後に伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

災害時における具体的な活用と効果でございますが、災害発生時におきましては、各消防団の皆様には、初期消火、人命救助、避難誘導、水防活動などの重要な任務を担っていただくことになります。活動いただく中で柔軟に活用いただきますよう、携帯型の移動系無線機を増設させていただきますことから、各分団の消防車両に搭載しております車載型移動無線機との相互連携が可能となり、さらには無線機の特性として、各機関、各無線機への一斉送信となりますことから、災害時などにおける刻々と変化していきます現場の状況をリアルタイムで共有でき、市対策本部もしかりですけれども、消防本部や消防団長、各消防分団の迅速かつ正確な情報共有ができると、そういった効果が出てくると考えております。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０７分　休憩）

（午前１１時１７分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。共産党議員団の代表質疑をさせていただきます。

まず、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について。

実質単年度収支についてとまず１点目に上げさせていただきました。

実質単年度収支と申しますのは、基金の積立てや取崩し、繰上償還など、より実質的な黒字や、また、より実質的な赤字などの要素を考慮して当該年度の純粋な収支状況を示す指標であると言われています。共産党の議員団としては、この指標に注目し、財政力指数がよくてもここが赤字であること、また一時的な赤字ではなく何年も続いていることが問題だと指摘してきました。

資料を出してください。

上の棒グラフではなくて下の赤い折れ線グラフのほう、これが実質単年度収支を表しています。棒グラフの底辺がゼロですので、これより下は全部赤字なわけなんですけれども、ずっと赤字が続いていまして、この令和６年度決算もさらにちょっと僅かですけど、傾きがあって赤字であることが分かります。１１年連続となったところですね。

この連続の赤字、そして６年度決算の赤字について、この要因についてどう捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご紹介いただきました実質単年度収支でございますけれども、こちらにつきましてはご紹介いただきましたが、貯金の積立てや取崩しを考慮せず、単年度の収入と支出のバランスを表すものでございます。令和６年度決算におけます実質単年度収支につきましては、赤字額が前年度から１億２，８５３万円増加いたしました８億１，４６７万円となったものであり、その主な要因は、財政調整基金の取崩し額が前年度から４，４１７万３，０００円増となったことによるものというふうに認識をいたしております。

この実質単年度収支の評価につきましては、市が実施する事業量の変動や予期せずに発生した事態への対応のための臨時的な支出もございますことから、赤字となること自体や赤字の程度によっては、財政運営上必ずしも深刻な問題になるものではございませんが、この赤字分は財政調整基金などで補填することとなりますことから、財政調整基金残高を含む中長期的な収支バランスを見通した上で計画的な財政運営を行うことが重要であるというふうに考えております。

その中で、本市では実質単年度収支の赤字が継続的な状態となっておりますが、これは不足する財源を財政調整基金の繰入れに依存する財務構造となっていることが要因であると認識をいたしておりまして、抜本的に財政構造を改革すべく、現在、取組を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

必ずしもそう悪いもんではないという言い方もされましたが、やっぱり１１年も連続しているということが問題で、たまには、赤字になることもあってもまた復活するということであればまた違

うんでしょうけれども、１１年連続で赤字であるということが問題だということなんですね。

この要因というのは、財政調整基金の取崩しが多かったからだということなんですけれども、卵が先か鶏が先かみたいな議論になるわけですけれども、改めて、それでは財政調整基金についても伺っていきますね。

これは使う目的を定めない貯金で、亀山市の場合は歳入と歳出の調整に使われているものであります。必ず、ここ最近というかずっと、私が知っている限り、この基金を取り崩した上で予算を組んで、年度末にはできれば積立てをするということで、少しずつ増やしていければよかったんですけれども、これも資料をもう一度、同じ資料なんですけど出していただきたいんですけれども、棒グラフが財政調整基金の額ですけれども、１１年と言いましたけど、だんだん減っているのが見るからに明らかです。これぐらい目減りをすると、これを基に予算も立てていますので、将来的に予算が立てられなくなるのではないかということが言われております。

まずは６年度の財政調整基金の入りと出がどうであったのか、残高が正確、１５億円ほどと言っていますけど、どうであったのか。あと、財政調整基金が亀山市としてはどれぐらいあるべきであるということが指標が示されていますが、ちょっと２つの指標がありますので、それについてもご説明いただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度におきます財政調整基金残高の推移でございますが、まず令和５年度末残高が１８億６，８７７万７，０００円に対しまして、令和６年度当初予算で９億４，０００万円を繰入れする一方、令和５年度決算剰余金３億２，０００万円、令和６年度中の収益基金１８４万５，０００円、補正予算における不用額２億７，３２２万３，０００円を戻すことで、結果的に３億４，４９３万２，０００円減少いたしました１５億２，３８４万５，０００円となったところでございます。

また、財政調整基金の目標額についてでございます。第３次行財政改革大綱におきます財政調整基金残高の目標指標を令和７年度末で２０億円以上といたしておりまして、令和６年度決算におきましては約４億８，０００万円下回っているところでございます。財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均衡を調整するほか、不測の事態への備えといたしまして、２０億円以上を維持することが望ましいと認識をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ずっと指摘しておりますので、この２つの問題について放置していくつもりはなく何とか手を打っていきたいということも今までの答弁でもありましたので、その多分答えとして骨太方針と言われるものを出されたんだと理解はしております。

この財政構造改革骨太方針２０２４、先ほどもちょっと質問があったところですけれども、この影響についてということも上げさせていただきました。

まずは、令和６年度にこの方針で実施したことは何なのかということを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の令和６年度の財政構造改革の取組でございますが、先ほども少しご答弁申し上げましたけれども、令和６年の５月に策定をいたしまして、財政構造改革を行うべく、各所属で取組を行っていただきました。この内容につきましては、令和７年度予算に反映することといたしまして、それに係る調整を令和６年度につきましては進めたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

たしか６年度予算を立てる前に５％の削減を各課に指示をされたと聞いておりますが、削減といったにもかかわらず削減にならなかったという状況の中でこの６年度が始まっていると認識しております。５％削減といいながら、かえって増えてしまったりとか、削減といったその後に方針を出されたんですけれども、その方針の中身が７年度予算に送ることばかりだったのか、６年度の中で実際に何か効果があったものがあったのかということについては、６年度の中ではもう７年度に向けることばかりで、何もあまり実績がなかったということですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度を初年度として着手した取組でございますけれども、昨年５月に策定をいたしました財政構造改革骨太方針２０２４の取組につきましては、これまで進めてきた事業の内容を抜本的に見直し、まずは歳出の削減を図ることといたしております。その中、令和６年度につきましては、まずは議決いただいた予算や事業を着実に進める必要がございますことから、年度途中に事業を完了した場合や目的を達成したものなどにつきましては減額補正を行い、予算の適正な執行に努めたところでございます。

この財政構造改革の取組を進めるに当たりましては、事業の見直しなどに係る調整もございますことから、令和６年度において着手した内容は令和７年度当初予算に反映したところでございまして、予算編成に係る前段の準備や整理をこれまでより５か月ほど早めて取り組んだところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

具体的に６年でこれが削減されたとかそういうことが、予算を編成する前に言うたにもかかわらずできなかったという、それでも、結果として増えたんだということは新しい事業があって増えたのかもしれないし、原課でもしかしたらきちっと努力をしたことがあったのかもしれないなと私は推察をしておるのですけれども、７年度に向けたんだと、今７年度ですけれども、７年度に向けて１０％という声がありましたけど、なかなかそれも削減が難しいんだということは先ほどの草川議員の答弁の中にもありましたけれども、削減するということが難しいんだというようなことが言われてました。

でも、削減をして先ほどのグラフがＶ字回復をしていただかないことには、本来これから亀山市が市長のおっしゃるような本当の健康都市のための施策でありますとか、子どもが生きやすい、そして子育てがしやすい本当にそういうまちであるとか、大きくなって出ていってもやっぱり帰ってくるまちにするための具体的な施策をどんどん打っていかなくちゃいけないわけですよね、この人口減少社会の中でも、そんな中で難しいんだと言っていてはなかなか、これは２年続けて削減しようと言ってもできないということが続いていますので、削減の難しさについてどのように捉えておられるのかをまず伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

削減の難しさということでございますけれども、これまでもご答弁申し上げてきましたとおり、やはり年度間の事業の差はございますものの、今のいわゆる人件費ですとか扶助費の義務的経費の伸びというのはやはり一番大きく影響してくるものなのかなというふうに考えておりまして、義務的経費はなかなか削減しづらい経費でございますので、そういったところで削減が難しいところもあろうかというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の決算をずっと並べていくと、ああ、人件費も多い、そしてまた扶助費も増えているんで問題やなという議論もされるんですけれども、特に扶助費などは新たに障がいの事業とかが、今までできていなかった部分ができるようになって増えたことというのがすごく多いですよね。本来の扶助費の額としては、亀山市はそう多くない市だと私は認識しています。障がい者の部分がどんどん増えてくる前は、他市比較をしてもそう多い市ではなかったと私は思っているんですけど。

その削減がしづらいというのを私なりに考えますと、やはり原課で削減をしていらっしゃいということで多分指示をされていると思うんですけれども、原課といたしましては、やっている事業は全部市長がやれと言った市長が進めてきた事業であったり、もっと昔からやっている事業とか、シャープの華やかなりしときの事業とかいろんなものが交ざっていますけれども、やっぱり進めようとしてきた事業を自分たちの判断で切る、どの優先順位で切ればいいのか、事業そのものを切るとすればですよ、その判断を原課に任せるというのも私は、これほど大きな改革をしていくというときには違うのではないかな、もう少しもっと市長のリーダーシップが要るのではないかなと思います。

また、事業そのものを切るにしても事業にかかっている経費を削るにしても、あるいは新しい必要になってきた事業を上げるにしてもそれはもう全部、どこを優先すればいいのかというのをやっぱり切るということが前段にあるとなかなか原課だけでの判断は難しいんじゃないかなと思うんです。だから、これを２年続けてカットしなさいと言ってもなかなかカットできなかったんじゃないかなと思うんですね。そのことについてちょっとお伺いしたい、これは市長にもお伺いしたい。

あとは人件費がどんどんそれは毎年上がっていきますしというのはあるけど、これは全国的に同じ傾向なんですよね。亀山市だけが人件費、毎回最低賃金が上がって会計年度のものが上がってと

いうことではなくて、むしろなかなかそこに踏み出せないでいる状況であるのにそこを理由にする意味がちょっと分からない、そのことについて説明をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

実質単年度収支からのご質問でございました。

決算に関わってということなんですが、今少し骨太方針の話もございましたが、まずは少し、ご質問をいただきました中で、やはり実質単年度収支は本当にこの十数年で２回だけプラスになった年がございました。それ以外は、いわゆる単年度のやりくりという意味では財政調整基金からの繰入れのほうが大きい、それはやっていく事業に対して不足額を財調で埋めるという財政構造を今日まで続けてきておるというのが本市の特徴というか構造であります。

財政指標は、それぞれ他の指標ともトータルでしっかり判断していく必要があろうかと思いますが、実質単年度収支を、マイナスを変えていくためには事業を少なくする、これによっては事業を減らすとか、今うちは１０６の主要事業と約四百数十の標準事業を回していますのでこれを削減していく、政策的なことも含めて削減できれば、それは随分変わるだろうというふうに思います。

しかしながら、市民生活や、あるいは今本当に将来も含めてやらなくてはならんことがたくさんある中で、様々な議論を踏まえて、そして総合計画だとか個別の計画、議会の議決もいただいて実施をしていく中でも、なかなかじゃあ、今触れていただいたようなそれぞれの事業をなくすとかあるいは削減するとか、こういうことは非常に難しいテーマであろうかと思います。

したがいまして、それぞれの事業、もう一回中身をしっかり点検をしていく、そしてそのやり方、組立て方も見直す中でぜひその構造を変えていこうとしているところでございます。

２年間続けてカットできなかったけれどということなんですが、実はさっきの義務的経費は全国的にも同じような傾向が続いております。したがいまして、これはどの自治体においても、これをどうこなしていくのかは非常に大きなテーマでありますが、歳入と歳出との関係がございますので歳入が増えなければ義務的経費の部分が上がる、これが他の事業にしわ寄せがないように財政調整基金で手当てをしながら回しておるという今の状態に対して、やはりこの流れを変えていく、刷新していこうというのが骨太方針の考え方でございます。

そしてそれは１年、２年ではなくて、お示しをしておりますように令和６年度から令和１１年度までの６年間を改革期間として、なおかつ、この改革期間のうち令和６年度、昨年度がその初年度でございましたけれど、６年度から令和８年度までの３年間を集中改革期間として特に集中して全庁を挙げて取り組もうとしておるところであります。

資料の中でお示しをさせていただいておると思うんですが、骨太方針の中で、前段の３年間で今までの流れを止めて逆の基調をつくっていく努力をすることによって後半の３年間で先ほどの財調を約２５億、目標達成に持っていこうという６年間のスパンでの取組をスタートさせたというのが令和６年度の初年度の考え方でございましたので、確かに、２年間で続けてカットできなかったということは努力の結果、随分抑えたり、いろいろ目に見えない形も含めてそれはまだ進行形のところでございますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、令和６年度の実質単年度収支のこの構造をしっかり変えていくことが

極めて重要だという中で、次につなげていくということが大事であろうというふうに思っているところであります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

人件費とかそういうのは全国的に同じ流れだということもおっしゃいましたし、私も２年で結果を出しなさいよということを言うているわけではなく、でも、これは本当に、削減をするということは職員一人一人も大変な仕事になっていくわけですから、それ以上の大変な思いをして、市長もやっぱり各原課のどこが優先でどれを削るべきなのか、どれをじゃあもうちょっと頑張るべきなのか、事業そのものを削るのか事業を少し小さくするのかということのそれは市長が考えられる多分市のイメージが、どうやりたいということがおありになろうと思いますけど、原課は原課でやってきた中で、いや、これは実は本当に大事な事業なんですということもあるかも分かりませんし、そこら辺のコンセンサスを丁寧にこの最初のそれこそ３年でやっていかないと、最後の３年は走れないんじゃないかなということを私は心配するわけです。

皆さんが腹に落ちて、市民にも申し訳ないけどここは我慢いただきたいということもあろうかと思います。そういうことをやっぱり、矢面に立つのは職員ですし、そういうスタートをこれは切った年ですのでね。ここを最初やで仕方ないということではなくて、なぜ難しかったのかということは本当に検証するべきだと私は思うんです。それで市長がもっと、まずはそれぞれの事業をご理解なさって、ここは切ってほしい、ここを大事にしてほしいということをまずはその思いを各原課等におっしゃるべきでないかなと、踏み込み過ぎか分かりませんけどね。そうしないと職員は大変じゃないかなということを私はこの決算を見て思うんですけれども、そういう思いはどうですか、それに対しては市長、どうですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然この行財政改革はもう待ったなし、将来を見据えたらこれは全庁を挙げて取り組むべきことであるというふうに思っておりますし、トップダウンかボトムアップかということであれば当然これは大きな方針のトップダウンをもってこの改革を進めようという、これはトップとしての意思の中で動いておることであります。

ただ、今議員ご指摘のように、様々な事業には様々な歴史とか、いろんなしがらみとかいろんなことが多分あろうと思います。議員個々のお立場からも様々な事業に対する思いもあろうかと思います。しかし、ここは当然精査をしていく。切るとか切らない、これだけではなくて事業の在り方そのものを惰性から一回見直して、そして事業の組立てを変えていく。その中に縮小ということもあるか分からない、再編もあるか分からない、廃止もあるか分からない、そういうことを本当に、数百の事業を１つずつ積み上げていくようなこれも併せて、トップダウンとボトムアップ、この中で全庁を挙げてこれをやり切るということが数年先、あるいは将来につながるという話を基本に進めてきているところでございます。当然市長としての思いをことあるごとに申し上げてきておりますが、本当にこれは議員の皆さんとも共通の言語でもって、この局面を共通認識しながら未来へ向

けてご理解、ご協力いただく中で、職員はもちろんですが、ぜひともしっかり前へ進めていく必要があると、そういう局面にあるということの中でしっかり前へ進めてまいりたいというふうに思います。ただ、丁寧に進めていくということは当然のことでございますが、大胆かつ繊細にこれは進めていく必要があろうというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

もうこれぐらいにしておきたいと思います。

次の議案に移ります。

議案第６８号令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

この国保の決算はいろいろちょっと中身がございましたので、まず６年度の決算の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸市民文化部参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

令和６年度の国民健康保険事業特別会計の決算状況でございますが、まず歳入につきましては、被保険者数の減少等により保険税収入が前年度比２，６２１万７，０００円減の７億６，６７６万３，０００円に、またそれに伴いまして歳出の保険給付費が大幅に減額となりましたことから、その主な財源でございます保険給付費等交付金の普通交付金を含む県支出金も前年度比２億４，６２６万８，０００円減の３１億１，２２５万９，０００円となるなど、歳入総額は前年度比２億３，９３４万２，０００円減の４３億５，２３９万３，０００円でございました。

次に歳出でございますが、保険給付費が前年度比２億４，１９８万３，０００円減の３０億４８９万９，０００円となった一方、国民健康保険事業費納付金は前年度比３，８５５万９，０００円増の１１億１７６万１，０００円となるなど、歳出総額としては前年度比２億１，７２６万１，０００円減の４３億４５万１，０００円でございました。

令和５年度をもって激変緩和措置が終了したことに伴いまして、県に支払う国民健康保険税事業費納付金が増額となる中、後期高齢者医療制度への移行等による被保険者の減少に伴う保険税の減収を補填するため、国民健康保険事業運営基金から６，５９４万２，０００円の繰入れを行ったことによりまして、歳入歳出差引額は５，１９４万２，０００円の黒字決算となったところでございます。

しかしながら、前年度繰越金７，４０２万３，０００円を差し引きました単年度収支といたしましては、２，２０８万１，０００円の赤字決算となったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

特徴的なところでは、被保険者数が減ったということと、６年間の激変緩和措置がなくなって１年目の年であるということだと思うんです。激変緩和措置というのが一体どれぐらい今まで入ってきてそれでどうなっていたのか、どういう内容だったのかということについて、まず少し説明をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

激変緩和措置がどんなものであったかということでございますが、国民健康保険事業につきましては、平成３０年度からの国民健康保険制度改正に伴い県単位化となりまして、県内で保険料負担を公平に支え合うため、県は保険給付費に必要な費用を全額保険給付費等交付金として各市町に支払う一方、医療水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金の額を各市町ごとに決定し、各市町はその納付金を納めるために、県の示す標準保険税率を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づきまして、保険料率を賦課徴収することになりました。

そのような中、この制度改正に伴う保険料の急激な上昇を抑えるため、平成３０年度から令和５年度までの６年間、激変緩和措置として県に納付いたします国民健康保険事業費納付金におきまして、国と県が交付費補填を実施してきたところでございます。

なお、本市におきましては、平成３０年度から激変緩和措置として、年度によりばらつきがございますが、平均で約８，０００万円の補填によりまして国民健康保険事業納付金の軽減を受けていたというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

医療費もあまりかからなかったというようなこともございましたが、この平均８，０００万がなくなることによって納付金を払うのが大変になるということが簡単に推察されるわけなんですけれども、この影響がどれほどであったのか、それを払うために基金を使われたと思うんですけれども、そこについても伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

この激変緩和措置の終了によりまして、令和６年度は国民健康事業費納付金が１１億１７６万１，０００円、前年度と比較をいたしまして３，８５５万９，０００円の増となりました。不足する歳入を補填するために、今回、国民健康保険事業運営基金を４，５９４万２，０００円取り崩さざるを得なかったというようなことでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

８，０００万が増えたわけではなく、３，０００何がしということでそれぐらいで済んで、何とか基金を入れられて、基金も残ったということが分かりました。細かいことはまた予算決算委員会でお伺いしたいなと思います。

次の議案に移ります。

議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者の医療事業は、国保は亀山市が保険者ですけれども、後期高齢者は広域連合でやって

いただいていますので細かいことはなかなか分かりづらいんですけれども、いろんな制度が大きく変わった年だったかな。特に、後期高齢者の決算としては、頂いた資料によると歳入決算額が１３億２，６２５万円、歳出決算額は１３億６，９４０万円で、差引額が６８５万円の黒字決算とありました。令和６年度は、例えば出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みを導入されるということ、それらはほかにも理由がありましたけれども、そのような理由で後期高齢者医療制度の保険料の改正が行われた、改正というか値上げだったんですけれども、行われた年です。

また、令和４年度の１０月からの医療費の窓口負担割合が１割から２割になったことによる影響が大きいか小さいか分かりませんけど、まだ続いているんではないかなと思われます。

これらの影響がどうであったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

保険料改定が令和６年度はございましたけれども、その影響についてということで答弁させていただきます。

まず、後期高齢者医療の被保険者数、これは令和５年度末７，３７８人に対しまして、令和６年度末は７，５６７人と１８９人増加をしておるという背景がございます。その中で、令和５年度と令和６年度の１人当たりの平均保険料額、こちらを比較してみますと令和５年度が７万４，８９６円であったのに対しまして、令和６年度は８万３，６０１円と８，７０５円高くなったところでございます。これは当然、保険料が改定になって引き上げられていますので、その影響ということでございます。

それから同様に、改定のほかにも均等割の軽減判定基準の見直しでありますとか、高所得者の年間の賦課の上限額、こちらも引き上げるなどの改定が行われております。その影響としまして、まず賦課限度額の超過対象者数、こちらについては令和５年度が４３人であったところ、令和６年度は被保険者数の増加の影響もございまして５０人と増えてございます。

また、所得が低い方に適用されます均等割額の軽減につきましては、令和５年度に７割軽減の対象となった被保険者の全被保険者数に対する割合でございますが、こちらが３６．３１％であったのに対しまして令和６年度は３５．１５％と減少した一方で、軽減判定基準が見直されました５割軽減につきましては１４．８３％から１５．１５％へ、それから同じく見直しがありました２割軽減につきましては１３．８４％から１４．２７％と増加をする結果となってございます。

また、収納率につきましては、現年分並びに滞納繰越分ともに前年度より高くなっているという状況でございます。

総じまして、保険料改定の影響でございますが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行によりまして被保険者数が増加する中で、保険料決算額が前年度比９，０６７万６，０００円増の６億２，７７３万円となったところでございます。

また、高所得者の賦課限度額が段階的に引き上げられ、その対象者が増加する一方で、均等割額の５割及び２割軽減の対象範囲の拡大によりまして、その対象者も増加をしております。低所得者の負担軽減にもつながった面もあるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

人が増えたということで入りが増えますし、医療費も１人当たりが増えたというご答弁でしたけれども、多分世帯当たりだと下がっていたと思いますね。だから、国保でも医療費は下がっていましたけれども、そういう状況もあったのかと思います。影響としてはそう大きいものではなかったのかなというふうに伺いました。

それでは、次の質疑に移りたいと思います。

議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正についてです。

この条例の内容としては、要するに基本使用料も、立米当たりの従量使用料金も値上げの提案、大まかにいうとなったんですけれども、こういうふうに値上げの見直しが必要と判断した根拠を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

料金改定を行うと判断したのはどういうことかということでございますが、地方公営企業は独立採算制が原則でございますが、亀山市下水道事業会計においては、一般会計からの繰入金で不足分を補っており、国の使用料水準の１立米当たり１５０円を下回る現行の使用料体系では繰入金が年々増加する見込みでございます。

また、近年の公共下水道事業会計の決算におきまして、使用料収入により必要な経費を賄えておらず、経費回収率が１００％を下回り、低下傾向となっております。今後も、昨今の物価高の影響も加わり、経費回収率が低下していくことが見込まれます。その経費回収率を１００％以上に向上させ、持続可能な運営が図れるよう今回の料金改定を行いたいというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

下水道を運営していくだけのものが回収し切れていないということだと思うんですけれども、その差異は幾らぐらいだったのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

賄い切れていない差異でございますが、令和６年度決算におきまして、下水道使用料を４億５，７６０万円、汚水処理費を４億７，２４３万４，０００円ということで、その差は約１，５００万円程度と存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

もしかしたらほかにもあるかもしれませんけれども２，０００万円以下、１，５００万円程度だというそれが足らないがために今回の改正だということなんですね。

この料金設定の根拠、これによって収支が回復する見込みなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の料金改正により回復するという、試算ではそのような見込みを立てております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

料金設定を、設定の仕方を変えられたと思うんですけれども、それはなぜですか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の使用料金の改正でございますが、まず基本料金を５立米までとしてございます。その基本料金を５立米までに改正しようといたしましたのは、空き家ではなく、ふだんの生活のために汚水を排出している住居、例えば１人の方が生活しておれば６立米以上の汚水排水を使用すると考察されます。このことから、１０立米を基本使用料とするのではなく、上水道料金に合わせて５立米までを基本使用料金と設定いたしました。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

今まで１０立米までは基本料金だけでよかったのが、この改正によって５立米までは基本料金でいいけど、６立米からはそれぞれ使用したものについてお金がかかってくるという改正ですね。上水道と同じ分け方になるという形なのかなと思いますが、これは５立米までは、住んでいなくても一応つないでいらっしゃる方なのでそこは残したということなのかなと今のご答弁では理解をいたしました。これによって収支も整うということを伺いました。

あわせて、次の議案の第６４号の亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、農集についても料金などの改定があります。こちらも先ほど言われたように、収支の不足によるものを補うための改正なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

農業集落排水処理施設条例の一部改正につきましては、公共下水道については経費回収率を１００％以上に向上させるものでございますが、農業集落排水処理施設の使用料につきましては、少子高齢化の進行など社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水処理施設において世帯人数や農業使用者の減少などの下水道施設の使用体系に差異がなくなりつつあります。このような現状を踏まえ、公平性の観点から使用料金の見直しが必要と判断したため、公共下水道と農業集落排水処理施設の各使用料金を市内で統一するべく改定を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

足らないから値上げということではなく、市民の皆さんが、公共下水であれ農集であれ、公平に支払っていただいたほうがいいということで公平性が、今の時代の農集では担保されていないと判断されての改正だということでありました。

どのように平等になるのか、どこら辺が平等になるのかというのがちょっと分かりにくかったので、そこについて伺いたいと思います。何人家族とか、農集だと１人当たりというので何立米とかはやっていなかったんで、これが変わることによってどのように平等になるのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

市民の方の使用料につきましては、現在の人数割制から従量制に移行することで、これはまず試算でございますけれども、各ご家庭の使用水量を１人当たり８立米として試算いたしますと３人世帯までの使用料は低額となり、４人以上の世帯の使用料は高くなる見込みでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

今は世帯の人数が減っていて、１人、２人の世帯が多いですので、そういう世帯がたくさん払っていたよと、そしてそこを是正するためでありますということですね。分かりました。

それで、でも農集ということは畑にまいたり、下水というルートを使わずにただ大地にしみ込んでいくというものも含まれているので農集というところの特徴があったんだと思うんですけれども、そういう農業に使われるお水も立米で計算をすると大変高いものになるということになってしまうと思うんですけれども、この不都合は解消されるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

ご懸念の農業に使用する使用料金でございますが、通常公共下水道使用料は上水道の使用料を汚水排出量として認定いたします。しかしながら、汚水として排水しない農業に使用する上水道水につきましては、農業に使用する外散水栓などへ子メーターを設置していただき、その水量を毎月ご報告いただくことで減量させていただくよう考えております。これは公共下水道使用料も同様でございます。その場合、メーターの設置に係る費用は個人負担になります。

なお、井戸水を上水道と併用して、下水道に流しているご家庭では、井戸水の汚水排出量をご報告いただく必要がございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

畑にまいたりする分は別で計算をするよということだったんで少しは安心しましたが、それをするために小さなメーターを別でつけなくてはいけないと。そのメーターをこの改正までに準備をしておかなくちゃいけないと思うんですけれども、そのメーターというのは幾らぐらいで、個人負担とおっしゃいましたけど、幾らぐらいかかるものなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

私どもが事前に、水道業者さんとかにお聞きしますと大体、場所にもよりますけれども数万円程度は必要になるかなということでございます。

ご家庭の都合もいろいろある等ございますので、そういったときになれば水道業者さん等にお聞きしていただきたいなと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

数万円というのも幅がありますけど、お店にもいろいろあるので、ご答弁がし難いんだろうなと推察いたします。

井戸水を使っていらっしゃる方も井戸水を流すよということを改めて言うていただくということで、今までしていなかったことをしなくちゃいけないのでこの周知はなかなか、農集については難しいのかなと思う、丁寧にしていただくには。ただ広報とかケーブルテレビだけでされるんですか、周知は。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

市民の皆さんに対する周知でございますが、農業集落排水処理施設使用料金の改定でございますが、施行日を令和９年４月１日としております。これは現行の料金体系と大幅に変わるということで、それなりの市民の皆さんに理解を求めるために説明会などをするような期間も必要ということでそういった時期に設定しております。

公共の料金と一緒というか、広報とかいろんな媒体を使って周知はしたいと存じますが、基本的に農集の方については大幅になりますので直接市民のほうに行って、丁寧に対応したいなと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

農集の方には説明会を直接やっていただくということで理解をいたしました。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午後　０時１２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

公明党会派を代表いたしまして、質疑をさせていただきます。

まず議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

午前中も少しありましたが、改めて決算についての総括をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和６年度決算の総括のお尋ねでございます。

午前中から決算につきまして重複するところはご容赦をいただきたいと存じます。

第２次亀山市総合計画後期基本計画の３年目となる令和６年度は、行政経営の重点方針のスローガンを即応の年と掲げ、市民生活の向上への１０６の主要事業をはじめ各施策の着実な展開を図るとともに、エネルギー価格や物価の高騰、義務的経費であります扶助費、人件費の上昇等の環境変化を受けた財政の収支バランスの改善に向けた取組を進めてまいりました。その重点方針の下、昨年５月に財政構造改革骨太方針２０２４を策定、将来を見据えた持続可能な財政構造の刷新へ全庁を挙げた歳入歳出の両面からの改革を始動いたしました。

政策の視点では、令和６年度の主な事業として、都市レジリエンスの向上を図るため、東野公園体育館に空調設備と自家発電設備を整備したほか、歴史文化を生かしたまちづくりとして、関宿の重要伝統的建造物群保存地区選定４０周年に合わせた旧東海道の美装化を行いました。また、かめやま健康都市大学を通じて、市民の皆さんの健康寿命の延伸のための環境を充実させたほか、かめやま文化年２０２４による文化芸術分野の継承と創造に取り組んだところであります。

さらには、子ども医療費の窓口無料化に係る対象者の拡大や認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援など、子ども・子育て支援体制の充実に取り組んだほか、中学校全員喫食制給食の実施に向けた給食受入れ環境の整備に着手いたしました。加えて、コロナ禍からの回復と地域コミュニティのさらなる活性化を目指して地域予算制度を見直すとともに、地域まちづくり交付金を拡充するなど、住民自治の向上への支援を強化してまいりました。

一方で、財政の視点からは、財政力指数が単年度では上昇いたしましたものの、３か年平均で前年度から０．０１ポイント下降した０．８１０、経常収支比率は前年度から１．９ポイント後退した８８．７％となったところであります。また、公債費負担比率は、前年度から０．７ポイント好転した１１．４％となったものの、実質単年度収支においては、歳出の不足財源への財政調整基金の取崩し額が増となりマイナス状態が継続し、昨年度末の財政調整基金残高は、前年度から約３億４，

０００万円減となる約１５億２，０００万円となったところでございます。

したがって、令和６年度の決算といたしましては、将来都市像、緑の健都実現に向けた各種事業はおおむね計画的に推進できましたものの、ここ数年の物価高騰、人件費、扶助費などの義務的経費の増加の影響などを受けて、各財政指標は若干の後退と考えておるところでございます。

私といたしましては、これら決算状況を踏まえ、改めて財政構造改革骨太方針２０２４の全庁的な実行、限られた行政経営資源の再構築により、市財政を早期に回復する必要があると強く認識するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

総括について市長の答弁をいただきました。

財政の収支バランスに向けた取組を一生懸命やっていくということで、ただ経常収支比率はなお後退、また実質単年度収支の赤字、財調の減少、懸念材料はたくさんありますので、しっかりとこの骨太方針２０２４を前に進めていただきたいと思っております。

次に、主要事業の成果についてお伺いをしたいと思います。

１０６あるこの主要事業、令和６年度は目玉事業的なものは私はなかったように感じましたが、それでも東野公園の空調や子ども医療費の現物給付が中学３年生まで拡大したことなど、市民生活、特に子育て世代の人たちには大変重要な事業が行われたと思っております。財政状況が厳しい中で、予算に計上された事業は全て滞りなく達成できたのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第２次総合計画後期基本計画の３年目となる令和６年度は、実施計画に位置づけました主要事業として、全会計で、先ほど議員触れられました１０６事業、決算総額４３億４，２５４万４，０００円、うち一般会計は９８事業、決算総額で３４億７，００５万２，０００円の事業展開を図っております。

これらの主要事業の主な成果でございますが、東野公園体育館改修事業や橋梁長寿命化修繕事業等を実施し、都市レジリエンスの向上につなげたほか、健康都市大学創設運営事業や市立医療センターのＭＲＩ及びＣＴスキャナーを更新する高度医療機器更新事業等に取り組み、健康都市政策の一層の推進と地域医療体制の充実を図りました。

また、関宿重要伝統的建造物群保存地区選定４０周年に合わせた東海道街道環境整備事業により、関宿内の舗装の美装化を進めたほか、かめやま文化年事業によりまして、かめやま文化年２０２４の開催を通じまして、子どもたちの文化芸術活動活動への参画機会の充実等を図りました。さらには、産業振興奨励事業や亀山ブランド推進事業等を実施し、地域産業の活性化や雇用の確保を図る取組を着実に進める一方、子育て世代包括支援事業や民間保育所等整備事業等に取り組み、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の充実にも取り組みました。

このほかにもいろいろ事業はございますが、これら１０６の主要事業の取組成果につきましては、毎年度実施をいたしております事務事業評価におきまして、ＡからＤの４段階で評価を行っており

ますが、その結果は、十分な成果を得た、または計画どおり進んでいるとするＡ評価が６７事業で全体の約６３％、まずまず成果を得た、またはおおむね計画どおりに進んでいるとするＢ評価が３５事業で、全体の約３３％となっておりますので、各主要事業を着実に実施し、関連施策の推進につなげることができたものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

主要事業の成果については、ＡからＤ段階の中でＣ、Ｄはないと、Ａ評価、Ｂ評価にとどまっているということですので、先ほど市長がおっしゃったおおむね進んでいたというふうな評価であったというふうに思います。

次に、決算額の推移についてお伺いをしたいと思います。

一般会計歳入歳出決算額の推移を見ますと、令和２年は、コロナ禍で１人当たり１０万円の給付があったりと、その前の年より約６０億円ほど膨らんでおりました。このコロナの感染症が５類になった令和５年以降も、コロナ前より約２０億円ほど高くなっている状況ではあります。なかなか元に戻すには難しいかと思いますが、膨らんでいる要因ですけど、物価高騰、エネルギー価格の高騰の影響が大きいのかまず確認をしたいと思います。あわせて、亀山市の財政規模について、よく過去には身の丈に合ったというふうに表現をされておりましたが、当時で１７０億ぐらいが身の丈に合った財政規模だと言われておりましたが、現在の亀山市ではどれくらいになるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

歳入歳出決算額の推移でございますが、令和２年度の特別定額給付金給付事業をはじめとする国からの交付金や新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業、また物価高騰対策に係る交付金などにより、決算総額が拡張基調となっていると認識いたしているところでございます。

一方、これらの要因や年度間の変動の大きい投資的経費を除いた決算額の推移を見てみますと、先ほどご紹介いただきました、議員、令和２年度では１７０億円というふうな数字がございました。今現在でも１７０から１８０ぐらい、令和２年度まではそういった数字でございましたけれども、令和３年度以降増加傾向となりまして、令和６年度決算におきましては、令和２年度と比較をいたしまして、決算ベースで２３億円程度増加をしております。この増加分といたしましては、先ほどご紹介いただきました物価高騰や人件費、扶助費の上昇が要因であると分析をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

亀山市の身の丈であると言われておりました１７０億から２３億ぐらい増えているという状況ですけど、これがこれからの亀山市の身の丈の財政状況と言えるんでしょうか。そこについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今現状で２３億程度の上昇と申し上げました。こちらにつきましては、この数字の積算といたしまして、これまでの事業から、いわゆる物価高騰に対する交付金、それから変動の大きい投資的経費を除いた額というふうに認識をいたしております。今後変動はあろうかと思いますけれども、これまでの人件費や扶助費の高騰などを考えますと、２３億円増えています、今現在２００億ぐらいでございますけれども、この額で推移していくものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

今後は２００億少し切るぐらいの推移でなっていくというふうにお聞きをさせていただきました。

次に、自主財源の確保についてお伺いをしたいと思います。

自主財源と依存財源の比率を見ますと、令和２年、令和３年度は依存財源が大きくなっております。これは国からの交付金がぼんと増えたということで理解をしておりますが、今後はコロナ前の状況に落ち着いてくるのかなというふうに思われますが、さりとて市税収入というのは伸ばしていく努力は必要だと思っております。

企業誘致に関しても、今年度ですかね、テクノヒルズの土地が完売したというふうに報告を受けておりますので、今後に期待するところではありますが、自主財源の大半は市税収入、これが１００億、いっとき切ったときもありましたけど、今１００億ほどで推移していると。前年度よりは２億５，０００万ぐらいちょっと減ったということも報告は受けましたけど、そのほかで、亀山市で自主財源の確保について努力してきたこと、令和６年度でできなかったことも含めて、努力したんだけど、結びつかなかったことも含めて、成果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず自主財源のお話でございます。

令和６年度の歳入につきましては、依存財源は、前年度と比較いたしまして３．８ポイント増の４７．２％となったところでございまして、その主な要因は、定額減税の措置による自主財源である市税が減となる一方、それを補填するため、依存財源である地方特例交付金が増となったことや東野公園体育館改修事業などによる市債の増、民間保育所等整備事業に係る国庫支出金の増によるものでございます。

本市の自主財源、依存財源の割合は、コロナ禍においては、先ほど議員もおっしゃられました国からの臨時的な交付金が増加したことから一時的に依存財源の割合が増加したところですが、令和４年度以降は自主財源の割合が増加し、年度間で変動はあるものの、今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいるところでございます。

それから、市税収入以外の努力はというふうなご質問だと思うんですが、まず市税収入以外を増やすということで、市税収入の確保以外で自主財源を確保するための取組といたしましては、ふる

さと納税による寄附額の拡大や未利用地の売却による収入などが考えられるところでございまして、現在取組を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

あんまり成果としてはないということの理解でいいんでしょうか。ふるさと納税でどれぐらい税収があったのか、未利用地に関してはこれからということでお聞きしましたので、ふるさと納税がどれぐらい変化しているのかということについてはいかがでしょうか、増えているのかどうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度におけますふるさと納税でございますけれども、企業版を含めたふるさと納税による寄附額というのは約７，０００万円でございます。

それから土地の売却でございます。令和７年度には売却を進めておりますけれども、令和６年度につきましては約１００万円ほどでございました。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

しっかりと働きかけをしていただきたいのと、また未利用地に関しては売却ができるような方向でまたお願いをしたいと思います。

次に、財政構造改革骨太方針２０２４における職員の意識改革と現場の努力の評価についてお伺いをしたいと思います。

これは目標が聖域なき歳出削減ということで掲げられております。聖域なき歳出削減は、トップの、ここにいらっしゃる部長クラス以上の方々が理解をしていくというよりも、一般職員や会計年度の任用職員に至るまで、やっぱりしっかりと浸透をさせていくということが非常に大事なことだと思っております。

３月でしたか、職員のモチベーションが下がるんではないかという議論もございました。大きな金額、１０％シーリングをかけてなかなかできなかったという議論も先ほどありましたけど、大きな金額を削減することも非常に大事なことだと思いますが、小さな努力を重ねていく、現場は必死ですので、うちの議会事務局でももう本当に努力をしてもらっています。その努力に対して評価するということが、私はモチベーションを上げていく、またその評価によって、それをほかの部署に知らせていくことによって、ほかの部署のモチベーションも上がって、ああ、こんな努力が必要やったんや、こんなことやったらまねしてみようかということが様々な聖域なき歳出削減に結びついていくんではないかと私は思っておりますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

財政構造改革の取組は、極めて厳しい財政状況や、やはり全職員が共有した上で職員一人一人の

意識改革を促して、これまでの前例や制度の枠組みにとらわれることなく、新たな発想で主体的に取り組むことが重要であるというふうに考えているところでございます。当然トップダウン、ボトムアップ、この両面がやっぱり行政経営上極めて必要でありますが、こういう大きな改革をしていくときには、一部の者だけではなくて、当然トップ、経営陣はそうですが、管理職もそうですが、全ての者がそのベクトルを合わせて共有しながら取り組むことが何事においても大事なことは言うまでもございません。

財政構造改革の取組を進める中で、財政状況とか今後の予算編成に係る方向性につきまして、経営会議をはじめ、折に触れて全職員に対し発信をし続けているところでございます。昨年の取組開始以来、各職場においては、特に、お話がありました歳出削減の意識は浸透はしているものというふうに捉えているところでありますが、現時点におきましては、その目標達成に向けて、さらなる創意工夫とか知恵を加えていくことが必要だというふうに感じているところでございます。

取組に対する評価とのお尋ねでございますが、職員の皆さんには当然、日常の業務に加えて厳しい命題に取り組んでいただいていることに敬意を表したいと思います。しかし、この財政構造改革の取組は、昨年度スタートしましたが、その途についた段階でございまして、将来にわたりまして集中改革、それから改革期間の中で本当に全庁を挙げた取組が極めて大事だと思っています。

例がいいのかどうかは分かりませんが、例えば市の職員は１，２００名おりますけれど、全職員一人一人が仮に１日５００円のコスト削減の意識を持って実践できたならば、１日６０万、そして年間２５０日で１年間にすれば１億５，０００万のコスト削減につながる、計算上はそういうことにつながるわけであります。うちの部署だけではとか、自分一人ぐらいはこういう思いであってはこれを成し遂げることはできない。

仮に今５００円ですが、仮に１，０００円とすれば、これは３億円にまで倍増するということでありまして、小さな取組ですが、これはお話がありましたけれど、その積み重ねの中で、あるいは発想の転換の中でそれを成し遂げていくと、このことが今オール市役所、一人一人に求められておることだというふうに思っておりまして、そのためのモチベーション、あるいは評価につきましても、これを実践して、厳しいけど、みんなで実践をして達成感を感じることができれば、さらに亀山市の未来に本当につながっていく、それがまさにまた次のモチベーションにつながっていく、好循環が生み出されていくというふうに考えているところでございまして、したがいまして、一人一人の力も結集しながら、トップダウンの方針、そしてボトムアップの力の結集でもってこの局面を乗り越えていくことは極めて大事だというふうに思っておりますし、しっかりその先にはそういう好循環を生み出し、モチベーションにつながる、あるいはそれをねぎらっていくような環境が整えられるものというふうに確信をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

非常に具体的に１日５００円が１億５，０００万になるというお話をいただきました。

多分、私も主婦目線でいえば、ボールペン１本、鉛筆１本に至るまで努力している部署もあるんだと思うんです。また、亀山市は結構機構改革をされて部署の名前が変わった場合も、封筒の名前にシールを貼ってもう一回再利用するとか、そういう小さな努力を重ねている部署は多分あるんだ

と思いますので、そういったことの評価ができるように、よく頑張ったと言っていただいて、職員のやっぱりモチベーションを上げていって、みんなで努力しようという機運を高めていっていただきたいと思っております。

では、次に移らせていただきます。

議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例及び議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、同じような料金改定、使用料に関連することなので、一緒に聞かせていただきたいと思います。

まず、それぞれの改正内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

それぞれの改正内容について背景と趣旨からお話しさせてもらいますと、地方公営企業は独立採算制が原則でございますが、亀山市下水道事業会計においては、一般会計から繰入金で不足分を補っており、国の使用料水準の１立米当たり１５０円を下回る現行の使用料体系では繰入金が年々増加する見込みです。このことから、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したため、公共下水道使用料金の改定を行うものです。

また、公共下水道と農業集落排水の使用料の料金体系が異なっておりますが、少子高齢化の進行など社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水施設において、世帯人数や農業使用者の減少などの下水道施設の使用形態に差異がなくなりつつあります。このような現状を踏まえ、公平性の観点から使用料金の見直しが必要と判断したため、公共下水道と農業集落排水処理施設の各使用料を市内で統一するべく改定を行うものです。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

改正内容について説明を受けました。最終的には２つの事業の使用料金を一緒にするという内容でございます。

そもそも、それぞれの制度というか事業がどのように行われるようになったのか、成り立ちについてお伺いをしたいと思います。汚水であれ生活排水であれ、事業をされている方や、また家庭から出た排水に対して、市民がうちは公共とか、うちは農集とかという、なかなかあんまり関心を持っていただいていないというか、そういうところもありますので、それぞれの事業ができた成り立ちをまず説明をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道事業は、主に都市部の生活環境の改善と公衆衛生の向上、水質保全を目的として市街地を対象に整備するもので、本市では、市街地で下水管路を整備し、三重県が整備した流域下水道へ排水しており、四日市楠町にある終末処理場で汚水を処理しております。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と農業用水の水質保全、資源循環型社会の構築

を目的としており、農村集落単位で整備するもので、各地区ごとに処理場を整備し、汚水を処理しており、本市では１４地区ございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

事業の成り立ちというか事業の内容について今説明をいただきました。

公共というのは、使用料金と従量使用料で成り立っていますので、基本料金に使った分だけをお支払いすると。農集というのは、基本使用料と、また家族の人数に５００円を乗じた金額で、事業は今説明をいただきましたけど、全く内容が違ってくるのかなというふうに思います。基本的な成り立ちが違うのに統一をするということで、混乱は起きないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

それぞれの事業の料金体系を統一するということで混乱が起きないのかということで、特に農業集落排水事業の地区については大幅な変更になりますので、使用者にとっては混乱というか疑問というか、お持ちになることが想定されます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

混乱は起きるのに統一していいんでしょうか。ちょっとその点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

申し訳ございません。説明が足りませんでした。

やっぱり混乱が生じないようにきっちり丁寧に説明していきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

丁寧に説明していただくことは当然ですけど、統一することで混乱が起きるんであれば大丈夫なんでしょうかという質問なんですけど、大丈夫ですか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道の料金の改定は、令和８年４月１日を施行日としております。使用料の改定に関する市民への周知については、市ホームページのほか市広報など様々な媒体を活用したいと考えております。

また、農業集落排水処理施設の使用料金の改定は、令和９年４月１日を施行日としております。農業集落排水処理施設の使用料金は、現在の料金体系と大幅に変わることから、市民の皆様の理解を求めるために、地元への説明などにより市民に直接説明するなど丁寧な対応をしてまいります。そのようにして混乱を生じないようにしたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

何かよく分かったような、分からんような話ですね。

次にちょっと進ませていただきたいと思います。

地方公営企業法適用後の経営状況についてお伺いをしたいと思います。

公共に関しては、経費回収率が下がっていて一般会計頼みになっているというふうに、これは公営企業法の原則に反しているというふうにおっしゃいましたが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道事業は、亀山市、鈴鹿市、四日市市が汚水を流し、四日市市楠町にある流域下水道の浄化センターで処理を行っており、その流域下水道の維持管理費は３市が負担しております。対しまして、農業集落排水事業は、各地区ごとに処理場を設置していますので、その処理場の電気代や修繕費用など維持管理費にそれぞれの地区ごとに必要となっております。

お尋ねのそれぞれの経営状況でございますが、令和６年度決算においての経費回収率は、公共下水道事業が９６．８６％、農業集落排水事業が９９．４４％となっており、ともに事業に必要な経費を使用料で賄えている状況とされる１００％を下回っておりますことから、必要な経費を一般会計により、公共下水道に５億１，８７６万円と農業集落排水事業に３億７２４万円の繰入金により補っている状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

それでは、今回の改正で経営状況は安定するのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道使用料の見直しを行うことで、令和８年から１２年の５年間の経費回収率が約１０２から１０５％に向上すると試算しており、持続可能な運営を図るものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

一定程度安定はしていくということで理解をさせていただきました。

今回の改正で、農集の一部地域を公共に接続するというふうにありました。農集が公共に入るということで、公共自体の経営に影響はないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

農業集落排水の田村地区が公共下水道区域となれば、田村地区で発生した汚水は北勢沿岸流域下水道の南部浄化センターにおいて終末処理を行います。この終末処理を行うために、三重県に支払う維持管理負担金が増額となりますが、公共下水道に移行したことで、田村地区浄化センターもその役目が必要なくなることになります。田村地区浄化センターにかかっていた維持管理費が削減されることにより、令和９年度以降の亀山市下水道事業全体の維持管理費が削減されますので、下水道事業会計への影響は少なくなると思われます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

県の維持管理費は増えるけど、農集自体のセンターがもうなくなるので、その分が削減できるということで理解をさせていただきました。

もう一つ、令和４年に農集が公営企業に移行しましたが、なぜそのとき公共の使用料金と同一体系にしなかったのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

農業集落排水の令和４年度の企業会計化の際には、料金改定までは考えてございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

そのときは全く考えていない。今回検討委員会から提言を受けて、それから考え出したということの理解でよろしいでしょうか。自分のところではそんな考え方はなかったけれど、今回検討委員会からいただいていますよね。それを受けて、統一をしようというふうにされたのか。そのとき、令和４年には全く考えていなかったということでしたので、その点についていかがですか。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

農業集落排水事業については、今回田村地区浄化センターがその役目を終えますが、それ以外にも農業集落排水は今後公共に移行するものがまだ可能性として出てまいります。そういった状況を鑑みますと、農業集落排水の事業が縮小していく状況にございますので、今回このような形で料金体系を統一させていただいたというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

縮小していくから料金体系を同一にするという今お話でしたけど、もともと、何か午前中の話を聞かせていただくと、生活様式が変わってきて、農集も公共も同じような生活環境になっている状況の中では、料金体系が違うということに対して一定程度見直す必要があるんじゃないかというような理解だったんです。そうであるなら、それは今回始まったことではなくて、令和４年の公共公営企業に農集が移行したときも、そんな状況はあったんじゃないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

確かに、現状は核家族化が進んでおりまして、ただいま説明がありましたように、農業集落排水については、３人以下については減額になりますし、４人以上になると増額になるという料金体系が今後見込まれます。そういった中で、今議員申されましたように、家族の体系というのは、核家族化が進んでだんだん少なくなっている、そういう状況も当然要因にはございますし、先ほど私が申し上げた事業全体の縮小、こういったこと、両方のものを総合的に考えて今回の結論に至ったという判断でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

最後の周知について、丁寧な周知が必要だと思いますが、どういうふうにされるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道使用料金の改定は、令和８年４月１日を施行日としております。使用料の改定に関する市民への周知につきましては、市ホームページのほか市広報など様々な媒体を活用したいと考えております。また、農業集落排水処理施設使用料金の改定は、令和９年４月１日を施行日としております。農業集落排水処理施設使用料金は、現在の料金体系と大幅に変わることから、市民の皆様の理解を得るために、地元への説明などにより市民に直接説明するなど、丁寧な対応を検討してまいります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

農集は直接出向いていかれるということでありますが、公共も料金が変わるということでありますので、しっかりと丁寧に行っていただきたいと思います。

最後に、議案第６５号亀山市一般会計補正予算（第３号）についてお伺いをしたいと思います。

これは、当初予算に計上された地域公共交通に関する事業だと認識をしております。歳入では全額減額をされ、代わりに国と県の補助金が計上されております。あわせて、当初予算では１０分の

１０国庫補助でありました。今回の補正では、２８２万３，０００円の一般財源も計上されております。国庫補助の減額となった理由と当初の事業がきちっと行われるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年度は、地域公共交通に関わる人材の育成や地域公共交通体系の再構築に向けた取組といたしまして、国のモビリティ人材育成事業を活用し、バス利用が低調な地域を中心に、地域住民、交通事業者、行政が三位一体となった共創の場づくりを通じて地域事情や市民の利用ニーズを踏まえた最適な移送サービスの在り方について検討を進めることといたしております。

こうした中、本年度から、国のモビリティ人材育成事業の採択要件が広域での実施に変更をされましたことから、単独自治体での実施を計画いたしておりました本市といたしましては、やむを得ず当該補助金の活用を断念せざるを得なくなりました。そこで、改めてこれに代わる財源確保に努め、別途国庫補助金及び県補助金を確保いたしましたので、今定例会に歳入の予算補正を提案させていただいたものでございます。活用する国庫補助金は、本年度新たに創設をされました交通空白解消緊急対策事業でありまして、また県補助金はこの国庫補助金の補助残にも活用可能なものでございます。

なお、これらの補助金につきましては、当初計画どおりの事業内容で補助対象となりますことから、今般の歳入の予算補正によって事業の内容や予算規模は変更いたしておりませんので、引き続き当初目的の達成に向けまして取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

国が勝手に単独もいいよと言っていたのが広域という形で返ってきたということで、しっかりと、大事な事業だと私は認識しておりますので、前に進めていただきたいことをお願いして私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時４６分　休憩）

（午後　１時５５分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木です。

新和会を代表して質問させていただきます。

初めに、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について伺います。

令和６年度一般会計決算は、歳入２３１億6,２２３万円、歳出２２６億6,２６４万円で、実質収支は４億7,８５６万円の黒字、前年度比マイナス１.５億円。一方、財政調整基金の取崩し等を反映した実質単年度収支は、マイナス８.１億円と赤字が拡大をしております。さらに、歳入で見ると、自主財源１２２億円ということで５２.８％、依存財源１０９億円の４７.２％、市税収入は１００億9,０００万円で２.５億円減少、特に個人市民税、法人市民税が減少。一方、依存財源は、国庫支出金や市債増で１２.２億円増加、市税収納率は９７.５％改善されております。

財政指標では、経常収支比率８８.７％、前年度より悪化ということで、財政力指数０.８１ということで、こちらも前年度より低下と。財政調整基金は１５億2,３８５億円と、前年より約３億４,０００万円減ということになっております。

支出では、義務的経費、児童手当や人件費が増加して、さらに保育所整備や医療、介護繰出金に加え、庁舎建設基金への積立てなどで将来に備えた投資的経費も拡大し、財源の自由度を下げているというような状況を受けて、決算の総括についてということなんですけど、先ほど来、各議員に答弁で実績だとか数字面では説明がございました。

そこで私は、アウトプット、つまり数値だけではなくて、市民にとっての成果、最初に草川議員のほうからも出ましたけど、アウトカムについて総括を求めたいと思います。例えばがん検診推進事業であれば、受診件数の増加がアウトプットであるのに対して、アウトカムであれば、がんの早期発見だとか早期治療、市民の健康寿命の延伸とつながるのではないかなと。あるいは生活の質の向上、市長もよく言われますＱＯＬ、そういったのが市民にとっての結果であるというふうに思っています。今回の令和６年度の決算を市民にどういうふうに伝えるか。やはり数値ではなかなか市民というのは分かりませんので、その辺りの効果について、メッセージとして、数字を超えた成果、アウトカムの観点から総括をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和６年度に実施をいたしました施策的、主な事業の成果をアウトカムの視点で総括をというお尋ねでございました。

午前中から重複するところも一部あろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず公園の施設長寿命化事業を進めましたが、東野公園遊具のインクルーシブ対応遊具への更新によりまして、これは年齢や障がいの有無を問わずに、全ての人が一緒に楽しめる環境が確保できたものというふうに考えております。また、東野公園の体育館改修事業によりまして、東野公園体育館への空調設備及び自家発電設備の設置によりまして避難所の機能強化を図ったことで、大規模自然災害に対する都市レジリエンスの向上につなげることができたところであります。

また、市民の皆さんの健康づくりの視点におきまして、健康都市大学創設・運営事業によりまして、かめやま健康都市大学の講座の充実でありますとか、高度医療機器更新事業によりまして、市立医療センターのＭＲＩ及びＣＴスキャナーの更新によって、市民の主体的な健康づくりの推進並びに地域医療体制の充実につなげることができたのではないかと考えております。

さらには、かめやま文化年２０２４の開催によって、様々な企画イベントを通じて、子どもたちの文化芸術活動への参画機会の充実に加えまして、まちのにぎわいや魅力の創出を図ったところでありますし、次世代へ継承、創造の心を伝えることができたものと考えております。

一方、産業振興奨励事業によります奨励金の交付によりまして、多様な産業集積及び雇用の創出を図ったところであります。

また、民間保育所等整備事業による社会福祉法人等への財政的支援や子育て世代包括支援事業におけます健康診査の受診費用の助成などによりまして、切れ目のない子ども・子育て支援体制の充実強化を図ることができたところであります。子ども医療費の窓口無料化の対象者の拡大でありますとか、物価高騰対策で学校給食費等に係ります保護者負担の軽減などにつきましても、市民生活のサポートにつながったものと考えております。

このほかにも、地域予算制度を見直した地域まちづくり協議会支援事業によりまして、地域活動支援の充実によって、コロナ禍からの回復と地域コミュニティの活性化につなげることができたところであります。まだまだ課題はたくさんありますけれど、つなげるきっかけにできたのではないかと思います。

これらをはじめ、令和６年度の主要事業の事業成果によりまして、第２次総合計画後期基本計画の３年目として、将来都市像の実現に向けた施策の推進を、議会で議決いただきました予算、計画に基づきまして、おおむね順調に図ることができたものというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

実績を報告いただいたということで、やはり市民にとってのアウトカム、成果というところが少し説明がちょっと足らんかなというふうに思います。例えば今回東野公園の体育館の空調がというお話がありましたけど、実際それがどのように市民にとって利益になったかというところというのはすごく大事だというふうに思います。例えば、ちょっと意見をほかからいただいたんですけど、体育館をするんですけど、暑い昼から行ったときに午前中はちょっと使っていなかったと、そうすると終わる頃に効いてくるというような状況で、満足度としてはなかなかそういうところはできないというところで、やはり実際に今回実績として空調機を入れたで終わるんじゃなくて、やはりその効果をしっかりと把握しながら、市民のために有効に税金が使われたというふうに、ちょっとぜひやっていっていただきたいなと思います。

今日は、唐突に私アウトカムという話をしましたので、実際に、草川議員がおっしゃられたように、今後の施策の中ではそういうところの成果の確認というのも必ず入れていっていただきたいなというふうに思っております。

では、次に、歳入における自主財源と依存財源について、支出についてまとめてちょっとお伺いします。

自主財源は前年度に比べて減少した一方、依存財源は１２億円以上増加しています。特に市税収入では、固定資産税や軽自動車税は増加したものの、個人市民税は定額減税の影響等によって１億６，２１９万円、法人税は企業業績悪化により１億２，２９８万円減少しているということなんです

が、先ほど来自主財源の減少と依存財源の在り方などは答弁いただいております。その中で、先ほどもありましたように、ふるさと納税だとか公有地の売却、それ以外に自主財源を確保していく手段というのがないのであろうかというと、やはりそれだけしかもうないとなかなか自主財源というのはないと思いますので、ほかにも何かないのかと。

また、支出においては、制度改正による児童手当の給付金だとか、給与改正による一般職員の人件費等の経常的な経費に充当された一般財源が２億３，７４４万円増加したと、その影響で経常収支比率が８８．７％と上昇、行政改革大綱の目標値８５％を超えています。ここでは、臨時の財政需要だとか、市民ニーズへの柔軟な対応はなかなか難しくなってくるだろうということも懸念をします。

そこで、今回の８８．７％と８５％、この３．７％のギャップ、様々な理由は先ほどお聞きしました。この３．７％のギャップについて、どのように問題を整理されて今後取り進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねのまず自主財源の今やっておるふるさと納税や公有地の売却以外でというようなお話でございます。ただ、自主財源の確保といいますと、やはり市税収入の確実な収入ですとか、これまで収入があったものを確実に徴収していくというふうなところが一旦は必ずしていかなければいけない内容なのかなというふうに考えております。

それから、先ほどの経常収支比率の３．７％のギャップというお話でございます。

こちらにつきましては、当然年度間の実施事業が一時的に必要になってくるものなのか、経常的に必要になってくるものなのか、その比率によって経常収支比率というのは決まってまいります。ただ、これまでからお話をさせていただいていますとおり、扶助費ですとか人件費、こういったいわゆる経常的に必要となってくる一般財源というのは年々増えております。したがいまして、目標で８５％と定めておりますが、８５％以下になるような一般財源の使途にしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

やはり市税にしろ、ふるさと納税にしろ、公有地の売却にしろ、なかなか難しい点はあると思うんですけど、それがなぜそうなっているかというところの深掘りをしっかりとしないと、そのところはというのは分からなくなってしまいますので、やはり市税を増やすといったら、例えば企業誘致だとか、大きなところはそういうところになってこようかと思いますので、それが実際にその額に合うものなのかということもしっかりしていっていただきたいなと思っています。

やはりそのギャップも、先ほど言ったように、３．７％、それぞれあると思うんですけど、グロスで全部話をしてしまうと、様々なというふうになってしまいますので、やはりその中をしっかりと分析しながら、何を重点的に持っていくかというところをしっかりとやっていただきたいなと思っています。

令和６年度の行政経営のスローガンは、即応の年と名づけられているわけなんですけど、その中で聖域なし、忖度なし、待ったなしということを文書に書かれております。その中で、６年度で特に聖域なし、忖度なしというような、実際に施策として何か今後、７年度の今仕込みというところなんですけど、それを含めて、６年度には歳出には反映できなかったとしても、そういう領域についてどのように考えているのか、ちょっと施策を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問のいわゆる財政構造改革におけます方法というふうなところでございます。

まず６年度の決算につきましては、既にご答弁申し上げましたとおり、７年度予算に反映するというふうな目標で６年度は取組を進めてまいりました。それから、いわゆる聖域なきというようなところで申し上げますと、これまでもお話はさせていただいておりました、例えばなかなか手のつけられなかった主要事業、政策的な事業などの見直しをいたしますとか、というふうなところもございまして、今現在進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

聖域なきというところになりますので、やはり施策の見直しだとか削減だけではなかなかいかないと思いますので、その辺り、特に義務的経費の中でも何かできることはないかというぐらいの聖域、領域へも入っていただきたいと思っています。

それでは、基金と市債について伺います。

財政調整基金の話は先ほど来ずっとあるんですけど、今回見せていただくと、財政構造改革骨太方針２０２４で示されている財政調整基金のイメージ、令和６年、７年は減少して、そこから１１年に向けて２５億に積み上げるという形が示されております。この点を考えると、６年、７年というのは一旦下降ぎみになるということで、その辺りがあくまでも想定の範囲であるか、それとも前倒しして取り組む結果が最終的にこのようになったのかということ。また、市債においても、今回緊急防災事業債の活用など増加が見られるんですけど、将来的世代への負担を軽減するため、今後借入れと償還のバランスをどう取っていくのかというのをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず財政調整基金残高が想定範囲なのかというふうなところでございます。

財政調整基金残高につきましては、前年度から３億３，０００万円減の約１５億２，０００万円となっているところでございます。取組を進める上では、一刻も早く財政調整基金は回復に向かわなければならないというふうなところで取組は進めておりますが、結果的に財政調整基金は減少になったというふうなところでございまして、今後も財政調整基金残高の回復に向けて取組を進めていかなければならないというふうに考えております。

それから、一方、地方債のお話もございました。令和６年度の一般会計の地方債残高は１３４億

５，９２０万５，０００円となっておりまして、令和６年度の元金償還額１８億２，０３３万４，０００円に対しまして、地方債借入額が８億８，１６０万円であったことから、前年度末から９億３，８７３万４，０００円減となったところでございます。市債の発行につきましては、後年度への負担となりますことから、過度な借入れは控えるべきものと認識いたしておりますが、一方で、事業を推進する上においては有効な財源であるというふうに考えておりますことから、借入れを行う事業や交付税措置の内容、後年度負担が市財政に与える影響などを十分に精査し、効果的な活用を図ってまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

決して借入れが駄目だというわけじゃなくて、有効的な借入れをしながら計画的にバランスを取りながら進めていっていただきたいということでちょっと質問させていただきました。

それと次に、財政健全化指数ということで、財政健全化判断比率についてお伺いします。

令和６年度決算における４つの健全化指標はいずれも良好な数値で、財政の健全化が保たれていることは評価します。ただし、前年と比較すると、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率も、表面には出ていませんけど、水面下において若干減少していますので、その辺も継続して確認をしていきたいと思います。

その中で注目すべきは実質公債費比率です。昨年３％から今年は３．１％で、僅かではありますけど上昇しているということで、基準値からすれば極めて低水準で、全国的に見ても非常に健全であるということは疑いはありません。しかしながら、今後公共施設の老朽化対策だとか、あとインフラ整備に新たな投資も必要になってくると思いますので、そのために起債も避けられないということで、実質公債費比率が上昇したということについて少し説明と、言葉も非常に難しいので、少し市民に分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの実質公債費比率でございます。

一般会計の元利償還金及び企業会計の地方債の償還に充てる繰入金などに対する標準財政規模に対する比率を表すものでございまして、簡単に申し上げますと、一般会計、企業会計に関わらず、市の借金返済の負担が市の財政規模に対してどの程度かを数値化したものでございまして、この比率が高いほど借金返済の負担が重くなるというものでございます。

そういった中、令和６年度につきましては、３か年平均の実質公債費比率が前年度から０．１ポイント上昇いたしました３．１％となったところでございまして、この指数は３か年平均でありますことから、令和６年度と令和３年度の差によって生じたものでございます。令和６年度と令和３年度の単年度実質公債費比率を比較いたしますと、令和６年度は主に公共下水道整備に係る元利償還金が令和３年度に対し増加をしたというふうなことから、比率が上昇したというふうに認識いたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

僅かな話なんですけど、全体を見るには非常に重要な指標だと思いますので、引き続き私のほうも確認をさせていただきたいと思います。

それでは、令和６年度の決算で見えたいろんな課題があると思います。そこで、その課題に対して、市長の考え方についてお伺いしたいなと思っています。

監査意見では、今までにない抜本的な財政構造改革に取り組むことを期待すると結ばれています。人口減少や少子高齢化、公共施設の更新や物価高騰など課題は待ったなしです。だからこそ、財政を守ることが市民の暮らしと安心を守ることにつながります。今回の決算を踏まえ、市民が将来に希望を持ち、このまちに住み続けたいなと思える亀山をつくるために、市長はどのようなビジョンを描いて財政構造改革を進められているのか。特に、先ほど私が意識しておりましたアウトカム、市民の幸せについても触れていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地方自治体を取り巻いております財政状況、本市だけではなくて、多くの自治体が時代の変化とか社会の変化、それから国政のいろんな地方財政に関わる制度、そういうものもひっくるめて直面をしながら、しかしその中でやはりそれぞれのまちに合った将来のありようを本当に今目指そうとしているところでありまして、そのためにもこの厳しい財政局面を何とか乗り越えて、本当に次世代へ、次代へしっかりつなげられるような、未来に希望が持てるような、そういう大事な局面であろうというふうに認識をいたしております。

今日朝から議員ご指摘をいただいております亀山市の財政構造の在り方を刷新していく、それから今議員がおっしゃっていただく監査の指摘にあります今までにない抜本的な財政構造改革をどのように取り組むのかということでありますが、まず本市の財政運営上の課題として、私どもはやはり市民ニーズに対応するための新たな事務事業を創設してきた一方で、既存事業の見直しや縮小、廃止が十分でないということであります。

そのため、不足する財源を財政調整基金の繰入れによって補填をして事業を進めるという財政構造がございます。これを早急に改善する必要がありまして、昨年５月に財政構造改革骨太方針２０２４を策定し、抜本的改革に向けた取組をスタートさせたわけであります。そのためには、まず職員一人一人が現状を十分理解した上で、現状を打破するために、新たな発想による行動をもって財政構造そのものを変革しなければなりません。

そういう意味で、先ほどもご質問がありましたが、一人一人の力の結集の下に、本当にオール市役所として、ぜひともこれを成し遂げていく、その先にこそ明るい未来があるんだろうというふうに、持続可能な亀山市が存在をするんだろうと思っているところでございます。その意味で、事務事業をスクラップ・アンド・ビルドの視点で再構築することはもちろん、行政システム全体の見直しや、民間の皆さん、市民の皆さんとの協働とか共創や公民連携といった視点からのアプローチが重要であると考えております。

市民の皆さんの幸福実感が一層高まるように、そして諸先輩から先人から培われてきたこのまち

の魅力とか底力がまた次の世代へしっかり伝わっていくように、本当に住みやすくて、そして活力もあるような、そんなまちづくり、人づくりにつなげていくことが大事だろうと思っておりまして、いずれにいたしましても、将来にわたりまして、亀山市が持続可能なまちとして成長できますように、財政構造改革は本当にオール市役所一丸となってしっかり取り組む必要があろうというふうに強く認識をさせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

以前にも私この場で言わせていただきましたけど、改革とは今までにやったことがないことをやっていくということで、改善ではないので、今まであるものをよくするんじゃなくて、やはり今までにはないことをやらないとなかなかできないということで、今まで亀山市は、先ほど来市長がおっしゃられたように、事務事業としてどんどんどんどん積み上げてきた、それをやはり抜本的に見直すという時期ではないかなというふうにも思いますので、ぜひその辺りをしっかりと深掘りをしながら、その事務事業が本当に市民のために、どれぐらいなっているかということも評価をしながら進めていただきたいなと思っております。

それでは次に、議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について伺います。

決算書の事業報告書によれば、前年度比で医業収入は約３，５００万円増加、看護ステーション事業収益は５５０万円の増加となっています。一方で、医業外収益は、コロナ関連補助金等の減少により約１億円減となり、経常収支比率が前年度比６．６７ポイント減少し、９３．６４％になってます。これは、新型コロナウイルス感染症の位置づけとして、令和５年５月から５類の感染症となったことを踏まえれば想定内の結果と考えられます。

視点を変えて、令和６年度単年度予算の比較にちょっと着目をしました。医業外収益の執行率は、先ほど来の昨年の比較とは逆に、１０１．５％ということで当初予算から上回っております。そこで確認します。令和６年度当初予算で想定していた患者数と実績を比較すると、入院患者数は５５２人の増加で１０２．５％、外来患者数は９４人減で９９．８％でした。しかし、金額ベースで見ると、医業収益は約９，５００万円の減ということで、率にして６％の減少となっています。患者数の増加、収益の減少、ちょっと一致をしていないように見えます。患者数と収益がなぜ連動しなかったか、この要因についてご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

先ほどおっしゃっていただきました患者数と予算の収益のほうが一致していないのではないかというようなご指摘でございますけれども、あくまで予算につきましては予算上の収支のことでございますので、入院患者と外来の患者の合計につきましては、ほとんど予算の見込みと変わっていない状況ですけれども、収益のほうが減をしておるということでご質問いただいているものと存じます。

当初予算の見込みよりも医業収益が減少となっているのが赤字の原因じゃないのかなというふうなご指摘だと思うんですが、令和６年の亀山市の病院事業会計予算につきましては、病院事業収益

を１７億７，３００万円、病院事業費用を１８億９，０１０万円と見込んで、約１億２，０００万円弱の赤字予算を組んでおります。これに対して、今回の決算につきましては、病院事業収益は主に医業収益が見込みよりも少なかったため、８，５４９万８１４円減の１６億８，７５０万９，１８６円となり、病院事業費用についても経費等の医業費用が見込みよりも少なかったため、９，５２４万７，７２７円減の合計１７億９，４８５万２，２７３円となったことから、約１億１，０００万円の赤字となり、基本的に数字といたしましては、予算の見込みとほぼ同等の赤字額というふうな形になっております。

先ほど、コロナウイルスの減については当初から見込まれておったことではないのかというご指摘でございますが、この赤字につきましては、議員ご指摘のとおり、予算の段階から新型コロナウイルス感染症に関する補助金がなくなることにより、病院事業収益のうち医業外収益が大幅に減額となることを踏まえたものでございまして、決算におきましても実際に減収となりましたことから、結果的に純損失の要因の一つとなった事項として決算書でご報告をさせていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

予算上の数字の話になってくるんですけど、やはり患者数の目標値がありますので、そことリンクするほうが分かりやすいんじゃないかなと思っています。

何でそういうふうに収益が減ったのかなというところで、実は病院の中で今回ＭＲＩ装置だとかエックス線、ＣＴの診断装置という高額医療の機器を更新されたと思うんですけど、だからそういうところから収益性が上がっているかなという観点からちょっと調べさせていただきました。

次に、患者数について、資料１をお願いします。

確かに、このグラフを見ていただくと、患者数はコロナ前を超えるような値になっています。午前中にもちょっとありましたけど、透析患者に関しましては、令和元年から６年までずっと右肩下がりになっているわけなんです。これが今回の６年度の中で経営インパクトとしてどれぐらいの金額があったのかというのをちょっとご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

透析患者数につきましては、令和５年度と比較いたしまして延べ１，２１０人減少したことから、その分の医業収益が約４，３００万円ほど減少しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

それで、令和６年６月定例会のときに、深水議員から隣の透析クリニックの医療センターが開設される影響について質問されていると思うんですけど、透析医療を受けられる患者はなじみのスタッフのほうが安心できるということで医療センターに残るだろうと、治療が受けられる時間帯もそれぞれ異なるので、患者にとっては医療サービスの選択肢が増えて、より本人の病状だとか生活環

境に合った治療を受けられるほうを選択していくだろうという答弁をいただいたんですけど、そのときに何らかの対策を打っていったのかどうか分かりませんけど、そのときに質問をしていただいて、その後、結果としては、先ほどあったように４，５００万円の損失、損失と言ったらあれですけど、収益が減少したというところ、これについてどのように考えているかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターの透析患者のほうが減少した原因として、透析クリニックの開設が影響しているのではないかというようなご指摘かと存じますが、医療センターの外来に通院されている透析患者数につきましては、先ほども草川議員のほうでのご質問でご答弁させていただきましたが、平成３０年頃からの市の透析患者が取得される腎臓機能障害１級の手帳取得者数が減少しているのに応じて年々減少してきており、近隣の透析クリニックが開院される以前から徐々に減少してきております。

一方、医療センターに外来通院をされている透析患者のうち、近隣の透析クリニックが開院された後、通院先を変更された方は数名という形で限定的でございまして、以前から医療センターに通院されている方のほとんどが現在も継続して当院をご利用いただいているため、医療センターの外来透析患者数の減少につきましては、透析クリニックの開院よりも、透析患者数全体が減少していることに伴う影響のほうが大きいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

近隣と比較すると、隣は送迎があると、市の医療センターは送迎がない、でも入院はできると。入院ができるというすごく有効なところがあります。そういうところというのがホームページなんかを見てもなかなか伝わってこないので、できればそういうところ、初期の、透析を受ける前に検査だとか、そういうときに入院をしていただく。そして、入院した患者が隣に行くという繰り返しだとか連携をしているというようなことを検討されているのかというのをちょっと確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

透析患者様のほうの入院につきましては、お隣のクリニックも含め、周辺のクリニック等からご紹介をしていただいて入院していただくというケースと、急性期病院のほうに一旦入院されて退院をされるという患者様のケースが大きくございます。この支援につきましては、透析病院からのご紹介であれば、紹介状があって、うちのほうで受けさせていただいて入院していくという流れになりますが、急性期病院の場合は、地域連携室の社会福祉士のほうが連携をいたしまして、各病院との連絡の中で受入れを行っていくという形が主でございます。

このため、ホームページでご紹介をさせていただくというよりも、地域連携室の社会福祉士のほうが各病院と連絡調整を図っていただいて、うちの病院のほうではこういった受入れができるということを営業させていただいた上で受入れを図っていくという形で進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ぜひその辺を強化して、少しでも患者の受入れをして、市民に喜んでもらえるような医療機関をお願いしたいと思います。

先ほど入院患者と外来が増えているというグラフを出させていただきましたけど、ちょっと資料２をお願いします。

これは、実際、先ほどの上昇している中身を少し診療科別に見ました。その中で、外科の患者数の推移が極端に減少をしております。このグラフの中にちょっとお示しはできていないんですけど、逆に内科、整形外科が著しい増加が見られるかというとそうでもありませんでした。特に入院患者が６２％も令和４年からがくんと減っているということは、非常に経営にインパクトがあったんじゃないかなというふうに感じます。その辺りが収益に影響がなかったのかということをご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

まず医療センター全体の令和５年度と比較しての入院患者数につきましては、２，６７０人の増加ということで、外来患者のほうは２，１８０人増加しており、入院とかを合わせた医業収益が前年度比約４，７００万円ということで、透析が減収してもなお増収に転じているところでございます。

その中で、外科のほうの患者数が令和４年度と比較して５、６年度に減少しているということにつきましては、令和４年度は常勤の整形外科医が不在となり、公立甲賀病院から応援を含め非常勤の医師で対応するなど、整形外科で受入れできる患者数が限られていたことから、整形外科の患者の中でもできる限り外科において受入れを図っていたことによるものと考えられます。

令和５年度からは、滋賀医科大学との連携により整形外科の常勤医師２名が配置され、手術及び入院受入れの再開等、診療体制の充実強化を図ったことから、安定して整形外科の患者を受け入れることができたため、外科の患者数は減少したものの、それ以上に整形外科の患者数が増加し、医業収益全体として増収につながっているものと存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

先ほどの答弁をちょっと整理させていただくと、令和元年からトレンドを書かせていただいたんですけど、元年から４年まではそれぞれ２，０００人前後で推移しながら横ばいであって、５年、６年が８００強になっているんですけど、これは整形の先生が常駐することによって、この８００人がこれからも推移していくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

谷川地域医療統括官。

○地域医療統括官（谷川健次君登壇）

ご質問の内容が外科ということでした。ですので、外科という立場でちょっとお答えさせていただきます。

非常に、ご指摘のように外科の患者数が減っておりまして、非常にご心配をおかけしておるところでございます。ただ、ちょっと外科の特異性ということについて少しお話をさせていただいて、説明とさせていただきます。

外科といいますのは、皆さんイメージのように、メスの科のように思われますが、僕らの世代の外科というのは、その病院に応じてそこに必要とされる治療を行う科ということで、整形が来る前は整形の患者を担当し、消化器内科を担当する者がいなければそれを担当するということで外科の役割を果たしてまいりました。幸い、小森部長のほうからも説明がありましたように、滋賀大学のほうから整形に来ていただきましたので整形の患者さんを担当するということはなくなりました。

ただ、整形の患者さん、今度は整形外科が担当しますから、麻酔が要るということが判明しまして、現在は外科の仕事としまして、整形外科の麻酔を担当しております。現在も今手術、整形がしております。僕の後輩が今ついています。ということで、今、外科としましては、整形の麻酔とかを通じまして病院の役割を果たしていきたいなというふうに考えておりまして、これからもしばらくこのように続くと思います。ただ、一つには、外科の手術、症例が減っているというのは、ちょっと話は長くなりますけれども、やっぱり外科医が足らないということで、今現状僕一人でやっているという立場で、今後も改善はなかなか難しいかということでご説明させていただきます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

深い事情があるということで、市民に信頼される地域医療の中枢を担う公立病院として、これから持続可能な経営をちょっとお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、議案第６１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について伺います。

まずこの中の内容として分かりやすく簡単に説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例改正では、部分休業制度の拡充といった改正をいたしておりまして、その内容は主に３点ございます。

まず１点目といたしまして、部分休業制度の対象となる非常勤職員、これは会計年度任用職員でございますが、の要件を緩和するものでございます。これまで非常勤職員については、勤務日数と勤務時間数に要件を設けておりましたが、新たな取得形態を設けることもあり、勤務時間数の要件を廃止することといたします。

２点目といたしましては、対象となる子の範囲につきまして、非常勤職員については３歳に達するまでの子といたしておりましたが、常勤職員と同様に小学校就学前までの子に範囲を拡大するものでございます。

なお、当該拡大につきましては、この条例の根拠法であります地方公務員の育児休業等に関する

法律において改正がなされ、規定されているものでございます。

それと、３点目といたしましては、部分休業の新たな取得形態を設け、毎年度取得形態を選択できるようにいたします。具体的には、従前の取得形態であります１日に２時間を超えない範囲内で取得する部分休業につきましては第１号部分休業とし、新たに第２号部分を休業として、４月１日から３月３１日までの期間につき、１０日相当の範囲内で１日単位や１時間単位で取得することを可能とする形態を設けることといたします。

なお、第１号部分休業でございますが、これまで勤務時間の始めか、終わりに限り取得を可能としておりましたが、取得時間帯の制限を撤廃することとし、より取得しやすい形態に変更いたします。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回の改正は、働き方改革の一助として非常に有効的だなというふうに感じます。特に今回の内容の中で部分休業というところが、今までは勤務の前後だったんですけど、中でも取れるということで中抜けをするということになるかと思いますが、こういうところが勤怠管理が非常に難しいなと思いますけれども、その辺の勤怠管理をどのように進めていくのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

部分休業を取得する職員の勤怠管理でございますが、部分休業制度を利用しようとする職員は、第１号部分休業か第２号部分休業のどちらを請求するかをあらかじめ任命権者に申し出た上で、部分休業の取得について取得期間や取得時間単位などの具体的な事項を申請することとなります。その所属長は、その申請に対する承認を基にいたしまして、当該職員の勤怠管理を所属長が行うということとなります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

働き方改革ということで、逆にそういうところの管理が大変になって、逆にならないようにだけちょっとお願いしたいなと思います。

また、今回すごく複雑な改正になりますので、時間管理を複雑化することによって管理方法は非常に難しいと思います。こんなところを丁寧に周知して、できるだけ使っていただきたいと思うんですけど、その辺りの周知方法について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

部分休業制度をはじめ、仕事と育児の両立支援のための制度につきましては、庁内のシステムによります庁内掲示板に掲載する等、全職員に周知をしてまいります。また、出産に伴い総務課に報告があった職員につきましては、これまでもそうでございますが、個々に仕事と育児の両立支援制

度の説明を行うなど、引き続き仕事と育児を両立できる職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５１分　休憩）

（午後　３時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。

代表質疑をさせていただきます。

私の前に４名の議員さんが、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についていろんな方面から質疑をされました。

４つ書いたんですけれども、決算の総括について、財政力指数が減少した要因について、それから単年度の収支及び実質単年度収支の赤字について、経常収支比率が第３次行財政改革大綱の目標値である８５％を超えた前年度の８６．８％から、さらに１．９ポイント後退して８８．７％となったことについてということで通告をさせてもらいました。

市長の総括を聞かせていただいておると、監査委員さんからも、先ほども櫻木議員が取り上げましたけど、将来にわたり健全で持続可能な行財政を行うため、今までにない抜本的な財政構造改革に取り組むことを期待すると結びに表記してあります。その中で、市長の就任は１７年目ですけれども、就任の折に財政調整基金が四十四、五億ありました。ところが、６年度決算で１５億に減少しております。

確かに、起債関係で就任当時は２３０億ぐらいあったんですけれども、今現在で１３４億ぐらいと思っていますけれども、今回のいろいろ答弁を聞いていますと、昨年度、２０２４年の施策として５％カットする、知恵を出して、そして７年度も１０％を目途に、将来の事業のことで負担せんように財政運営を図っていきたいというようなことで出されたんですけれども、答弁の中で、主要施策の１０６項目で、Ａランクは６７で６３％、Ｂランクは３５で３３％、１０６事業のうち１０２はおおむね良好に動いたというような行政の分析でした。

そこで財政力指数が減少した中で、市長就任時は不交付団体やったと思うんですけれども、それが０．８１と前年度より０．０１増加したものの、なぜこういうような状況を踏まえて今日の答弁があるのか、市長としてのご見解を、予算を見て。監査委員からの指摘もあり、令和６年度の２２０億の予算や決算について所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

所見とおっしゃられましたけれど、６年度の決算の総括についてご通告いただいていますので、一部重複するかも分かりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

第２次亀山市総合計画後期基本計画の３年目となる令和６年度は、行政経営の重点方針のスローガンを即応の年と掲げまして、市民生活の向上への１０６の主要事業をはじめ各施策の着実な展開を図りました。また、近年のエネルギー価格や物価の高騰、義務的経費であります扶助費、人件費の上昇等の環境変化を受けた財政の収支バランスの改善に向けて取組を進めてまいりました。その重点方針の下で、昨年５月には財政構造改革骨太方針２０２４を策定し、将来を見据えた持続可能な財政構造の刷新へ全庁を挙げた歳入歳出の両面からの改革を始動いたしたところでございます。

政策の視点におきましては、午前中から申し上げてまいりましたけれど、令和６年度の主な事業としましては、都市レジリエンスの向上を図るため、東野公園体育館に空調設備と自家発電設備を整備いたしたほか、歴史文化を生かしたまちづくりとして、関宿の重伝建４０周年に合わせた旧東海道の美装化を行ったところであります。また、かめやま健康都市大学を通じて市民の皆さんの健康寿命の延伸のための環境を充実させたほか、かめやま文化年２０２４による文化芸術分野の継承と創造に取り組んだところであります。

さらに、子ども医療費の窓口無料化に係る対象者の拡大や認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援など、子ども・子育て支援体制の充実に取り組んだほか、学校給食費に係ります物価高騰の保護者負担の軽減並びに中学校全員喫食制給食の実施に向けた給食受入れ環境の整備に着手をいたしました。加えまして、コロナ禍からの回復と地域コミュニティのさらなる活性化を目指して地域予算制度を見直すとともに、地域まちづくり交付金を拡充するなど、住民自治の向上への支援を強化いたしてまいりました。

一方で、財政の視点からは、議員も少しお触れいただきましたが、財政力指数が単年度では上昇いたしましたものの、３か年平均で前年度から０．０１ポイント下降した０．８１０、経常収支比率は前年度から１．９ポイント後退をいたしました８８．７％となったところでございます。また、公債費負担比率は前年度から０．７ポイント好転した１１．４％となったものの、実質単年度収支におきましては、歳出の不足財源への財政調整基金の取崩し額が増となりまして、マイナス状態が継続し、昨年度末の財政調整基金残高は、前年度から約３億４，０００万円減となる約１５億２，０００万円となったところでございます。

その要因につきましては、午前中からもいろいろご質問がありましたのでお答えをさせていただいておりますが、重複は避けたいと思いますが、また後ほどご質問いただければと思います。

したがいまして、令和６年度の決算といたしましては、緑の健都実現に向けた各種事業はおおむね計画的に推進できたものと考えておりますが、ここ数年の物価高騰、人件費、扶助費などの義務的経費の増加の影響などを受けまして、各財政指標は若干の後退となっているというふうに考えております。

私といたしましては、これら決算状況を踏まえまして、改めて財政構造改革骨太方針２０２４の全庁的な実行、限られた行政経営資源の再構築によりまして、市財政を早期に回復する必要があると強く認識をいたしておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

もろもろ言われましたけれども、冒頭にも申し上げたように、市長は就任１７年目ですけれども、基本的に、財政財政調整基金の取崩しによって予算編成を今までずうっとやってきたんですよ。その結果、緊急の折に使えるお金、そこをのせれば１０６事業で１０２事業がＡ、Ｂランクになっておる中で、もっと違う手法があったんやないかと私は思うの。

そういうような反省はないですかな、例えば起債、借りられるものは借りて、借金してでも、交付税措置できる事業はようけあったと思うんですよ。だけど、当初に９億何ぼ入れて、そうして３億を戻してそれでこういうような状況になったと、１５億になったと、財政調整基金が。

それであなたのずうっと１６年間を見させてもらっておるとそういうような起債関係の借金をして事業を進めていくと。

ためたお金を使うのは楽なんですよ、ためておくのは、ためたやつを使うのは、何の努力もせんと。手持ちのお金で事業をするのは。即応の年で、いろんな議員から提案があった、事業がようけ多々あるんですよ、それをやりましたと。

例えば起債残高、もう一遍ちょっと教えてもらえませんかな、１０年前と今と、恐らく１００億はあると思うんですよ。

私は亀山市の財政運営の中で借金するのを怖がったらあかんと思っておるの。だから、あなたの給食の全員喫食制って別途の方向へ行きましたやんか、全然違う方向へね。センターを建てると決めておったんが、外部委託で安く上がるのやと。だけど、５年間で十何億のお金がかかるんですよ、そうして安易なほうへ行くんですよ。

職員一丸になってやっていると冒頭に言いましたけど、１，２００名の者が５００円削減したら、２５０日で１億５，０００万の削減ができると。だけど、正規の職員は５７０人ですやん、残り６００名以上の方は非常勤の方ですよ、その人らまで数に入れて削減計画をするべきやというのは酷な話ですよ。

いかがですかな。だから、１０年前の起債、現在の起債金額は一体幾らになっておるの、それをちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の起債残高でございます。

まず令和６年度につきましては、年度末起債残高は１３５億６，４８２万７，０００円でございます。それに対しまして、平成２６年度、１０年前の２６年度でございます。こちらにつきましては、１７３億７，４９０万５，０００円でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

確かに２２年から２６年の間に借金を減らしたと思うんですけれども、今回の決算でも臨時財政対策債６，２００万ですよ、借入れが。これにはいろんな議論がありました。もっと借りたらええ

やないかと、借りるべきやないかと議論はあったんですけれども、今から１０年前は７億４，７００万借りておると、平成２９年には、ここで１１分の１に減っておるんですよ。ここも７億４，０００万のお金を借りておれば、そして令和２年には駅前の再開発事業なのかな、９億１，０００万も借りておるんですよ。これだけのお金があれば、財調を潰さんでも何ぼでも仕事はできたと思う、市民ニーズの。

何で、それなら６，２００万に臨時財政対策債を抑えたか、その理由について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度の臨時財政対策債でございます。こちらにつきましては、普通交付税の振替交付ということで限度額が国から示されたものでございまして、こちらを満額借りておるというふうなものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

次に投資的経費です。

平成２９年には２６億９，２００万、令和３年には２９億１，２００万、それで令和６年度は１４億３，７００万、ここまで減少したのはどういう理由ですかな。借金を行って、市民ニーズに合わん予算執行して、この結果が出たのと違いますかな。そうでしょう、これは間違いないですよな、投資的経費が１４億３，７００万というのは間違いないですかな、その数字で。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員申されたとおり、令和６年度におきます投資的経費は１４億３，７３９万８，０００円でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

令和５年度が１６億７，６００万ですやろう、令和４年度は１７億７，３００万ですよね、令和元年が１８億４，１００万ですよ、去年よりも２億減っておるんですよ、投資的経費が。これは何か要因があるんですかな、市長、２億も減らした要因が。それだけ市民が希望する市民ニーズがなかったというふうに理解させてもらってもよろしいかな。そこら辺の市長の見解を聞かせていただきたい。

すみません、間違っていました。令和４年度は３７億２，１００万円ですやろう、令和５年度が１１億１，２００万、ちょっと増えておるんですな、１４億３，７００万。

だけど、元年、２年、３年、４年と３０億近い投資をしておったんですよ。だけれどもこれが落ちたという要因は、まあ前年度よりちょっと増えていますよ、ざっと３億ぐらい増えていますけれども、縮小した要因は。３年前よりかなり縮小しておるんですよ、これは何か要因はあるんですか

な、その辺をちょっと教えてください、それの認識を。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員おっしゃいました投資的経費でございますが、６年度は確かに１４億３，７００万円でございますが、５年度は１１億２，０００万でございますので、５年度と６年度と比較しますと６年度のほうが増えておるという状況はございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、４年度は３７億あるんですよ。第３次総合計画の３年目ですやろう、初年度が３７億です。それで２年度はちょっと減額しておる、かなり。３年度は３億ちょっと増えておるんですけれども、それは何かあったんですかな、特別なことが。例えば東野公園の空調問題とか、そこら辺のところを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の令和４年度には３７億２，１００万円ございました。令和５年度は１１億１，９００万円でございますけれども、こちらにつきましては、令和４年度にいわゆる亀山駅周辺整備事業が完了したこと、それから図書館整備事業が完了したというふうな内容でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

今回決算をやっておるんですけれども、即応の年という形で予算執行しておるんですけれども、これは櫻木さんの事務事業と住みやすい云々というようなことを市長は言われましたけれども、そんな中でこの赤字、１１年連続の、８億ちょっと超えたその赤字をつくっていったのは何か要因があるんですかな。要因をどういうふうに市長として認識しておるのか。

福沢議員も質問をされました、グラフをもってね。草川君もその質問をされました。だから、何らかの要因があるのならこれは、どういうことですか。

市民の皆さんが一生懸命納税して、市民生活を何とかやっていこうと、亀山市は４万９，０９４人の人口らしいですが、今。その中で、やっぱり単年度収支は赤字がずうっと続いて、去年は６億何ぼあったのが今年は８億を超えたと。そこをどういうふうにそれなら直すんですかな、市長が言うた職員１，２００名で、１人５００円をして、２５０日で１億５，０００万、それが倍になったら１，０００円ずつにしたらというような話をされましたよな。そんなもんやないと思うんです。どういうふうにこれを。

そうして、あなたの目標では財政調整基金を何年かかかって、５年以内に２５億にしたいという考えを持っているんですやろう。財調を崩さずに市民のニーズに合わす行政をしていくにはどのようにしたらいいかと。それで、どうするのというたら、ふるさと納税、未使用の公有財産の売却っ

て、こんなのは知れておるんでですよ。みんな売っても四、五億ですよ。

このことをやるためにはやっぱり起債をしていくべきやと思う。私は、今亀山市の体力としてはあと１００億ぐらい借金してもいいと思う。１００億あればいろんな事業ができますよ、一発に借りよというわけじゃありませんよ。年間２０億単位で起債を増やして、当然その償還も来ますけれども、そういうようなことを踏まえたらこの赤字はやっぱりある程度狭まると思う。それで財調も崩さずに行財政運営ができると、こんな決算結果が生まれやんと私は思うておるけれども、そのような認識はございませんかな、市長ちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

６年度決算に関わる所感は申し上げたとおりでありますが、まず実質単年度収支の赤がずっと十数年継続しておると、これがまさに私ども、本市の財政構造としての大きな課題というふうに認識をいたしております。その要因は何かというのは、やっぱり市民の皆さんのニーズに応える事業が歳入以上に、少し事業のほうが多いという中で、リーマンショックもありました、その後、いろんな時代がありましたけど、その中で少し多めの事業を展開してきて、それが基金のやりくりとかその中で回ってきた時代が平成の時代であったと思います。

しかし、ご案内のように、この５年間で人件費、物件費、扶助費が、お話がありましたトータルで２３億、本市の場合、予算決算が上がっておるという実態があります。その部分をどうしていくのか。上がった分、入ってくるものは増えておりませんので、その分が市民の様々な関係する数百動いております事業に影響があってはならんということで、しっかり財政調整基金を取り崩して投入をしてきた。従来はそのやりくりの中で、実質単年度収支は赤でありましたけれど、ここへ来まして、財政調整基金の金額の落ち込みは、やはりこの数年大きいという状態になっておるということであります。

しかし、また今後を考えますと、人件費や扶助費は今後も、物件費もそうですが、多分減っていくことはないような大きな世の中の流れ、行政経営上の課題というふうに思っておりますので、そういう中で、当然歳入を上げていく努力はしますし、小さな無駄を省く、不要不急のものから本当に必要なものに事業を見直してそこへ集中して投資をしていく。そして、議員はずっともう十数年借金をどんどんしたらええやないかというお立場でありますが、借金せんということではなくて、施策の推進と将来の負担やバランスを考えて、そこも判断をしていくということが財政運営にとって極めて重要でありますので、そのことも含めて、令和６年度はおおむね事業としては計画どおり展開いたしましたけれど、個々の財政指標については、残念ながら幾つか後退しておるものがございますので、そこも踏まえて、この状況を改善するようにしっかり取り組んでいくということが大事だと、この令和６年度決算を通じて感じさせていただいておるところでございます。

議員、一般質問でまた１７年間の財政運営についてというご質問をご通告いただいておりますので、６年度決算についてはそのように思っておりますが、また改めて一般質問でご議論させていただけたらと思っております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

一般質問のためにこれを質疑させてもらっておるんですけれども、基本的に市民あっての亀山市です。市の職員があって市長ですね。だから、各部局の職員が市民ニーズに合う業務ができるように、やっぱりお金を確保、資金を確保するのが市長の責務なんですよ。税収をどうするのやといったときに先ほども言われたように、ふるさと納税、未使用地の売却、こんなことを言われますけれども、既に職員の地域手当も減額してますわな。市職員は本当に大変なんですよ、これもまたそういう提案されましたわ、これもある。

そんな中で、行政運営の中で一つの組織として財政が硬直化せんように今度は財調の２０億円堅持とか２５億というまた大きな目標を立てたんですけれども、そういう中で財調を崩すというような予算編成、予算結果で、ここにも監査委員からもそういうような指摘を受けておると、これはあかんと私も思う。

やっぱりもう少し借りるべきものは借りて、起債ですな。単年度で大体今から２０億ずつ借りていけばかなりのことができます。今年の起債額は幾らですかな、令和６年度の起債は前年度に比べて幾ら差異があるのか、ちょっと数字を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

質疑の趣旨は分かりますか。

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

申し訳ございません。先ほど私が申し上げました令和６年度の起債残高、すみません、間違えておりました。修正させていただきたいと思いますが、先ほどは１３５億６，４８２万７，０００円と申し上げましたが、正しくは１３４億５，９２０万５，０００円でございます。

それから、令和６年度の起債借入額につきましては、少しお時間をいただいてお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そんなくらい数字は握っていてほしいですけど、聞き取りのときに聞かれんだもんで、わしも言わなんだで、それは申し訳ないけれども、わしは何を聞くか分からんでな。大体は、財務の者はそんなぐらいの数字はつかんでおいてやと私は思うの。これは私の勝手な解釈で申し訳ないけどさ。

市長は、やっぱり借金をするのが嫌、起債は嫌。

よう忘れんけれど、平成２１年にあなたが就任されたときに、庁舎建設の２５億円、これはあくまでも借金でございますとこの２５億を大体７事業に今使われたのや。駅前、北東分署、山車会館と、山車会館は違ったかな、川崎小学校でみんな使ったんや。９６億で、７０％が交付税算入されるものやな。

６億３，０００万、今年は大体償還が５億で、３億ぐらい地方交付税に算入されておると思う。それでもう既に環境センターの償還も終わっておる、関中学校も終わっておる、みんなが７割を算入されておるのや、地方交付税に。

○議長（岡本公秀君）

申し上げます。

ちょっと議案から外れておるように思えますが。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

待っておるのや。

だから、予算編成の中で借金をする気持ちはないかな、財調がもうないんやから。

これまた財調は１５億で、来年度予算に令和７年度もこれで財調を崩していますわな、繰り入れておるはずや。そうすると、２５億に到達するだけの余力がないんやさ、借金せんことには。土地を売ったぐらいでは絶対ないと思う。ふるさと納税で何ぼいろんな品物を考えても思ったようにいかんと思う、これが２億、３億、５億と上がってくる要素はほとんどない、亀山市のふるさと納税は総額で大体六、七千万やと思う。

そうすると、財政健全化、財政をうまいこと市民ニーズに合う事業をしていくためには、あとは借金しかないやん、借りる、それも有利な借金を、その形がこの予算には現れていないんですよ、そこら辺の見解、やっぱり借金が嫌いなんかな、あなたは。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

歳入の中には市税、その他、国から県からのお金もあるわけでありますが、当然事業を進めていく上で起債を起こしていく、将来に負担を、償還も含めてということになりますが、それも見越して財政運営をしていくということは行政の財政運営上の本当に基本でありますので、嫌いだとかそんな次元ではなくて、当然有効に起債も活用していくと。そのトータルが、今だけではなくて将来も含めて最善な状態をつくっていくということが行政の財政運営上問われておるところでございますので、そこは今までもそうですし、今後におきましても、これは議員あんまり今感じられないか分かりませんが、この後に控えます公共施設の老朽化の解消、本当にこの２０年、３０年の間に数百億という金額が予定されております。

庁舎も含め、あるいはごみの環境センターをどうしていくか、極めて大きな事業が控えていますので、こういうことを考えますと、将来のその事業を進めるためには起債を起こして進めていくということは当然でありますので、大きなものが控えておりますので今はそれに備える、そのことが極めて重要だと、今までもそう思ってきましたし、今後ますますそのことは問われてくると思っていますので、大規模事業の取扱い、それから市民生活に関わる様々な事業が動いています。

義務的経費もさらに上がってくる中で、起債も上手に使っていくことなんですが、今後を少し中長期的に考えますれば、そういった大規模事業に対する起債を使っていくということがこの後に控えておりますので、もう一世代も含めて、これはしっかり考えていくようなことを我々は問われておるということを認識して、行財政運営を行わせていただいているところでございます。

令和６年度に関しましては、なかなか計画しておりました市民生活や市の課題、そういうものに対してはおおむね計画どおり実行できたと考えておりますけれど、財政指標、それぞれにどれがどうということではないんですが、全体としてそれも踏まえた上で私どもの財政構造を変えていく、本当に集中期間の間に変えることが将来にしっかりつながっていくことだというふうに全庁挙げて

取り組んでいく必要があろうというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申し訳ございませんでした。令和６年度の起債の合計金額でございますが、８億８，１６０万円でございます。参考までに、令和５年度は３億９，１２０万円でございます。この起債は、昨年度は緊急防災事業債など１６件の事業ということで起債を借りております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それで、去年は８億、その前が３億９，０００万かな、だからそこからいうとやっぱりもっとね。

私は、絶対財政調整基金、貯金は崩してほしくないの。先人が脈々と努力されてつくり出されてきた金を取り崩してそして財政補填する、財源にするというような行政をやっておったら、私はあなたが昨日、今日市長になったらそんなこと言いませんよ、今まで１７年間市政運営をしてきたんですやんか、だから言うんですよ、何でこうなってしもうたんやと。４７億あった財調が１５億に減ったと、２０億堅持すると。

最初、あなたが言われたとき、２８年度に財政調整基金は枯渇すると言ったんですよ。だけど、２８年から二十二、三億のところでずうっと来ておったんですよ。それで、５年度に１８億になって、今回の決算では１５億で、２０億を切ってきたと。あなたが１７年間行政運営をしてきた中でのことを私は言うておるの。

だから、さあ今からほんなら財政、いろんな事業がありますやろう、草川君も言われました。いろんな事業をしたら２，０００億かかると。市長は２００億と言うけど、２，０００億以上かかるんだということを草川君は言っていますよ。そのときに、財政調整基金をある程度、庁舎でも最低９５億でも、あと６年延伸したらもっともっと要りますわ、１００億を超えますよ。そのときに何を誰に使うかといったら財調か借入金ですよ、そこら辺の物事をやっていっていただきたいと思います。

前々から言っているように、１７年間市長をやってるんやでもう少し、私は１０６事業で、１０２はＡ、Ｂのランクで達成しましたというようなことを言うてみえますけれども、市民はもっと違う立場でいろんな生活改善のことを望んでいます。

こればっかりやっておったらあかんで、次の質疑に入りたいと思います。

議案第６３号及び議案第６４号の公共下水道条例の一部改正についてですけれども、これも２人の方が質疑をされました。確かに、この上下水道を見直すための会議をされたらしいですけれども、森　美和子君の質疑によると。それで松永部長が答弁されましたけれども、提案者は櫻井義之さん、市長さんですよ。それで収支を見ると大体今黒字ですよ、確かに一般会計から補填はしています。そうだけど利用者は３万九千何ぼおって、全体で公共下水道の利用者は公共も農集も含めて３万９，０００人見えます。

その中で、この料金改定によって市長はどういうような気持ちで、これは何年前に料金改定をしたんですかな、下水道、それで今に至ったんですかな。ずうっとしていなかったと思うんですよ。

それで、質疑で上げられていたのは、公営企業法に基づいて公営企業になったのが令和２年度やと、そのときに何で改定をしなかったんや、それは公共と農集のバランスが分からんだという答弁でしたわな。

そうして今回農集が、田村地区が令和９年度に公共に変わるようになった中での料金改定やという、確かにこれはありますけれども、これは増額分で、改定後は幾ら増収になるんですかな、改定額で。

６立方メーターで２２円、次が百六十何円や、改定額で幾ら増収になるんですかな。そこら辺は市長としてどんな認識を持っているの、幾ら。公共に５億何ぼ、農集に３億何ぼ一般会計から繰入れしておるけれども、それやと改定後に、農集は令和９年４月１日から施行、１年の周知期間を置くので１年半後ですけれども、公共は令和８年４月１日からですわな、実施。そうすると、この増額分、各科目、１０立方から２０立方までに二十何円、各ランクがありますやろう、その増収分は幾らぐらいあるんですかな。ちょっとそれだけ担当部局から答えてください。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の公共下水道使用料の見直しを行うことで、令和８年から１２年の５年間で使用料の増収は３億８，０００万円、年平均でいいますと７，６００万円と試算してございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

その増収分は当然、一般会計からの繰入金は減額するんですわな。いかがですかな、これは財務やろう。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

そのように考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや、徴収するほうがそのとおりでございますって。

財務として補填を減らすわな、補填額は当然。今答弁されたように公共下水道は５億何ぼ、農集では３億何ぼという数字を出されましたやんか、繰り入れてもらっておると。それで今単年度で７，６００万の増収になるという。だけど、令和８年度は、今のは公共の地区やろう、農集地区の田村地区だけは令和９年からですわな、そこら辺をちょっと教えてください。一般財源を通常どおり入れるのか入れないのか。この料金改定で、５年間で３億８，０００万増収ということやったら単年度平均で７，６００万やと、その間に一般財源から今まで入れておった企業会計に対する補填はそのまま残すのかを教えて。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

一般会計から見ると繰出金でございますが、今、農業集落排水事業へは６年度決算で３億７２４万円繰り出しております。でございますので使用料改定が、これは令和９年４月ということでございますが、料金改定によって使用料が増えれば、その繰り出しも減ることにはつながるというふうには考えております。

公共下水道事業につきましては、現在繰り出しは５億１，８７６万円でございますので、公共下水道事業についても料金を見直し、農業集落排水事業も料金改定を行いますので、合わせて、現在は８億２，６００万円という繰り出しをしておりますので、この繰り出しが減額にはつながるというふうには考えてはおります。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

これは総額で７，６００万円、単年度でね。令和９年度７，６００万とします、増収分が。農集は統一料金になるのやで、統一料金になりますやんか。

公共には、合算して８億２，０００万の中から７，６００万を引いた分を各企業会計に繰り入れるというふうに理解させてもらってもよろしいかな。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど上下水道部からあった金額につきましてはあくまで試算でございますので、それがそのとおりでございましたら、その分については一般会計からの繰り出しは減るというふうな。ただ、その時々の状況によって違いますので、それが同額ということは確実ではございませんけれども、考え方としてはそういったことかなというふうに存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それで公共下水を利用しておる市民の方、農集を利用している市民の方やね。それに料金改定をやって年間７，６００万の増収を立てると。それを３万９，０００人で割り込んだら何ぼになるかよう計算しませんけれども、１人当たり２，０００円か、負担をかけるわけですわ。

市長、今の時代で、なぜ今なんですか、なぜ今なん、提案者として。なぜ、今料金改定をせんならんのか。

たまたま田村地区が公共に入ってくるんで変えるわけやないですやろう。当然公共下水を利用している市民の方も令和９年度から料金改定された農集の方も４名以上になると、この表ももらっておるんですけれども、今まで基本料金２，２００円です。１人当たり５５０円です。２，７５０円ですわ、４人でね。それが４人になると何ぼになる、五千何ぼになると思うのやわ。それを担当部局だけで、また広報だけで周知をするんですか。値上げは市長として責任を持って各地区を回るというようなことを市民の皆さん方に、公共下水も大変なんですと、一般財源から８億近く投入し

ておる、それを縮減するためには市民がみんなで負担していこうと。さっきの１，２００人掛ける５００掛ける２５０日やないけれども、市民の人に料金改定することによって負担をしてもらうわけですわ。その説明責任は、担当部局やなしに市長やと私は思う。その努力はされるんですかな、市長として。ただ広報で話しました、担当部局の上下水道部に各地へ回ってきなさいよと、チラシを出しなさいと。１人当たり２，０００円ですよ、３６５日に直したら何十銭ですよ、だけど、その料金を理解してもらうためには、市長自ら先頭に立って、料金改定の理解を得てもらう行動をされるんかどうか、それをちょっと確認させてください、市長に。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

社会情勢とか時代の背景の中で、今回公共、それから農集の使用料の料金体系が異なっておるものを統合していく、そして少子高齢化が進んできたりとか、農集のエリア、それと中心部の公共のエリア、こういう変化の中での差異を是正していく、そういう中での今回の料金改定となって、これを市長としてこの議会にご提案をさせていただいておるものでございます。

また、ここに至りますまでにも、料金改定に関わる委員会等、そういう様々な意見を聞きながら、そしてこの公の議論を通じて決定をいただきました暁には市として当然、担当も答弁させていただいていますけれど、市の責任において分かりやすくお伝えをさせていただく、これは当然のことでございまして、これに限らず、そのように認識をさせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや、だから市民に、市としてやない、市長として理解を得ていく努力をされるんですかというの。キラリまちづくりトークだかなんかはやっておる、市長への手紙とかやっておるわさ、だけど料金改定のときは市長自ら地域に出向いて、２２地区ですよ、コミュニティは、そこへ出向いて理解を求めるその努力をされるんですかというの、市としてやなしに。

職員の方々は公務員です。私らは選挙で選ばれた公人で、あなたは亀山市の首長としての立場にある人です。首長としてこの議案を提出した責任があるんです。その説明責任を負うのは市長としての、市長やに、市長自ら各地域に出向いて、今亀山市ではこういう公共事業等が今後大きなものを控えておるもんで、極力企業会計である上下水道の会計に一般財源を投入するのを縮小したいということを説明する責任は市長としてあると思うの、私は。それはされるんですかというの。担当部局任せ、何でも人任せですわ、あなたのやることは。何でもあの人に聞いた、この人に聞いたと、あの人が言うた、この人が言うておったという。

市長としての考え方、市長自らの行動、それをされるんですかされないんですか、どちらですか。提案した人の責任を持った答弁をしてください。

○議長（岡本公秀君）

申し上げます。

議案質疑の範囲を超えているので……。

（「何でや、提案者の考え方を聞いておるのや」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

説明責任と申されましたので、まさにこの公のこの場でしっかり公の議論を通じて考え方を示していく、当然市長として提案させていただくということはそういうことでございますし、当然いろんな行政サービスを行っております。料金の改定だけではありません、制度の変更や大きな変更等々があります場合、議論を経て決定したことについては、広報を含めて組織として必要な説明をさせていただくというのは当然のことであります。

また、キラまちトークだけではなくて、いろんな機会を通じて、市の決定事項や政策の転換につきましては、キラまちトークもまさにこのことだけを求めていって説明するということだけではなくてトータルの市政の状況について申し上げることは当然あるのは、今そのように考えておりました。これは、議会も含めてご理解とご協力をいただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、議会で提案された議案が通ったら、市長及び議会もそれを承認したという認識を持たせてもらってよろしいかな。そうですわな、そういうことやわさ。この値上げに対しては、市長及び賛成した議員も賛同したと、それで市民への周知は済んだというような認識を持たせてもらいますが、それでよろしいかな。そういうふうに持たせてもらいますわ。

ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質疑は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日１０日は午前１０時から会議を開き、引き続き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　４時００分　散会）

令和７年９月１０日

亀山市議会定例会会議録（第３号）

●議事日程（第３号）

令和７年９月１０日（水）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第６０号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案第６２号　亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について

議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

議案第６６号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６９号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第７０号　令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７１号　令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７４号　工事請負契約の変更について

議案第７５号　市道路線の認定について

議案第７６号　市道路線の認定について

議案第７７号　市道路線の認定について

議案第７８号　市道路線の変更について

報告第　７号　決算に関する附属書類の提出について

報告第　８号　健全化判断比率の報告について

報告第　９号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１０号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１１号　亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１２号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

第　　２　請願第　１号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

第　　３　請願第　２号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第　　４　請願第　３号　防災対策の充実を求める請願書

第　　５　請願第　４号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める

請願書

第　６　請願第　５号　自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議会調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第３号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

１３番　鈴木達夫議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

結の鈴木達夫です。

私の今日の議案質疑は、７２号の令和６年度の下水道事業の決算、併せて、今回示された６３号の公共下水道使用料の値上げに関する議案について確認をさせていただきます。

いみじくも今日９月１０日は下水道の日だというようなことを伺っています。欧米に比べて当時、昭和３６年に制定されたらしいんですけれども、下水道の普及が著しく弱かった日本の中で、全国の下水道の推進を図りたいということでこの日が設けられたと聞いております。

私は下水道関連でちょっと思い出がありましてですね。これも約３０年前、西小の先生が当時のトイレをきれいにしようとか、トイレの暗いイメージを払拭しようということで、トイレの歌というものをつくって、私の脳裏に非常に強く残っているんです。それで思い出しまして、今日はここでその歌をご披露しようと思いまして朝から練習をしてまいりましたが、諸般の事情により取りやめとさせていただきます。

それではまず議案第７２号令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、この決算については、なぜこの質疑をしたかというと、次にこの値上げの議案については、令和５年までの決算を基に亀山市下水道使用料等検討委員会に意見を求めたというふうに察していますが、その後令和６年度の決算がどう推移をして、大きな変化、兆候の差異は生じていないのか、そんな視点で大まかに３つ質問をさせていただきます。

決算の内容についてということで、一番初めに経費回収率についての項でございます。

経費回収率というのは、汚水処理費を下水道の使用料金でどのぐらい賄ったのかというものがこ

の経費回収率と私は理解をしているんですけれども、令和６年度決算の場合、下水道使用料が約４億５，７６０万、汚水処理費が４億７，２００万、つまり回収率が９６．８６％となっており、これは令和５年度から最も低調な数字であったと、言ってみれば委員会に提出しているその指数よりも少しずつ低下している傾向を示しているというような確認をしましたが、資料の中でこの経費回収率は今後も低下していくというような見解が述べられております。今後も低下していく、その理由の見解を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

おはようございます。

経費回収率は、使用料収入により汚水処理に係る必要な経費を十分に賄えているかの判断指標でございます。

この経費回収率は、令和元年度から令和５年度において１００％を下回り、減少傾向でございました。今後も同様の傾向が続くと予想されたことから、広く市民の声を参考とするため、令和６年度に亀山市下水道使用料等検討委員会に下水道使用料の在り方についてご検討いただき、下水道使用料は改定することが望ましいとのご意見をいただきました。

また、令和６年度亀山市下水道事業会計決算におきましても、議員のご案内のとおり、令和５年度の９７．２５％より０．３５ポイント低下し、９６．８６％となりました。この経費回収率の低下は、市が管理する公共下水道の機器修繕費や労務費の高騰などにより、委託費、動力費等の維持管理に係る費用の増加と北勢沿岸流域下水道の維持管理負担金が増額となったことが影響しております。

今後は、公共下水道の区域拡大に伴う汚水量の増加と物価高騰も続き、北勢沿岸流域下水道の維持管理負担金の増額が予想されるためなど、経費回収率は低下していくことと見込んでおります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

今後も低下していくであろうという理由が、まず市が管理している公共下水施設の維持管理費が増加する、電力費、人件費等ですね。それからもう一つ、楠町にある終末の処理施設、南部浄化センターの負担金の増額が予想される、この２つだと思うんですけれども、２番目の項としてこの南部浄化センターの現状と今後について質疑をします。

このセンターは処理地域として、鈴鹿、亀山、それから四日市の一部というようなことと私は理解していますが、南部浄化センターの近年の維持管理費の負担金の推移と、例えば今後大がかりな施設の更新とか処理量の増減等変動があるのか、予想されるのか、この辺の見解を聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

亀山市、鈴鹿市、四日市市の一部の公共下水道事業において発生した汚水は、三重県の北勢沿岸流域下水道の南部浄化センターにおいて終末処理をしております。この汚水処理に支払う維持管理費となる流域下水道維持管理負担金が、電力費や処理施設機器の更新等の高騰により増額となっております。令和３年度から令和５年度の３年間は、消費税抜きで１立米当たり６５円でございましたが、令和６年度より１立米当たり７２円となり、７円の増額となりました。

今後変動するのかということでございますが、三重県では現在、亀山市、鈴鹿市、四日市市の公共下水道区域の将来の区域拡大に対応するため南部浄化センターの拡張工事を進めており、今後、施設管理や汚水処理量が増えることから維持管理負担金が増加すると思われます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。人口減であっても同地域内、受益者は漸増していくんだと、現に令和６年から１立米７２円と７円の増額もあったということと理解をさせていただきます。

この項の最後に、私、決算書類あるいは監査委員意見書等、本年度の決算の一つの特徴的なこと、押さえておかなければいけない管渠老朽化の対応についてという項を確認させていただきます。

法定耐用年数を経過した管渠の延長を表す管渠老朽化率については、前年度比０．２８％の３．２７と、農集についてはゼロということで、直近ではありませんが、埼玉県の八潮市の大きな事故を見るにこういう目には見えにくい危険案件はいち早く対応をすべきだと思います。

令和６年の決算を終え、今後の汚水管の改良事業をどう進めていくかということを答弁いただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

管渠老朽化率につきましては、法定耐用年数５０年を超えた下水道管の延長の割合を表した指標であります。この対象となる老朽化した下水道管について、令和６年度はみどり町地内においてストックマネジメント対策事業として延長２７３メートルの改築工事を実施したことにより、市内の管渠老朽化率が低下いたしました。

今後の下水道管の老朽管対策については、国土交通省が推奨しております官民連携方式のウオーターＰＰＰの導入を検討しております。これは、水道、工業用水道、下水道などの水関連インフラにおいて、民間のノウハウや資金を活用して持続可能な運営を目指す仕組みで、施設の維持管理から更新までを一括して民間事業者と長期契約を行い、雇用の安定や民間の創意工夫を促進し、課題となっている施設の老朽化や人材不足などに対応するものでございます。

本市も、下水道ストックマネジメント対策事業をこの方式で実施することで効率的かつ低コストでの維持管理により持続可能な運営を実現したいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

昨日の代表質疑の中でも、草川議員から予防的投資という言葉が出ました。ウオーターＰＰＰを

進めていくということで、民間が保有する技術をもって老朽化の検知とかそれから水関連のインフラ全て、やはり、優先順位とか補修の工法とか工事のスケールメリットとか非常に大きな期待が持てると思います。従来どおりに年度年度に入札行為をして云々というよりも、長期にわたって総合的に、一体的にやっていくことをどんどん進めていただきたい。

ただし、いずれにしても、ウオーターＰＰＰにしても発注者の実力というのか、これが非常に問われているということは付け加えたいと思います。

それでは、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正についてということでございます。

１番目に、私は項目でどこまでを独立採算性のめどとするかという通告を出したんですけれども、大ざっぱに、独立採算制とはいえ今決算を見る限り、公共下水道総営業費用が９億２，０００万、３，０００万のうち、いただいている使用料は４億５，７００万程度、あるいは次にする農集に至っては営業費用が４億５，８００万のうち使用料金は１億２００万程度に収まっている中で、独立採算制をどこまでをやるかということに対して見解をいただきたいんですけれども、下水道事業は、我々が日々生活するにあって、環境的にも衛生的にも極めて公益性というのか公共性の高い事業です。それから、私は公共下水道の充実というのは一種社会文化の成熟度のバロメーターだというぐらいに思っているんです。

例えば上水と比べた場合は、今の亀山市の上水は一定の設備とか管渠がほぼ全世帯に各戸に設置された、整備された中では独立採算制というようなことは理解できますが、いまだ公共下水道の場合はこれから範囲とか施設の拡張が必要で、独立採算制という言葉は私はなじまないように思うんです。その意味で、公共下水道事業において独立採算性に対する考え方、市の立ち位置についての見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していくことが独立採算制の原則とされております。

しかしながら、当市も導入しております分流式下水道の汚水処理に係る経費は公的な便益も認められることから、経費の一部を公費により負担することができるとされております。今回の改定を行ったとしても一般会計からの繰入れがなくなるわけではなく、完全な独立採算制となることは難しいのが現状でございますが、ほかの公共事業との均衡を図りながら一般会計からの繰入れをいただくものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

企業会計という会計上では独立採算制が建前であるけれども、建設改良費等まで独立採算の範囲に含めるのは非常に極めて非現実的であるというような答弁であったかなと。

次に、今回の使用料の値上げ案で、対象経費のどの範囲の経費を使用料金で賄うつもりかということをずばり聞きます。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道事業は、下水道の整備である建設改良費用もその事業に伴う収入によって経費を賄うのが独立採算制の原則に含まれます。

しかしながら、本市は維持管理費及び企業債利息を使用料で賄うべき経費と考えております。繰り返しとなりますが、今回の改定を行ったとしても一般会計からの繰入れがなくなるわけではなく、完全な独立採算制となることは難しいのが現状でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

大まかに、建設改良費を除いた維持管理費と企業債の利息を使用料で賄うということと理解をさせていただきます。

次の案件です。

一般会計の繰入れをどこまで抑える予定であるのかという質問でございます。

下水道事業に関しては、一般会計の繰入れは決算書を見ても非常に分かりにくいんです。失礼ながら、昨日の答弁の中にも、この繰入れの金額について３億、５億、８億と答弁が入れ替わり立ち替わり、変わっていたというのを昨日見させていただきました。ざくっと、私が決算書を見る限りで全部で８億、都市計画の関係から５億２，０００万、それから農林水産費から３億７００万、決算書を見る限りではこうなっていますが、従来から、都市計画税から５億円以上の出資をするのはいかがなものかという議論をしているんですけれども、この話はまた別の機会にさせていただきます。

質疑をします。

今回の使用料値上げに対し、一般会計からの繰入れをどこまで抑えるつもりか、そういう論点、議論があったのか、お願いします。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

一般会計からの繰入金の削減目標は設定しておりません。しかしながら、今後物価高騰等による汚水処理費が増加すると一般会計からの繰入れへの依存度が高くなります。そのことから、経費回収率を１００％以上とすることで一般会計からの繰入れの依存度を少しでも抑制し、必要な経費を賄えるように公共下水道使用料の見直しを行うものでございます。

今回の公共下水道使用料の見直しを行うことで、令和８年から令和１２年度の５年間での使用料の増収は約３億８，０００万円で、年平均でいいますと約７，６００万円の増収と試算していますので、この同等額が繰入金の減額になるのではと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

一般会計からの繰入額の目標値はないということですね。それから、使用料金の増額分が繰入金

の削減だというような答弁ですね。これはうがったというのか偏屈な見方をすると、たらずまいは一般会計からだみたいな答弁にも聞こえてしまうんです。昨今、やはり今も例えば企業会計とか独立採算制、あるいは財政構造の骨太の方針とかあるいは聖域なきと、何か下水道は聖域があるんではないかというような感想を持っちゃうんですね。行財政改革、あるいは財政構造改革骨太方針の中で公共下水道に繰り出しをするお金はこの程度にしようというぐらいの目標値があって、あるいはそれを加味した中で今回の使用料金についても議論すべきだったと思うんです。今の答弁を聞く限りでは一般会計の繰入れの目標はないんだと、５年間で３億８，０００万、この分だけが収受できるからその分だけは一般会計からの繰入れは少なくなりますよという非常に、まさに聖域のある答弁であったと思います。

次に３番目に、使用料体系に６立米から１０立米の従量使用料の区分を加えた理由については昨日もやられたと思いますので質疑は控えますが、６立米から１０立米までの水道をお使いになっている方は明らかに空き家ではなく、確実に汚水を排出されていると予想される、そのため公共性の観点から低料金であれ従量使用料に加えたいというような提案だという確認をさせていただきました。

その次に、議案第６４号の亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてございますが、一番初めの従量制への移行についてという、これも昨日の答弁の中で様々に説明をいただいたと思います。従来、農集の場合は基本料金２，０００円プラス家族の人数、世帯人数割だと。これは様々に実態使用と異なる部分が見え始めているからこの際公共下水道と一緒に従量制に見直して、これも公平性を担保したいというような提案だったと思います。

次の質問ですが、農業集落排水施設使用料について、これも重複しますが、確認の意味でこれは答弁をいただきます。なぜ施行期日を令和９年４月１日とするのか、再度の質問になりますが、確認の意味で答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

令和９年４月１日に農業集落排水の田村地区を公共下水道区域とすることに伴い、その計画時期に合わせまして、市内全ての下水道施設の使用料を統一するべく改正したものでございます。

また、現在の農業集落排水処理施設使用料は人数割制となっておりますので、大幅な料金の改定となります。そのため、農業集落排水処理施設を使用されている方への周知と理解を求めるためには相当な期間が必要と考えており、そのための周知期間として施行日を令和９年４月１日としたものであります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

例えば公共下水道の場合は料金が上がるということにとどまるんですけど、農集の場合は該当する地区とかの方には、非常にこれは本当に大幅な改定であろうかと思います。大幅だと思いますよ、今までの体系とがらりと変わるんですからこれはやはりしっかりと周知徹底をする、周知徹底の方法についてもいろいろ様々な意見、議員のほうから出たと思いますので徹底をお願いします。

それから、これも重複する質疑になるんですけれども、農業利用への配慮という質疑を用意しました。農業集落排水、これは読んで字のごとく、当時は農業をされている方の利便性も含めてそういう名前がついているんですけれども、農作物への散水とかあるいは一部消毒あたりに使用と、農家の数は減っているとはいえ、まだまだこういう利用者も点在をしているのも事実でございます。汚水として排出しない上水道の利用についての配慮はどうかという質疑で、昨日の答弁ではやはりそういう形で上水を汚水として排出しないものについては子メーターを設置しろということで、子メーターを設置していただいて、自己負担であるが、あと事後報告ではあるがそれを下水道料金から引くということ。

あわせて、ちょっと昨日の答弁の中で一部あったんですが、これは農業集落排水に限らず公共下水道利用されている方も、例えば我々の地域の中でも公園の中に花を植えていただいてそれにかなり水をやっているとか、あるいはこれは地域だけでなく、たくさんの方が畑をお借りになって、かなり今年あたりは物すごい、毎日のように皆さん水をやっている姿を僕は見たんですけど、これに対しても公共下水道の設置者許容の人でも、子メーターをつければ減免といいますか減るという理解でよろしいか確認をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

農業用の散水は使用量から減量されるのかということでございますが、ご懸念の農業に使用する使用料金でございますが、通常公共下水道使用量は上水道の使用量を汚水排水量として認定いたします。しかしながら、汚水として排出しない農業に使用する上水道水につきましては、農業に使用する外散水栓などへ子メーターを設置いただき、その水量を毎月ご報告いただくことで減量させていただくように考えております。これは公共下水道使用料も同様でございます。その場合メーターの設置に係る費用は個人負担になります。なお、井戸水を上水道と併用して下水道に流しているご家庭では、井戸水の汚水排水量をご報告いただく必要がございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

子メーターの設置、９万円かかるというとちょっときついんですけど、利用をされる方には私も勧めて、紹介をしたいと思います。

今回の質疑のまとめを少し言わせていただきます。

公共下水道の値上げに関しての質疑をさせていただいたんですけれども、提出いただいた資料が本当に分かりにくい。僕は読めなかったんです。先ほどの一般会計の繰入れも、どの款から、どの節から、どういう事業でこちらに繰り出しをし、繰入れを受けたかという数字も分かりにくい。

それからもう一つは、令和６年度の決算を見るに、いただいている使用料金５億円足らずの中に企業債利息が１億４，４００万もあるんです。この現実をもっと明確に、検討委員会、あるいは今回の議会の中でも示さないといけない。そして、なおかつ決算書において、営業費用のうち、どこまでが汚水処理費に含まれるか、これは決算書を読んだんですけれども、これを読む限り僕はさっぱり理解できない。これは決算書ですからそういう書式、公的ないわゆる会計的なあれでいいんで

すけれども、資料の中で営業費用のうち、汚水処理費がどこまでの範囲か、どういう項目が入るかを明確にしないと分かりづらいですよ。

それからもう一つ、やはりいろんな資料、説明、あるいは検討委員会の出された資料の中では、こんな工夫をして、こんな努力をして収入を高めるんだと、こういうことをやりながら経費を削減していくという企業努力に対しての見解が一切示されていない。そこへもってきて、なおかつ一般会計の繰入れの目標はないという。やはり企業会計ですので、どうして収入を増やしてコストを削減するかということも含めた中で今回の値上げに関する議案は提案すべきであった。時間があれば、願わくばですが、数字の整理も含めて委員会の中で再度示していただければ、なおありがたいということを申し上げて質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従い質疑をさせていただきます。

今回は、議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、議案第６１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議案第６５号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてについてでございます。

まず初めに、議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてです。

今回、公共下水道条例も一部改正をされていますが、料金体系について大きく変更されている農業集落排水に関して質疑をさせていただきたいと思います。

まず、改正理由についてでございます。

市の下水道には公共下水と農業集落排水がありまして、それぞれ使用料金の算定方法が異なっていたものを今回一緒にするという改正でございます。これまでの改正理由についての多くの議員の質疑の答弁では、農業集落排水の料金を公平性の観点から見直すということでありますが、いま一度お伺いしたいと思います。

私の令和５年６月議会での一般質問で、市内のどこに住んでいても公共インフラである下水道料金は一緒にすべきとの趣旨の質問をしたところ、当時のご答弁では、そもそも農業集落排水事業と公共下水事業とは制度の背景が異なり、算定方法も異なるから一緒にはできないとの答弁でございました。なぜ、今回方向転換とも思える料金改正に至ったのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

なぜ方向転換と思えるようなことかということでございます。

令和５年６月定例会では、議員の質疑に対して、農業集落排水から公共下水道区域へ接続される計画区域につきましては、従量制の採用を検討しているところですとの趣旨で答弁をいたしました。

また、当時、議員より公共下水道使用料と農業集落排水使用料との格差について、料金を同一にすべきとご意見をいただいたと認識しております。このような様々なご意見をいただきつつ、令和９年４月１日に農業集落排水の田村地区を公共下水道区域とすることに伴い、その計画時期に合わせまして市内全ての下水道施設の使用料を統一するべく改正するものであります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

いろいろ検討委員会等々でいろんなご意見、ご議論の中で今回の改正に至ったと、これまでの質疑の答弁の中でも理解をするところでございます。

続きまして、改正内容についてです。

今回の料金改定による、料金収入によっては農業集落排水施設の維持管理経費への影響が多少あると思うんですが、それはどのような影響があるのかということと、また一方で、料金を取り扱う事務についてですが、例えば農集の料金については、該当世帯に対して毎年人口調査があったり、世帯員の変更があればその都度市のほうへ連絡して料金の算定の変更をお願いしております。こうした料金徴収に係る事務については多少なりとも省略されると思うんですが、そうしたことの影響を見越しての改正であったのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

現在、農業集落排水では従量制ではございませんので、上水道メーターとのひもづけがされていないため、宅地内の排水施設であります公共ますと上水道メーターとのひもづけが必要となります。現在分かり得る範囲での使用水量で試算いたしましたところ、現在の人数割制での使用料金から従量使用料金に改定いたしましても、著しい差異はないと見込んでおります。

また、農業集落排水処理施設使用料を改定する令和９年４月１日に農業集落排水の田村地区を公共下水道区域とする予定で進めており、田村地区を公共下水道区域とすることにより、田村地区浄化センターもその役目が必要なくなることになります。田村地区浄化センターに係る維持管理費が削減されることにより、農業集落排水事業全体の令和９年度以降の使用料で賄うべき維持管理費が削減されますので、使用料収入で賄えるものと考えております。

また現在行っている、議員からも紹介がございましたが、使用料の徴収業務や人数調査といった業務につきましても、従量使用料に改定することで、上水道料金と一緒に徴収できるようになることで事務の軽減が図れるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

田村地区の浄化センター、公共につなぐことで農業集落排水の１つの施設がなくなるということで、維持管理費の軽減につながるということでした。

それで今回、田村地区が公共下水道へ接続するということで農業集落排水から除くとしておるんですが、田村地区以外の農業集落排水施設もあると思いますが、それはどうなっているのかお伺い

したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

田村地区浄化センター以外の農業集落排水から公共下水道への移行の予定でございますが、農業集落排水施設の持続的な経営の実現を図るために、下水道施設の機能強化や施設の統廃合、公共下水道への接続を検討し策定いたしました最適整備構想に基づいて、田村地区以外にも井尻地区及び白木一色地区が、時期は未定でございますが、公共下水道へ移行する予定となってございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

次の施行日につきましては、これまでの質疑の答弁であったので省略させていただきます。いずれにしても、農業集落排水事業でも一般会計の繰入れがある中、今後とも健全な経営に努められるようお願いしたいと思います。

次に、議案第６１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございます。

この条例改正は、仕事と育児を両立できるように、仕事と育児との両立支援に資する部分休業に関する制度の拡充を行うものです。この条例の一部改正の背景と趣旨についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、今回の条例改正の内容につきましては大きく２点ございまして、１点目といたしましては、国家公務員における仕事と育児の両立支援制度の整理に伴うもの、それと２点目といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものでございます。

なお、この地方公務員の育児休業等に関する法律の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じて行われたものでございます。

国がこれら整理及び改正を行った背景でございますが、民間労働者の育児に関する関係法令の改正内容を踏まえ、また、昨年８月の人事院勧告とともに人事院が行いました公務員人事管理に関する報告の中の項目の一つである仕事と生活の両立支援の拡充に対応するなどした結果、育児の事情を有する職員の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充が図られたものでございます。

本市におきましても、今回の条例改正により、育児休業を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にし、働きやすい職場環境の整備を図るとともに、職員が個性や能力を十分に発揮できる職場の実現、また、公務の魅力向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

職員の働き方改革の一環で、働きやすい環境づくりの一つやというご答弁でございました。

次に、改正内容についてでございます。

本制度における対象となる正規職員、会計年度任用職員は何人いるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

対象となる職員ということでございますが、これは小学校就学前の子のいる職員数になりますが、総務課で把握をいたしております職員としては、扶養控除申告書において、対象となる子を扶養親族として申告している職員及び現在育児休業中の職員で申し上げますと、これらの職員の合計は、医療センターの職員を除きますと９１人で、内訳といたしましては、常勤職員が８７人、会計年度任用職員が４人でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

９１人ということで、多くいるのかなというふうな感想でございます。

そして、ちょっと具体的なことをお聞きしたいと思います。１日につき２時間を超えない範囲内の時間を取得できるというふうなところで、第１号部分休業と言われるものでございますが、１日につき２時間取得できることについては、毎日取得できるのか、それとも隔日でもよいのか、また、日によって取得できる時間帯を変更してもよいのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私は先ほど対象となるというか利用ができる職員数を全体で９１人と申し上げましたが、今取得している職員数を先に申し上げますと、９月１日現在で部分休業制度を利用している職員数といたしましては、これも医療センター職員を除きますが、常勤職員が１４人、会計年度任用職員が１人で、全員が女性職員でございます。なお、承認されている時間数につきましては、２時間の範囲内でそれぞれの職員の請求に応じた時間数となっております。

そういった中で、今回の条例改正で第１号部分の休業につきましては毎日利用する制度なのかということでございますが、第１号部分休業を選択する申出をした場合につきましては、任命権者に対して、部分休業の取得期間、毎日取得するのか、あるいは特定の曜日に取得するのかについての指定及び部分休業の取得時間帯、これは２時間の範囲内でございますが、といった事項を具体的に請求し、承認を求めることになります。このように、第１号部分休業につきましては育児の事情に応じて毎日取得することもできますし、特定の曜日を指定して取得することもできる制度でございます。

また、第１号部分休業の取得時間帯の変更につきましては、変更しようとする職員の請求に基づき、対象となる部分休業の承認を取り消した上で改めて請求をすることとなります。なお、今回第１号部分休業と第２号部分休業と２つ設定をされますが、第１号部分休業から第２号部分休業への

変更は、逆もありますが、配偶者の入院等当初予測できなかった事実が生じたことにより、対象となる子の養育に著しい支障が生じると認める場合に限り、従前の部分休業の承認を取り消した上で変更ができるものとなっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

職員の事情に合わせて柔軟に対応できる制度やということが分かりました。

最後に、職員の中には共働きの方がいると思うんですね。例えば住宅手当は、ご夫婦共働きの職員の方で一方が住宅手当を取得すると一方の職員の方は住宅手当が取得できないという制度なんですが、今回のこの制度は夫婦２人が対象となるのか、夫婦同時にこの制度を使って休暇を取得できるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

１人の子を対象として夫婦同時に利用できる制度なのかということでございますが、この部分休業に限らず、これまで育児休業制度などもそうでございますが、どんどん利用しやすいように、今働き方改革の一環として拡充がされておるところでございまして、育児休業制度は現在同時に取得できます。そういった中で、この部分休業制度におきましても、この制度を利用できない職員に該当しない限り、利用できる職員につきましては、同一の子を対象として夫婦同時にこの制度は利用ができるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

分かりました。夫婦同時にできるということで、ぱっと見た感じは複雑な制度でもありますので、やっぱり働き方改革の一環、一つでありますし、職場環境の向上という意味で今はよりよい方向に進んでいるなというふうな感想を持ちます。この制度を職員に十分周知していただくとともに、制度を活用しやすいような運用をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第６５号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてです。

第６款農林水産業費、第１項農林水産業費、第３目農業振興費、獣害対策事業の増額補正についてお伺いしたいと思います。

獣害対策につきましては、行政をはじめ様々な関係団体の方々にご尽力いただき、感謝を申し上げたいと思います。

今回、獣害被害防止対策事業補助金１００万円の補正が計上されておりますが、その内容についてお伺いするとともに、なぜ今回補正を上げる必要があったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回、増額補正の提案をさせていただきました獣害被害防止対策事業補助金につきましては、市

内に農林地を有する方が設置する野生動物の侵入防護柵の資材購入費に対する補助金でございます。

また、今回増額補正をした理由でございますが、令和７年度当初予算につきましては、令和６年度の申請件数や執行額、さらにここ数年は申請件数が減少傾向にあることを踏まえ編成いたしましたが、今年度は４月、５月の申請件数が大幅に増加したことや、資材単価の高騰もあり、今後の申請に対しまして予算不足が見込まれますことから、１００万円の増額補正を提案いたしております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

当初予算におきましては、これまでだんだんと申請件数が減ってきたということでそれを見越しての予算編成であったが、ここにきて多くなったということで、やはり多くの農家の方、あるいは獣害についてたくさんの人から何とかしてほしいという要望は来ております。

それで、今回の補正においては１００万円ということでありますけれども、何件分を対象として、また今回特にどのような獣害についての対策を重点としているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

過去３年間の獣害被害防止対策事業補助金の月別の申請状況を見ますと、ばらつきは見られますものの４月から７月にかけての申請件数が多く、稲刈り後の９月以降の申請は１３件から１５件と一定した件数となっております。このことから、今回の増額補正は、今後１５件の申請件数があるものと見込んで提案いたしております。

なお、今回の補正におきまして、特に特定の害獣を見込んでいるわけではございません。当補助金制度は、ニホンジカ、イノシシ、猿等の農林地への侵入防止対策として活用しておりますが、これら全ての害獣を対象として見込んでおります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

全ての獣害に対応するというふうなことということが分かりました。

それで具体的にこの補助金なんですが、亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱にのっとって補助金が交付されると思うんですが、その交付条件としまして、２筆以上が連担した農林地に２戸以上で防護柵を設置することとなっております。いわゆる２筆以上続いている農地に対して補助対象としておるということなんですが、しかし、２筆以上となると隣接する方と調整を行う必要がありますし、時間も要します。相手の意向いかんによってはそういった獣害防止柵の設置ができない状況も発生してくると思います。

今回補正を上げるに当たり、１筆の田でも、あるいは農地でも補助金を交付してほしいという声がなかったのか、また、そうした条件を見込んでの今回の補正となっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱の交付条件としまして、２筆以上が連担した農林地に２戸以上で防護柵を設置することとしております。これは１筆の農地だけで防護柵を設置するよりも、連担した農地に共同で設置したほうが、野生動物の侵入防止対策としてより効果的であるためでございます。

一方、ただし書で、地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由があると認められる場合にあっては、この限りでないとしております。地理的条件の特殊性としましては、高低差があったり、道路や水路で隔てられ隣接する農林地と一体的に防護柵が設置できないケースや、その他やむを得ない理由としましては、隣接地が耕作放棄地で一体的に防護柵が設置できないケースなどが考えられます。このような申請者が単独の場合は、聞き取りや現地確認など十分審査した上で交付決定をいたしております。

この補助制度が長期にわたり活用され、２筆以上が連担した農林地への防護柵設置が一定程度進んできており、現在では２筆以上が連担した農林地に２戸以上で申請するよりも単独で申請する割合のほうが多くなってきております。今回の増額補正につきましては、こうした実績を踏まえ提案いたしております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

例えば田ですと、やっぱり電柵なんかを設置したときに電柵の有効、より効果的なそういう対策とすると草刈りが大変重要になってくるんですね。草をぼうぼうに生やすともう電柵の機能がなくなるということで、きちっとした農地を運営しておる、耕作をしておる人やったらいいんですけれども、草刈りをおろそかにしている方と一緒に連担するとなるとなかなか難しい部分がありますので、そういったことも今後配慮をしていっていただきたいと思います。いずれにしても、農業を営む方にとっては獣害対策は喫緊の課題でもございますので、今後ともしっかりと対応していただくようお願いしたいと思います。

最後ですけれども、第２款総務費、第１項総務管理費、第１３目災害対策費、災害対策事業の増額補正についてでございます。

今回、全国瞬時警報システム、Ｊアラートの新型受信機購入費用として、備品購入費３２７万８，０００円が計上されているところでございますが、この新型という受信機は、具体的にこれまでの旧型とどこがどう違うのか、備品購入費の補正の内容も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今回の補正は、国からの緊急情報を瞬時に受信いたします全国瞬時警報システム、いわゆるＪアラートの受信機を更新する費用でございます。

変更の理由につきましては、大きく２点でございます。

１点目は、現在使用しております受信機が老朽化し、メーカーのサポートが得られなくなってきたことでございます。

２点目は、国の方針により令和８年の出水期から、気象庁が発表いたします防災気象情報が災害の危険度に応じてレベルが整理されてきたと、その中で例えばレベル４は危険警報といった、より分かりやすい新たな情報体系に変わることに対応する必要があるためでございます。これによって、消防庁の主導の下全国的に行われておりますもので、財源としましても充当率１００％、交付税措置７０％の緊急防災事業債を活用できますことから、本市としましても、この機会を捉まえて新型受信機への更新をいたしたいということでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

旧型はメーカーのサポートが切れたと、それから、今回新たに気象庁の情報が活用できるというふうなところで新たな新型受信機を購入するというふうな補正の内容ということが理解できました。

このＪアラートにつきましては、一般的に、既に携帯電話事業者を通して、私たちのスマホに緊急災害情報や地震情報が入ってきている状況です。市を通してではなくて携帯電話事業者から入ってくるということなんですが、今回、市を通してのＪアラートでは携帯電話事業者からのルートとどこがどのように違うのか、市のＪアラートの運用方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

確かに、議員おっしゃるとおり、Ｊアラートにつきましては、消防庁送信システムから緊急送信として携帯事業者ルートがございますが、法的に国民保護情報につきましては地方公共団体も通して発信していくというルート、２つのルートがございます。その中での対応についてご説明させていただきます。

これまでのＪアラートからの情報につきまして、市のほうとしては、先ほど申しました携帯電話の緊急速報メールが流れるほか、ケーブルテレビのＬ字放送でお伝えするのが主な手段でございました。しかしながら、これまでの伝達手段に加えて今回の更新を行うことによって、これを契機に、現在整備を進めております本市独自の防災情報伝達システムとＪアラートが直結されます。これによって、令和８年４月からは国からの緊急情報をＪアラートで受信いたしますと、３６５日２４時間、人手を介することなく、瞬時に自動で市民の皆様のスマートフォンに防災アプリを主軸として、防災行政無線やヤフー防災など多様な媒体を通じて一斉に情報が伝達される仕組みが構築されます。この新しい体制によって、市民の皆様への情報伝達の迅速性、確実性、さらには重層化などに確実に向上するものと考えております。

つきましては、この体制の要となります防災アプリの普及が極めて重要と考えておりますので、今後あらゆる機会を捉まえまして、市民の皆様へ周知と利用を呼びかけて努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

市のＪアラートの情報通信としては、伝達方法としては防災アプリを通してということが分かりました。しかしながら、市民の皆さんがこの市の防災アプリをスマホにインストールしなければ情

報が伝わってこないということが分かりました。

今後は、防災アプリの理解と普及をしっかりと進めていただくようお願い申し上げて、私の質疑を終了します。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０７分　休憩）

（午前１１時１７分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　伊藤彦太郎議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

今回、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定についての２件を通告しておりまして、順番に行かせていただきます。

まず、議案第６７号のほうですけれども、１番としまして、財政構造改革骨太方針２０２４が決算に与えた影響についてということで通告をさせていただいております。

昨日も同様の趣旨の質疑をほかの議員さんもされていた部分もあったんですけれども、ちょっと私が答弁を把握し切れてなかった部分もあるのかなということで、改めて、この昨年５月に示されました骨太方針、これが令和６年度の決算に与えた影響について、成果という表現にもなるかもしれませんけど、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和６年度予算につきましては、議決をいただきました予算や事業を着実に進める必要がありますことから、年度途中に事業が完了した場合や目的を達成したものなどにつきましては減額補正を行い、予算の適正な執行に努めたところでございます。

この構造改革の取組を進めるに当たりましては、事業の見直しなどに係る調整もございますことから、令和６年度において着手した内容は、令和７年度当初予算に反映したところでございます。そのため、年度途中における事業の見直しなどによる減額補正はいたしておりませんが、年度途中に事業が完了した場合や目的を達成したものなどにつきましては、減額補正の対応をしてまいりました。

なお、具体的な数字には表れるものではございませんけれども、例えば本年３月の定例会で補正予算を上げさせていただいております起債でございますが、道路整備事業債を国土強靭化緊急対策事業債に借換えをいたしまして、これは充当率や交付税措置が有利な起債というふうなことでござ

いましたので、そういった組替えを行って予算の効率的な執行に努めたというふうなことはございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

おっしゃるように、どっちかというと、昨日の答弁にもありましたけど、事業終了による減額補正とかそういうふうな部分だということではありましたけれども、やはり骨太方針２０２４は予算審議が行われて予算が決定した後に出てきた話でしたもので、ただ、令和６年度から１１年までですよね、これの期間の中で、特に令和６年度から８年までの３年間を集中期間とするというふうなことでしたもので、これはもう当然令和６年度から積極的なことをしていくのだろうかという、でも予算は決まっているのになという、その辺はどういうふうに整合性を図っていくんだろうなという部分はあったんですけれども、言われる意味はよく分かるんですけれども、ただ、その中で、年度途中でも減額補正というこれはもう当然今までもそういうふうなことをせなあかんだわけでして、そんな中で、ただ、今までだと減額補正の部分を違う事業を新たにとかいうこともあったとは思うんですけどね。

当然、令和６年度も原課のほうから新しい、こういうふうな事業が必要なんだというふうなことで予算要求とかがあった場合、補正予算のそういうふうなことがあった場合、これに対して例年に比べて財務なり市長なり、これがいつもよりも厳しい姿勢で、締めつけというのか、それは行ったのかどうか、その点どうなんでしょうか。例年に比べてどうだったのか、その辺の補正予算に対する執行部というか財務的な姿勢は、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

財政構造改革の取組のために補正予算に計上しなかった事業があるのか、そういった締めつけといいますか制限をしたのかというふうなご質問かと存じますが、補正予算はそもそも国などの制度改正によって追加的に必要となる予算ですとか、当初予算で不足する事業費を追加するといったようなものなど、行政サービスを維持する上で必要性が高い予算が要求されるというふうなものでございますことから、財政構造改革の取組により計上を見送るといった事業はございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

補正予算に対しては例年と同じような姿勢で臨んだということで、そうしますと、骨太方針自体、令和６年度に関しては職員に対する意識づけのようなものなのかなという気もしてはおるんですけれども、私は決して、骨太方針でという部分に関しては私はやはり必要な補正枠、予算はつくれというふうな立場でしたのでその姿勢自体は決して否定するものではありませんし、その部分に関しては適切な予算執行が行われたんだなというふうには思います。

その上でちょっと、これで６７号に関しては以上で終わらせていただきまして、次、７３号の病院事業会計の決算の認定のほうに移らせていただきます。この病院事業会計なんですけれども、す

みません、１個忘れていました。

６７号のほうで、追加で、物価高騰の影響についてということで質疑項目を上げさせていただいております。

今回物価高騰の話はよく出るんですけれども、あまり具体的にこの辺がというのはなかったので、実際に物価高騰の影響がどうであったのかという点、この点についてをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の物価高騰の影響はというふうなことかと存じますが、物価高騰の影響は、原材料費や人件費の上昇による委託料の増加や建設資材の価格高騰、人件費の上昇による工事請負費の増加など、市の財政運営に対する影響は多岐にわたっているというふうに考えておりまして、例えば性質別分類の総額で見ますと、物価高騰の影響を大きく受けます物件費は８，６９２万２，０００円の増となってございまして、市財政の負担が増加していると認識いたしているところでございます。

例えば、具体を上げてみますと、燃料費におきましては前年度に対し約１２１万円の増、また、これは物価高騰する前の令和元年度に対しましては約１，１８０万円の増となっているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

物価高騰、特に物件費とか、昨日も答弁の中で、今回の決算は骨太方針とか言いながらも人件費、扶助費とか義務的経費の増とか言われましたけど、やはり物価高騰の影響とかも、その話を聞くとあるんだなということをちょっと確認させていただきました。

すみません、今度はほんまに７３号のほうに行きたいんですけれども、病院事業について、経営の状況についてということで通告をさせていただいております。

昨日の答弁でもあったんですけれども、これにつきましては、そんな中でやはり特筆すべきというかポイントになるのは今回は令和元年以来の赤字になったと、決算としてはただ、過去１０年最大の医業収入になったという、この２つなんですよね。

そんな中で、特に医業収入に関しましては、昨年この６年の予算を審議する６年の３月定例会での答弁で、私もこの辺はどうするのかと聞いてみたときに、コロナの補助金がとにかくなくなったということで本業のほうに頑張るんだということであって、そのときの豊田医療部長、当時は豊田さんでしたけれども、の答弁では、医業収益を約１，８００万円増と見込んでおるということやったんですけど、これが今回３，５００万の増ということで見込みよりもはるかに大きな、倍近い実際に成果が出ておるということですよね。そんな中で、赤字ではあるんやけど、やっぱり医業収益が増えたというのは非常に大きな話だと思います。

そんな中でちょっとお聞きしたいんですけれども、やはり医業収益があるというのは当然業務があったということではあるんですけれども、もうずうっと基本的に医師不足というのがありまして、これで大分亀山市も苦労した、医療センターも苦労したということがありまして、かなり改善はさ

れてきているとは思うんですけれども、私、この話ばっかり聞いておるんですけれども、数字の上ではかなりコロナの補助金とかもあって順調だというふうなのは聞くんですけれども、人員の面ですね。今回は医業収益が３，５００万の増という、実際患者さんも増えておるというのは今回の決算で見せてもらいましたけれども、マンパワー的にどうなのか、これは十分回っていたか、回っていたからこんだけの成果が出ておるんですけれども、これよりもまださらに余力があるのか、まだ患者さんがもっと来ても大丈夫なのかとかその辺はどうなのか、業務として回っていたのかどうか、この点の状況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

議員おっしゃっていただきましたとおり、令和６年度の患者につきましては、前年度比２，６７０人増の２万２，４４３人、また、外来患者数も２，１８０人増の３万９，２０８人となっており、入院、外来とも２年連続で増加いたしますとともに、入院と外来の合計患者数は直近１０年におきまして最も多くなったというところでございます。

そのような中で、医師、看護師等のスタッフの確保状況でございますけれども、令和６年度亀山市病院事業会計決算書記載の令和６年度末、令和７年３月末の現在の常勤職員数につきましては、医師５人、看護師６５人、医療技術員が１５人、事務員の９人を合わせまして、前年度末から５人増の合計９４人となっております。なお、医師につきましては、この５人に三重大学や滋賀医科大学との連携による内科医２人、整形外科医１人の配置を合わせますと常勤医師は８人という形になっております。また、これに非常勤の職員を加えますと医療センター全体で１４４人となっておりまして、現在のところ非常に、職員のほうについては充足されておるものと考えておるところでございます。

なお、看護師等の医療職、常勤数の増加につきましては、近年、医療人材不足から常勤職員での人材確保が必要となってきておるところでございまして、非常勤職員の退職等に伴う補充を非常勤職員で確保することが難しくなってきておりますので、職員全体における常勤職員の数は増加傾向にあるところでございますけれども、こういったところからも非常に人員としては充足されてきておるのかなというふうに考えておりまして、今後も患者の増加がありました折には、きちっと対応ができるような体制を整えて病院経営を進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

従事者の数、医師の方、看護師の方、スタッフの方は充足してきたんですかね、話を聞いて安心できる状況なのかなとは思いましたけれども、やはりまだまだ予断を許さない状況ではあると思いますんで、かなり厳しい、きつい仕事やという話も私らも当然聞いておりますので、そんな中で、スタッフの確保、医師の確保、看護師の確保、こういうのでも今回の経営でも人件費が膨らんだとかいう話も若干あるんですけれども、やはりこの辺もあるんでそういうふうな結果なのかなとは思うんですけどね。

ただ、当然充足したもののまだまだ医師確保、私は予断を許さないと思っていますんで、そんな中で、今回の令和７年の予算の審議のときに、この病院事業についてもスタッフの充足とかそういうふうなことに関して、人材不足という意味で医師の働き方改革というのがあって、医師の働き方改革の影響は大丈夫なのかという話をお聞きしたところ、これは特に滋賀医科大とあと三重大、そちらのほうでは大変かも分からんけれども、うちとしては大丈夫なんだということではあったんですけど、やはり派遣してもろうておるという部分もあってね。

ただ、看護師に関してはちょっとその辺とは若干違うんだろうかという部分もあって、職員の方は市の職員でもあるということもあるんですけれども、そういった技師の方とか看護師の方とか含めて、改めてこの令和６年度の経営の中で働き方改革の影響とかいうのがあったのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

働き方改革の影響ということでございますけれども、前回の議会でもご答弁申し上げましたとおり、医師の働き方改革の影響につきましては、前回ちょっとご説明が漏れておりましたけれども、当センターの当直につきましては、仮眠や休憩時間などが多い断続的な宿直である、いわゆる寝当直というふうな形になっておりまして、労働時間には含まれない勤務として津労働基準監督署からの許可も受けておりますことから、医師の勤務時間には算入されず、医療センターの病院運営の支障は生じていないということでございます。

ただ、前回も申し上げましたが、長時間労働のため、大学等の所属先の勤務の都合で、医療センターの当直について非常勤の医師が勤務できなかったというふうなことについては、そういったことも今のところお聞きはしておらないところでございます。

同じように看護師につきましても、働き方改革に関しては、主に当直や病棟における夜勤勤務など長時間労働が一般的に問題となっておるところではございますが、医療センターの当直につきましては、これも医師と同じで寝当直という形になっておりまして、労働時間には含まれない勤務としての取扱いがございます。そういった形で、当直のほうについては病院運営の支障は生じておらないところでございます。

また、病棟における夜勤の勤務につきましては、基本的には労働時間に含まれますけれども、１月の労働時間につきましては規定の範囲内でシフトのほうを組んでおりますので、働き方改革による看護師等への病院運営への支障も生じていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

体制的にはそういうふうな影響は出ていないということで、その辺もやはり医師の確保というのがそれなりに機能している結果なんだろうなと思います。

ただ、そんな中で、ちょっと前も言わせていただいたんですけれども、私もセミナーとか行かせていただいて、やはり指摘されたのが亀山の医療センターも経営診断みたいな形で言われたんですけれども、あまりにも設備にお金がかかっていないですねというふうなことを言われました。創業

以来。

昨日も草川議員とかが老朽化、監査の方も指摘されているんですけれども今回、長寿命化計画とかそういうのも立てやなあかんの違うかとか、施設の老朽化とかもある。当然体制的には問題はないか知りませんけれども、やはり施設の老朽化によって、寝当直と言われましたけれどもその辺で環境整備ですよね、医師の方もそうですし、看護師の方とかも、当然どんな施設でも業務を果たされるんやというふうな、そういうふうな気持ちは本当に尊いとは思うんですけれども、職員の方の。ただ、やはり病院というたら患者さんも見えます。市民の方も見えます。環境整備は、医師や看護師の方だけじゃなくても、病院全体をだんだんそうやって老朽化対策していくということはやはり患者さんである市民へのサービスにもつながるということで、その辺は考えていかなあかんのやなというふうには思います。

そんな中、やはりセミナーとかでも言われるのは、通常の行政の業務というのは歳入を増やすのはすごく難しいので歳出削減ということになるんやけれども、病院事業とかに関しては歳出を削減するのはすごい難しくて、ただ、歳入を増やすのは、患者さんを増やすというのは割とたやすいんだいうことで、そういう意味で必要なのはやはりそういった老朽化したものを新しくするとかそういう部分だということですんでね。

昨日も草川議員が言われましたけれども、予防的投資というのがありましたが、そういう意味ですね。今回もＣＲＴとかその辺、令和６年病棟エレベーターの改修工事、あと高度医療機器であるＭＲＩ、ＣＴスキャンの更新、こういったことが施設整備として行われておるんですけれども、やはり環境整備という部分ではちょっと弱い部分があるのかなというふうに思います。

そこでお聞きしたいんですけれども、今回令和６年度に関して、環境整備に関してはどれぐらいのことをされたのか、その点について確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

職場の環境整備の状況でございますが、職場環境の改善につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように大規模な改修や整備としてはちょっと難しいという面がございますが、ここ最近の取組も含めましてご説明申し上げますと、例えば、外来休憩室のカーペットとカーテンや、外来の待合や診察室の椅子を更新するなどして、診察時に医療職や患者が快適に診察に臨める環境整備のほうを行っております。また、空きスペースを活用して女性職員に対する休憩場所や深夜勤務の看護職員が快適に過ごせる仮眠場所を設置したり、当直時の食事のほかに必要となる冷蔵庫を増設したりするなど、職場の皆さんのニーズに応じて職場環境の改善に努めているところでございます。

医療センターにつきましては、三重県の女性が働きやすい医療機関認証制度で令和５年度に再認証を受けております。働きやすい職場としてもご評価いただいており、今後も職員や患者が少しでも快適に過ごせるよう、病院施設の環境整備に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきましたけれども、大規模な修繕というのはなかなか修繕計画とかを立てないと難しい部分もあるとは思いますけれども、やはり患者さんとか、当然スタッフもそうなんですけれども、市民サービスに直結する部分ですので、さっき言われたきめ細やかな修繕とかも非常に大事なことやと思いますんで、引き続きそういうふうな改修とかもやっていっていただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第６５号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてであります。

歳入の前年度繰越金についてです。

今回の補正予算の財源の一つとして、前年度繰越金１，６０２万３，０００円を計上しており、補正予算書によれば、補正後の額は１億１，６３０万円となります。前年度繰越金とは、決算の結果生じた余剰金を翌年度に繰り越して使用するものであります。

そこで、この補正後に前年度繰越金の残額はどれぐらいになるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

現時点におけます前年度繰越金でございますが、令和６年度決算におけます実質収支額４億７，８５６万１，０００円から、基金へ繰り入れた２億４，０００万円を除いた２億３，８５６万１，０００円のうち、当初予算と補正予算で合計１億１，６３０万円、先ほど議員おっしゃられました、を計上いたしておりますことから、前年度繰越金の予算未計上額である残額は１億２，２２６万１，０００円でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

半分ということですね、ちょうど。

１億２，０００万円ほどまた残金があると、こういうことなんです。それで私は、この金額を見て、補正というのは本当に限られたものしかやらないんですけれども、もっとこれを活用できなか

ったのかということを疑問に思いました。例えば、当初予算の段階で、予算の関係で十分予算措置ができなかったようなもの、必要なんだけれども予算措置ができなかったというようなものですね。それに対して、例えばこういう残った１億２，０００万円を活用して事業の対象人員を少し当初より拡大するとか、そういう内容を拡充するとか、当初予算の中で十分にできなかった分をそこで、この１億２，０００万を使って補正をするというようなことができなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

当初予算に計上できなかった事業を追加で計上するための財源として活用するという考え方でございますが、法律の改正や経済の変動、突発的な災害など、今後発生し得る支出に対する財源とするため、例年、年度当初に計上しなかった事業に係る費用を追加して計上することはいたしてございません。

一方、状況の変化や制度改正などにより対応が必要となった場合は、優先順位や時期を見極め、改めて精査した上で事業費を計上するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私が言うのは、当初予算というのは本当に十分なものではないと思うんですよ。だから、そういう意味でこの１億２，０００万をもう少し、人員を増やすとか、内容を拡充するとかそんなんに、もともと当初予算でやると決めた事業の中で対象人員を増やす、内容を少しボリュームアップするとかいうようなことなら十分使えたんではないかなということを思いますので、そんなことも今後考えていただけたらということだけ指摘しておきます。

次に移ります。

次に、教育費の小学校と中学校の修繕料の補正の問題です。

小学校費の施設管理費、修繕料が１，０００万円の増額、それから中学校費の施設管理費、修繕料が２８０万円計上されております。

まず、補正が必要になった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

今回、小学校及び中学校の修繕料、これにつきましては、今年度、亀山西小学校における排水ポンプやガス給湯器の更新、それから関小学校における昇降口上部の外壁保守、さらには川崎小学校と井田川小学校の普通教室の空調設備の修繕など、早期にまたは緊急的に対応を要する案件が当初予算と比較して想定以上に多く発生いたしまして、これらを現在の既決予算にて実施をしたところでございます。

その後、当初予期できなかった早期に実施すべき案件といたしまして、亀山東小学校や神辺小学校などの、これは特別教室でございますけれども、この空調設備の不具合、それから井田川小学校、

亀山中学校などの漏水、こういったことが新たに発生いたしましたことから、これらの対応に加えて、さらに今後の不測の修繕、これも足りなくなっておりますので、これに係る緊急対応に必要な費用といたしまして、小学校費は１，０００万円、中学校費は修繕といたしましては２００万円ですが、２００万円の増額の予算補正を提案させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

当初の修繕料は計上されたんですけれども、エアコンなんか本当に突然起こりますのでこれは予期できないものだろうと思いますし、それから、何度も何度も補正するのもみっともない話なんで、今後起こる分も含めて補正をされたということで理解はしました。

この補正予算なんですけれども、今年度当初予算を審議する際に大きな議論になりました。というのは、従来予備費が４，０００万だったのを１億円に増やしたんですね。なぜ６，０００万も増やしたのかということについて、市は、学校や保育所の施設管理費はこれまで突発的に発生する修繕に対応するため一定程度予備的に各施設で修繕料を計上していた。これを改めて、今回予備費を６，０００万円増やして、予備費のほうでこういう修繕については対応するという答弁をされておるわけですね。

修繕料を予備費で対応するということについては随分議論になりまして、予算決算委員会の意見で、予備費はあらかじめ予見できない予算超過の支出に対する予算であり、本来の趣旨に合わせて計上すべきものであることから、予見できる修繕料等については当初予算に計上されたい、こういう指摘を議会のほうでさせていただきました。

そこで今回、修繕料を予備費ではなく、こういうふうなことを決めておきながらですよ、修繕料を今回予備費ではなく補正予算で対応したのはなぜなのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

なぜ予備費の充用等は検討がなかったのかというようなことかと存じますけれども、教育委員会のほうといたしましては、予備費の充用ではなくこの補正予算としての対応といたしておりますのは、原則的には当初予算にて計上していない修繕への対応、こういったことについては予算補正を議会にお認めいただく必要があると、当然のことでありますが、そういうふうに考えておるところでございます。

しかしながら、今回計上いたしております経費につきましては、早期の対応が必要ではありますものの、普通教室の空調設備のような不具合は本当に早く直さないといけないようなものではなく、直ちに対応が必要とまでは言えないものであるとの認識を持っておりますので、今回は正規の予算補正として提案をいたしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、おかしいんですよ。この予備費にすると決めたのはこちらなんですよ、財務なんですよ。

何で教育委員会が答弁するのかが僕は分かりません。要するに、こちら側が修繕料は予備費で対応すると言うたんですよ。だから、なぜ予備費で対応せんだんやと聞かれたら、あなた方が答えなあかんのですよ。なぜ教育委員会が答えるんですか、おかしいでしょう。

それで、あなた方はわざわざ当初予算で修繕料は予備費で対応しますと決めたんですよ、なぜ今回しないんですか、それを聞いているんですよ、私は。なぜ使わないんですか、予備費、過去に使いましたか、予備費。この４月以降、修繕料、予備費を使いましたか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、先ほどの予備費を修繕料で使ったかというところにつきましては、予備費を使ったことはございません。

それから、予備費の考え方でございます。

令和７年度当初予算の予備費でございますが、昨今の全国的な異常気象による災害が発生する中、これまで以上の被害に備える必要があることから、従前において施設単位で計上しておりました緊急的な修繕に係る経費について、補正予算での対応を図るほか、予備費での対応も可能とするため予備費を増額いたしたところでございます。

修繕等に対する予算充当の考え方といたしましては、緊急的で直ちに対応を要する場合については予備費の充用を検討するものでございますが、それ以外で追加的な予算措置が必要となった場合は、市議会の審議を経て議決いただいた上で執行すべきものと考えておりまして、予備費充用の考え方を変更したというものではございません。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

おかしいですよ。空調機なんて、ここは、本庁舎はこれが壊れましたけど、何日間かかって修理しましたよ。空調機なんてその日のうちに直さなあかんのですよ、こんな補正しておる間はないですよ、そういう性質のもんでしょう、修繕は。だから予備費で充てるべきなんですよ、あなた方が予備費を使うと決めたんですからね。

だから、自分らで決めておいて補正予算やって、こんなおかしなやり方はないでしょう。そのことを指摘しておきます。

それからもう一つおかしいのは、毎回、僕調べてみたんですけれど、５年度、６年度、７年度、３年にわたって９月議会でこの教育関係の修繕費の補正をしているんですよ。３年連続ですよ、これは当初予算の立て方がおかしいんと違いますか、どうですか、その点。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

ここ数年の決算額等から、小・中学校修繕料の要求がどうだったのかということかと存じます。

例えば令和６年度でございますけれども、決算額、小学校の修繕料につきましては３，７０３万２，０００円、中学校の修繕料が決算額１，１４５万６，０００円、こういったことになってござい

ます。

今回予算額といたしまして、令和７年度につきましては、ご承知のとおり小学校が１，８００万円、中学校が４８０万円、そこに今議会で補正を提案いたしまして、小学校が合計２，８００万円になりますし、中学校の修繕料は６８０万円という規模になるわけでございますが、決算額に対して令和７年度当初の予算額はちょっと少なくなってしまっているのではないかというご指摘でもあろうかと思います。

令和７年度の予算編成に当たりまして、施設の修繕料と工事費の考え方といたしまして、１件１００万円以上の修繕、こういったものにつきましては工事請負費として予算計上をすること、こういったことが示されておりました。教育委員会といたしましては、この考え方に基づきまして、これまで修繕料として計上いたしておりましたような１００万円以上の緊急的ではない修繕、例えばプール施設の修繕だったり中庭の排水、こういった修繕、こういったものを１００万円以上でありましたので工事請負費に計上いたしました。こういったことから令和６年度決算額などと比較した場合は修繕料が少なく計上される、こういったことになったものでございます。

したがいまして、実情といたしましては、それぞれの工事請負費に今年度につきましては修繕的な性格の費用が計上されているものでございます。

なお、この工事請負費に計上した修繕的な経費といたしましては、小学校のほうでは約１，７００万円、中学校は約６５０万円というふうに計算されまして、これと当初予算の修繕料を合わせますと、ほぼ６年度の決算額と同等となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、私が聞いたのはそういうことじゃないですよ。工事費と修繕料を足したら決算と同じになると言うんやけれども、現実問題、５年度、６年度でずうっと毎回９月に補正しているんですよ。というのは、当初予算の見込みがもう誤っていたとしか言いようがないんですよ、これは。単発でその年度だけ多かったというんと違うやん、もう３年続けてこれが起こっておるんですよ。

そういう事態があるんで、当初予算そのものの立て方がおかしいんと違うかと聞いておるんですよ、どうですか、正しいですか、立て方は間違っていないと言えますか、一言。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど教育部長からもご答弁ありましたように工事費と修繕料を変えていますが、財政構造改革骨太方針の中で、令和７年度予算編成に当たりまして、そこは内容を精査していただいておりますので、これは正しく予算編成はできているというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、今回これでよく分かりますけど、必要なもんまで削るんですよ、あなた方の一律カット

というのは。表れているやないですか、何が何でも予算を減らさんならんのですよ、だから修繕料が必要でも盛れないんですよ、これ。これが実態なんですよ。よく考えてください、それだけ言っておきます。

時間がないので次へ移ります。

議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定から１つだけ、ふるさと納税寄附金を取り上げます。

まず、ふるさと納税の寄附金の総額というのは支出更正されるもので全額が分かるようには決算書ではなっておりませんので、まずふるさと納税寄附金は総額で幾らだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和６年度のふるさと納税寄附金額は５，８３６万３，８９０円となっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

じゃあ、１つ目のグラフをお願いできますか。

これは令和２年から６年までの間のふるさと納税の寄附額の推移ですね。これを見ると、件数も寄附額も伸びているとよく分かります。これが１点ですね。

もう一つ、決算書から出てくるのは、ふるさと納税の業務委託料が２，０５３万１，４２１円上がっているんですね。これがいわゆる経費ということになるんですけれども、それ以外の経費も含めて、いわゆる事務費、ふるさと納税の寄附に関する事務費がどれぐらいかかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

寄附の受入れに係る事務経費といたしましては、令和６年度には委託業者への委託料やポータルサイトの使用料などで２，６９２万２，９６１円を支出しております。

なお、この事務経費のうち１，４５４万６，４００円は返礼品の調達費用でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

つまり５，８００万円ほど寄附を得るために２，７００万円の事務費を使っているということですよね。そうすると実質は寄附の４６％にも当たるんですよ、事務費がね。結局、これを差引きすると３，１００万円、手元に残るのは。寄附額のうちの３，１００万円しか手元に残らない、こういうことになるんですよね。寄附というのは、そもそも全額がその目的、寄附者の意図に沿って使われてしかるべきなんですよ。ところが、その半分近くが事務費で消えるなんて寄附は本来ないですよ、おかしいですよね、これね。そういう問題があるということで、一つ指摘しておきます。

もう一つは、このふるさと納税制度というのは、もちろん亀山市へ寄附する５，８００万円というのがありますけれども、逆に今度は亀山市民が他の自治体に対してふるさと納税をする、これがあるんですよね。これをやると市民税控除が受けられるんですよね。寄附した額に応じて市民税控除を受けられる、市民税の流出が起こる、こういうことなんですね。これがふるさと納税制度なんですけれども。

それで、ここで亀山市民が他の自治体へふるさと納税をしたことによる６年度決算での個人市民税の流出額はどれぐらいなのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和６年度におけますふるさと納税の市民税としての控除額でございますが、約１億７３１万円でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

５，８００万円は得たけれども、１億１，０００万円近く流出したと、こういうことなんですよね。

２つ目のグラフをお願いできますか。

これはふるさと納税をした方の市民税の控除額の推移なんですね。こちらも年々増加をしております。直近では１億１，０００万という流出額になっております。

先ほど実質的な寄附の額が、いわゆる事務費を除くと３，１００万ぐらいになるというふうに言いました。この３，１００万の寄附を得て、そして１億１，０００万円流出するということになると差引きで７，６００万円ほど赤字になるんですよね。自治体にとって大変な事態なんです。そういうこともあって、国はどういうことをするかというと、ふるさと納税制度を推進するために流出額の一定割合、７５％と言われておりますけれども、地方交付税の計算のときに算入をするというやり方をするわけですよね。交付税としていわゆるバックするという、そんなやり方をしています。だから、この１億１，０００万を７５％はじくと８，０００万ぐらいになるんですよね。それを引いて、１億１，０００万から８，０００万引くと、結局は交付税措置をされた後の実質的な流出額というのは２，６８２万７，４７８円、２，７００万ぐらいが流出するということになるんですね。

３つ目のグラフをお願いします。

今まで述べてきたこと全部収支をしました。寄附額が５，８００万ほど、経費が２，７００万、引くと実質的には３，１００万の実質的な寄附、それから市民税控除１億１，０００万、そこから交付税措置を除くと結局３，１００万と、それからこの２，７００万ですか、これの差引きしかふるさと納税の黒字はないんですよ。

ここで見てもらうと分かるように一番下ですよね。結局、交付税措置がされたとしても、結果として寄附金からずうっとたどっていって市の手元に残るのは４６０万円しかない、これなんですよね。こうなってくると本当に、昨日も大分歳入確保ということでふるさと納税と言いましたけれども、これは歳入確保にもならんのと違いますか。

この事務費の中には職員の人件費が入っていないんですよね。今明確に多分幾らと出ないと思う

んですよ、だから４６０万円のうちどれだけが人件費やと言われても、出やんとは思うんですよ。だけど、間違いなくこの中に人件費は入っているんですよとなってくると、もっと減りますよ、これは。こういう問題があります。

これは本当に歳入確保と言えるんですか。昨日は歳入確保だと強調されましたけど、こういう実態なんですよ。差引きしたら４６０万円しか手元に残らないんですよ。これで歳入確保になりますか、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今、ふるさと納税制度の可否というか、それについて語っていただきましたが、制度そのものについては議員おっしゃるとおりでございまして、市そのものに残るものは４６０万円ということでございます。これは個人のふるさと納税でございます。

昨日申し上げたのは、個人のふるさと納税と企業版ふるさと納税を併せて申し上げておりまして、企業版ふるさと納税については係る経費というのは一切ございませんので、過去には、３，０００万というのは何回かいただいておりますし、今年度も５００万というものをいただいておりますもので、そういうものを併せて推進していきたいということでご答弁申し上げたところでございます。特に企業版ふるさと納税をしっかり進めることによって、歳入の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

企業版はよろしいわね。事務費はかからないし、返礼品もないんだから。だから、それが本来の寄附なんですよ、だからそれはもう大いに進めてもらっていいと思うんですよ。

いや、問題なんは結局何かというと、市民税の流出額なんですよ。

これはゆがんだ制度だと思うんですけれども、当初、ふるさと納税というのは、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度だという、これは総務省のホームページです。本来はそういうことでスタートしたんですよ。だから、返礼品も本当にちょっとしたもんであったわけですよね。

ところが、どんどんどんどん返礼品競争が高まって、今調べてみると、肉とかカニとかイクラとかこれはもう通販ですよ、通信販売ですよね、そういうものにもう変質してしまっている。だから、市民税の流出額が多いのも結局そういうものを得るためにやるわけですよ。だから、そこに自治体に対しての思いも何もないんですよ、返礼品が欲しくてやるわけですよね。だから、もう完全にもうふるさと納税制度が変質していると言わざるを得ません。

今後どうなるのかということですけれども、寄附額を増やす努力はされるんだろうと思います。それはそれで一定、今までもずうっと推移を見てみますと増えてきています。それはそうでしょう。それ以上に私は市民税の流出額は増えていくんだろうと思います。だから、ふるさと納税、企業版を除いたふるさと納税がそのうちにもう赤字になるんではないかなと思います。例えば亀山市が松阪肉をするとかなればそれはぐんと増えますよ、できないですよね、それは。亀山市の中で最大限

返礼品を頑張っても、なかなかそんな全国民が飛びつくような返礼品なんてないから、だからそこで伸ばすというのはなかなか難しい。でも一方で、市民税の流出額は増えていくという、こういう事態は今後続くだろうというふうに思います。そうなるとやっぱりこの制度は本当にこのままでいいのかなというふうに私は、これは市がどうこうという問題ではないですよ、国の制度としてどうなのかなというふうな思いがしています。

そこで最後に市長に、このふるさと納税制度は現在こんな状況ですけれども、市長自身はどんなふうに思ってみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど先般、国の総務大臣さえも、ネット通販ではないか、問題があるとこういうコメントが出ておりましたが、今ご指摘をいただいた課題、構造、まさにおっしゃるとおりでございまして、我々も実感をいたすところであります。

また企業版は、今副市長も申したとおり、ここはさらに努力をしていくということ、ただ返礼品につきましても、例えば県内の非常にマイナスのほうが多かった自治体さんが様々な創意工夫を凝らしてそれをプラスに転換していく、そういう努力は続けていかなくてはならんというふうに思っているところではありますが、本来の制度からかけ離れた今の状況については大変残念に思っておりますことと、これは従来も申し上げてきたと思うんですが、今に始まったことではなくて、全国市長会を通じて、国に対してはこのふるさと納税制度が本来の制度の趣旨に適合するような運用、制度への転換を年々、これは提言を申し上げてきているところでございます。

また、ワンストップの特例につきましても確定申告との均衡を図るような、そういう制度運用にすべきだということも含めてですね。これは多くの自治体、たくさんこれで税収を増やしておられる自治体とはまた別のところが多いと思いますけれど、このような問題意識で国に働きかけを現在も続けているところであります。

私どもはこの制度自体をそういう適正な運用に戻していくということをぜひお願いをしていきたいというふうに思っておりますが、もう一点、やっぱり国と地方の税財源の移譲がしっかり進んでいくことが、地方自治体が住民に近いところの行政サービスを展開していく上で極めて大事であろうと思っておりますので、この税財源の移譲による国と地方の税源配分の５対５、この状態をしっかりつくり上げられるように、３割自治と言われた時代からのテーマでございますが、これは市長会だけではなくて地方六団体が結集をしながらこれは税財源の対等の状況をつくり上げていくことが地方の、まあこれは国の制度を変えていただく必要がありますので、大きな力で努力を重ねていくということが大事かなと思いますので、またこれは共に市議会あるいは議長会、知事、県議会もそうなんですが、結集して働きかけをしていくということが大事だというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

市長の言われるとおりだというふうに思います。本当にこれ、担当部署が大変やと思うんですよ。この制度が続く限り、流出はやっぱり増えていくだろう、その流出が増える中で何とかトータル、

収支で、今４６０万円の黒字といいましたけど、これが赤にならんようにはせんならんというふうに思うわけですよね。そうすると、やっぱり寄附額を増やさなきゃならん。それで寄附額を増やすための努力をしなきゃならん、本当に大変やと思うんですよね。

だから歳入確保やないんですよね。この収支が赤にならないようにするというようなことが、もう本当にこれは残念ですけど、この制度はもうそれが目いっぱいのところやないかなというふうに思うんで、ぜひ歳入確保にふるさと納税を上げるのはやめていただきたいと思うんですよ。もうそんな、無理を言ったって亀山市で返礼品をつくるわけにもいかんのですよね。国民が飛びつくような返礼品なんてなかなか出ませんからね。だからそんな中で寄附額を伸ばせ、流出額よりも増やせ、これは大変なプレッシャーやと思うんでね。その点も含めてやらないかん話です。

それから、市長が言われたように本当に国に考えを直してもらわなあかんのですよ、ふるさと納税制度自体がもう変質しているんだから。だから本当に在り方を考えてもらう必要があるし、そのためにはいろんなところから声を上げることが必要だと思いますし、それから税財源の移譲、これもそうですよね。根本的にはここなんですよね。財源がないからこんなことをいろいろするわけで、やっぱりきちっと地方に財源が来ていれば問題はないわけですから、この点も含めてやっていく必要があるんだろうなと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第６０号から議案第７８号までの１９件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第７号から報告第１２号までの６件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承を願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第６０号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
議案第７４号　工事請負契約の変更について

産業建設委員会

議案第６２号　亀山市水道事業給水条例の一部改正について
議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について

議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
議案第７５号　市道路線の認定について
議案第７６号　市道路線の認定について
議案第７７号　市道路線の認定について
議案第７８号　市道路線の変更について

予算決算委員会

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について
議案第６６号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第６８号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６９号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第７０号　令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第７１号　令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（岡本公秀君）

次に、日程第２、請願第１号から日程第６、請願第５号までの５件を一括議題といたします。

請願第１号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第２号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第３号防災対策の充実を求める請願書、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第５号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願の審査については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

請願文書表

受　理　番　号	請　　１
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
要　　旨	義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確

	保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請　２
受理年月日	令和７年８月２９日
件名	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
要旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請　３
受理年月日	令和７年８月２９日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
要旨	子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
付託委員会	教育民生委員会

受　理　番　号	請　　４
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 　亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
要　　旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　理　番　号	請　　５
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願
請願者の住所・氏名	三重県鈴鹿市 　全日本自動車産業労働組合総連合会　三重地方協議会 　議長　片山智成
要　　旨	地方財源に影響を与えないよう、国税からの譲与を前提とした「自動車関係諸税の見直し」について採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	深水隆司、櫻井清蔵、福沢美由紀、草川卓也
付　託　委　員　会	総務委員会

○議長（岡本公秀君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日１１日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　１時３６分　散会）

令和７年９月１１日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

令和７年９月１１日（木）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清藏君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第４号）により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

通告に従い一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、第２次亀山市総合計画の検証と次期総合計画への課題についてでございます。

１つ目の項目に上げさせていただきましたのは、人口減少地域に対する振興施策についてでございます。

本市の人口が長期的に減少し続けることは、市の将来推計でも示されている共通の認識であるというふうに思っております。しかし、この市全体の総数で人口を捉えるだけでは極めて重要な視点が抜け落ちております。それは、人口減少が市内全域で均一に起こるのではなく、特定の地域でより深刻に進むという地域格差の問題であります。

先般示されました第２次総合計画の検証におきましては、これまでの計画の成果と課題を明らかにして次の計画の糧とするための極めて重要な資料である、これは認識しておりますけれども、しかしながら、人口減少が市内のどの地域でどれほど深刻に進んでいるのかという地域格差についての分析と考察というのが、この検証資料には全く見当たりません。どの地域の人口が計画期間中にどれだけ減ったのか、その原因は何なのか、そうした基礎的な検証がないまま次の総合計画の議論に進むことは問題であるというふうに考えております。これこそ、今正面から向き合うべき喫緊の課題ではないでしょうか。

そこで、一例として特に子どもたちの未来がいかに厳しい状況であるかということを示したいと思います。

資料１を出してください。

この小規模校の児童数推移と減少率の予測でありますけれども、これ、令和８年度以降は出生数をベースにしたもので転出入を考慮していない予測値であるということをまず申し上げたいと思います。それにしても、かなり衝撃的な数字が表れていると思います。令和２年度と比較して令和１

３年度には、例えばここで白川小学校児童数約３分の１となる６８％もの減少で１５人になるという予測が出ています。昼生小学校では５９％の減少で２６人。これクラスじゃなくて全校生徒ですからね、全校生徒。野登小学校では５０％の減少という極めて深刻な見通しであるなと感じました。これは単なる数字の問題ではなく、地域コミュニティを支える次世代が失われ、学校の存続、ひいては地域の未来そのものが失われかねないという強い危機感を持つべき数字だと思っております。

そこで市長に伺いたいと思います。

こうした現状認識に立ち、市として人口減少に直面する特定地域へのこういった具体的な対応策と施策、明確に今後位置づけていくべきと考えますが見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

人口減少社会への振興施策の現状の認識と今後の具体的な対応策ということでありましたが、考え方を述べさせていただきたいと思います。

本格的な人口減少社会を迎えておりまして、ご指摘のように我が国の総人口、人口減少に歯止めがかからない状況にございます。日本の出生数は１９４９年に２７０万人をピークに、その後減少傾向を続けておりますが、ちょうどご案内のように、昨年、これは全国で初めて出生数が７０万人を下回ったと。その減少、最小６８万人の出生数ということはご案内のとおりでございます。

また、本市の人口でありますが、平成２２年をピークに減少傾向にございますが、しかしそれは緩やかな状態でありまして、全国的な大きな流れの中では三重県の人口調査の結果によりますと、令和６年１０月１日時点で本市は県内１４市中人口の減少率が一番少なく、また年少人口割合が最も高く、老齢人口割合、高齢化率でありますが、これは２番目に低いなど、これまで取り組んでまいりました様々な政策の推進効果が人口動向に徐々に反映されてきていると考えているところでございます。

その一方で、ご指摘がありましたが、市内各地域を見ましても、この１０年間、過去１０年間で１０％以上人口が増加している地域がある一方で、２０％以上人口が減少している地域が存在をしているところでございます。今後もこの少子高齢化が加速をしております中でこれが進んでまいりますと、地域間でこの減少率に格差が生じてくることが見込まれているところであります。

こうした中で、国の将来人口推計におきまして、大きく人口減少が進行する推計がなされているところでありますが、本市の将来人口につきましては、先般議会にお示しをさせていただきました亀山市人口ビジョン（改定）の骨子案におきまして、現時点において、おおむね１０年後の２０３５年の総人口を４万８，０００人と見通しているところでございます。長期的には半導体をはじめとする次世代産業等の立地や、鈴鹿亀山道路インターチェンジの設置、リニア三重県駅の設置等に伴う社会増が期待をされるところではありますが、現時点におきまして人口推計への反映はいたしておりません。この将来推計人口の見通しにつきまして、雇用の創出や移住促進、子育て支援策の充実など、総合的な人口減対策を講じることで人口の社会増を実現し、人口減少の抑制を図ることとして、全市的な人口減対策を重要なまちづくり方針として方向づけをいたしているところでござ

います。

なお、産業、子育て、移住など人口減対策に効果的な施策の方向も前期基本計画の骨子案に盛り込んでおりますので、具体的なこの取組も含めまして、今後、最終案の作成に向けましてさらに検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

もちろん、人口減少対策をやっていないというわけではないです。第２次総合計画の中でも、先ほどご説明がありましたけど、子育て支援であるとか鈴鹿亀山道路とかそういったところの話も出てまいりました。空き家対策、地域交通、こういったこともいろいろとやっているということは理解はしておりますけれども、やっぱりこういった一つ一つの施策をばらばらに足し算していくだけでは、やっぱり地域を見たときに真の地域力向上というところにはなかなかつながっていないのが数字に表れているんではないかなというふうに思っています。そういった施策を統合して、こういった人口減少の地域に集中的に、これを戦略的に投下していくための司令塔となるようなそういった地域計画というもの、こういったものが私は必要ではないかというふうに、そういった趣旨で申し上げておるんですけど、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

先般、議会にお示しをさせていただきました次期総合計画の基本構想の骨子案における都市空間形成方針の基本的な考え方におきましては、人口減少が進む中では、全ての市民にとって暮らしやすい生活圏の形成を目指し、市内全域から中心的都市拠点等へのアクセス性を高めることに加え、各地域の拠点周辺の集落地の居住環境を確保することによりまして、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造へのさらなる誘導を図る考えをお示しをしたところでございます。

こうした中で、次期総合計画への人口減少地域の振興策の組入れについてでございますが、総合計画のうち基本計画は、市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策等を位置づけるものでございますので、特定地域の具体の政策方向までを位置づけるものではないと考えているところでございます。そのため当該計画におけます関連分野におきまして、人口減対策に有効な施策を位置づけていくということは考えておりますが、関係地域ごとに施策を振り分けるということは難しいことから、現時点におきまして、地域別の政策的な内容のものというものは考えていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

それでは私は不十分ではないかなというふうに考えております。このままこういった地域の人口減少、この地域差というところに正面から向き合わずに、総論的な計画、これは必要なんですけれども、それだけに終始してしまった場合、やっぱり１０年後、一部の、先ほど示したように、地域

ではコミュニティの維持すら困難になるということ。私もリニアが来れば何か変わるかということもやっぱり一時期待しておりましたけれども、やっぱりリニアを待っていられない状況にあるんじゃないかなということ。１０年先というところで、５年先でもああいった数字が、学校の児童数が１５人、２６人となっている状況ではやはり待てないんじゃないかなと。であれば今後の計画にしっかりと位置づけていく必要があるということ、これは強調しておきたいというふうに思います。

次の項目に行きます。

都市空間形成方針図における新たな産業拠点の追加についてでございます。

これまでの亀山市のまちづくり、先ほどもお話にありました第２次総合計画の検証資料が示すように、亀山・関テクノヒルズといった産業団地の整備や、リニア中央新幹線、鈴鹿亀山道路といった広域交通網の強化を骨格とし、交通拠点性の強化による都市活力の向上を目指してきたと認識しています。

一方で、目を転じますと、国道３０６号線と県道鈴鹿関線が交差する菅内交差点周辺、具体的にピックアップさせてもらいましたけど、菅内交差点周辺では既に複数の工場や物流施設、商業施設が集積を開始しており、現実として新たな産業拠点となりつつあると思っております。これは、この地域の持つポテンシャルが民間投資を呼び込んでいるという頼もしい動きであると思います。しかし、この現実はまだ総合計画の都市空間形成方針図には反映されておりません。計画上の位置づけがないまま個別の開発が先行すれば、結果として無秩序な開発や周辺住民の生活環境の悪化を招くリスクがあると危惧いたします。

そこでお伺いします。

菅内交差点周辺における産業集積の現状と、また鈴鹿亀山道路の開通も見据え、将来性を踏まえて、今後の都市空間形成方針図にこの地域、菅内周辺です、この地域を明確に新産業拠点として位置づけるということ、そういった考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご指摘の、菅内町地内の国道３０６号と県道鈴鹿関線との交差点周辺につきましては、現行の基本構想の都市空間形成方針図では、地域型居住地の位置づけとなってございます。また、当該地域は一部に商業施設や工業施設が立地するなど、第２次総合計画策定当時に比べますと、都市的土地利用が促進されている現状にあるということも認識をいたしております。

一方、第３次総合計画期間内には、市道和賀白川線の国道１号バイパス以北の区間が開通をし、市内環状道路が完成する見通しでありますことから、今後、市内環状道路沿道につきましては、都市的土地利用の動きも想定されるところでございます。

こうした状況も勘案しつつ、次期総合計画における都市空間形成と土地利用の方針において、当該地域の位置づけも含め、最終案の作成に向けさらに検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

人口減少、地域の振興と新たな産業拠点という一見すると異なる２つのテーマについて質問させていただきました。しかし、この２つの問いに根底に流れているのは、地域の未来像を行政が明確な意思を持って描き市民に示すことができるのかというこの１点でございます。人口が減少していく地域に具体的な計画を示さずこのままでいくのか、あるいは新たな産業の息吹が生まれている現実を直視し、計画的に未来への投資を誘導するのか、ぜひ１０年、２０年先を見据えた持続可能な地域を、未来像を実現するための明確なビジョンと覚悟を今後お示しいただくことを期待いたしまして、この項目を閉じたいと思います。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進についてでございます。

地域伝統芸能の継承支援についてでございます。

亀山市の現状認識と取組についてまず伺いたいんですけれども、市指定の無形文化財には、かんこ踊りや獅子舞など多彩な伝統芸能があると認識しています。しかし現状、課題もございます。市指定文化財として一定の支援は受けて存続しつつも、保存会は高齢化が進み後継者不足に苦しんでおります。さらに、祭具の維持費もまた高額に上ることもあり、活動は個人や地域住民の負担と熱意に強く依存している状況であると認識しています。

そこで、市は地域の伝統芸能の現状をどのように認識され、継承の支援としてどのような取組を現在行っているのかまず伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

現状及び取組についてでございますが、獅子舞やかんこ踊りなど地域伝統芸能につきましては、文化財保護法の規定に基づき、無形文化財や無形民俗文化財として、国、県、市それぞれで指定されており、現在、市内では県指定が亀山藩御流儀心形刀流武芸形と加太かんこ踊りの２件、市指定が獅子舞や山車、傘鉾など１０件でございます。

現状につきましては、全国的に人口減少や少子高齢化の進行による継承者の高齢化や、後継者の不足などが深刻化しており、本市におきましても、近年はかんこ踊りや獅子舞が開催されない地域がございます。一度途絶えてしまうと復活が難しいことから、この貴重な地域伝統芸能をいかに継承していくかが大きな課題であると考えております。

市といたしましては、地域の伝統文化を継承して、伝承していくために、例えば山車につきましては伝承活動の拠点である関の山会館を活用し、おはやしの練習場所の提供を行っております。また、無形文化財等の保存伝承活動を行う関係団体等の活動に関して、謝礼金の支給や無形民俗文化財の保存伝承のために必要となる用品の新調及び修理事業等に対し補助金を交付するなどして、地域伝統芸能の保存、継承に取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

課題も一定認識していただいていると思いますし、取組も評価いたしますけれども、このやっぱり課題というのは年々深刻さを増していると思っています。

今回このかんこ踊りと獅子舞を中心に、私今回４つの団体の方とヒアリングさせてもらったんですけど、やっぱり横断的な傾向、先ほどとちょっと重なりますけど、やっぱり皆さん口をそろえて言ったのは後継者不足、後継者の問題であります。就労形態、働き方の変化もあり６０歳を超えても働く方も非常に多いですし、若年層がやっぱり地域に残らず外に出て行っているという、参加時間を確保できないという、こういったことが影響しているんじゃないかという話。また、これはいわゆる踊り手だけじゃなくて、指導者側の深刻な高齢化、これもやっぱり皆さんが指摘をされておりました。また高額な備品の更新費用であったり、祭りそのものを運営する経費の問題というものもございます。場合によっては、１００万円級のそういった費用が発生することも珍しくないでしょうし、現行補助があるという話もありましたけど、やっぱり小さな修繕には有効ですけれども、やっぱり更新の壁というものはなかなか今後当たっていくことになるんではないかなと思います。地域によっては臨時の、自治会費じゃないですけれども、祭りを維持していくための区費の負担というものも生じているというふうにも聞いています。

あとは裾野の拡大、発信力不足ということも言われていたんですけど、いわゆる関心が薄まっているということですね、地域住民にとっても。参加する方がどんどん減っていくということ、見に来る方も減る、こういった状況があるというふうに認識をいたしました。

これは、深刻化する課題を受けて亀山市の伝統文化、伝統芸能を未来へ確実に継承するために、市としてどういった方向性で、今後どんな施策を講じるお考えがあるか方針を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

今後の取組でございますが、この貴重な財産である地域伝統芸能をさらに後世に引き継いでいくためには、地域住民だけでなく、広く市内外からの積極的な参加も課題解決の一つであると考えております。また、次世代を担う子どもたちの関心を高めることで、持続可能な形で継承につながっていくことも期待されます。

そのようなことから、昨年度には子どもたちに地域伝統芸能の魅力を伝えるため、心形刀流武芸形や亀山市内かんこ踊りなどの動画を作成し、市内各小・中学校へ動画ＤＶＤを配付いたしました。また、一部の学校では、その地域の伝統芸能の継承に向けた取組が行われているところもございますので、教育委員会や伝統芸能の継承者等と連携しながら、子どもたちが身近に伝統芸能に触れる機会を提供できるよう取り組んでまいります。

さらに、市内外にも動画などの情報を広く発信し地域伝統芸能の魅力を伝えることで、多くの方に関心を持っていただき保存継承につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

先ほどの取組の中でちょっと１つ気になったのが、その映像に残して子どもたちに配付しているという話があったんですけど、そういった映像を残すってことは非常に大切で、かつそれが先ほど言った後継者不足の指導者の高齢化という問題の解決を一つしていくために、そういった映像で技術伝承の手助けとなるような、やっぱり口伝がどうしても多いのがこの分野でありますので、これ

を確実に、コロナを乗り越えるのもやはり大変だったように、何年間か空いてしまったりするともう技術、伝統が継承されなくて、もう再開ができないという状況になりかねないというのがこういった伝統芸能の特性だと思いますので、映像をそういった技術伝承にも使ってもらいたい、そういったことの方針があるのかということをまず１つ伺いたいのと、あと、継承していくために、後継者不足というのを解決するために、事例として大分市では伝統芸能伝承師という、その指導者の方に対する功績をたたえる社会的な評価を確立するということで、こういったモチベーションを高めるためにそういった認定を行っているところがあったりします。あとは、そういった指導者同士のコミュニティづくりというところをやっているところもあります。

こういった例えば亀山市伝統芸能伝承師という認定制度や、保存会同士の伝統芸能協議会とか、こういったものを設立していくことによって、交流と連携を促進するということもまた有効ではないかと思いますけど、これらに関して市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

先ほど議員がご紹介いただきましたＤＶＤの活用の件でございますが、こちらにつきましては、ＤＶＤを活用しながら、どういったことができるのかを教育委員会や伝統芸能継承者等と連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

また、先ほどご紹介いただきました認定制度の事例も含めまして、調査・研究をいたしまして、伝統芸能の継承者の確保と育成に有効な手法を前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

あと、資金調達というところの支援においては、これはもう中学生議会とかでもよく出てきたワードですけど、クラウドファンディングというのが有効ではないかなと。これはふるさと納税型クラウドファンディングというのを自治体がやっているところがありますね。本来、ふるさと納税とかやったら基金に対する資金を入れていくことになりますけど、クラウドファンディング型であれば、こういった伝統芸能を守るためという、こういったストーリー、テーマに対して寄附を集めることができるという、そういったメリットがあると思っています。なので、市がこういったプロジェクトの保存会とのアクティブなパートナーとなって、クラウドファンディングとか、こういった今までにない資金調達ということを、広報も含めて強力に推進していくというのは有効ではないかと思うんですけれども、ここに関する見解も伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

地域伝統芸能の検証に向けた財政的な支援は必要と考えておりますので、先ほどご紹介させていただきました謝礼金や補助金もご紹介をさせていただくところですが、またご紹介いただきましたクラウドファンディング型ふるさと納税につきましても、関係部署と連携をしながら資金調達の手法を考えてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ、今までにない手法も含めていろいろと研究していただいて、保存会そして市としっかりと連携して、あと学校とかも含めて連携してしっかりと前に進めていただきたいと思います。

では次に、歴史博物館の役割強化についてでございます。

ちょっと２点質問しようと思っていましたけど、ちょっと１点に絞りたいと思います。

１つは、以前、予算決算委員会でも少し触れたこともあると思いますけど、先ほど申し上げたような伝統芸能のそういった備品、祭具とか、こういったものを歴史博物館のほうで保存、そして活用にぜひ協力をしてもらいたいということ。せっかく今この休館、令和７年１０月から約１年半という長期にわたって休館される間に、そういった仕組みというのもぜひ確立していただきたいなというふうに思っております。

そして、もう一つ、今回の歴史博物館が休館されるというこういったニュースも先日出ておりましたけれども、報告もありましたけど、大きな目的は改正博物館法への対応ということで、デジタルアーカイブ化、こういったものが上げられておりましたけれども、これにとどまるものではなく、国の大きな方針として、博物館というのは地域と積極的に協働し、そして多様な学習機会を提供する拠点へと役割を大きくしていくことは明確に求められております。そして、こういった体験とか学習とか、こういった拠点の転換というのは、とっぴな提案ではなくて、お隣の鈴鹿市であるとか四日市市とかこういったところの博物館では多彩な体験ワークショップというのが定例的に開催されていまして、子どもたちの人気の学習プログラムとして定着しています。これはぜひ亀山市でも実現可能性は高いんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、伺いたいと思います。

令和９年４月に、再度オープンされるというふうにも伺っておりますけれども、変化の潮流を捉える絶好の機会だと思います。本市の歴史博物館を従来のいわゆる展示中心の機能から、市民や、とりわけ子どもたちが郷土の歴史に触れて主体的に学ぶことができる体験学習の拠点へと強化していくビジョン、これをぜひ伺いたい。ぜひ定期的にそういった週末とか親子が楽しむことができるようなワークショップ開催というのを期待したいと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

親子向けのワークショップなどの体験型の学習の場を増やすことにつきましては、過去から歴史博物館では、夏休み博物館学校や、今年もわくわく広場、博物館で遊ぼうなどの体験コーナーを実施してきたところではございますが、今後１年６か月間の休館期間中に他の博物館等の取組も参考にしながら親子で参加できる体験型のワークショップ等講座などを検討し、再開館にはより多くの方にご利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

約１年半、非常に長いですので、再オープンしたときとは限らず、ぜひその期間中も試行的にやれることがあればぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

では、次に移りたいと思います。

亀山市納涼大会の予備日設定等に関してでございます。

今回中止になった納涼大会、本年中止になった納涼大会についてでございますけれども、この納涼大会というのは、あえて申し上げるまでもなく、多くの市民の方々が心待ちにしている大切な交流の場であると同時に、灯おどりなどこういった伝統を継承し、地域の活気を取り戻し、経済を活性化させる上でも極めて重要な行事であるというふうに認識しています。

私も昨年、今年は青年会議所を代表して実行委員会にも加わって準備を進めてきました。しかしながら、残念なことに令和７年度の大会は悪天候のため中止となりました。実行委員会、とりわけ事務局の判断としては非常に苦渋の決断だったと認識しています。当日、私の元にはＳＮＳを通じて多くの中高生から、なぜ中止なんですかと、予備日はないんですかというような問合せが多く届きました。一つ一つ全てに返信しましたけど、なかなかつらいものがありました。特に延期じゃなくて中止なんですかという声が非常に多かったなと思います。

そこで伺いたいと思います。

市長は、今回の中止という判断、結果をどのように受け止めていらっしゃいますか。また、今後の対策として、納涼大会に予備日を設定するという必要性についてどのようにお考えかご意見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前段のご質問もありました、本当に歴史、文化を生かしたまちづくり、こういうことを考えますときに、この納涼会におきましても、本市の１００年以上続いてきた、本当に歴史、文化の資源の一つと考えてございます。そういう中で、本年度の納涼大会につきまして、例年の灯おどりや竹あかりに加えまして、市制施行２０周年の記念事業としての位置づけもございましたので、本当に市民の皆様も楽しみにされておられたというふうにも認識をさせていただいております。

また、貴殿をはじめ納涼大会実行委員会の皆様、灯おどり保存会や亀山川崎会の皆様など、あらゆる関係者の皆様におかれましても、非常に念入りな準備を重ねられてご苦労があったことと拝察をいたします。

そういう中で、実行委員会の天候悪化に伴う中止の判断につきましては、来場者の安全を最優先に考慮した苦渋の判断、決断であったと推察をいたすところでございます。中止決定後におきましても様々なご意見をいただきました。私どもにも頂戴をいたしましたが、今回、来場者の安全を最優先に考慮した中止判断につきましては致し方なかったと思っております。しかしながら、前日に開催決定するとしながら、当日に中止決定になったことなど反省点もあろうかと存じますし、ぜひ今後の納涼大会に生かしていっていただきたいと考えるところであります。

さて、ご質問の予備日の設定につきましては、実は２０１８年、平成３０年までは予備日が設定をされておりましたが、２日分の会場設営費や会場警備費などを捻出することが非常に難しく、ま

た出演者や出展者などの日程を確保することも難しいため、実行委員会での協議によりまして、令和元年より予備日を設けずに実施するようになったと伺っております。

なお、本年度の納涼大会の中止を受けまして、担当課が会場設営業者に予備日を設けた場合の費用負担を確認させていただきましたが、約２倍程度になると聞き取ってございまして、予備日の設定につきましては非常に難しいことであろうかというふうに現時点で考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

当日の開催判断の精度というのはできるだけ上げてリスク管理を徹底しながらもできる限り開催できるような、そういった判断づくりというものも求められているのかなというふうに思いますし、こういった納涼大会、単なるイベントじゃなくて亀山の伝統と市民の心をつなぐかけがえのない宝でありますので、この宝をしっかりと守り育てていきたいと私自身もそのように感じております。

次に移ります。

地域医療の充実と医療体制の強化についてでございます。

まず、亀山市の現状と課題についてご説明します。

市内唯一の分娩取扱医療機関が分娩休止となり、亀山市内の妊婦の方々は出産のために鈴鹿市や四日市市といった市外の医療機関まで足を運ばなければならない状況になっております。また、小児救急の医療体制についても課題があると思っておりまして、本市の休日、夜間の当番医というのは午後７時半までで、鈴鹿市の応急診療所も午後１０時までということで、それ以降の時間というのは県のみえ子ども医療ダイヤルや広域の二次救急医療機関に頼らざるを得ないのが現状であります。深夜にお子さんの体調が急変した場合など、すぐに専門医に診てもらえる環境というのが市内ではなかなか難しいというのが現状だと思います。

市長も以前、周産期を取り巻く保健医療や子育てに関する支援の重要性はより一層高まっていると議会でも答弁されておりましたように、今こそ亀山市としてこれらの複合的な課題に正面から立ち向かい、市民が安心して子どもを産み育てられる環境を早急に整備する必要があると思っています。

そこで、これらの課題を解決する手段として、産婦人科、小児科オンライン相談サービスの導入というのを具体的に提言したいと思います。

資料２をご覧ください。

このサービスは、スマートフォン一つで、いつでもどこからでも産婦人科医、小児科医、助産師といった専門家に直接相談することができるというオンライン相談サービスでございます。２４時間３６５日の相談受付、これはメッセージですけれども、リアルタイムにビデオ通話などで夜間の相談もすることができるというものであります。これの特徴は専門家による１００％の対応保証ということで、臨床経験豊富な産婦人科医、小児科医、助産師のみが対応するということで、インターネット上の不確かな情報に惑わされることなく、医学的根拠に基づいた信頼性高い情報を得られることは、保護者にとって安心材料と言えると思います。このサービスは既に全国２３０以上の自治体で導入されておりまして、産婦人科や小児科がない地域、自治体では医療リソースを補う有効

な手段として評価されております。県内では最近では名張市、そして県外では本市と縁の深い岡山県高梁市も今年度実証実験を開始しておりますが、こうした導入した自治体では、利用者から何かあったときに相談できる安心感が得られたという声が８割を超え、自治体の子育て支援に対する印象も向上したという調査結果も出ております。

そこで伺いたいと思います。

本市におかれましても、この産婦人科、小児科オンライン相談が持つ可能性と有効性をご理解いただき、喫緊の課題である周産期小児科医療体制の補完、そして子育て世代への伴走型支援の強化策としてこのサービスの導入に前向きにご検討いただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

ご提案いただきました２４時間体制での子育てや医療に関するオンラインの相談の体制でございますけれども、こういったものにつきましては、ご紹介いただきましたように妊娠期から出産と子育てに関わる世帯の方が安心して子育てや医療に関する情報を得られるということで、一部の自治体で導入されているということについては承知をしておるところでございます。

これに類する本市の対応といたしましては、これも先ほどご提案いただき、ご紹介いただきましたけれども、県の行っております３つの事業、県の救急医療情報システムやみえ子ども医療ダイヤル、マタニティ・子育てほっとラインなどがございます。これらのうち救急医療情報システムにつきましては、専門職ではない方の応答になりますが、みえ子ども医療ダイヤルにつきましては、ドクターを含めた医療専門職の方が対応いただくという形になっておりますし、ＬＩＮＥを活用できるマタニティ・子育てほっとラインにつきましても、助産師や管理栄養士などといった相談に応じた専門性のある方が対応いただけるというような形にはなっております。

また、これらのほかにも県の助産師会において、県内１９の助産所において、妊婦さんや子育て中の保護者の方が無料で電話相談を行うことができるという体制を取っておられまして、一部の助産所においては、土・日や休日の夜間等についても対応が可能というふうになっております。

現状といたしましては、これらの支援体制によりまして十分ではないかもしれませんが、一定の対応はさせていただいておるというような状況になっております。

ご提案をいただきましたような２４時間体制での子育てオンライン相談の実施につきましては、現時点では具体的な検討までは至っておりませんけれども、引き続き近隣自治体等の状況にも注視をしながら、現状といたしましては、市広報やホームページなどで既存の支援体制を積極的に周知させていただきながら、地域医療体制の補完的な支援をしながら、子育て世帯に対する幅広い不安解消に努めてまいりたいというふうに存じます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ研究していただき、前向きに実証実験、無料トライアルというのもありますので、こういったものもぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

そして、先ほどから申し上げている亀山市内では唯一、分娩取扱医療機関というのが今休止して

いる状態でありますので、妊婦の方々、やっぱり市外へ通院、出産に臨む、こういった状況が今も続いていると思います。なかなか予約が取れないというそんな声もいただいたことがあります。こういった平時の通院でさえ負担が大きいのがこういった妊婦の皆様のお悩みだと思います。真に危惧すべきは、陣痛であったりとか予期せぬ出血など一刻を争う緊急事態への対応だと思っています。母子の命に直結する緊急時において、妊婦本人やご家族は１１９番通報した際に、限られた時間の中で通報者が妊婦の氏名、住所、出産予定日、かかりつけ病院、現在の症状などを正確に伝える必要があるんですけれども、やっぱりいざとなったときに的確に伝えるというのは極めて困難な状況ではないかなというふうに思います。

そこで、こういった課題を解決する具体的な方策として、妊婦事前登録型の救急搬送支援システム、（通称）ママ・サポート１１９というものの導入を提案したいと思います。これは、通報時の負担軽減と迅速な救急隊の出動というものにつながりますし、現場でのスムーズな対応と搬送時間の短縮、医療機関との円滑な連携、いわゆる市内にそういった施設、医療機関がないというだけに、こういったママ・サポート１１９というのは、特別な機材を必要とせず既存のシステムを活用して導入できる費用対効果の高い事業だと思います。こういった本市のように分娩施設が少ない、あるいは遠い地域において妊婦のもしものときのお守りとして非常に有効だと思っています。

こういったママ・サポート１１９、消防、救急、そして医療機関と連携し、早急に導入すべきと考えますがご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

妊婦の緊急搬送支援制度であるママ・サポート１１９につきましては、名張市、岡山県高梁市、新見市などでも導入されており、産科医療体制が限られた地域において、妊婦の安心・安全な搬送を実現する有効な取組と認識しているところです。分娩可能な産科医療機関がない本市におきましても、妊婦の安心を支える施策の充実は重要な課題でありますことから、ご提案いただきました制度につきましても、今後、消防本部との連携体制や事前登録の仕組みなど、制度導入の可能性について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ前向きにご検討いただき、早期の導入を期待したいと思います。

続きまして、百日ぜき等を含むワクチン助成の拡充についてでございます。

本市におかれましては、これまでも市民の健康を守るために様々な予防接種への助成事業を推進してきたこと、この点に関して高く評価をしておるところであります。特に、この学童期の百日ぜきワクチンを含む３種混合ワクチンの任意接種に対しても助成を行っておりまして、こういった子育て世帯の負担軽減にご尽力いただいていること改めて承知しておりますし、感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、２０２５年に入り、全国的に百日ぜきが過去最悪と言える規模で猛威を振るって、特に新生児、乳幼児に最も高いリスクがあると言われております。本市におきましても、これはワ

クチンの免疫効果というのは５年ほどで低下してしまうという課題であったり、治療の困難性であったりとか、そして何よりも集団免疫というのが、今、このワクチンの接種率、２回目のＤＰＴワクチンの接種率は、６１％から７２％が亀山市の現状ですけど、集団免疫閾値という、これ８０％か９４％というかなり百日ぜきは高いというふうにされております。なので、なかなかその集団免疫を得にくいという現状もあり、全国では既に６名もの乳幼児が貴い命を落とすという状況になっております。

そこで、現行の施策から一歩進んだ対策について提案したいのですが、新生児を直接守る対策ですね。生後２か月未満の赤ちゃんは、まだ自分で自身のワクチンを接種することができないので、でも、最も重症化しやすい時期でもありますので、妊婦の方が接種を受けて母子免疫によって赤ちゃんに抗体をプレゼントするというのが極めて有効だとされております。ただ、ここは今任意接種であり全額自己負担となりますので、こういった取組をさらに前進させて、百日ぜきの脅威から市民の命と健康、重症化リスクが高い乳幼児を守るために、新たに亀山市独自に妊婦を対象とした百日ぜきワクチンの追加接種費用助成を開始してはいかがでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今年度、全国的に百日ぜきの流行が拡大しております。百日ぜきのワクチンにつきましては定期接種である生後２か月から７歳６か月未満の子どもに対する合計４回の５種混合ワクチンに加え、就学前児童への任意予防接種として３種混合ワクチン、ＤＰＴの追加接種が推奨されています。本市におきましても、議員のお話の中にもありましたように、令和２年度から県下で唯一、就学前児童への任意予防接種、ＤＰＴの接種に対しまして費用助成を行っているところです。また、議員ご提案の妊婦に対するＤＰＴ接種につきましても、母親からの移行抗体による生後２か月未満の乳児を百日ぜきから守る有効な手段とされておりますことは認識しているところです。

任意接種のワクチンにつきましては、子どもを対象としたワクチンだけでなく、成人も含め、健康福祉部健康政策課と共に予防接種費用助成事業を実施しているところです。費用助成を行うワクチンにつきましては、罹患状況や医学的知見などからその必要性を総合的に判断してまいりました。引き続き、国の動向や接種効果、事業の優先順位などを勘案し検討を続けてまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ちょっと時間がなくてもう一つ聞きたいのがありますので。

おたふく風邪ワクチンの接種２回目助成の拡充についても触れたいと思います。これは以前、今岡議員も議会で触れておりました。おたふく風邪は、依然として自然感染すれば無菌性髄膜炎、難聴など深刻な合併症を引き起こす。特に難聴は一回発症すると不可逆性でありまして、教育や生活に長期的な影響を及ぼします。亀山市の現状は、１回目の接種率９２．５％、２回目は７４％で、１回目は３，０００円の助成を行っております。接種率７４％で市内では流行が起きていないということを理由に慎重な姿勢を示されておりましたけれども、これも集団免疫閾値は７５％から８６％で、合併症予防や流行防止にはまだまだできることがあると思いますし、２回目は全額自己負

担で費用は７，０００円と、これ７，０００円とこの前も答弁出てましたけど、これって負担も大きいですし、そもそも７，０００円というのも、これ本市はかなり医師会の方々ご努力いただいて低価格に抑えていただいているというふうにも伺っております。市の皆さんの周知の徹底でこういった数字が出ているというのも分かりますけれども、やっぱり現場の努力、非常に大きいものがあると思います。この流行していないイコール問題がないではなくて、現場の努力で接種率を上げて集団免疫閾値に近づいているおかげで流行を防いでいるという結果と認識していただき、その現場の医師会の方々が、これもう３年連続でこの２回目接種の助成を要望しているというふうにも伺っておりますので、そろそろもう一歩踏み込んだ対策というのが必要ではないかなと思います。

なので、最後に市長に伺いたいと思います。

こういったおたふく風邪による難聴など重篤な合併症リスクから市民を守るために、そして現場の努力に報いるためにも、亀山市も独自に２回目追加接種費用の助成を開始して、集団免疫閾値を超えるぐらいの接種率までさらに向上させる、そういった意思をぜひ伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このおたふく風邪ワクチン、本市は平成２０年度からこの費用助成を展開してまいりました。現場の先生方、この努力も本当に重ねてきていただいて敬意を表したいと思います。

この助成をしております１回の接種状況ですが、令和６年度に１歳６か月児健診時の調査で９２．７％、３歳児健診時の調査で９７％と高い接種率を維持できている状況でございます。このおたふく風邪の２回目の助成につきましては、三重県内におきまして２９市町村中１４市町が既に実施をされているとの承知をいたしてございます。このおたふく風邪の罹患によりまして、重症化し、難聴等の後遺症を引き起こす可能性もありますことから、集団生活に入ります前にワクチンで予防しておくことが有効な感染予防の一つでございますが、ワクチンの２回目接種の必要性は高いと認識をいたしておりますので、先月の保健衛生懇談会でもお話をさせていただいておりますが、県の交付金や支援制度の活用を含めまして検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

前向きにぜひ実現をしていただきたいというふうに思っております。

これ、助成３，０００円ですかね。それで対象となるのも出生数でカウントしても約３００前後でありますので、おおよそ９０万円前後というところかなと費用としても思います。ぜひ市民の命を、子どもたちの命、安全のために、ぜひぜひ実現を強く求めて次の項目に行きたいところですけれどももう時間がございませんので、亀山口腔ケアステーションというのがこの８月に開設されたということで、こういった新しい拠点を市民の将来にとって極めて重要な資産と捉えて、そういった役割、市とうまく連携をして市内の医療体制のより充実を図っていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５４分　休憩）

（午前１１時０４分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従いまして、今回は地域公共交通について、農業振興について、５歳児健診について質問をさせていただきます。

まず初めに、地域公共交通についてでございますが、次期総合計画策定に伴う市民意向調査結果の報告書においては、満足ではない上位に、バスの利便性、鉄道の利便性、乗合タクシーの利便性が上位に来ていました。このことから分かるように、市民の方々は市の公共交通の現状に不満を抱いていることが分かると思います。特に交通の不便性を上げているのは中高生に多いという結果が出ています。なぜなら中高生は移動手段を持っていない。強いて言うならば、自転車が主な移動手段となっているからです。私たちは日々の通勤・通学や買物、観光などで移動する際、バス、鉄道、タクシー、飛行機、船などの様々な公共交通機関を利用しています。誰もが行きたいときに行きたいところへ行くことのできる利便性の実現を目指すために、公共交通をよりよくするための取組を行う必要があると思っております。

そこで今回は、特に乗合タクシーの利便性を向上すべきという視点で質問をさせていただきます。

まず初めに、交通空白地域についてですが、乗合タクシーについて伺っていくのでありますが、その前に交通空白地域についてお聞きしていきます。亀山市内においては、交通空白地域がありますが、そのことについてどのように考えているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

バスと公共交通が利用しにくい交通空白地域は、市内の５つの駅の徒歩、自転車での利用範囲、これは鉄道駅から半径１キロメートルを想定いたしております。これは市内のバス路線、１１路線の沿線、これはバス停から半径５００メートルを想定いたしておりますが、これらの人口カバー率が９割を超えておりまして、加えて、鉄道、バスで対応し切れない公共交通不便地域等を補完する乗合タクシーの停留所が市内各所に約４４０か所ございますので、それらを俯瞰してみますと交通空白地域は面的にはかなり少なくなっている現状であると考えております。

しかしながら、乗合タクシーは利用対象者に制限があり、またバスや鉄道は時間帯によっては便数が十分ではありませんので、利用時間や利用可能年齢層等も考慮をいたしますと、市内において実質的な交通空白が生じている場合も少なくないと認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

交通空白地域があるという認識の中で、４４０か所ある乗合タクシーの停留所で補完をしておるというふうなことのご答弁でした。

そういうことで、そういった認識がある中で、今後、交通空白地域の解消に向けてどのように取組を進めているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市域全体において、面的にも、時間的にも、また利用年齢的にも、全てをカバーする地域公共交通体系を構築をして交通空白を完全撤廃することは、サービス供給面や費用対効果の側面から非常に難しいと考えております。とりわけ自動車依存が強い地域性もございますことから、まずは実質的な交通空白を少なくすることに主眼を置いた取組が必要であると考えております。そのためには、自立した移動手段を持たない方々の真の移動ニーズをしっかりと把握し、それらの需要に応じた輸送サービスを提供する、効率的かつ効果的な仕組みが求められてまいりますので、次期地域公共交通計画の策定を見据えつつ、地域住民、交通事業者、行政が三位一体となった地域公共交通体系の再構築に向けた取組を着実に進めていくことが重要であると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

次期公共交通計画の策定に向けて、そういう点は解消に向けて取り組んでいくというふうな理解をさせていただきます。

それでは、乗合タクシーについて伺っていきたいと思います。

まず、市の現状についてでございます。

現在の亀山市の公共交通政策においては、先ほどもご答弁がありましたように、交通空白地域を補完するのが乗合タクシーであると思います。しかしながら、いまだ乗合タクシーについては不便であるという声を多くの市民の方からお聞きするところでございます。

市民の方が不満に思っていることについて市ではどのように理解しているのか、乗合タクシーの現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、のりあいタクシーのりかめさんの現状でございますが、これまでからの制度拡充もございまして、コロナ禍での大幅な落ち込みもなく、延べ利用者数は増加傾向が続いておりまして、令和６年度では対前年度比２．１％増の５，５３４人と過去最高となってございます。平成３０年１０月の運行開始後早くも７年を迎えようとする中で、一定の利用者の方々に制度が浸透し好評を得ているところでございます。

一方で、主な課題といたしましては、乗り合い率の伸び悩みが上げられるところであります。現状の乗り合い率は１．１人と低調でございまして、一般タクシーとバスとの中間領域に相当する機動性と効率性を兼ね備えたモビリティーのよさが発揮できていない状況にあると考えております。また、制度普及の地域間のばらつきが見られることも課題でございまして、地道な取組ではございますが、地域との意見交換会等を通じまして、サービスの利用の仕方や賢い使い方を分かりやすくご説明させていただくなど、利用環境の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それでは、ちょっと少し具体的にはなりますけれども、不便性の一つに、現行の乗合タクシーについては公共施設や医療機関、スーパーなどの特定停留所と各地域が指定した地域停留所があります。そうした中で、地域停留所から地域停留所へは行けないというふうな仕組みになっておるんですね。その一つが不便性の一つにつながっているのではないかなと思っております。特定停留所はどこどこ、地域停留所はどこどこというふうなところで、やっぱり自由に移動ができないというふうなところで利用しにくくなっているのではないかと思うんですが、そうした地域的停留所、特定停留所という概念を取り払って、停留所間どこでも行けるようにすることはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員お触れもいただきましたが、この乗合タクシーの制度は利用者がお住まいの地域と公共施設、あるいは商業施設、医療、金融機関等の特定目的地を結ぶ交通手段として制度構築をいたしておりますので、基本的に地域停留所間の移動は対象といたしておりません。こうした中、これまで段階的に制度拡充を図ってきた中で、令和３年度にはそれまで地域停留所であった市内７２か所の公民館等を特定目的地停留所に変更し、実質的な地域間移動も一定可能になるよう対応を図ってきたところであります。しかしながら、変更後、そうした地域間の移動実績につきましては、昨年度におきましても全体利用の約２％にとどまっております。

こうした事情も踏まえまして、現時点におきまして、現行以上の対応へと見直すことは考えていないところでございまして、さらに利用動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

移動実績２％ということで、そうすると今の現状だからその２％にとどまっているのではないかなというふうに思うんですね。もうちょっと、いわゆる利用しやすいような枠組みにちょっと変更していくということも考えていただきたいと思います。

それで、次の利便性の向上についてに移らせていただきたいんですが、先ほど具体的なことを申し上げましたけれども、そもそも乗合タクシーは公共交通と位置づけています、亀山市においては。しかしながら、先ほどご答弁でもありましたように、乗車できる人の条件として満６５歳以上７５

歳未満で四輪運転免許がない人、満７５歳以上の人、運転免許を自主返納した人、心身的な理由により四輪運転免許を取得できない人、心身的な理由により車を運転できない人で事前に登録が必要です。登録制なんですね。それをクリアしなければ乗車できないというふうなことです。

そこで、公共交通であれば、本来なら誰でも利用できるようにすべきだと思うんですね。乗合タクシーは、鉄道やコミュニティバスが運行されていない交通空白地域を補完する公共交通機関、先ほどもご答弁がありましたように、各地域で４４０か所の停留所があるというふうな各地域に網羅しているんでね、これはすばらしいことだと思うんですが、やはりそういう制限がありますので、なかなか誰でもが乗れるようにはできない。いわゆる免許を持っていない人や何らかの理由で公共交通に頼らざるを得ない人。中でも中学生や高校生は乗れないというふうな中で、そういった人でも乗れるようにならないかなと思うんです。同じ乗合タクシーを運行している菰野町では、亀山市と同じ公共交通と位置づけておりまして、亀山市と違って誰でも利用できる仕組みとなっております。

公共交通というのであれば、誰でも利用できるようにすべきだと思いますがご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーの利用対象者要件等を撤廃して、誰もが利用できる運行内容へ見直しをしたらどうかというご質問かと存じますが、本市の乗合タクシー制度は一般タクシーの空き車両を活用して事業展開していることは元より、一般タクシーとの差別化や路線バスとの役割分担も考慮しながら、鉄道やバスで対応しきれない公共交通不便地域への対策等を補完する交通手段として、市が事業主体となって制度化を図ったものでございます。したがいまして、利用対象者要件の緩和に伴います需要拡大に対応可能な空きタクシー車両のサービス供給の問題をはじめといたしまして、バス離れの助長やタクシー業への民業圧迫、利用者数の増加に伴います財政負担額の増加などが懸念をされますので、慎重な対応が求められると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それでは、最後に市長にお伺いしたいと思います。

亀山市では全ての地域で交通、公共交通手段が充実していない中で、乗合タクシーは、先ほどのご答弁でありますように、交通空白地域を補完すると、そういう公共交通に位置づけております。しかし、現状は実際にそのようになっていないと思うんですね。誰もが乗合タクシーを利用できるように充実させていただきたいと思います。

現行の乗合タクシーの乗車条件をできれば撤廃していただきたい。できなければもう少し緩和することで、市民の方々が乗合タクシーを利用し自由に好きなところへ行ける、あるいはそのことが住みやすいまちにつながっていくと思うんですが市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

乗合タクシー制度の改善についてのお尋ねでございます。市長の考え方はということでございました。

ちょうどデマンド型タクシーでありますこののりかめさんの導入から早くも７年が経過をいたしておりますが、様々な課題はございますものの、今日に至りますまでに制度の運用とかいろんな工夫も加えながら、順調に利用者数が増加をしてまいりました。ちょうど令和６年度では過去最高５，５００名の利用者がございまして、中には年間でなんと３４２回のご利用いただいている方もお見えになりますなど、特に高齢者の皆様の本当にクリニックとか買物の移動手段として着実に制度普及が図られてきていると、その手応えは感じているところであります。

そうした中で、さらなる制度拡充をとのご質問かと存じますが、まずは本市のこの乗合タクシーが通常のタクシー料金の３割弱程度のご負担で快適に移動できる輸送サービスであるということをご理解いただきたいと思いますし、令和６年度での実績ですと、タクシー料金の約７５％を市が公費で負担をする、実質負担は７５％、利用者の方の負担は２５％、４分の１のタクシー料金でご利用いただける制度として運用されてきたとしておるということでご理解いただきたいと思います。

一方で、コロナ禍を経て、鉄道やバスはコロナ禍前の利用水準まで戻っていない低調な路線も存在いたしますし、地域公共交通に係る財政負担の状況も踏まえますと、年々これ増加しておりますが、乗合タクシーだけではなくて地域公共交通全体の最適化を図るべく、地域公共交通計画の改定に合わせました地域公共交通のリ・デザインに向けた検討を進めていく必要があろうと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地域の実情や真の移動ニーズをしっかりと把握した上で、世代の認識の議論もあろうかと思っておりますが、地域で乗っていただける持続性があるものにさらにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。そうした観点から、乗合タクシーにつきましても、賢い利用の仕方が本当にお困りの方々にうまく伝わっていくような仕組みづくりや取組が一層必要であろうと、まずはそのように考えているところでございまして、その検討を進めていこうとしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

バスも通っていない、乗合タクシーも乗れない、そういった交通弱者の方々がまだ市内にもたくさんおりますので、やっぱり公共交通は市民生活にとって大切なインフラの一つではありますので、市長の答弁にありましたように市民が満足するような制度の構築に向けて取組を進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

農業振興についてでございます。

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、これまで農産物の価格低下による農業生産所得の低迷を受け、農家の減少とともに産業としての生産基盤の弱体化が進行していると言われてきています。農家の減少、耕作放棄地など、まだまだ課題は山積しております。

そこで、そうした課題を克服し、どうしたら今後の農業振興につなげられるかという視点で質問

をさせていただきます。

まず、稲作についてでございます。

最近は、特に米不足と言われることによる米価格の高騰により、米の生産者にとって今後の農業経営にとって少しは改善が図られるのではないかと言われてきていますが、一方で、米価格の高騰により米離れが心配する声も聞かれます。

市としてこの現状をどう認識しているかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和６年度産の主食用米は、生産量の減少や異常気象による不作、インバウンド需要の拡大の影響などから、需要が供給を上回る不安定な状況であり、米価が高騰しておりました。また、今年度の主食用米の生産見込みは玄米で前年より５６万トン増えており、おおむね順調な生産であると国のほうから発表されておりますが、酷暑、雨不足、または豪雨により米の収穫が心配されているところでございます。

一方、全国の令和７年産米の買取り価格は前年産を上回る６０キロ当たり２万円台半ばから３万円程度で設定されていると伺っております。消費者にとりまして、米価の上昇は経済的負担も大きく米離れにもつながりかねないと考えておりますが、一方で、肥料や資材、農業機械の値上がりが続いています。生産者にとりましては、これまでの価格で稲作を継続するのは難しい状況でありました。

現在の価格高騰による米価が適正かどうかは申し上げることはできませんが、生産者の方が今後も稲作を継続していただくためには、ある程度の価格上昇は必要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

この米の価格がどうなっていくか今後ちょっと不透明なところでございますが、注視していく必要があるかなと思います。

それで、国は、そうした背景の中で、米の増産にかじを切ると言っております。市は施策として米の増産にかじを切れるのでしょうか。米の増産に向けてどのような対策を講じるのかお考えをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

国におきましては、生産抑制から増産への転換を掲げておりまして、令和８年夏頃までに具体的な方向性を集約すると発表されておりますので、今後、国の具体的な支援策も明らかになってくると思われます。

本市におきましても、国の動向を注視いたしますとともに、市独自のサステナブル農業奨励制度について見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

米の増産に向けては、飼料米から主食米に変える、あるいは転作をやめて稲作に変えるというふうな方法もあるんですが、やはり市内に多く見られる耕作放棄地を解消し、耕作面積を増やすことが大切ではあるとは思います。

亀山市の耕作放棄地の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市農業委員会が実施しております利用状況調査によりますと、令和６年度の農地の合計面積は２，６９５ヘクタールでございます。また、耕作放棄地面積でございますが、令和４年度は７３４ヘクタール、令和５年度は８２６ヘクタール、令和６年度は９０４ヘクタールと、令和４年度から令和６年度にかけて１７０ヘクタールの増加となっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

年々耕作放棄地が増えている現状であるということが分かります。耕作放棄地を耕作しようとすると、例えば稲作をしようとすると、用水路や排水路の整備、のり面の草刈りなど、相当な労力や経費を費やさなければなりません。すぐに耕作しようと思ってもできない現状があるのは事実であろうかなと思います。しかしながら、先ほどのご答弁のように年々その耕作放棄地が増えていくというふうな中では、やはり何らか対策を打たなければならないかなと思っております。

それで、１つは、耕作放棄地を発生させない対策があると思います。それともう一つは、既に耕作放棄地となっているものを解消させる対策があるかなと思いますが、どのような対策があるかお尋ねします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市の耕作放棄地を解消する支援事業といたしましては、耕作放棄地を耕作可能な農地として再生する事業を行う者に対し、補助金を交付いたします耕作放棄地解消事業がございます。この事業によりまして、農業生産の基盤である農地の確保及び耕作放棄地の解消を進めているところでございます。また、耕作放棄地にならないよう、農地を保全するための取組である多面的機能発揮促進支援事業や中山間地域等直接支払交付金事業などの支援事業もございます。

農業者や農地の所有者を含め、地域が一体となってこうした取組を行っていただくことで、農業の活性化が図れ、農地の保全や耕作放棄地の解消につながるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

なかなか耕作放棄地を解消するということは難しいかなというふうなことでございますが、やは

り１つは、農業振興もありますけれども、環境面においても、あるいは獣害対策においても耕作地の解消は喫緊の課題であるかなと思いますので、引き続き対策をよろしくお願いしたいと思います。

それで、次に農業の６次産業化についてお伺いしていきたいと思います。

総合計画におきましては、地域の資源を生かした６次産業化や他分野との連携、ブランド化等により、農畜産物の付加価値向上を目指し、稼げる農業の取組を支援するとあります。農業所得を向上させる一つの取組として６次産業化があると思うんですね。

まずそこで、市における６次産業化の現状についてお伺いしていきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市での６次産業化の取組といたしましては、茶農家が紅茶や緑茶をティーバッグに加工したり、米農家が米を餅やあられに加工して販売されております。また、イチゴ農家におきましては、イチゴを活用した洋菓子やジャムなどの加工品の製造販売や、農園に隣接したカフェにおいて商品を提供されております。さらに、農業者と加工製造販売を行う他業者が連携してお互いの強みを生かした６次産業化の取組としましては、亀山ブランドとして認定されている深川屋の関の戸、瑞宝軒の龍乃掌バウムクーヘン、生甘堂の山里やアイスくずバーにおきましては亀山茶を活用した商品が開発されております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

６次産業化という中で、様々なそういう商品の販売者と生産者とがタッグを組んでそうした商品開発につなげているということが分かります。１つ、６次産業といっても１次生産者が、農業者が、その生産物を商品化、販売するまでとなると、様々なジャンルのノウハウが必要となってきているんですね。例えば商品化するためのパッケージだとか、販売、流通、マーケティング、市場調査ですね、そういったことがあります。今まさしくご答弁でありましたように、その１人の農業者が販売までいくとなかなか難しい部分もありますが、そうした中で、市として具体的にそういった６次産業化に向けた生産者の方々への支援、どのように関わっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

具体的な支援ということでございますが、芸術振興を図ります亀山トリエンナーレとの協働事業を行う中で、亀山茶を活用したメニューの開発及びイベントでの販売を実施いたしました。亀山茶を活用した新メニューは大変好評で、その中でも一部の洋菓子はイベント終了後も商品化され、実店舗でも販売されておりました。

また、最近では亀山ブランドの取組として、亀山市文化大使を務められているパティシエの青木定治氏と茶農家をつなぎ、亀山茶を活用したチョコレートを４年連続で開発いただき、名古屋高島屋で開催されるアムール・デュ・ショコラで販売されております。

さらに、市独自の農業者支援制度のサステナブル農業奨励事業におきましては、６次産業化に向

けて農産物を加工、販売する際に必要となる食品衛生管理者などの免許や資格を取得する場合、認定農業者を対象に受験料や認証料の補助を上限５万円で行ってございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

生産者と販売者、加工者をコーディネートした事例を先ほど述べられておりました。なかなかそうした事例はすぐに、特異な例というか特徴的な例というふうなことが考えられると思うんですね。やはり一つ生産者の方が何とかそういう販売までしていきたいというふうなことを考えたときに、例えば市にそういった相談があったときに窓口体制があるのか、あるいはそうした相談者に対してその専門性を持った人や事業体につなげる、あるいは商品開発だとか流通、販売まで、その方々を専門性がある人につなげることができるのかというふうなことが必要ではないかなと思います。

そういった仕組みが必要と考えますが、市としてはどのような見解かお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

６次産業化は農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に効果がある取組でございますが、そのための支援となりますと、生産、加工、販売に至るまでの各段階において、事業者の希望に添った様々な支援が必要であると存じます。また、その支援には専門的な知識も必要となり、市職員のみでは対応は難しいのが現状でございます。そのため市では、県が設置しております６次産業化サポートセンターのプランナー等専門家や農業改良普及センター指導員、既に６次産業化商品を開発されております鈴鹿農業協同組合など関係機関や事業所と連携し、６次産業化の支援を行っております。

しかしながら、市が６次産業化の窓口となって関係機関へつなぐ役割を担っていることにつきましては、周知がまだまだ十分ではございませんことから、今後はさらに本市の役割、支援内容についての周知を積極的に行うことで６次産業化を進めてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

よろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、農業は日本の大切な基幹産業でありますし、食料自給率を上げる意味でもですね、農業振興の取組は大切であると思いますので、引き続きそういった農業振興に向けての取組をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、５歳児健診についてお伺いしたいと思います。

こども家庭庁は、２０２８年度までに５歳児健診を全国で１００％の実施を目標に掲げております。亀山市も実施に向けて進めていかなければならないと思いますが、５歳児健診は発達面の評価、発達障がい児等のスクリーニングを目的としているため、必要な職種の確保と健診体制の構築等に課題が多いと思われますが、どのように取組を進めていくのかという視点で質問をさせていただきたいと思います。

そこで、市の現状についてお伺いしたいのですが、国はですね、発達や健康状態を確認する乳幼児の健診を発達障がいの早期発見に有効として、５歳児健診の普及に向け自治体への支援強化に乗り出しているところでございます。２０２５年度からは自治体に対する補助を引き上げたほか、子どもを診る保健師からの健診費も後押しされているようです。

５歳児健診は言語能力や社会性が高まる時期に当たり、言葉の遅れなどから発達障がいの特性を認知しやすく就学前に適切な支援につなげる狙いがあると言われておりますが、亀山市の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

国において早期の全国展開に向けた取組が進められている５歳児健診につきましては、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査などを行い、子どもの身体的、社会的発達状況や養育状況を就学前に確認し、適切な支援につなげるために重要であると認識しております。

本市におきましては、市内小児科医や保育園長、こども家庭センター職員からなる５歳児健診検討会議にて議論を重ね、昨年１１月に第一愛護園にて試行実施をいたしました。今年度は同じく第一愛護園において、昨年度とは手法を変え１０月に試行実施を予定しているところです。他市の事例も参考にしながら本市の現状に合わせた実施方法を検討しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

亀山市は現在のところ５歳児健診は実施していないというところで、他市の取組も参考にしていくというふうなところですが、他市の取組はどのような状況かお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

三重県が実施しました調査によりますと、５歳児健康診査を既に実施している、もしくは令和７年度に実施予定としている市は７市となっております。実施方式は、園巡回方式や２段階方式、アンケート方式など自治体によって様々な形となっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

園巡回方式や２段階方式、アンケート方式等様々な手法があるということでございます。

それで、亀山市は子育てに優しいまちづくりを進めていく中で、実施に向けていろんな課題があると思います。マンパワーやあるいは施設の課題、財政の課題、いろいろあろうと思いますが、先ほどのご答弁で、市では昨年度試行しその検証を行ったというふうなことでありますが、その検証の内容についてと、そこから見えてきた課題は何なのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

昨年度は、医師、保健師、保育士、心理士が保育所を訪問して健診する園巡回方式にて試行実施いたしました。保護者や担任に事前に問診票に記入をしてもらうほか、健診当日は職員が保育園に出向き、集団遊びをしている様子の観察や、保健師による個別問診、医師による診察等を行い総合的に判定を行いました。試行を実施いたしました結果、全園で実施する際の課題として上げられますのは、健診医師の確保や保健師や心理士といった専門スタッフの不足です。園巡回方式では移動や準備に時間と労力を要するため、既存業務との両立が課題となります。また、会場の確保や準備についても、園ごとの環境に応じた調整が必要となってきます。昨年度の試行実施は１園のみでしたが、これを全園で展開するというのは現状の体制では難しいと判断しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

そうしたことを踏まえて市長の今回の現況報告においては、本年度は１０月にモデル園において新たな手法による試行の実施を予定しているというふうなことでありますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今年度の実施につきましては、二段階方式で実施したいと考えております。

まず、一次健診として保護者及び担任に対して、お子さんの日頃の様子に関するアンケートをスマートフォンなど二次元コードを読み取り回答する方式で実施をする予定です。この結果を基に、発達に特性があるお子さんや集団生活などに困り感があるお子さんに対して、二次健診として、あいあいでの集団健診を実施し、医師の診察や保健師、心理士などの専門スタッフが個別に面談を行い、個々の特性に応じた必要な支援につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

昨年度は園巡回方式を行ったと、今年度は二段階方式を行うというふうなところでございます。本市の現状に合わせた実施方法を今後検討していくということでありますが、他市とどのような違いを想定した制度とするのか、どのような検討をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市では、平成１７年度より子ども総合支援室を設置し、心理士、指導主事、保育士、保健師などが専門職を中心とした保健福祉、教育、医療が連携した切れ目のない子ども子育て支援を続けてまいりました。子ども総合支援室の設置から２０年が経過する中、妊娠期から始まる丁寧な関わりやフォロー体制、本市の人口規模を生かした顔の見える関係などを生かして、支援が必要な子どもを早期に把握し適切な支援につなげる相談支援体制を着実に築いてまいりました。これまで培って

きたこのような本市の強みでもあります相談支援体制を基盤といたしまして、子どもの健やかな成長と円滑な就学を支えられるよう、５歳児健診の在り方について検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

様々な検討をしているというふうなところで、いつ頃５歳児健診を実施する予定があるか、今のところ、分かれば教えていただきたいと思います。その予定はどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今年度は、昨年度のモデル実施を検証いたしまして、検証方法を変えて実施をいたしますので、今年度新たな方法で実施しますものを検証いたしまして、明確に何年度からというふうには申し上げることはできませんけれども、早期に全園に展開して５歳児健診を実施できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

早期に実施するということです。最後に、関係機関との連携についてでございますが、発達障がいの可能性がある場合は、必要に応じて専門的な医療機関や障がい児通所施設、あるいは教育委員会などにつなげて様々な関係機関と連携し、特性に応じた支援を受けられるようにすべきだと思うんですが、そうした連携体制についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

５歳児健診の目的の一つとして、子どもの特性を早期に発見し適切な時期に適切な支援につなげることが上げられております。関係機関との連携につきましては、本市におきましても、これまでの強みの一つでもございますので、今後も健診の実施においては小児科医との医療機関との連携が必要となるほか、健診時のフォローではスムーズな就学に向けて園や学校、それから教育委員会との連携も不可欠と考えております。

今後も、このようにこれまでも続けてまいりました様々な関係機関との連携を密にしながら、子どもたちの健やかな発達に向けて、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えています。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

５歳児健診においては、答弁でもありましたように、園巡回方式、二段階方式、アンケート方式と様々な方式があるということで、本市に合ったよりよい制度構築に向けて取り組んでいただきたいと思います。国のほうでは、もう既に様々な支援策も、メニューもあるとお聞きしておりますの

で、そういったものも活用しながら早期に実施していただくようお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番　今岡翔平議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回はテーマを３つ上げさせていただきました。

亀山市納涼大会の中止について、市の公式ユーチューブについて、そして減災基金についてということなんですが、早速最初から入っていきたいと思います。

亀山市納涼大会、今年の開催が中止となったわけなんですけれども、その判断に至った経緯ですね、時系列で伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本年度の亀山市納涼大会につきましては、８月１１日に開催する予定でありましたが、納涼大会実行委員会におきまして、当日の朝９時に悪天候のため中止と決定がされたところでございます。

中止に至る経緯につきましては、まず前日の８月１０日正午の時点で、翌日の天候が雨であるものの降水量は１ミリ未満であり、午後６時以降は雨が降らない予報となっておりましたため、実行委員会として開催を決定いたしました。

しかし、当日８月１１日の午前７時４０分頃、１時間に２０ミリの強い降雨があり、雷注意報が発令されました。また、防災安全課より、前線や湿った空気の影響により大気の状態が非常に不安定なため、大雨の天候となるおそれがあるとの情報提供もございました。

これを受けまして、実行委員会会長、実行委員会事務局長及び事務局が協議を行い、万が一ゲリラ豪雨等が発生した場合に１万６，０００人を超える来場者を避難させる施設がないことや、降雨による影響で会場がぬかるみ、滑りやすくなる危険があることから、来場者の安全を最優先に考慮し、実行委員会として中止の判断を行ったところでございます。

また、降雨が続くと、納涼大会のメインであります灯おどりの火をつけることができず、踊りの実施が困難になることも中止とした理由の一つでございました。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

中止に至った経緯について今答弁をいただいたわけなんですけれども、実行委員会が主になって行われているのが亀山市納涼大会なんですけれども、これだけ聞かせていただきたいんですけれども、実行委員会って、いうても一般の普通の市民の方々で構成をされていて、亀山市が事務局としてサポートをするという形だと思うんですけれども、もちろん決めたのは実行委員だと思うんですけれども、事務局である亀山市というのは十分寄り添っていただけたのか、お答えください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

中止の判断につきましては、実行委員会の中で事前に実行委員会の会長と事務局長並びに事務局で協議を行って判断するということになっておりましたので、そういった皆さんで判断、会長をはじめとした者が協議を行って決定したところでございます。

そこには当然事務局も入っておりますので、そのときの今後の雨の状況であったり、そういったものにつきましては防災安全課のほうで詳細な情報が得られるということでございましたので、そちらのほうにも協力を願いまして情報提供をいただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

実行委員会から会長さんに出てもらって、事務局長、事務局で協議をしたということで、判断に至るまでに亀山市としてもできることはしていただいたのかなというような認識なんですけれども。

さて、２つ目なんですが、中止に関して市に苦情というのは寄せられていますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市民の皆様からの苦情についてでございますが、納涼会の実施の可否について市役所への問合せが数件あったものの、苦情は寄せられておりませんでした。

一方、関係者からの苦情につきましては、納涼大会の中止連絡を出店団体に行った際に、材料を既に準備しているとのご意見を２件頂戴いたしましたが、それ以上の苦情については伺っていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

先ほど午前中の一般質問で、草川議員のほうから、来場を楽しみにしていた中高生、来場者の方からたくさん問合せを受けたというような話があったんですけれども、私は先ほど少し話にも出たんですけれども、出店をする準備をされている側の方について伺っていきたいと思うんですけれども、私も当日納涼大会に出るよという何件かの出店者の方がＳＮＳで、材料を仕入れたりですとか売るものの準備をした、しているという様子を拝見しておったんですけれども、急に中止ということになって、ちなみに中止判断は仕方がなかったと思うんですけれども、状況としては急に中止に

なったので、さあ、この自分たちで売るはずであった商品とかをどう処分しようかというような話になってくると思うんですわ。

そもそもＳＮＳ上で連絡をもらったりして、全部売るはずやったものを全部売れましたよとか、あるいは別のイベントを自分たちで開いて処分をしたりとかという話は聞いておるんですけれども、出店をしようとしている人、納涼大会にはやっぱり普通の市内で事業をされていたりですとか活動されている事業者の方とか団体の方々が、みんなが納涼大会を楽しめるように、安くだったりバラエティーに富んだ出店を、ある意味身を削ってしてくれているんじゃないかなと思うんですけれども、もちろんもうけてもいいと思うんですけどね、私は。経済活動というほうに充ててもらってもいいと思うんですけれども、この出店をされる方が準備していたものに対して損害があったかどうかというのは、市のほうでは把握されていますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

出店者からの準備していたものに対する損害についてでございますが、納涼大会の中止連絡を出店団体に行った際に、材料を既に購入しているとのご意見を２件頂戴いたしております。

しかしその後、その出店者へ確認を行ったところ、全ての材料や商品を消費あるいは販売できたと伺っております。それ以上の損害ということについては伺ってございません。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

特に損をしたよとか補填してほしいというような話はないみたいで、そこは安心をしておるんですけれども、ちなみに中止判断をしたときというのは、納涼大会全体としてどんな補償が準備されていたんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

中止した際ということで、その際に、例えば購入したものであったり、そういったものについての補償というものにつきましては、明確にこういった補償をするという取決めはされてございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

先ほどからのやり取りであるように、市民の方から苦情のようなものは特に寄せられておらず、出店者の方からも特に補填を求めるような声はないということだったんですけれども、これはたまたまいい方々に恵まれている状況なんじゃないかなと。

もちろん中止をした場合に、補償する手段として延期日を設けるという考え方もあると思うんですけれども、もし、午前中の答弁で予備日を設けることは難しいということだったんですけれども、じゃあこの先また中止になるといった場合に、今度はもう特に取決めをしていない状況で、じゃあ

分かりました、自分たちで何とかしますという人だけでは収まりがつかない場合なんかも出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった反省事項が出ていたりですとか、今後の対策というのは考えられているんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回納涼大会実行委員会で中止が決定され、事務局職員が納涼大会の中止連絡を出店者に行った際に、一部の出店者から、材料を既に準備しているが補償はあるのかというご質問もいただいておりました。そのため、去る８月２７日に実行委員会が開催され、本年度の中止決定における反省点や補償などの課題対策、来年度以降のリスク軽減措置などに関して協議が行われたところでところでございます。

会議におきましては、今後の対策として、納涼大会の開催決定は夏の気候変動を考慮し、開催の最終判断は大会当日に行うことが決定されました。また、補償につきましては保険の対象外であること、出店者によって材料調達の締切りなど事情が異なりますことから一律に補償することが難しく、補償は行わないこととされました。

さらに、今後は中止に係る明確な判断基準や決定方法についてのマニュアルを作成するとともに、中止の際のリスクについても出店者に事前に周知することなどが決定されたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

亀山市を代表する一大イベントである亀山市納涼大会なんですけれども、これもたまたまという言い方になりますけれども、苦情は市には寄せられてはいないんですけれども、私がこの質問をするきっかけになったのは、何かもう納涼大会、何で中止になったんやってことをめちゃくちゃ言われると、めちゃくちゃ聞かれるという方から相談を受けたわけですし、今回たまたま２人だけ通告出しているんですけれども、後ろに並んでいる議員さんの中には出店者だったりとか関係者の方もいて、なかなか質問もしづらかったと思うんですけれども、そういう苦情を受けたりとか、電話が鳴りやまんというのも議員同士の話で出ていたりします。

せっかく打合せ、いろいろ質問までのやり取りで、部署としてもできなくて非常に悔しい思いをしたというような話だったんですけれども、みんながそれだけ力を結集してやる夏の一大イベントなんで、たとえもう、できれば二度とあってほしくないですけど、中止になったとしても後腐れだったりトラブルがないようなリスク管理というのもしておく必要があるんじゃないかなと思います。

今回は亀山市納涼大会を上げさせてもらったんですけれども、これを通じて、市のイベントは納涼大会のほかにも市民の方に協力してもらって出てもらったりとか準備してもらうイベントばかりですよね。そういったイベントの開催可否の判断とか補償についても各部署で考えてもらえるようなきっかけになるんじゃないかなと思って、今回取り上げさせていただきました。

続いて、市の公式ユーチューブについて質問させていただきます。

先月の２６日、中学生議会を開催いたしまして、亀山中学校の中学生の質問で、市の公式ユーチューブへの取組について答弁をいただいておったんですけれども、まず確認をしたいのが、中学生

の質問に対して、亀山市の公式ユーチューブではチャンネル登録者数と再生回数を重視していないというような答弁に私には聞こえたんですけれども、その答弁、改めて確認をさせてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

さきの中学生議会でご質問をいただきました本市におけるユーチューブのチャンネル登録者数等の考え方についてでございますが、本市はユーチューブを様々な広報媒体の一つとして利用をいたしておりますが、現状といたしまして、ケーブルテレビの行政情報番組で配信することなどを目的に動画作成を行い、ユーチューブへの投稿は情報を知っていただく機会を増やすために２次的な利用としているものが少なくなかったため、それまでユーチューブの動画再生回数の安定化などの具体的な対策を講じていなかった状況でございました。

そのため、今後は動画コンテンツの効果性を図るためにも、チャンネル登録者数や再生回数をさらに意識しながら魅力的なチャンネルにしていかなければならないと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

中学生議会のときはあんまり気にしてないというような答弁だったと思うんですけれども、そこから何か変わりましたか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

気にしてないと申しますか、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、ユーチューブへの投稿が情報を知っていただく機会を増やすために２次的な利用としているものが少なくなかったために、そうした動画再生回数等の安定化など具体的な対策を講じていなかったということで、あまりその辺に力点を置いていなかったということをご答弁申し上げたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

そもそもユーチューブというものが、今はグーグルですかね、大元は。グーグルという会社がユーチューブのそれぞれの活動をされている人に対する評価というのがチャンネル登録者数と再生回数によるものが普通だと思うんですけれども、もちろんその目指すところはあると思います。いろいろ、１００万だったり１万だったり１，０００だったり、それぞれ再生回数とかチャンネル登録者数、目指す目標というのはあると思うんですけれども、これをなかなか安定させないということは、安定させずに来ていたということはあまり気にしてなかったということだと思っているんですけれども、この２つの基準をあまり気にせずに、これまでどういったほかの基準でユーチューブについて評価というのは亀山市でされていたんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市では、平成２７年の公式チャンネル開設以降、行政情報番組の特集やシティプロモーション動画等を中心に映像で情報発信できるデジタル媒体として公式ユーチューブを利用いたしております。

しかしながら、近年ソーシャルメディアの普及に伴いまして、徐々に投稿を増やしてはまいりましたが、他の自治体と比較をいたしますとまだまだ投稿数も少ない状況でございます。また、行政情報番組として制作したものや取組内容の周知を目的としたものなど制作目的や情報分野等が異なる様々な動画が存在いたしますことから、それらの評価は必要に応じ制作元の部署において行っておりまして、全庁的な評価基準を設けた評価は行っていないところでございます。

一方で、ユーチューブによる情報発信の有効性は認識をいたしておりますので、今後評価方法等につきましても検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

このユーチューブに載っている動画ですね、先ほど答弁にあったように、各部署がつくって広報グループが総括しているチャンネルにどんどん動画をアップしていくということになると思うんですけれども、この市公式ユーチューブにかけている予算というのは大体どれぐらいになりますか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

基本的に市公式ユーチューブの運用に係る経費は発生いたしませんので、予算措置は行ってはおりません。一方、動画自体の制作費用につきましては、各部署の事業予算の中で予算措置がされておりまして、その額は内容によって様々でございます。

しかし、これらのうちユーチューブの投稿のみを目的に制作された動画につきましては、いずれも職員が撮影、編集したものであって制作費用は発生していないものもございますし、一方で、先ほども申し上げました、いわゆる２次的な利用としてユーチューブでも取り扱っている動画に係る予算につきましては、例えば私どもの政策部で制作している動画を例として挙げますと、行政情報番組の場合で、あくまで行政情報番組の発信情報でございますが、おおむね１本５万円から８万５，０００円、このほかユーチューブに投稿するためのデータ変換費用が１本当たり５，５００円かかっております。

また、シティプロモーション動画につきましては、おおむね１本２０万円から３０万円でございまして、このほか各部署においてもそれぞれ事業目的においてそうした動画の制作を行っているところもございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

結構動画にお金かかってますね、割と。数万円とか２０万円とかだと思うんですけれども。

中学生議会で取り上げた議員は、理想としてはユーチューブのお金はユーチューブで稼ごうよと、

やっぱりユーチューブのチャンネル登録者数を増やしたり再生回数を上げることによって、亀山市の公式ユーチューブが自分で稼げると。だからその動画にかけるお金もユーチューブで賄えるけど、今はそうじゃないから税金を使って動画をつくっているわけですよねと、そこに対するコスト意識とか活用についてはどうなんですかというような趣旨の質問だったと認識しておるんですけれども、今から評価なんかも考えていかなあかんということだったんですけれども、ちょっと答弁を聞いてびっくりしているんですけど、それなりに予算かかってきたなというふうに思うんですけれども。

一足飛びに、今からじゃもう収益出していってください、ユーチューブにかかっているお金はユーチューブで賄っていってくださいというのはなかなか難しいと思うんですけれども、先ほど申し上げたように、グーグルがやっているユーチューブという特性のあるＳＮＳなんですけれども、これを、この特徴を研究した上で利用していく、それは予算がかからないと思うんですよ。

私ちょっとネットで見たことがあるのが、何か再生回数ってもちろんすごく大事なんですけれども、すぐ再生をしてすぐ動画を止めてしまうと、そういうことがすごく続くと動画のアップ元とか、その動画に対してかなりダメージが出る。だから、つまり再生はされるけど、みんながあまり継続して見ようと思わない動画だと判断されるというような、何かアルゴリズムというんですかね、そういうのをグーグル側とかが判断するというようなことがあると聞いたことがあるんですけれども、これからすぐに予算をかけてではなくて、ユーチューブというものがどういう、例えば使っている人でも分かりますよね、自分の好みに応じて、次じゃああなたはこういう動画が好きじゃないというようなお薦めの動画が上がってくるのも、これもアルゴリズムだと思うんですけれども、このユーチューブの特徴というのをつかんだ上で利用していくということはできると思うんですけれども、そういった研究というのはされているんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ユーチューブは長尺動画による情報発信が可能であることが特徴で、操作手順の説明をはじめ、各種プロモーションなど用途や目的、また分野やジャンルも多岐にわたって活用できる動画共有サービスであるというふうに認識をいたしております。

また、視聴者の検索履歴や視聴時間、内容の話題性や目新しさなどを踏まえ、各視聴者の興味や行動に合う動画が優先的に表示される仕組みがあるほか、広告収入や視聴者からの支援が受けられる、今もお触れいただきました収益性の仕組みもあると認識をいたしております。

一方、本市の現状といたしまして、動画の企画制作段階では分かりやすさや伝わりやすさは意識はしておりますものの、再生回数等の意識はまだまだ低いというような状態でございます。

表示再生回数の増加は情報発信力やＰＲ効果の向上が期待できますことから、今後は効果的な情報発信を推進する観点からもシティプロモーションや観光分野をはじめ、ユーチューブの特性や仕組みも加味した動画制作について、さらに検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

そうですね。やるに当たっては、どんなことでもそうかもしれないんですけれども、相手、つま

りユーチューブというものがどういうものなのかというのを分かった上で使っていったほうがもちろんいいんではないかなと思います。

先ほど各部署から、動画をつくって、それをもらって上げているということなんですけれども、広報グループのほうからどんな動画が望ましいとか、テーマはともかく長さだったりとか、そういうことも言えると思うんですけれども、だったり検索の関係上とかこういう言葉を入れてほしいとか、何か具体的な指示というのはされているんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

各部署におきまして企画制作した動画が政策部の広報秘書課のほうに参りまして、広報秘書課のほうで公式ユーチューブの運用管理を行っております。

各部署から投稿依頼があった際に動画の確認は行っておりますが、その内容につきましては、それぞれに狙いが等がございますことから具体的な助言等は行っていない状況でございます。

今後ユーチューブの動画の再生回数等を向上させる技術的手法等についても研究を行いまして、情報発信の効果性の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

そうですね。どの動画も全然再生されていないとか、あんまり話にならんなという状況やったら寂しいなと思うんですけれども、数万再生稼いでいる動画が３本あるわけなんで、その動画が何で再生されているかというのも研究したら、やっぱりどういうものが受けるかとかですね、それでもある日突然そのグーグルが仕込むアルゴリズムの傾向が変わって、それにも対応していかなきゃいけないということがあったりもするものらしいので、しっかり研究をした上で、どうせ使うんであれば、しかも１本数万から２０万かけている動画もありますんで、しっかり活用いただければなというふうに思います。

では最後、減債基金についてというところなんですけれども、ちょっと一般質問のほうで決算資料の件を上げさせていただきました。

私が今回着目したのが、令和６年度決算における公債費負担比率についてなんですけれども、公債費負担比率が今回、令和６年度の決算で１１．４ということなんですけれども、１０年分の資料が載っているんで、ここ１０年見た限りでは一番数字が低いんですけれども、この数字をどのように評価されているでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご指摘のとおり、令和６年度におけます公債費負担比率は合併以降最も低い比率でございます。

この指標は、一般財源総額に対します公債費に充当された一般財源額の割合でございまして、ここ１０年におきます一般財源総額の伸びと公債費の減少がこの指標の高低につながっているものと

分析をしておりまして、これまで公債費の市財政への負担を軽減する方向性をもって償還と借入れのバランスを考慮してまいった結果であるというふうに認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

これ答弁いただいたんですけれども、計算してたたき出した数字なのか、偶然の産物なのか、それをちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この公債費負担比率、これはあくまでも計算上出てくるものではございます。

ただ、先ほど私が申し上げましたこの公債費、いっとき非常に多くて非常に厳しい財政運営を強いられたというふうな過去もございまして、それを財政への負担を減らそうということで、当然その事業を考慮しながら借入れと償還のバランスを取って、方向性といたしては減らしていこうというふうな方向性はございました。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

今議会でポイントになってくるのが、もちろん今回の令和６年度の決算なんですけれども、将来への負担という話なんですけれども、私も将来に責任を持つ者の一人だと思っておるんですけれども、将来の負担というのを考えたとき、これ繰上げで返済していくということは考えられなかったんでしょうか。

１５という数字が危険であるというふうには資料には書いてあるんですけれども、でも１３とか１５近くまで数字がいった年も近年あるんですけれども、１５までならいけたんじゃないのかなと思うんですけれども、先に返しておく繰上返済というのは考えなかったのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

繰上償還についてでございますが、当初の予定より早く償還をすることで、一般的には将来の利息負担を減らすということができると考えられます。

一方で、貸手にとっては予定していました利息収入を失うことになりますことから、例えば国の財政融資資金を繰上償還する場合、原則損失した利息収入と償還する元金を再運用して得られる収益との差額を補償金として支払う必要がございます。また、交付税措置のある市債を繰上償還した場合ですと、元利償還金が減額になりますことから、それに付随して交付税が減額になるというふうな影響もございます。

さらには、繰上償還を行う財源は一般財源となりますことから、限られた財源の使途として繰上償還の優先度や妥当性、そういったものを検証する必要がございます。

これらのことを考慮いたしますと、地方債の繰上償還につきましては慎重に検討する必要がある

というふうに認識をしてございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

じゃあ令和６年度はなかったということなんですけれども、これまで繰上償還というのはした実績というのはあるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

これまでの借入れをしました地方債の繰上償還につきましては、償還期間中に借入れをしました事業の機能が消失した場合、例えば川崎小学校なんかの校舎の建て替えに際しまして繰上償還はいたしておるところでございますけれども、それ以外の理由、いわゆる機能がなくなったこと以外の繰上償還というふうなものはしたことはございません。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

そもそも返さなあかん対象のものがなくなっちゃったもんで、早う返さなあかんと迫られたとき以外はないということなんですけれども、するとですよ、亀山市では借入れをして返していくという段階で、返していくほうはこの債務に対して返していくお金、３大義務的経費ですかね、の一つに入るというふうに上げられているんですけれども、返していくほうは、つまり借りたものを言われるがまま返し、返すべきものだけを返すということは、この債務に対する工夫というのは、もはや借入れをするときにどれにしようかとか、いつまでに幾ら返していけるもんかとかという工夫しかないと思うんですけれども、それは私の認識、それで合っていますか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員おっしゃいますとおり、借入れにつきましては、借入れの際に、要は利率もございます、それからその起債のメニューもございます、交付税措置の対象などもございまして、その借入れのときに十分吟味して借入れを行うことというふうになりまして、その後の償還に関しましては、その条件に基づきまして自動的に償還をしていくということになろうかと存じます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

ちょっと市長に伺いたいんですけれども、よく広報だとか、あとは市長の選挙前のリーフレットなんかに市債残高を順調に減らしてきたというような記述を見たことがあるんですけれども、これって当たり前に返さなあかんものを返してきたという結果で、市債が返せないということは、もう多分自治体の財政として破綻しているというときだと思うんですけれども、その着実に返してきたということが、なぜその売りになる、アピールできるポイントと考えられたのかなというのを伺い

たいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員触れられたこの公債費、いわゆる起債を起こした、償還をしていく、借りたお金を返していくこの公債費は、今申された義務的経費、扶助費と人件費と同様にかなり固定的に長年にわたって影響を与える、他の事業への影響もあるという中で、極めてこれをコントロールしていくことが重要だという認識をいたしております。

したがいまして、今少し触れられた亀山市の起債の削減を長年にわたってしてきたことというのは当然、これも今、先ほど触れられた、やはり大きな事業を起こすときに、その計画段階で将来のこの起債の返還の期間、大体通常ですと１０年から１５年を考えますし、長い起債ですと２０年から２５年を想定してその事業を構築していく。その間の返済が、これは一つの事業だけではなくてたくさんの事業の中で起債を起こして返済していきますので、他の事業への影響が、ちゃんと影響がないような、やっぱり組立ての中で起債を起こしていくということが大事だと思っております。

したがいまして、本市がこの十数年前のリーマンショック以降、本当に右肩上がりの自治体の財政の状況から潮目が変わっていく過程で、当然将来の公共施設であったりとかインフラ整備であったりとか、長いスパンでいくとリニアなんかもその一つでありますが、そういう大規模な事業が想定される中で今必要な施策を推進していくためにはこの起債を抑制していく、その取組によって行財政を健全に運営していこうという考え方があったということであります。

そういう考え方の下に事業を選定してきたと、結果的にそれが起債を多く起こしてこなかった、それ以外の工夫をしながら回してきたということの中で、いわゆる今申された起債残高がこの十数年で一般会計で約８０億から９０億ぐらい抑えられることができた。このことは将来の様々な投資、今後起こり得る、これに備えることができたというふうなことを意図して進めてきたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

将来への負担を考えた上で市債残高というのを減らしてきているというような答弁であったと思うんですけれども、この次の基金の取崩しについてということなんですが、これ令和７年度に、これ今動いている予算なんですけれども、それで１億取り崩したということなんですけれども、前回の予算決算委員会で深水議員が質疑で取り上げてまして、多分、財調じゃなくてほかの基金も使いながら市債の返還というのをしていくのはいいことだという議論をしていたと思うんですけれども、これ１年に１億ずつ取り崩していったら６年でなくなると思うんですけれども、これってその予定なんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

減債基金につきましては、令和７年度当初予算におきまして１億円の繰入れを行ったところでご

ざいまして、令和７年度末におけます残額は５億６，９３４万５，０００円となる見込みでございます。

したがいまして、仮に年１億円の繰入れを続けるといたしますと、あと５年後の令和１２年度には基金残高が１億円を下回るものでございます。

また、減債基金の繰入れの予定でございますが、令和７年度当初予算におきましては１億円を繰り入れることといたしたところではございますが、今後につきましては、基金活用指針に基づき、経済事情の変動などにより財源が不足する場合などの状況を十分に勘案し、繰入れの実施や繰入れの額についてその都度判断してまいりたいと存じております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

もう一度お伺いしたいんですけれども、減債基金が積み上がる、積み立てる予定というのはまだ決まっていないということですかね。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

減債基金の積立てにつきましては、一般的に将来の公債費の償還財源の計画的な確保や償還確実性の向上を図るため、地方債現在高の状況や公債費負担の今後の見通しに応じて計画的な積立てが望ましいとされております。

一方、本市におきましては、公債費負担比率が比較的低いといったことや財政調整基金残高の回復を目指しておりますことから、現時点において減債基金を積み立てる予定はございません。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

そうですね。財政への評価というのは、評価基準が複数あってなかなか難しいのかなと思うんですよね。

去年、委員会で所管事務調査で視察に行かせてもらった熊野市なんかは、財調が令和５年度末の時点で４６億円あると。でも多分財政力指数とかという数値とかを出してくるとまた、財政力指数も国が自治体をどう見るかという基準なんで、なかなかその実態を表す数字ではないという議論もあったりするんで、でも、この公債費の適正数値というのも結局は国から出されている基準になるんかなと思いますんで、やっぱり自分のまちというのは自分で考えて守っていくしかないのかなと思うんですよね。

どうせ返さなあかんし、かかる経費なんであればぎりぎりまでやっぱり攻めて、１５ぎりぎりまで借りて必要なものに投資していくという考え方もやっぱりあるんじゃないかなと。これは私たちも選挙で選ばれて、市長も選挙で選ばれてという、市民の負託を得た者同士の議論ということで、かみ合う部分、採用してもらえる部分だったり考え方の違いというのもあるんではないかなと。

ちょっとこれからの基金の使い方という点で決算質疑にはならないということで、一般質問のほうに入れさせていただきました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時４９分　休憩）

（午後　１時５９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問を通告に従いさせていただきます。

今日は３点、中学校全員喫食制給食の実施事業についてと、学校施設の特別教室や体育館へのエアコン設置についてと加齢性難聴の対策、補聴器購入の助成についてということで上げさせていただきました。

１点目でございます。

中学校全員喫食制給食の実施事業ということで、開会日に教育長より報告をいただきました亀山中学校における埋蔵文化財の調査では、工事実施に影響する文化財もないことが確認でき、亀山中学校及び中部中学校では、配膳室やエレベーターなどの整備工事について先月より着手したとのことです。また、調理や配送などの協議を進めておられる、今後中学校の職員への給食指導などの実施に向けた校内研修会や、アレルギーの対応を含めた配膳や片づけなどのシミュレーションなどを予定しておられると。なお、両中学校の給食開始の時期ですが、新年度当初であります令和８年の４月の実施を目指して準備しているということでございました。

もとより亀山にある３つの中学校の給食の格差をなくすということを大事に目指しておられたと思うんですけれども、これだけ今回の給食は何もかも民間に委託するところが多く、こういうやり方というのは県内にも例がない給食ですね。そういう意味では３つが平等だとはいえないと私は思っていますけれども、そういうふうになるように努力をしていただいているということは認識しております。

３つの学校平等ですかというところで、分かりやすいところは給食費なんですけれども、今までデリバリー給食は牛乳と給食が別々料金だったので、合わせて同じような条件で比較すると、関中学校よりデリバリーのほうが高い給食費になっていたと思います。

この新しい給食になって、給食費は３校とも同じになりますか。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

給食費３校同じになるかということでございますが、４，８００円、５，２００円から４００円分

補助をさせていただいて４，８００円、これは現在で変わりないと。ただ来年度につきましては、給食費のほうはちょっと物価の高騰等もありますのでどうなるかというのがありますが、同じ値段にはなるということに、３校ともなるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

３校とも新しい給食になったら同じ値段になると確認させていただきました。

課題になっていました調理後２時間以内喫食やアレルギー対応については説明もいろいろあると思いますので、教育民生委員会にて確認させていただきたいと思います。

給食費を引いた、要するに保護者が払う材料費を引いたこの新しい方式の給食は１年間どれくらいかかる給食なわけですかね。ランニングコスト的にちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

賄い材料費等を抜きますと、ランニングコスト、業務委託料になってまいりますが、年間約１億５，４００万円を見込んでおります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

１億５，４００万の給食ということでした。

この給食ですけれども、桑名市のオーケーズデリカさんで作られて、食缶に詰められて、先に何か食器が先に運ばれてくるようですけれども、トラックで高速で運ばれてきて、各校の配膳室へ届けられる。その後、オーケーズデリカさんの職員さんが各クラス前までその食缶を運んでいただく。その後、各学校の生徒さんが給食当番をして配膳をしていただく。もちろん生徒が食べる３０分前までに検食をするという今までのやり方は同じようにしていただくと思います。

こういう流れの給食ということで認識しておるわけですけれども、こういう給食全体のちょっと概要をつかんだ上で１つ目の質問に入りたいんですけれども、学校給食の調理施設ですね、この新しい給食の、これが亀山中学校、中部中学校の給食の専用ではないという問題について伺います。今までも何回か聞いてきたわけですけれども、もう近くなってきましたんでね、改めて確認をしたいと思います。

学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準には、食品の保管室は専用であることとあります。作業工程や清潔区分できちんといろんな場面で分けることが規定されています。工程ごと、材料ごとに道具やエプロンの色も、そこまで行ったらこの色のエプロンに替えるとか、手袋を替えるとかそういうふうに場面、場面できちっと分けるということがすごく求められている規定で、そういう現場になっております、法律上は。

今回の中学校給食の調理施設は、亀山の学校給食専用ではなく、同じ調理施設でほかの調理にも利用されると伺いました。そうしますと食材の保管とか保存についてちょっと不安がありますので、今までも何度か伺ってきたところです。

例えば万が一食中毒などを起こした場合、今の自校方式の給食でもしていただいていますけど、センターでも。献立ができましたら、もういろんな食材が届くところから工程を、その食材の動きとか人の動きとか、洗ったとか火を入れたとか火を止めたとか、細かいことを全部時間も入れて、一目で見て動線が分かるような書類をつくっていただいていると思うんですけれども、そういう意味でいいますと、たどっていって食材を保管するところがよそのご飯を作るところのものと一緒のものが入っているというところで、例えば食中毒なんかの原因の追及、特定などに支障があるんじゃないかな。

特に冷蔵庫や冷凍庫、保存食を入れるところにも使うと思うんですね。給食だけきちっと分けていただくということができているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

ご質問のとおりでございますが、冷蔵庫でありますとか冷凍庫、これは亀山市以外の調理に使う食材と共通のものが使用されるということにはなってまいります。

しかしながら、冷蔵や冷凍が必要な食品につきましては原則亀山市のもの、それからほかの調理に使うものを区分して、それぞれ別で梱包されたものが調達されることとなります。そして、これらの食材につきましては、他市等の食材と混同しないように冷蔵庫内できちっとエリア分けがなされまして衛生管理が行われることとなるものでございます。

なお、冷蔵、冷凍の食品に関わりませず、委託業者に対しましては教育委員会のほうから亀山市の学校給食で使用する食材に関しまして安全・安心な学校給食の提供に向けた衛生管理について、きめ細かな指導を行ってまいりますので問題はないものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

専用の冷蔵庫、冷凍庫ということではなくて、中でエリア分けをしていただくということでした。

毎日毎日冷蔵庫の温度も測りながらやっていただくと思うんですけれども、ああいうのも場所によって温度が違ったりするしね。こういうことって本当に初めての体験ですので、大丈夫だなということじゃなくて、大丈夫かなと思ってしっかりとチェックしていただきたいなと思います。

そして、きちんと区別されるということですけれども、食材もちゃんと見るよというお話でした。この学校給食の衛生管理基準を見ますと、食品選定のための委員会を設定するとか納入業者との連絡会を設けるということも規定されていますが、こういうことも含めて用意していただいて、食材をいいものにしていただくということですか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

議員ご指摘のとおり、納品納入業者でありますとか納入業者団体等との間の連絡会のようなものは設け、意見交換会というものを現在もやっておりまして、そこに来年度から納入、調理いただくオーケーズデリカさんも入っていただいて、そういう連絡会等していきたいというふうに考えてお

りますので、その辺りについても問題はないものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

業者さんとの連絡会もしていただくと。私言いましたのは、業者さんとの連絡会だけではなく、いい食材をきちっとするための、食品選定のための委員会は、業者さん相手じゃなくて専門職の方の中でやっていただくという意味ですので、両方ぜひともやっていただきたいなと思います。

新たな給食なので、これがちゃんと子どもたちが全部食べられるのかなということを見ていただきたいと思って、残食のことも今まで質問してきました。

デリバリーの残食チェックは量らずに目視で、残っているなと、たくさん残っているなというようなことで見ていただいてたということなんですけれども、今後はやっぱりきちっと量って残食をチェックしてほしいということ言ってきたんですけれども、ここどうですか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

残食の調査でございます。

残食の調査は、生徒の嗜好状況の確認でありますとか献立内容の改善を図るために行うものということでございまして、議員ご質問の中学校全員喫食制給食に係る亀山中学校、それから中部中学校の残食調査につきましては、毎日主食と副食に分けて各校ごとに計量を行い、残食率を算出するということにしておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

新たにきちんとしていただくということを確認いたしました。

一、二例具体を上げて質問しましたが、私、要するに言いたいことは、この学校給食法に基づいた学校給食衛生管理基準に沿った運営を全部していただくのかどうかということなんですね。

それをしていただくに当たっては、いろんな文書や伝票が出てくると思うんですけれども、今の自校方式やセンター方式でも、例えば情報公開するとみんな出てきます。そういうことが同じようにこの民間委託でも対応されますかということを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

情報公開ということでございます。

まず、亀山市中学校給食調理業務等委託契約書、この仕様書に基づきまして報告たくさんいただくことになっております。

委託業者が作成する調理用献立表でありますとか、食材に関する成分表等の調理、配送に関わる書類などなどいろいろありまして、これらにつきましては市が指定した期限までに提出していただくことということになっております。したがいまして、これらの情報の公開あるいは公表といった

ことは当然可能であろうかというふうに考えております。

ただ一方で、そこまでお求めではないとは思いますが、委託業者の個人の情報とかそういったものがあれば、その情報の公表とか公開とかはなかなか難しいのかなということで考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

基本的にはこの法にのっとってやっていただくということと、あとその情報も市にきちっと取っていただいて、必要ならば、情報公開があれば公開していただくということを確認させていただきました。

それでは最後にですけれども、いつもこの給食のことで質問を重ねてまいりましたが、今回この新たな食缶での給食方式を取るけれども、給食センターが不必要というわけではないと、将来的には必要なんだというご答弁をずっと私も聞いてまいりました。

一旦センターを造ると決めて、予算もあらかた決めて、どんどんと、ちゃんとどんなセンターにするかということも聞き取りしたりなんだりして、進んできたものがひっくり返るくらいですからね。今後必要だというんであれば、きちんと財政的な準備が必要だと思うんですよ。こういうものを準備をする必要性を感じてしてくださいということを、やはり教育委員会側からもきちっと言っていただきたいし、市長も準備していただきたいと私は思っております。

そこのところをお二人にお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

将来的な給食調理施設の整備に関しましては、小学校や中学校の施設の改修に合わせて、その時点における社会情勢等を勘案して対応を検討する必要があると思います。

今後山積する教育課題につきまして、適切に優先順位を判断して対処していくべきものであると、こうした考えを持っておりますが、現時点では、まずこの来年度の４月当初からの民間調理委託による中学校全員喫食に関わる給食の実施に向けて、関係者全員で慎重かつ丁寧に取組を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の考えはということでございました。

今期、私の政策公約の中でも明記をさせていただきましたが、令和８年春、中学校の全員喫食給食の開始と小学校の自校方式の堅持をこの中で掲げさせていただいたところでございます。また、同様に重点政策に掲げさせていただきましたが、それ以外にも、この議会での議論もございますが、ほかにも学校施設の長寿命化改修、特別教室への空調設備の整備など、優先すべき様々な教育課題がございます。こうした教育課題に対する直営や民間委託などの取組手法、それから優先順位の判断につきましては、教育委員会の意向を尊重してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど来もございました決算審議でも続けられておりますが、限られ

た財源の中で事業の優先度や財政面、実施体制面など、総合的に見据えていくことは重要なことだというふうに考えているところでございます。

そのような中で、これまで民間活力を活用した中学校全員喫食制給食の早期実現に向けた取組を進め、今現在教育委員会におきまして、その給食開始に向けた準備を鋭意行っているところでございますので、まずはこの現時点で本事業に注力をし、来年の春から実現できることが最重要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

教育長も市長も、要するに将来的にセンターを造るための蓄えをしていくという考えは言われませんでしたし、それと今からやる給食を頑張っていくんだということを、両方お比べになって、今これをやるほうが大事なんだという言い方でしたんで、私は将来的にセンターが必要だというところがちょっと揺らいでおられるのかな、はぐらかされたのかなという思いをして聞いておりました。

次の質問に移りたいと思います。

学校施設の特別教室、体育館へのエアコン設置についてでございます。

この問題は会派としても入れ替わり立ち替わり何回も求め質問をしている問題であります。

令和６年の３月定例会で質問したとき、あのときも本当に過去最高の暑さというて大変な深刻な暑さで、鈴鹿市はもうリースでどんどん計画的に進めておられるし、改めてあのときの必要性を聞いたときはもう一つ、これ暑いで大事ですな、必要ですなという言い方ではなかったかなと思うんです。

今でも、あのときよりもさらに暑さは厳しさを増しておりますので、私としてはもうやっぱり体育館や特別教室への学校施設のエアコンの設置というのは必要だという認識だけは持っていただいているのかなと思うんですけど、教育長、それどうですか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

議員おっしゃったように、昨年度より今年は本当に暑い日がございまして、これからも予断が許さない状況だと思います。

教育委員会といたしましても、この特別教室等の空調設備の設置につきましては、本当にこの気温上昇の中で、児童・生徒や教職員の健康面を含めて誰もが安心して学べる環境づくりの観点からも必要性を十分に感じているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

市長にもお聞きしようと思いましたけどね、まずは教育委員会で聞きたいと思います。

確かに防災の拠点になりますので、指定避難所としても活躍しますし、もし暑いときに皆さんが避難をして、ばたばたと熱中症で倒れていくような地獄絵図みたいなことになったら本当に大変な

んで、市長としても認識はきっとしておられると思いますけどね。

それでは、今現在の亀山市内での体育館と特別教室のエアコンの設置状況をそれぞれ伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

市内の学校のエアコンの設置状況でございます。

小・中学校１４校の体育館からでございますが、こちらはいずれの学校も設置はされていない状況でございます。一方、特別教室におけます空調設備の設置につきましては、これまでに図書室でありますとか音楽教室等につきまして整備を実施してきたところでございます。

現時点におきまして、小学校１１校８７教室のうち５６教室、中学校３校３７教室のうち１５教室、小・中学校合わせまして１４校の１２４教室のうち７１教室に設置をさせていただいておると。パーセンテージでいきますと、設置率は小中合わせて５７．３％という状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

体育館はゼロで、特別教室は半分よりたくさん、５７％以上、それぐらいしていただいていると。

私も特別教室、前委員会で言いましたけれども、火を使う調理室でのエアコンのない調理室、本当にもう地獄のようなものでございました。暑さだけでもなく、本当に仕方ないから窓を開けたら外から虫が入ってくるし、本当にもうだしのかつおぶしは飛ぶし、もう授業にならないという状況でございましたんで、一刻も早くエアコンというのは必要だなと私も思った次第でございます。

それでは、あともう一つ確認したいのが、子どもたちがこの前中学生議会でも言っていましたけど、要するに外でも体育ができない、体育館でも体育ができない、体を動かすという体育はなかなかできないみたいな、ちょっとそういうこと言ってたなと思って心配なんですけど、ある一定の、やっぱり授業の中で習得しなくちゃいけない体を動かす体育という授業がもうできなくなっているのかどうなのか、成り立っているのかということについて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

各学校におきまして、この夏、夏季を中心に時間割等のＷＢＧＴの計測器が今日は駄目だよとかいう日が何日かありますので、そういう日の時間帯によってはその日は運動ができなくなりますので、その時間の振替であるとか、あと全体的に年間を通して体育の標準授業時数という法律で定められた時間数がございますが、それは確保できておりますので、そういう面では時間数上は問題はないと思います。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

重ねて確認ですけど、例えば外で体育できない、中でも体育できない、ちょっと保健体育の勉強

しましょうかといっても、それは体育の授業になると思うんですよ。

そういう意味で体育の授業数はちゃんと確保できていますよという意味なのか、体をこれだけ動かすような授業をこれだけしたいなというところも確保できているという意味なのか、ちょっと重ねて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

体育に限らず、どの教科でも年間を通して平等にというかコンスタントに配置されているものですけれども、例えば運動会があるときには運動会の練習とかそういうことをして、例えば春の開催でしたら、５、６月頃に非常に体育の回数が多くて、音楽会があれば９月、１０月は音楽の授業が多くなったりするということで、年間を通すれば授業時数には全く問題はないという意味です。

ただ、体力づくりの面で、その暑いときに体が動かせないやんかと言われればそうかも分かりませんが、そのときは教室でできる柔軟でありストレッチであり、様々な工夫により子どもたちの心身に影響がないように配慮をさせていただいているところです。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

いろいろ工夫していただいていますが、エアコンがあれば随分解決する問題だなと感じました。

それでは、それぞれをやっぱり実行していっていただきたいわけですけれども、事業費をどれぐらいと見込んでおられるのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

特別教室への空調設備の設置費用につきましては、概算でございますが、空調設備本体だけでも小・中学校合わせまして約２億２，０００万円が必要というふうな試算をしております。

加えまして、学校施設によって状況も異なってまいりますけれども、キュービクルなどの高圧受電設備の設置、改修、こういったことも必要になってまいります。これらに係る電気設備改修工事、さらには設計や工事監理の業務委託費なんかも合わさってまいりますので、これらを含めますと約６億３，０００万円程度になると現状では試算をしております。さらに後年度になれば高額な費用が必要になってくるようなことも考えております。

一方、体育館でございますが、こちらの空調設備の設置につきましては、他市等の事例からキュービクルなどの電気設備改修工事、これはちょっと計算していないんですが、これを除きましても１校当たり約６，０００万円から９，０００万円程度が必要になろうかということで把握をしております。これが１４校分ということになりますと、単純計算ではございますが８億４，０００万円から１２億６，０００万円程度、これも本当の単純計算でございます。８億４，０００万円から１２億６，０００万円程度になるものでございます。

昨今の物価高騰などの社会情勢に加えまして、気温の上昇に対応するための建物の断熱工事の必要性などをさらに勘案しますと相当な費用が必要になってくるものというふうに想定しておるとこ

ろです。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

以前私が質問したときに、文科省が２０２３年から学校施設環境改善交付金というものの体育館へ空調設備をつけることに対して、国の補助が３分の１だったのを２分の１に引き上げますよと、それも時限的に２０２５年度までですよということで、引き上げられましたことを紹介させてもらいました。

２０２５年は今年で終わりますけれども、これ時間を置けば置くほど大変な額だということを伺いましたが、給食の施設もそうだと思います。後になればなるほどお金かかってくるんだと思うんですね。ですから、本当に計画的に進めていただくということがとても大事だと思うんですけれども、この取組、今後の見通しについて、まずは教育長にお伺いしたいと思います。設置の見通し。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

教育委員会といたしましては、大変高額というか多額の費用を要することですので、教育委員会でも試算をしつつ、関係部局とも調整というか相談をしながら、先ほど言いましたように、子どもたちの安全・安心のための施設が早く実現するように、話合いというか頑張っていきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

見通しが見えなかったんですけれども、市長はいかがですか。

やっぱりこれ早く手をつけないと後にいくばかりやと思うんですけど、どうですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小・中学校の特別教室等への空調設備の設置は、これも先ほどの給食と同様に、私は今期の政策公約の中で上げさせていただきましたが、重要な教育課題だと認識をさせていただいておりまして、必要性を十分に感じさせていただいてございます。

また、本当に平成２１年から全県下で先駆けてこのサマースクール対応の教室と特別支援教室を本市がスタートさせてきたというその思いも含めて、随分状況は変わりましたけれど、しかし、何とか私どもはこの問題を施策の優先度を高く位置づけて進めていきたいと考えておりますが、ほかにも継続的に高額な費用が必要となる学校施設の長寿命化改修等の様々な教育課題があるのも事実でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、特別教室と体育館への空調設備に係る費用につきましては、教育委員会の現時点での試算ではございますが約１９億円程度必要だと見込まれております。いずれにいたしましても、現在第３次亀山市総合計画を策定中でございますので、中長期的な視点

から、財政面、実施体制面等を踏まえまして、それぞれの優先順位を考慮し進めていくことが重要であろうかと考えているところでございます。

したがいまして、体育館への空調設備の設置の必要性も十分承知をいたしておりますが、まずは特別教室への１００％の空調設備の整備を目指して、次期総合計画への位置づけも行いつつ、検討を重ねまして取組を前に進めてまいりたいというふうに現時点で考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

優先度をとおっしゃるんですけれども、体育館を防災的に使うということは大変な優先度のときだと思うんですね。だから、今はどうもないですけど、いざ地震が起こったとか、いざ災害が起こったときに、みんながあそこにたくさんいらっしゃったときの命を守るということでは、かなりの私は高い優先度の問題じゃないかなと思いますので、またこれからも申し上げていきたいと思います。

次の質問に移ります。

エアコン同様、何度か取り上げてきた質問です。

加齢性難聴の対策や補聴器購入の助成について、特に最近この加齢性難聴、認知症との関連で広く知られるようになってまいりました。ちょうど９月は認知症月間です。別の話ですけれども、亀山市の図書館でも３階のブースで認知症についての展示や図書の紹介や、一生懸命作った手作りのブックリスト付のリーフが配布、お持ちくださいということでしてますので、ぜひたくさんの方にお運びいただきたいなと思います。

先日テレビでも、ＮＨＫで「知的探求フロンティア　タモリ・山中伸弥の！？認知症克服の鍵」という番組がありました。内容として伝えられていたのは、そう目新しい情報ではないかもしれませんけれども、やっぱりこうやって分かりやすく周知されることはいいことだなと思いました。

言っていたのは、１８歳から６５歳の認知症になるリスクは何かなということで、一番のトップが難聴だったと。認知症リスクのトップは難聴だったと。同じ順位でしたけれども、コレステロール値、ＬＤＬのコレステロール値が高いことだということでしたね。それ以上６５歳以上と高く、高齢になると認知症のリスクとは何かなというと、社会的な孤立だということでした。

やはり難聴から孤立は進んでまいります。加齢性の難聴は、適切に補聴器を使うことで認知症リスクを減らせる、１７％減らせるというようなことが紹介されておりました。私たちもずっと言い続けてきたことでございます。

ところで、毎回聞いておりますけど、この加齢性難聴、完全に治すことはできないんですけれども、この対策の必要性については市として認識しているのかどうか、どう認識してらっしゃるのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

お尋ねの加齢性難聴につきましては、加齢によって発症する難聴でありまして、どなたでも発症する可能性があると言われております。

このように聞こえが悪くなることで、家族や友人とのコミュニケーションが滞ってしまったり、それが原因となって社会的な孤立や鬱状態に陥るケースなどが認知症の発症リスクを高めるものということにも言われておりまして、そのような状況になる前に対策を取るということは重要なことであるというふうに考えております。

また、こうした聞こえに関する機能の低下につきましてはヒアリングフレイルとも言われておりまして、症状が軽度の段階から補聴器を使用することで、聞き取れる音の質や幅を保つことができるというようなこともありまして、症状の進行予防や、あるいは生活の質の維持向上にもつながるというふうにも考えております。

そうしたことから、自分自身で聞こえに関する課題に気づいていただいて、その対策に取り組んでいただくということは、本市が他の分野でも進めておりますフレイルチェックや介護予防の取組などと同様にヒアリングフレイルの予防ということも非常に重要なことであるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

補聴器をつける何デシベルかというレベルが日本は非常に厳しいので、本当に聞こえなくならないと障がいにもかかってこないという問題もありますけれども、やはり先ほど言っていただいたように、早くつけることによって、質のよい、幅広く長くいい音が聞き続けられるということで、早くに取り組んでいただきたいなと思っています。

そして、先ほどそれも言っていただきましたが、なかなか本人気づきにくいところもありますので、やはりこれは積極的に聞いていかなくちゃいけないなと思うんですけど、実際高齢者に対して難聴についての調査をされた実績がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

高齢者の方の聞こえに関する調査といたしましては、鈴鹿亀山地域広域連合のほうで介護保険事業計画を策定時に実施するアンケート調査がございまして、その中に盛り込まれております。

このアンケートにつきましては、直近では令和４年に実施をされておりまして、ご自身の聞こえに関する問いにつきまして、よく聞こえるでありますとか、やや聞こえにくいが困るほどではないと過大に感じられてない方が合わせて９割ぐらいの方というような状況になっております。一方で、その反対に、聞こえにくいため補聴器をつけておられる方とか、聞こえにくいということは自覚されておりますものの対策を取ってないというような方、これらを合わせまして約１割というような状況で、一定の課題を感じている方がいらっしゃるというような状況になっております。

しかしながら、さらに深く聞いております中では、聞こえにくいが何もしていないという回答をされた方の中に対する問合せの中で、その方たちは約半数が日常生活には不便を感じていないというようなお答えになっておりまして、聞こえに関して課題を感じながらも、それを実際には暮らしの中では課題というふうには捉えられていないという方が多いということも一方で見えてまいっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

これが聞こえの問題の難しいところだと思うんですね。本当に聞こえていないご自身は課題と捉えておられないと。周りが何回も何回も言わんならんで難儀しておるというようなことがいろんな場面で見られると思います。

本人は聞こえた１回しか聞いてませんので、特に困らない。でもそれをずっと放置しておくと、本当にもう補聴器をつけても効果がなかなか出ない状況までいってしまうということで、やっぱり何回か何回か言うても話が通じないと人も話しかけなくなりますので、そうするとやはり孤立につながっていくということなんですね。

この本人が困ってないということがとても大変な課題で、やっぱり早い予防とかそういう受診とか補聴器ということに進むためには大きな力が必要だということが分かると思います。予防や、治りはしないけど、予防や進行の抑制や受診の勧めなどの取組されていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

加齢性難聴の進行予防等に関する現在の周知や取組の状況でございますけれども、つい先月もかめやま健康セミナーという講座の枠の中で、先月７日にセミナーを行いまして、耳の聞こえの話という内容で市内の耳鼻咽喉科の医師を講師に招きまして、そういった加齢性難聴等に関する講演を行っていただいたというのが直近ではございます。また、認知症サポーター養成講座などでは、聞こえづらさなどが認知症の要因になるというようなことも説明を行わせていただいたり、市民の方に知ってもらう機会を、いろいろな機会を通じて提供させていただいておるというところです。

加齢性難聴の予防につきましては、大きな音を避けることや耳を休めることなど、毎日の生活習慣を見直すというようなことなども難聴の発症や進行を遅らせることができるというようなことも学会などから示されておりますので、これらを含めて加齢性難聴の予防や進行抑制の周知をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

定期的にということではないんですけれども、やっていただいた経験があるということを伺いました。

皆さんから私言われるのは、要するに自分で、ああ、あかんねや、音が聞こえへんねやということを気づくためには、やはり検査をしてほしいと。だから今まで健診で聴覚検査を受けられたのに、ちょっと年いって、国保ですとか後期高齢者の健診だとその検査がないと言われるので、そこへ入れてほしいということ言われるんですね。でもその検査は、集団検査やったらあるいは可能かもしれません。そういう機会を持ってこられる業者があれば。でも、お医者さんに行く分にはみんなどこもかしこもそんな持っているわけじゃないので、難しいのかもしれません。

例えば歯周病検診みたいに、何歳になったら聴力検査してちょうだいみたいなことができるのかもしれませんし、そういうことを含めて、チェックリストというのが今やっぱり進んでいるところはすごく進められてますね。チェックリストできちっと自分の生活を見直して、受診をして、そして補聴器の専門店につないで、そういうきちっと段階を踏んできた方に補聴器の購入助成しますよとしているところが多いんですね。ですからいろんな場で、せめて紙のチェックリストというのをする。できたらそういう聴力検査もセットにして、周知も含めてするということを求めたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

議員ご提案のチェックリストにつきましては、私どもも確認をさせていただいておりまして、有効な手法の一つだというふうに考えております。

このチェックリストにつきましては、先ほども申し上げました健康セミナーのときにも来場いただいた皆さんに配っていただいて、少し実験的にやっていただくというような場を設けさせていただいたりもしております。

そのような形も含めまして、今後いろんな場面で活用できるところというのはあるかというふうに考えておりますので、ホームページ等でそういうのを載せていったりするということも含めて周知については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

１つチェックリストがあれば、私たちチームオレンジとかそういう研修をするときにも使いますので、ぜひ前向きにチェックリストをつくっていただきたいと思いますし、聴力検査というものに触れる機会も考えていただきたいなと思います。

補聴器の購入助成について伺いますが、２０２５年の５月の調査で４５３市町村、東京なんかは都圏全部実施をされていると。先日は鈴鹿市のニュースもあったところです。やっぱり高いとおっしゃるんですね、高いからといって近寄らない、その補聴器というところに近寄らない。実はでもいろんな、だんだんと安くなっているとか、実は高くても早くやれば、試しに割と何週間も使うことができて体に合うものを使うことができるということを知らないままにいられる方がおると思うんです。

この補聴器助成をやっぱり広く実施してニュースにしていただくとそういうところに一歩踏み出しやすくなると思うんですけれども、実施の考え方について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

補聴器の購入助成につきましては、先ほど議員からもおっしゃられましたように、鈴鹿市さんが最近始められたということもありまして、県内の市町におきましては、鈴鹿市さんを含めた四日市市さんと２市、そのほかに４町で実施をされております。

現時点で具体的な補聴器の購入費用助成について、市のほうで検討している状況ではございませんが、引き続きそうした他市の状況などにも注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

助成の仕方は様々で、金額も様々で、介護保険でやっているところもあります。ですからいろんな形があると思いますので、ぜひとも健康都市亀山というからには取り組んでいただきたい内容だなと。いついつまでもお若く、コミュニケーションが取れて充実した人生が送れるように、これは大事な施策だと思いますので、このことを引き続き私も求めていきますし、市民の皆さんとも求めていくことを申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時４９分　休憩）

（午後　２時５８分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

本日ラストとなりました公明党の森　美和子でございます。よろしくお願いをいたします。

議長に許可をいただきまして、通告の１番、２番、３番じゃなくて１番、３番、２番で２番と３番を入れ替えてさせていただきます。

１点目が命を守り、命をつなぐ防災対策について、２点目がインクルーシブ教育システムにおける「副次的な籍」について、３番目に人口減少社会における地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーについてお伺いをしたいと思います。

まず、今年３月、政府の中央防災会議において、南海トラフの想定震源域の全域が一度にずれ動くマグニチュード９程度なるケースに加え、半割れの被害想定を初めて公表しました。半割れの地震は、震源域が紀伊半島付近を境に東側と西側に分かれ、時間差でマグニチュード８クラスの揺れが発生すると言われました。先に東側が揺れ、数日後に西側が揺れるケースと、西側が先に揺れ、数日後に東側が揺れるケースが紹介されております。この判割れが起きると地震が続発するおそれが高まってまいります。

政府は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を１０年ぶりに大幅に見直しました。改定された基本計画では、命を守る対策に加えて被災後の命をつなぐための包括的な支援が鍵となり、避難中の健康被害や孤立による災害関連死を防ぐ取組が重視されております。

１点目としまして、内閣府は昨年の能登半島地震の教訓も踏まえ、今年１月、全国の都道府県と市区町村における食料やトイレなど災害用物資の備蓄状況を公表いたしました。その内容について

は、全体として主食は、食べ物ですけど、一定程度確保がされておりますが、避難生活の環境を守るための物資は不十分だという結果が示されております。

災害用物資の備蓄状況について、この結果をどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

このたびの政府による備蓄状況の公表につきまして、本市亀山市の備蓄状況は、国や県からの大規模なプッシュ型支援が到着するまでの初動体制に重点を置いております。

基準としましては、亀山市備蓄調達基準により、市民の１割に当たる避難想定者数約５，０００人の方が最初の２日間を乗り切れる量を確実に確保し、３日分を目標として備蓄を進めているところでございます。

この基準に基づいて、飲料水、食料、生理用品といった生命維持に直結する重要品目は計画的に十分な備蓄が進められておりますが、パーティションや段ボールベッド、簡易トイレといった長期の避難生活で必要となる資機材につきましては、年々その備蓄量を増やしているものの、多くの自治体と同様に、いまだ潤沢とは言えない状況であると認識しております。

今後も住民の皆様の安心・安全な避難生活の実現に向けて、計画的な備蓄の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

避難直後の状況は対応できるようにはなっているけど、長期的なものというのにはまだ不十分だというお話でございました。

次に、スフィア基準と避難所におけるＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドの確保についてお伺いをしたいと思います。

スフィア基準とは、紛争や災害で被災した方の生活の質を維持していくための国際基準で、基本理念としては、被災者には尊厳ある生活を営む権利、また支援を受ける権利があり、苦痛を軽減するため実行可能な手段を尽くさなければならないとされております。日本においては、何度も大きな災害を経験してきてもなお、避難所だから我慢しなくてはならないとか、被災者が生活の質を求めると、それはぜいたくだと思われる風潮が少なからずあります。

そこで政府は、能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について、スフィア基準等を踏まえた取組指針やガイドラインの改定を行っております。特に、避難所における生活の質を維持するＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドの確保が求められております。トイレ、ベッドというのはよく話題にはなりますが、避難所にキッチンというのは少しどうなのかなと思いますが、これは温かい食事が提供される、そういった状況があるのかどうかということであります。

亀山市は、各自治会の自主防災組織に資機材の購入補助金を出していただいております。しっかりと対応していただいているなと思うんですが、しかしながら、いざというときにそれが本当に使

えるのか、これは地域の方からこんな声をいただきました。どんどん地域で資機材を使って、ふだんから訓練として使っていただけるような働きかけはやっぱり必要だなということを感じました。

一方で、温かい食事に関しては、そういった資機材を使った訓練も必要ですが、今、地域のお祭りには高齢化もあって、自分のところは、私みずほ台ですけど、みずほ台のお祭りでも以前は地域住民の方が焼き肉を焼いたりしていただいておりましたが、それは高齢化もありまして、今はキッチンカーを呼んできております。そういったキッチンカーの団体と協定を結んでおくのも私は一つの案なのかなと思っております。

せっかく助かった命が様々な環境の変化で失われていく災害関連死を防がないといけません。阪神・淡路大震災以降の災害も、多くは長期間の避難生活を余儀なくされております。国の基本計画の大幅な見直しを受けて、亀山市として長期間の避難生活を見越した防災対策が必要だと思いますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

避難生活の長期化に対する市の考え方でございますが、亀山市のほうでは避難生活におけるプライバシー、衛生環境の確保を最重要課題と認識はしております。そのため、令和７年２月に改定した地域防災計画に国際的な人道基準であるスフィア基準を初めて記載いたしました。これにより、避難者１人当たり約３．５平方メートルの面積確保など避難所の質の向上を目指しますが、現状の試算では、一部の避難所では体育館のみの十分なスペース確保は困難なため、学校教室やコミュニティセンターの活用や余裕のある避難所への移動をお願いするなど、柔軟な対応でプライバシーと良好な環境の確保が必要であると考えております。

次に、ＴＫＢ、すなわちトイレや温かい食事を提供するキッチン、ベッドの確保についての考え方でございますが、市の公助にも限界がございますことから、トイレはトイレ処理袋セットなど初動の２日分を備蓄し、ベッドに関しては十分な備蓄がないことから、民間事業者との協定で不足分を補う体制を整えております。キッチンにつきましては、備蓄品並びに流通備蓄品を基に自主防災会などの協力を共助によって炊き出し支援をお願いすることとしております。

発災後３日以降は国や県からのプッシュ型支援が到着する計画となっておりますが、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえまして、今後は長期的な視点での環境整備への意識を転換し、例えば先ほどおっしゃられましたキッチンカー団体との連携や近隣のキャンプ場とホテルなどとの連携など、全国の先進事例も研究しながら市民の皆様の安全・安心な避難生活の実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

しっかりと進めていただきたいと思います。

やっぱりそこら辺の視点がこれから必要なのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、災害時における井戸を活用した水の確保とトイレの課題についてお伺いをしたいと思いま

す。

家庭での飲料水の備蓄は１人１日３リットル必要と言われており、この議場におられる皆様も各家庭において準備されていると思っております。緊急時には給水車が対応されますが、その多くは飲み水や炊事に活用されます。そのほかの生活用水であるトイレとか洗濯、お風呂は賄えないのが現状であります。国は、大規模災害時の代替水源として地下水の活用を推進しております。

先日、市内企業と災害井戸の活用で協定を結ばれておりますが、生活用水確保のために公の施設にもこの災害井戸を確保していくことは非常に有益だと思っております。市の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

災害時における生活用水の確保は、市民の皆様の安心・安全を守る上で極めて重要な課題であると認識しております。

本市では、現在既存の地下水の資源を最大限に活用する公民連携の取組を進めております。去る８月２１日に協定を締結いたしました白川建設様の井戸は、日量２８万８，０００リットルもの豊富な用水量を誇り、これにより約１万４，４００人の生活用水を確保する計算となり、本市の防災体制の大きな柱となるものでございます。さらに、市の施設でございます関Ｂ＆Ｇ海洋センターのプール水なども生活用水として市民の皆様に提供できる体制を整えてまいります。

今後は、今回の協定を先行事例とし、専用水道や井戸を所有されている市内の事業者様に対し、同様のご協力を働きかけるなど、民間事業者との連携を強化することで公助として必要とされる生活用水は十分に確保できるものと考えております。このことから、現時点におきましては、多額の費用をかけて市が主体となり、新たに災害用井戸を新設することは考えておりません。引き続き国の動向を注視しながら生活用水の確保に取り組んでまいります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

市としてはやらないということですけど、今おっしゃったように、市内の企業さんの中には井戸を持っておられる企業さんもいらっしゃると思いますので、しっかりとその井戸が災害時には活用できるような働きかけをお願いしたいと思います。

ただ、国は代替水源として災害用井戸の整備を加速する方針を打ち出しております。昨年末に災害井戸の全国の実態調査をしておりまして、登録されている自治体は２７％にとどまったことから、個人情報の課題を解消しながら井戸の位置情報を開示する方向で検討に入ったと聞いております。あわせて自治体での井戸の新設も促すとありました。しっかりとアンテナを張って情報収集をすることを求めておきたいと思いますし、防災庁も、また今後設置をされた中での補助金ももしかしたらあるのかもしれませんので、情報を収集しておいていただきたいと思っております。

あわせて、トイレの問題であります。

能登半島地震では、公共のトイレが使えないと貼り紙をしても生理現象は止められないので、もう便器がいっぱいになってしまっていたというニュースがありました。亀山市では公共下水、それ

から農業集落排水処理施設が、今市内ではもう８割がその施設できちっと整備をされていると認識しております。

ただ、この公共であり農集でありというのは、管が地震には比較的弱いと言われております。公共下水なり農集なりが張り巡らされている地域であったとしても、浄化槽を設置して災害時にその浄化槽が使えるということは国のほうでも認めております。

そこで、大和高田市の市民交流センターの避難所機能を視察してまいりました。そこは、ふだんは市民の交流センターになっておりますが、地下に大型の浄化槽、ここは公共下水区域ですけど大型の浄化槽、それから１４０リットルの雨水貯留槽、それから防火水槽、オイルタンク、耐火性貯水槽、それから受水槽、太陽光発電、調理機能が整備されておりました。災害時には周辺住民の命を守る場となっておりました。

このトイレに関して大型浄化槽が設置はされておりましたが、維持管理費が非常に課題だというふうに、私はそれが亀山市でも応用できるかなと思ったんですけど、やっぱりそこが課題であるというふうにおっしゃっていました。

災害時におけるトイレの確保というのは、亀山市内、災害時のトイレの確保というのは十分だと言えるのか、また、スフィア基準に応じたトイレの数になっているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市のトイレの備蓄状況でございますが、市内１５か所の指定避難所内のトイレが使用できない場合は、それぞれ避難所及び市内３か所の防災倉庫に備蓄しております災害用トイレを使用することとしており、現在合計で１４３基、内訳として簡易トイレが１３３基、マンホール対応型トイレ１０基を備蓄しております。

地域防災計画では、最大震度６強の地震を想定し、避難者は人口の１０％の約５，０００人を目安としており、発災当初では、これはスフィア基準にも準拠しておるんですけれども、発災当初ではトイレ１基当たり５０人の使用が一般基準となっておりますことから、本市のトイレ備蓄の現状としましては約７，０００人の避難者に対応ができるものと考えております。

しかしながら、避難生活が長期化する場合につきましては、２０人に１基が必要と考えられ、換算すると約２，８００人分の備蓄となる状況でございます。３日目以降、県、国からのプッシュ型支援や災害協定によるレンタル機材事業者や災害時相互応援協定による関係自治体間での仮設トイレの供給などによって対応していくことになりますけれども、災害については想定外のことが起こり得ますことから公助による支援は限界があることも否めません。

したがいまして、万が一の際に備えて携帯用簡易トイレなど各家庭や地域でも備えていただくことも大切であることを防災講座を通じてお願いしてきているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

発災時では一応対応できる、だけど長期化すれば非常に厳しいということですので、私も管理監

がおっしゃるように、公助だけでの力ではもう何ともならない部分がありますので、しっかりと各ご家庭においてトイレの問題というのは考えていただくように、やっぱり啓発をしっかりとしていただきたいなというふうに思います。

次に、企業のノウハウを防災に生かすための働きかけについてお伺いをしたいと思います。

亀山市は災害協定を多くの企業、団体とされております。その中で、まだまだ市内の企業の持っている資源やノウハウが、もしかしたら災害時に役立つものがあるのではないかというふうに思っております。

企業では、仕事の内容などが防災対策につながるとは気がついていなくても、やっぱり啓発をすることによってそれを気づいていただける。例えば商工会議所や雇用対策協議会など、積極的に危機管理が出向いて啓発する中で、新たな気づきや市との連携ができるのではないかと思いますが、市としての攻めの取組が必要ではないかと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市では、これまでも市内企業を中心に災害時における物資供給などの応援協定の締結を進めてまいりました。

議員のご指摘のとおり、こうした物資の協力関係にとどまらず、各企業が持つ専門的な知見、いわゆるノウハウを平時及び発災時の双方で生かせるような関係性を持つことで、さらなる防災力の向上が期待できると考えます。

例えばその第一歩として、企業と市の防災部局との顔の見える関係の構築を進めまして、先ほどおっしゃられました亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会といった各種団体会議の場で情報収集や、市からも防災に関する有益情報などの提供を行ったりして双方向の情報共有や連携を深めながら、企業の皆様が持つ力や資源を最大限に地域の安全・安心につなげていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ぜひ攻めの取組をお願いしたいと思います。

企業側はＣＳＲ、社会貢献になりますし、また、市は応援体制が充実していますので双方にとってはウィン・ウィンになると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

この項の最後に、女性の視点に立った対応の必要性についてお伺いをしたいと思います。

防災会議への女性の参加や避難所運営に女性の視点を取り入れるよう、過去に質問をしてまいりました。内閣府の男女共同参画局では、各自治体において様々な場面に女性が参画する状況をホームページで見える化しております。地域防災計画などを作成する防災会議への女性の割合も公表されておりました。三重県内の１４市では、鈴鹿市が３８．９％でトップ、亀山市は４．２％で１４位でした。最下位でございました。この状況について、市の見解を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

議員ご指摘のとおり、本市の防災会議における女性委員の比率が県下でも低い水準にある現状は認識しております。

本市では、これまで備蓄品や避難所の環境整備において、女性職員を配置して水を使用しない歯磨きシートや野菜ジュースなどを購入し、女性ならではの視点や気づきを取り入れてまいりました。意思決定の場である防災会議においても、多様な視点が反映されることは意義あるものと考えます。防災会議の委員構成は亀山市防災会議条例第３条に基づき定められており、委員の中には消防庁や病院事業管理者など市の特定の職位にある者が就くこととされている役職もございますが、一方で国や県、関係機関の委員につきましては、各機関の職員の中から市長が委嘱するものであり、必ずしも特定の役職者に限定されているものではございませんが、慣例的に男性の組織の長が推薦されることが多かったのも実情でございます。

今後は委員の改選に当たりまして、各関係機関へ女性委員を積極的にご推薦いただきますよう本市から働きかけて、女性委員の比率向上に努めてまいりたいと考えます。

なお、実践の場におきましては、毎年の総合防災訓練では、安心を備える女性の会ＣＥＦにご協力をいただくなど、女性の視点を生かして防災啓発に努めていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。

以前も質問したときには、ちょうど教育長が女性の方で、それから保健所の所長さんが女性の方で２名いますということで答弁をいただいたんですけど、それは充て職なので、その方が交代したときにはやっぱりいなくなってしまうんじゃないですかという質問をしたことがあるんですけど、さっき管理監がおっしゃったように、市長が任命できるのであれば、やっぱり積極的に女性の方の登用をお願いしていきたいと思っております。

近年の災害というのは、この南海トラフだけじゃなくて線状降水帯による大雨被害、もう本当に大変な状況がこの最近でもありましたし、また先日の台風１５号の竜巻被害、これもすぐさま避難所運営が必要になってくるような、対応が必要になってくるような災害が起こっておりますので、先ほど福沢議員がおっしゃった避難所の空調も含めて、やっぱり市としてしっかりと対応していく必要があるということを申し述べて、次の項に移らせていただきたいと思います。

インクルーシブ教育システムにおける副次的な籍についてお伺いをしたいと思います。

県の特別支援学校に在籍する児童・生徒は全く別の学校に行っていることから、居住する市内の児童・生徒と同じ地域に住んでいても、ふだんから交流する機会がなかなかありません。質問に上げた副次的な籍とは、県の特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する市内の学校にも学籍を置くことができる制度でございます。つまり、２つの学校に籍があるという形になります。

効果としては、障がいのある子どもにとっては、地域の子どもたちと活動することで様々な人々と助け合っていくことの学びにつながり、卒業後の自立と社会参加につながると言われております。また、障がいのない子どもにとっては障がいへの理解を深めることが期待でき、多様な在り方を学ぶことができます。また、受け入れる場合の学校側の取組としては、特別支援学校に在籍する児

童・生徒の机や椅子、ロッカー、げた箱などを準備して、それぞれの学級の一員として迎えるという対応を取っていきます。いらっしゃらなくても、朝の出席確認にはその子の名前を呼ぶ、学校の行事予定や通信を自宅に届ける。子どもたちは直接交流やオンラインでの交流などを行ってクラスの一員として認識するという取組でございます。

そこで、市内で特別支援学校に通っている児童・生徒数と副次的な籍に対する教育委員会の認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

議員のご説明にもあったように、副次的な籍とは、県立の特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住地域、居住する地域の小・中学校にも籍を置いて、地域の学校生活にも参加する機会を保障して、社会とのつながりを広げることを目的とする制度でございます。

令和３年１月の中央審議会の答申、「令和の日本型学校教育」の構築を目指してという内容にも、副次的な籍は特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域との結びつきを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上でも意義があり、その一層の普及を推進することが重要であると示されているところです。

現在亀山市には、本年度特別支援学校の小中学部に３１名の児童・生徒さんが在籍しておられます。本市ではそのうちの９名が居住地交流といって、これは副次的な籍ではございませんが、居住地の学校と日常的な定期的な交流をしている生徒が９名おられます。校区での学校での交流を通して触れ合いや日常的な交流がつなげられるよう行っておりますが、令和６年度、今年度は９名ですけれども、昨年度は７名が居住地交流を行っておりました。

効果等につきましては先ほど議員が触れられましたので省略いたしますが、教育委員会といたしましては、この副次的な籍の推進は、インクルーシブ教育、共生社会の実現を目指す上でとても重要な取組であるというふうに認識しております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。

副次的な籍になっていなくても、もう既に今年は９名の方、昨年は７名の方が居住地交流をしていただいているということで、本当にありがたいなと思っております。

三重県ではこの制度の取組を進めるとしておりますが、県が強制的にすることではなく、あくまでも市町の学校の理解を得る必要があります。また、保護者の理解も当然必要になってまいります。

県内では幾つかの市で導入されていると聞いておりますが、亀山市での導入の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

教育委員会といたしましては、これまで居住交流として特別支援学校や小・中学校で学ぶ子ども

たちが交流、共同学習を行い、障がいの有無に関わらず、地域で互いに助け合い、支え合いながら生きていく態度を身につけるための貴重な機会を設けてきました。

副次的な籍の導入は、先ほど申し上げましたように、インクルーシブ教育システムを構築する上でも大変重要で有意義な取組であると考えております。現在も導入に向けて、県教育委員会と連携しながら、モデルとなる学校や要綱の制定に向けて検討を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

前向きに進めていただいているというふうに理解をさせていただきましたが、教育長、いつぐらいから始められそうですか。もし言えるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

先ほど申し上げましたように、まずは本人やご家族の意向や、それから県教育委員会との協議もあります。

県教育委員会との協議は既に進めており、どういうことが課題であるか、どういうことが準備できるかということも含めて検討しておりますので、例えばもう近い将来というか、前向きに検討しておりますので、はっきりと来年度４月からというふうに明記はできませんけれども、できるだけ早いことと、あと、その意義をやはり教職員が十分理解をして、子どもたちとそういうことをきちっと一緒に学ぶことがこれから大事なんだよというような、そういう職員に対する啓発なり研修というのも併せて必要だと考えておりますので、できるだけ早い段階でそういう環境をつくりたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

では最後に、人口減少社会における地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーについてお伺いをしたいと思います。

シェアリングエコノミーは、保有する資産やスキルなどを他者と共有して利益を得るビジネスモデルとされております。効果的な資源利用の促進やコスト削減、環境負荷への低減に寄与すると期待をされております。

政府が６月に閣議決定しました地方創生２．０基本構想には、人口、生産年齢人口が縮小するという事態を正面から受け入れた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとの方針が示されております。

この適応策の一つとして、シェアリングエコノミーの考え方を取り入れて、地域内に埋もれている官民の資源、人材やスキルや拠点などの可能性を引き出して、地域における課題解決と付加価値創出へとつなげると記されております。

自治体単独では維持が難しい公共サービスやインフラなどを官民が連携して地域資源を分かち合

いながら守るというものですが、市の認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

シェアリングエコノミーは、デジタル化の進展や価値観の変化に伴い急速に拡大する経済モデルであり、既にフリマアプリサービスや移動シェアサービスなど民間ベースでの拡大が顕著でございます。

また、この新たな仕組みは超少子高齢化社会において１億総活躍社会や地方創生の実現等にも期待が寄せられておりますとともに、自治体の課題解決手法としても広がりつつあり、公民連携の一つの形態として、例えば子育て支援や空き家活用など共助によるコミュニティでの新たなつながりづくりや、地域における移動手段の確保などへの活用が期待されているものであると認識をいたしております。

本市におきましても、既にＩＣＴを活用した食品削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」を令和４年１０月から、またリユースプラットフォームを通じたリユースサービス「おいくら」を令和６年１月から導入いたしており、広く市民の方々にご利用いただいている状況であります。

一方、シェアリングエコノミーの活用に当たりましては、サービスの提供者の信頼性の確保や法規制への対応、トラブル発生時の対応方法など様々な課題も有しており、それらへの適切な対応が求められている側面もあると認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

シェアリングエコノミーの主な区分では、空間や物や移動、スキル、お金があります。

例えば、よく知られているケースとして、生産性のなかった古い空き家を古民家カフェとして活用し、観光促進や住民の交流、雇用創出につながっております。そのほかでは、先ほどもおっしゃいましたけどホームシェアリングやフリマアプリ、カーシェア、家事代行、議員の質問にもありましたけどクラウドファンディングなども、この資源の提供者は使われていないものや能力を有効活用して収入を得られるし、利用者にとっては必要なときだけ利用することでコストを抑えるといったメリットもございます。課題も若干あるというふうにおっしゃいましたけど、その課題も解決しながら、また取組を進めていただきたいなと思っております。

総務省は、この事業で地域課題の解決や地域経済の活性化を図る地方公共団体の取組を支援しております。課題解決するためのシェアリングエコノミーの導入について、亀山市のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

既に本市も環境分野においてシェアリングエコノミーの取組を導入いたしておりますが、シェアリングエコノミーは先ほど議員もお触れいただきました空間のシェア、移動のシェア、スキルのシェア、物のシェアなど、幅広い分野での展開可能性があるとされておりますので、さらなる取組に

よりまして、様々な共創の仕組みによる持続可能なまちづくりや、個人個人がつながることによる地域コミュニティの活性化、さらには公共サービスの代替による財政負担の軽減などの効果が期待できるものであると考えております。

こうしたことから、地域課題の解決にも向けた民間資源あるいは民間ノウハウを活用した連携手法の一つといたしまして、今後も他自治体の事例や本市に合った手法等について調査・研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

もう自治体単独ではいろいろなことができなくなっている時代ですので、ぜひいろんな分野で研究をしていただいて取組を進めていただきたいと申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質問は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日１２日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　３時４０分　散会）

令和７年９月１２日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

令和７年９月１２日（金）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清藏君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第５号）により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１番　古田吉昭議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

おはようございます。

７月から会派結の古田となりました。よろしくお願いします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、市の施設における防災機能についてですが、昨日、森　美和子議員も言っていましたが、７月に大和高田市の市民交流センターコスモスプラザを視察させていただきました。この施設は平成２８年にできた施設で、防災機能が本当に充実していて、災害時に電気、水道、ガス等が寸断されてもすぐに復旧できる防災ケア対策がしっかりとされており、令和３年に竣工した市庁舎はさらに充実した防災機能を備えていて、優れた防災拠点となっているそうです。

そこで、亀山市の防災拠点となり得る施設の防災機能について聞かせてもらいたいと思います。とはいっても、建ってから何十年もたっていますので一緒にはなりませんけど、防災拠点となり得る市の庁舎、関支所、総合保健福祉センターあいあい、併せて西野公園、東野公園、Ｂ＆Ｇ、６施設の防災機能について、今回は電気と水に絞って聞きたいと思います。

災害時、電力が寸断されたときの場合の対応と、その非常用電源の対応に空調がちゃんと連携するのかについてと、水道が寸断された場合の対応とそれに合わせたトイレの対応について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから、本庁舎、関支所及び総合保健福祉センターあいあいの施設面における防災機能についてご答弁を申し上げます。

この３つの施設につきましては、ライフラインが途絶した場合のバックアップ機能の一つとして、いずれの施設も非常用発電設備を備えております。また、本庁舎につきましては、非常用電源設備により使用できる電源が庁舎内の一部の照明やコンセントに限られることから、災害対策本部を設置する大会議室専用に外部電源を確保できる設備を整備しておりますが、いずれの施設も長時間にわたる停電の場合は、災害時応援協定を締結する団体からの応援等により、燃料や大型発電機を確保しての対応が必要となります。

また、水の関係でございますが、上下水道設備が停止した場合に備えた貯水槽や排水設備などの機能はなく、災害等によりライフラインが途絶した際における一定期間の機能維持につきましては、課題であるというふうに認識をいたしております。

なお、各施設の耐震性につきましては、本庁舎は平成１８、１９年に耐震化工事を実施しており、また関支所及び総合保健福祉センターについては新耐震基準の施設であることから、いずれも耐震基準は満たしております。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

おはようございます。

ご質問の西野公園体育館、東野公園体育館、関Ｂ＆Ｇ海洋センターの体育館について、私のほうからご答弁させていただきます。

これら３施設のうち、東野公園体育館につきましては、昨年度空調機の整備を実施しておりますので、それと合わせまして自家発電設備も設置をしておりますので、燃料につきましては３日間ぐらいを想定して施設が稼働が可能という形になっております。

西野公園体育館につきましては、以前より空調設備のほうは整備をしておりますが、自家発電設備については整備をしておりません。ですので、本庁等と同様に中央防災倉庫の自家発電設備であったりということが考えられますが、空調等を動かすとなりますと、中央防災倉庫の自家発電設備では稼働が難しい状況ですので、協定の事業者等にご協力をいただきながら運用していくということが想定されます。

関Ｂ＆Ｇ海洋センターにつきましては、そういった設備がついておりませんので、今後その辺は課題というふうに考えております。

水につきましては、東野公園、西野公園につきましては通常の水道を使用しておりますので、ライフラインが、水道管がどこかで通らないというようなことになった場合には、その影響を受けるところではございますが、貯水槽等の対応がございませんので、その辺は課題になってくるというところでございますが、関Ｂ＆Ｇ海洋センターにつきましては、水道については井戸の水を使っておりますので、通常の市内のライフラインの途絶とはちょっと系統が違うので、そちらのほうと連動した形での対応ということにはならないですが、当然井戸の水の管について途絶するようなことになれば、同様の対応が必要になるというようなところは課題になってくるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ちょっと分かりにくかったんですけど、空調は連動しないということでよかったんですよね。防災拠点ですので、先週、我々もクーラーの大事さをかなり知りました。そういった意味では、やっぱり連動させてもらう工夫、多分でっかい非常用発電機やったら動力もついていますので、これは簡単な工事で何とかなるんじゃないかなとも思います。

施設が建ってかなりたっていますので、最低限の電気と水に絞って聞かせていただいたんですけれども、それではこれから先について、例えば今の施設に太陽光発電のソーラーパネルの設置や蓄電池、貯水槽など、今の施設で防災対策機能について増設検討、考えていることなどあればお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

災害等によりライフラインが途絶した際における一定期間の機能維持につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、課題であるというふうには認識をいたしておりますが、現在のところ現施設の具体的な整備計画はございません。したがいまして、施設面でのバックアップが不十分な場合は、市が保有する災害備品の活用や民間団体等との連携による支援もいただきながら、災害対応や業務に当たることとなります。

このような状況から、現施設の防災機能強化の整備につきましては、費用対効果も踏まえ、手法等を検討する必要があると考えておりますが、新庁舎につきましては、今後の整備の検討段階において、業務継続に必要な防災機能の確保に向けて、設備の設置等につきましては検討してまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

今ある老朽化した施設に防災機能とか重たいものを乗せたりとか増設を加えるというのは工事もやりにくいですし、その分工事代金も高額になると思います。無駄も多くなって困難だとも思います。

それでは、今もちょっと触れてもらいましたけれども、現在亀山市では新庁舎建設の計画が進んでいますが、９５億円の予算の中に防災拠点となる対策機能も含まれていると思います。先ほど言った大和高田市のコスモスプラザは、防災対策機能として、災害時に電力が止まれば、屋上にある発電機と地下にある５，０００リッターのオイルタンクにすぐに切り替えることができ、上水道が止まれば、耐震性貯水槽やふだんから生活用水として使っている雨水貯水槽で対応します。下水道が寸断されれば、地下に埋設されている浄化槽に切替え対応ができる。

大和高田市は都市ガスなので、止まれば常時収納されているプロパンガスに切り替えて運用することができる。加えて、炊き出し室もプロパンガス対応で稼働できます。さらに、乳幼児避難スペースも確保されていて、それに対応できるよう各階に防災備蓄倉庫があるなど、市民が安心できる、僕も視察の途中でこんだけあれば安心やなという防災対策がなされていました。亀山市においても、防災拠点の中心となる新庁舎建設計画の中での防災対策機能の考え方、どういった設備をつけ

るのか、どういった考え方で計画を進めていくのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の防災機能につきましては、新庁舎整備基本計画におきまして、新庁舎が果たす機能の一つに防災拠点機能を掲げておりまして、現時点における考え方を整理しております。まず地震や浸水等への対策といたしまして、大規模地震発生時にも庁舎が使用でき、業務継続計画に基づく業務が確実に行えるよう高い耐震性能を備えた庁舎とするとともに、浸水対策については、防災関係諸室やライフラインに関する設備を上階に設置するといったことなどが考えられますが、設計段階において、民間事業者の技術提案も受けながら、また先ほどご紹介いただいたような他市等々の事例も参考にしながら、十分な安全性の確保を図ってまいります。

また、ライフラインが途絶した場合への対応としては、７２時間以上の機能維持が可能な自家発電設備や上下水道が停止した場合に備え、雨水貯留施設など給排水機能が一定期間確保できる設備の整備等、先ほどご紹介いただいたような設備でございますが、を検討してまいります。

さらには、災害対策本部におきまして、迅速な災害関連情報の収集、共有を行うため、本部を設置するスペースと防災担当部門を同一階に配置し、関連部署との連携も含めたフロアゾーニングなどを行うとともに、災害対策業務を継続的に維持するため、やむを得ず長期間庁舎に滞在することとなる場合に備え、休憩場所のほか仮眠室や男女別シャワー室など必要な設備を検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、設計段階におきまして、防災拠点として機能を維持できるよう、十分安全性を確保いたしたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

これについては市長にもちょっと伺いたいんですけれども、国土交通省の災害に強い官公庁施設づくりガイドラインの中に、近年では毎年のように自然災害が発生し、官公庁施設が被災した事例も見受けられます。今後も気候変動の影響により水災害のさらなる頻発化、激甚化が懸念されますと。日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害において災害応急活動の拠点となる国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要ですと。初めにの項であります。

亀山市ではどのぐらいの防災対策機能、どういった形で防災拠点として市民が来たときに対応する、どんな形の防災拠点としての新庁舎にしていくのか、そういった考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

新庁舎は、当然、今ご紹介、ご指摘のように、もし仮に自然災害等々が生じた場合のまさに防災機能の中枢を担う本当に拠点となる場所でございますので、今部長のほうからもご答弁させていただきました視点を本当にしっかり加味した機能を組み込んでいくということが極めて大事であろう

というふうに思っているところであります。

業務を継続していくということももう一点非常に大事なことですので、そういう危機管理の在り方、庁舎の機能はもちろんそうでありますが、例えばもう既に手を打ってきておりますけれど、この市役所の中には膨大な市民データ、あるいは行政データを蓄積しております。こういうもののやっぱりバックアップの体制でありますとか、そういうものは担保しながら今日を迎えておるところでありますけれど、そういう業務が本当に継続できるような、ＢＣＰと申し上げますけれど、そういう体制も視野に入れた仕組み、あるいは機能を加味した新庁舎の災害に強い拠点としての整備をしていく必要があろうかと考えているところでございます。

これは、ハード・アンド・ソフト、そしてそれを動かしていくオペレーションといいますか、マンパワーも含めた三位一体の体制を、本当に新しい時代というか、今の本当に厳しい自然環境とか、全国で発生しております非常に甚大な災害、庁舎の機能だけではありませんが、やっぱり災害に強いまちづくりや行政機能を高めていくような努力をしてまいりたいと思いますし、全てが行政が担えないところを、広域の自治体の連携、国・県の連携、あるいは官民の連携、こういうものも併せ持った、また新しい時代にふさわしいような新庁舎として検討していく必要があろうというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

原田部長からもいろんな部分を聞かせてもらったんですけれども、見積りが出てきてもうちょっと具体的な案が出てくるのかなとも思っていましたけれども、今紹介した地下タンクとか、すぐに切替えができて復旧ができる、そういったものについてもしっかりと考えて新庁舎の建設計画をお願いしたいと思います。

もちろん防災拠点なんで、情報を求めに来たり、分からないことは聞きに市民の皆さんも来ると思いますので、本当の大災害のときは殺到すると思いますので、ライフラインの確保はすぐに対応できる、大和高田市のようにワンタッチとは言いませんが、切替えでしっかりと機能する新庁舎、そういった施設、新庁舎建設計画も市民が安心できる計画をお願いして次の質問に移ります。

次に、防災井戸についてですが、先月白川建設株式会社様と防災井戸に関する協定を締結されましたが、市内には現在も生活用水や仕事に使う水を確保するために、井戸を利用している個人や企業の方がいると思います。市内にある井戸について、どこまで把握しているのか聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

議員ご紹介のとおり、先月、８月２１日に白川建設株式会社様と災害発生時の緊急時における生活用水の支援協力に関する協定を締結させていただいたところでございます。

現在ほかの市内企業や個人の井戸につきましては、現在のところ把握できていない状況でございます。今回の白川建設株式会社様との協定を先行事例としまして、専用水道や井戸を所有されている市内の事業者様の把握に努め、同様の協力をお願いできるよう働きかけていきたいと考えており

ます。一方、個人の井戸ですけれども、８月２９日付で災害時協力井戸登録制度の運用を開始いたしました。市ホームページに掲載しております。現在、今後自主防災会を主体として、防災井戸に関する災害時協力井戸の登録を拡充していければと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

災害時に使える井戸を登録制度にするということですが、調べてみると、県内では津市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市など、防災井戸の登録制度を始めていて、伊勢市においては市内に２７２か所の大小井戸の登録があるそうです。亀山市も、先ほど聞いたように、８月２９日ですか、登録制度を開始したということですが、今から登録してもらうということなんですが、水質や水の量など、どういった形の井戸が登録できるのか、それこそどうやって登録するのか、井戸の登録要件と登録方法について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

災害時協力井戸登録制度は、地震などの大規模災害により水道が断水した場合に、洗濯、トイレ、風呂などに使用する生活用水を確保し、市民の皆様の生活環境の悪化を防ぐことを目的としたものでございます。

まず登録要件についてでございますが、国が示している災害時地下水利用ガイドラインに準じており、生活用水については、現に利用している井戸で、災害時に地域住民などに無償で井戸水、湧水などを提供できること、それと井戸、湧水の所在地など、そういった必要な情報を公開できること、これを基本要件として考えております。また、令和６年能登半島地震の際に、飲用には適さなくても、洗濯、風呂、トイレ、掃除などの生活用水として井戸水が非常に役立ったという教訓から、厳密な水質基準は求めておりません。

次に、登録方法でございますが、地域の実情を把握している自主防災会ごとに井戸所有者の同意を得て申請いただき、市が現地調査を行った上で登録を決定し、ホームページなどで公表したいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

まずは市内の個人や企業の協力で、古い井戸もあると思うんですが、使用できる井戸を登録してもらい、その井戸を無償で使わせていただくということで、災害時の生活用水の確保ができるということで理解しました。

次は、その登録してもらった井戸を市民がどうやって使うのか。例えばほかの市町村でも、災害時防災井戸などの表示なんかをつけておるみたいなんですけれども、それがあったとしても、市民は本当に持っていっていいのか分からない場合も出てくると思います。災害が起こって水道が寸断されたときの井戸の使い方というんですか、それと併せて地域ごとの公園やコミュニティセンターに電力が途切れた場合でも使える手押し式のポンプの井戸が、僕も見たことあるんですけれども、

こういうのがあると便利で安心にもつながると思いますが、市でそういった井戸を新設するということはないかについても伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

井戸からの取水に関しては、個人単位でというわけではなく、地域の共助の主体となる自主防災会単位での活用を考えております。自主防災会が登録された井戸に給水に向かい、地域の避難所へ届けていただくということを想定しております。先ほどおっしゃられました手押しポンプなどを含めまして、それらに必要なポンプや給水タンクなどは、自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金制度を活用いただけるよう、共助による防災力の向上につながるように周知を図ってまいります。

なお、現在のところ、協定や登録制度の取組を開始したばかりですので、また市内に相当量の地下水も期待されますことから、市での防災井戸の新設は考えておらないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

井戸の活用、使い方については、個人個人でその井戸に取りに行くのではなく、自主防災会単位ということで取りに行く。取りに行く水タンク等の、水タンクとかも入るんですかね、等の資材については補助金制度もあるということで理解しました。また、新たに井戸を新設しなくても、今使える井戸、僕も例えばトラック会社なんかは洗車に井戸を使っていますし、多くあると思います。その多くを登録してもらうこと、活用することで、災害時の生活用水は十分に確保できるということも分かりました。

今後、防災井戸の登録推進、周知方法、災害時にしっかり活用してもらう取組があれば伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

これまでご答弁差し上げましたとおり、今後の取組につきましては、今回の白川建設様との協定を先行事例として、公助の取組として、専用井戸や井戸を所有されている市内の事業者様に対し、同様のご協力を働きかけるなど、民間事業者様との連携を強化していくと。共助の仕組みとして、自主防災会を主体とした災害時協力井戸登録制度を市内各地に広く周知し、登録した情報を公表し、地域の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

井戸の水量が十分あっても、これから登録してもらわないと市民は使えないですし、登録方法や使用方法、今も言ったとおり始めたばかりで分からない部分もあると思いますので、広く周知して

もらうようお願いします。

それでは、次の質問、河川についてです。

現在近所で椋川の整備が着々と進んでいます。今までは大雨が降ったとき、川の水が目の前まで迫ってきて怖かったが、今河川幅が広がったことで水をくむ量も増え、安定した水量で、以前に比べかなり安心できるという声も聞きました。椋川を含め市内河川の現在の整備状況を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

三重県の管理河川であります椋川の整備状況につきましては、平成１１年度より継続して河川改修事業を実施していただいており、先月国道３０６号椋川橋下流側の工事が完了したところでございます。今年度につきましては、椿亀川合流部の左岸側の護岸工事を先月契約し、現事業区間であります下椿世橋上流約２５０メートルの区間につきましても、用地買収が完了していると伺っております。

堆積土砂の撤去につきましては、下椋川橋の上流約３００メートルの区間を予定しており、現在、発注事務手続中と伺っております。また、その他の河川の堆積土砂の撤去につきましても、平子川においては既に実施していただいており、今後は安楽川、前田川、小神武谷川においても実施予定と伺っております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

椋川については、国道３０６号線から下流、下のほうが完了したということで、この前も仮設道路を取っていましたんで、もう下は全部完了したと思います。これから椿亀川の合流部までの、今まで椋川で一番あふれていた地点の護岸工事に入っていくということで、この地点の工事の契約が終わったということですが、この工事が完了して河川幅が広がると一層安心感が増すと思います。ほかにも、安楽川や加太川、その枝流の堆積土砂撤去を進めてもらえるということで理解しました。

亀山市内の河川は本当にきれいに保たれていると印象を受けます。椋川については、１号バイパス下までの護岸工事を今後も続けていくと前に聞きました。土砂撤去も含めて、何か計画が変わったかとか、今後どのように市内河川の整備を進めていくかという点でも伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

椋川の河川整備につきましては、今年度の施工区間である椿亀川合流部より上流の未整備区間において、引き続き護岸工事を進めていただきます。あわせて、椋川以外の河川と同様に、堆積土砂の状況にもよりますが、撤去が実施できるよう、来年度以降も予算確保に努めていくと三重県より伺っております。市といたしましても、椋川の河川整備につきまして、鈴鹿市及び沿線自治会と協働の上、椋川改修促進期成同盟会を通じて要望活動を行っており、今後も事業促進に向けて引き続

き取り組んでまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

椋川の護岸工事、堆積土砂撤去についても引き続き整備を行っていただき、市内河川をきれいに保ってもらうとともに水流の安定を図ってもらい、市民が安心できる河川整備をお願いします。

次に、私前にも聞いている一番の課題と思っている鈴鹿川の河床高についてですが、今までも何回か質問をしてきましたが、鈴鹿川の河床が下がらないと、せっかく市内の河川をきれいにして水量を安定させてもらっているのに、鈴鹿川でせき止めされていては効果もかなり減少すると思います。平成２８年に策定した鈴鹿川水系河川整備計画の中で、頭首工改築や統合を合わせた工事を進めていくと聞きましたが、これの進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

国土交通省の管理河川であります１級河川、鈴鹿川につきましては、平成２８年度策定の鈴鹿川水系河川整備計画に基づき整備を行っており、鈴鹿川本線においては、亀山市内にあります井尻頭首工を含む３基の頭首工の改築が流下能力の向上として計画されております。現在下流となります鈴鹿市内の鈴鹿川第１、第２頭首工の統合案で検討を進めており、水位の低下の影響について調査と検討、解析を進めていると伺っております。

また、昨年度は、河川整備事業として、鹿島橋下流右岸側の護岸工事を実施するとともに、水位低下対策として井尻地区において樹木伐採を実施していただきました。令和７年度につきましても、引き続き井尻地区において樹木伐採を進めていただいております。市といたしましても、鈴鹿川河川改修事業につきまして、四日市市及び鈴鹿市と連携の上、鈴鹿川改修促進期成同盟会を通じて要望活動を行っており、今後も引き続き事業促進に向けて取り組んでまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

これは本当に川に入った者としてはすごく気になるもんで質問してきました。

平成２８年に策定した整備計画は、前も聞いたときには３０年で段階的に進めていき、大体令和２７年まで続くということですが、亀山市にとっては、頭首工の改築や統合によって早急に河床を下げることをしないと、鈴鹿川や市内河川の氾濫の危険性も続いていくと思います。

過去に鈴鹿川に僕は入ったと言いましたけれども、工事に入らせてもらったことがあるんですけれども、例えばですけれども、水が流れているところに１０メーター、１０メーターの、そして深さ５メーターぐらいの穴を掘って、１日５００立米ぐらい撤去する。したとしても、水の流れているところで掘った穴は、四、五日で元どおりになるんですね。

どういうことかというと、掘削した上流に行き場のない土砂がまだまだたまっているということです。ここまで土砂がたまってしまうと、頭首工の改築や統合によって根本的に河床を下げないと、亀山市内の河川氾濫の危険回避にはならないと思います。まずは頭首工の改築や統合を要望し

ていただきたいと思います。それによっては、新庁舎建設予定地の亀山駅周辺の浸水危険区域もかなり減少すると思いますので、重ねてお願いしたいと思います。

それでは、次の交差点の安全確保についてですが、市内には自然にスピードが上がってしまう、普通に走っておってもスピードが上がってしまう直線道路が幾つかあります。今回市民から聞いたのは、亀田小川線、医療センター前の道路の信号のない交差点から進入するときに、亀田小川線を走る車のスピードが速いのでなかなか進入できない。横断歩道もあるので、あのスピードでいつも走られると危険ですと声を聞きました。ほかにもそういった地点は、農免や３０６号線など、スピードが勝手に意識しなくても出てしまう直線道路があると思います。こういった直線道路での速度抑制対策が何かあれば聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

議員ご指摘の市道につきましては、直線で片側１車線の道路となっており、比較的車両の走行速度が出やすい傾向があることから、速度超過の防止や地域住民の安全確保が重要であると認識しております。このような速度超過が生じやすい道路への対応といたしましては、路面標示による対策が有効であると考えております。

路面標示の種類といたしましては、速度注意等の文字による直接的な注意喚起のほか、車線の両側に細い白い点線を設置するドットラインと呼ばれる表示があり、それにより視覚的に車線幅が狭く感じられることで、速度抑制を促す効果を狙ったものがございます。また、通学路においては、スクールゾーンや子ども注意等の路面標示を併用することで、より高い安全性の確保が期待できるものと考えているところです。

なお、速度抑制等の対策を講じていくに当たっては、路面標示といったハード面の整備に加え、地域、学校、警察との連携による交通安全啓発活動の推進等のソフト面の対策も併せて実施していくことが必要であると認識しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

そういったスピードの乗る地点を確認していただき、必要なところには速度抑制対策を実施していただくようお願いします。

交差点についてはもう一つ、草木がはみ出し、視界を遮断してしまっている交差点についてですが、今年は去年よりさらに草木の成長が激しいようで、視点の低い軽自動車などになると全く安全確認ができないという話を聞きました。視界を遮ったり、道のほうにも伸びていますんで、通行の障がいになるような草木の管理はどのように行っているかを聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の草木の管理につきましては、交通安全の確保及び道路環境の維持の観点から、定期的な草刈りを実施しているところでございます。比較的交通量の多い市道や集落間を結ぶ市道につきまし

ては、専門業者に委託し、年１回から２回、初夏及び秋の時期に草刈りを実施しております。また、交通量の少ない市道につきましては、建設部所属の道路補修作業員により定期的な草刈りを行っております。議員ご指摘の交差点内における視界を遮る草木につきましては、交通安全の確保の観点から定期的な管理を実施しております。

しかしながら、近年では、気候変動の影響により草木の伸びが早まっている傾向が見られ、対応が十分に追いつかない状況となっているのが現状でございます。また、市民の皆様から寄せられる電話、電子メール、市公式ＬＩＮＥ等による通報につきましても、重要な情報源として活用しており、現場確認の上、迅速な対応につなげております。今後も交通安全の確保に向けて、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

対策をすることで交通事故も減少すると思いますし、危険地点の確認と管理を引き続きお願いします。

これで質問は終わりなので、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４４分　休憩）

（午前１０時５５分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木善仁でございます。

通告に従い、人口減少社会における亀山市の将来ビジョンについて、空き家対策について、観光振興と一体となった低山登山の安全対策について、３点について一般質問をさせていただきます。

今日は、中学生の職場体験ということで傍聴に来ていただいております。今日は、亀山市の将来についてもお話をさせていただきますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

初めに、人口減少社会における亀山市の将来ビジョンについて伺ってまいります。

次期総合計画と市の現状についてまず伺います。

第２次亀山市総合計画の検証では、本市の将来人口は、亀山市人口ビジョンにおいて、少子化対策や社会増の加速、世代間、男女間バランスの確保を図り、２０６０年を見据えた将来人口展望として、おおむね５万人の総人口を確保することを目指すとされています。この人口ビジョンと整合を図った第２次総合計画基本構想における将来推計人口と国勢調査人口を比較すると、令和２年国

勢調査人口が４万９，８３５人とやや下振れをし、想定よりも早く人口減少が進行しているものの、現在の総人口は、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減対策などを講じたこともあり、急激な人口減少には至らず、おおむね５万人を維持していると示されています。この考え方は、現状規模を何とか維持する縮小均衡型のビジョンであり、人口増加や都市の新たな発展を前提にした考え方ではありません。

また、四半世紀にわたる官民一体のリニアの誘致について、これまでの市民アンケート調査において、重要度、満足ともに評価が低い状態が続いており、リニア誘致の効果を最大限発揮するためにはさらなる機運醸成を図る必要があると、アンケート調査結果の分析、考察でまとめられています。

資料１をお願いします。

少し小さいですけど、これは６月の定例会でも出させていただきました次期総合計画策定に向けた市民アンケートの結果です。

満足度と重要度を分析した散布図の中で、リニア市内停車駅の誘致の機運が高まっているが、満足度は低く、重要度、関心度になるんでしょうか、極めて低い施策として位置づけられています。重要度指数では、平均値が１．１５、最大値は１．７１である中、先ほどのリニア市内停車駅の誘致の機運が高まっているという問いに対して、僅か０．２５と過去の調査では見られなかった極めて低い数値を示しています。

資料２をお願いします。

施策評価の考え方として、右下のＣゾーンと言われるところは、市民は重要と感じていない項目で満足度も低い、事業の必要性の検証や内容の見直し等の改善が必要となる項目と示されています。この市民意識とアンケート分析結果をどのように受け止められるか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年３月に実施をいたしました市民アンケートにおきまして、リニア市内停車駅誘致の機運が高まっていることについての設問に対し、現状の満足度の評価が低く、加えて今後の取組の重要度の評価が設問中最も低いものになったところでございます。この結果は、四半世紀以上にわたって官民一体となった駅誘致活動を展開してまいりました本市にとりまして残念な内容ではございますが、これを真摯に受け止めて、長期にわたる国家的プロジェクトに対する今後の取組にしっかりと生かしてまいらなければならないと考えているところでございます。

また、この結果の背景には、リニア中央新幹線の当初２０２７年とされていた品川－名古屋間の先行開業時期が遅れていることや、それに付随した名古屋以西の概略ルートや概略駅位置の公表時期も見通しづらい状況にあることなどが関係しているものと分析をいたしております。とりわけ建設主体が先行開業区間の建設工事に着工されてから１０年超が経過する中での事業進捗の鈍化が市民の中に全線開業までの長期化をイメージさせる一方、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会におきまして、本市が駅候補地として決議されたことで、駅誘致から早期全線開業へ市民意識の変化があるのではないかとの推察もいたします。こうした結果を踏まえまして、引き続き、より市

民に見える駅誘致活動を展開する必要があるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

静岡の件もありますし、いろいろ外的要因はたくさんあると思いますけど、やはり意識がすごく下がっているというところが多いわけですので、やっぱり真摯に受け止めながら対策を考えていただきたいなと思っています。

それで、続いて、リニア誘致が及ぼす将来への影響、そして先ほど来私が言いましたように、２０６０年まで人口が５万人というようなところの人口推計について伺っていきます。

リニア誘致が目的化され、将来ビジョンが描けていないことがアンケート結果に表れていると思います。また、市民からもよく聞くのが、リニアが来て何になるのやとよく聞きます。一方、４月に実施された次期総合計画策定に向けて、若者世代の意見を聞くことを目的としたカメトーク、１０年後の亀山はこうなってほしいにおいて、活気あふれるというキーワードでまとめられた意見の中に、リニア駅周辺に観光地、ショッピングモールなどができたらいいなというようなことだとか、リニアで活気のあるまちの期待感というのがまとめられています。その中から、人口減少を食い止めるだとか、就職先が増えるだとか、そういうよいなという肯定的な意見がたくさん出ておりました。

今日も傍聴の中に中学生がいますけど、やっぱり夢とか希望を持つことが機運を高めることにつながります。ただ、夢だけではあかんと思います。現実に照らし合わせて一段高い目標を定めて、それに従ってしっかりと施策を着実に進めていけば、その夢は次第に実現へと近づいてくると考えます。将来を見据えた都市のあるべき姿、例えば、例えばですよ、人口１０万人規模に拡大するんやというような明確なビジョンを市民に十分に示されていないのじゃないかなと感じています。将来像を持たずに誘致だけで進めても、まちづくりの方向性が共有されなければ、せっかくのチャンスを生かし切れません。この令和６年度の決算審議の中でも、財政の厳しさを認識したところです。人口を増やし、歳入を増やす絶好の時期だと私は考えています。

この後の質問、空き家対策にも関連しますが、空き家はマイナス要素ではあるんですが、一方、視点を変えれば、人口増加のチャンスともなります。例えば仮に１，５００件の空き家があると想定します。半分の７５０に２名が住むとすれば、１，５００人の人口増になります。これが実現に向けた施策です。実際に社会増で世帯数は、亀山市もこの１２年間で約２，０００世帯増加している結果から見れば、手法次第では十分に可能な数字だと考えます。

空き家を負の遺産として処理するのではなく、移住・定住、さらには就業や観光と結びつけて人口増加の資源として活用する。これがまさに先ほど申し上げた将来ビジョンを実現に向けた具体的な施策になるのではないでしょうか。そこで、リニア誘致が及ぼす将来像の影響と人口推計について、市民に向けて市長のビジョンをお示しください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニアの構想に対しまして、議員の熱い思いを今語っていただきましたが、ちょうど私自身も、

平成３年市議会議員に初当選させていただいた最初の定例会で、リニア構想を時の今井市長に質問をさせていただいたことを思い出しておりました。あれから３４年経過いたしておりますが、リニア構想に向けた亀山市の様々な取組というのは、本当に長い時間を経過してきたなというのを改めて感じているところであります。

そういう中で、本市の市内停車駅の誘致活動は、１９９２年、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議の設置以降、３０年以上の長きにわたりまして、議会の皆さん、そして産業界の皆さん、そして地域団体など本当に多くの市民の皆さんと一体となりまして、この活動を展開いたしてまいりました。また、本当に未来を担う子どもたちには、リニア体験乗車会などを通じて大きな夢を育んできていただいたところであります。

お話がありました夢から現実へ、そういう意味では極めて大事な局面を迎えているというふうに認識をいたしておりますが、ご案内のように、亀山市は、いにしえの時代から我が国の東西交通の要衝として発展をいたしてまいりました。近年さらに本市の強みであります交通拠点性の向上が図られつつありますが、リニア三重県停車駅の実現は、時間便益につながることはもちろんながら、人、物、情報の流れが変わり、広域交流拠点機能のさらなる強化や三重県内のエントランス、玄関口としての重要な役割を担うこととなります。本市の持続的な成長と産業、雇用、生活など、有形無形の価値や効果が生まれるものと考えているところでございます。名古屋以西の構想につきましても大事な局面に近づいておりますので、今後も市民会議を核に、オール亀山での諸活動を展開して、次世代へつながるその責任を果たしていかなくてはならないというふうに思っています。

亀山市といたしましては、議員その将来のまちづくりのビジョンを示すときではないか、このお話でございました。将来のまちづくりにおきまして、リニアの三重県停車駅の持つインパクトを最大限に生かすことができるよう、将来の都市の発展期への市民の皆さんの期待感も含めまして、現在総合計画の策定の中で、やっぱり市民の皆さんと共有をしていくことが大切であろうというふうに考えているところでございます。

ビジョンを示せ、この話でございました。次なる検討を行うべき時期が間違いなく近づいてきていると感じておりますことから、今後の都市成長に向けて、将来を見据えた本当に着実な取組を、その歩みをオール亀山市で展開してまいらなくてはならないというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ちょっと大きなビジョンというか、これから先こうあるべきやというところを示していただきたいなというふうに思ったんですけど、なかなかこの場では難しいというようなニュアンスだったので、先ほど来私のほうでお願いしました、アンケートのリニア市内停車駅の誘致の機運が高まっているというところが低いというところを今後どのようにしていくというふうな、ちょっと言い換えをさせていただきたいと思います。市長は、じゃあこの０．２５という低い値を市民にどのように復活させて、例えばこれをどれぐらい上げていくかというところをちょっとお示しください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市民アンケートの設問の仕方ということとか、今部長のほうから答弁いたしましたが、その背景というのも多分あっただろうと思っております。機運が醸成されているかどうかの問いかけという意味では、東京－名古屋間の状況が遅れてきたとか、様々な報道によりますいろいろなお立場からの発信もあろうかと思いますけれど、そういうものが背景にあったと思っております。いずれにいたしましても、本当に長い年月を市民の皆様、行政、産業界、本当に多くの方が先人から汗を流しながら今日に至っているところでございますが、やはりもちろんその思いを本当にオール亀山、市民の皆様と共に、やっぱり分かりやすく、そしてその意義も含めて共有をしながら前へ進めていくような取組をさらに進めていかなくてはならないと思っております。

これは亀山だけの問題ではなくて、本当に三重県を挙げて、知事を先頭に様々な努力を重ねてきていただいておりますので、三重県にとりましても、そして亀山にとりましても、この千載一遇のチャンスをしっかりものにできるような、そんな思いが共有できるような取組をこれからも工夫しながら丁寧に努めていく必要があろうというふうに考えているところでございます。議員並びに本当に市民の皆さん、若い皆さんも含めて、ぜひとも今後とも格別のご努力、ご尽力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

その結果は現れていますので、ぜひそれをさらに改善できるようにお願いしたいと思います。

それでは次の、先ほども少し触れましたけど、空き家対策についてというところに入っていきたいと思います。

市民の皆さんからは、空き家に関する問合せやご相談が数多く寄せられています。特に放置された空き家から草木が伸び放題になっている、あるいは外壁が崩壊寸前で近隣住宅に不安を与えている、さらには害獣のすみかとなっているなど、身近な生活環境の問題として深刻化しております。そこで、空き家対策の現状として、広報「かめやま」８月号の中に、空き家を取り巻く状況ということで掲載されていました。このことについてちょっとお伺いしていきたいと思います。

平成２０年から５年単位で推移が示され、平成３０年から令和５年で１，６１０件から１，５２０件の空き家が減少となっていますとここに記載してあります。空き家率では７％から６．２％、０．８％の減。出典を見ると、総務省発行の住宅・土地統計調査、人口が今亀山市は微減ですね。少し減っている中で世帯数が増加ということで、１０年間で７３７人の減少で、世帯数が２，０００世帯増加しているということで、新築住宅の建設が日常的に目に飛び込んでくる状況下で、空き家が減少しているとはちょっと感慨深いなと。また、亀山市の空家等対策協議会での調査結果では、空き家と判断できたのは７１９件と報告があります。現状を分からずして事は始まらないと思います。市内の実態把握が行われているか、ちょっと説明してください。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家の現状につきましては、総務省統計局で実施した令和５年住宅・土地統計調査によります

と、全国の空き家は約９００万戸となり、５年前の同調査と比較して５１万３，０００戸増加となっております。

次に、本市における空き家の状況でございますが、先ほど議員からもご紹介いただきましたとおり、統計調査によりますと、一般住宅の空き家率は６．２％であり、５年前の同調査の７％に対し０．８％改善しており、三重県内でも鈴鹿市の４．５％に次いで低い結果となっております。

また、市内の空き家件数につきましては、昨年度、市が平成３０年度に空き家と判定した建物を中心に、市職員によるパトロールや自治会、市民の方からの相談を基に、合計１，３６３戸を対象として約４か月にわたり一斉調査を実施いたしました。その調査は、市内全ての物件を網羅した調査ではございませんが、おおむね１，２００戸が空き家であると推測しております。今後につきましては、全国的な傾向と同様に、本市においても人口減少や少子高齢化の進行を背景として、空き家の増加が見込まれるものと考えております。

一方、空き家関連の専門知見を有する委員で構成される亀山市空家等対策協議会を令和６年１１月２７日に開催し、過去に全て改善された特定空家等を新たに４件認定し、管理不全空家等については現在対応中である９件に加え、新たに２６件を認定したところであります。これらについては、所有者等に対し、速やかに改善されるよう助言、指導を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回４か月かけて調査、空き家対策事業をされたと先ほど答弁がありましたけど、空き家対策事業の一環として外部委託をして実施されたのか、ちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家の１，３６３件の現地調査につきましては、建設部の建築住宅課住まい推進グループの職員が通常業務の中で直接現地に赴き、約４か月を要して調査を実施いたしました。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

職員自ら実施されたということなんですけど、市内全域、先ほど調査が１，３６３件と言われましたんですけど、あまりにも多い調査で非常にお疲れさまでした。

先ほど現地に職員が行かれたということで、実際に現場を確認していただいたことで、より実態をつかむことができたんじゃないかなというふうにも思います。では、その調査結果で、地域で多い地域だとか少ない地域だとかいうところで、そういう分析がされているのか、また加えて、先ほどの答弁では、平成３０年の基礎データから現在令和５年ということで、その間に発生した空き家の調査も含まれているのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家の地域別の把握状況につきましては、水道休止及び未使用データを基に令和元年度に調査を行っておりますが、今回の調査においては、地区別等の詳細な分析作業までは行っておりません。また、平成３０年度から令和５年度までの空き家の新規戸数の調査につきましては、平成３０年度以降に自治会等から空き家として通報や相談を受けた約１００件を空き家件数として把握しておりますが、それ以外の新たな空き家については、現時点では調査を実施しておりません。

今後につきましては、市内全域を対象とした空き家の実態調査を行う必要があると認識しておりますが、まずは調査手法や実施体制について検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

空き家の地域別の分析までは至っていないこと、さらに平成３０年の基礎データに通報があった新規の空き家情報以外は調査できていないということが確認をできました。やはり冒頭にも言いましたけど、現状が分かっていないといろんな対策が打てませんので、ぜひそこら辺は今後進めていただきたいと思います。

次に、空き家バンク制度について伺ってまいります。

この制度は平成２３年に導入されたと思うんですが、直近の状況をホームページで確認をしたんですけど、現在の登録数は１６件で、令和元年以降の成約件数が３８件とホームページで確認をさせていただきました。導入から現在までの状況の説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本市の空き家情報バンクの制度につきましては、平成２３年３月に制度が開始されてから、令和７年４月１日までに空き家の利用を希望される方の登録者数は延べ２７８人でございます。これに対し、空き家の登録物件数は延べ７７件となっており、これら７７件の物件のうち、売買などで利用希望者との成約に至った物件は５１件で、その内訳は、売買が４２件、賃貸が９件でございます。また、所有者の都合で取り下げられたものが１４件あり、結果ホームページに掲載された物件は１２件でございました。

なお、広報「かめやま」８月１日号において、「空き家について考える。」と題して特集を掲載したところ、空き家情報バンクへの数多くの問合せがあり、９月１日現在の登録物件数は延べ８３件となり、これに伴いホームページの掲載物件も６件増加し、現在は１８件となっております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

現在把握されている空き家件数からすれば、登録件数、成約件数はちょっと少ないように思われます。ただし、直近で６件増加したことは、先ほど確認しました広報「かめやま」８月号に空き家対策特集が掲載された効果だと評価できます。

ちょっと掲載内容も見ましたが、空き家の現状や地域での困り事、空家法改正による対策強化、さらに空き家は所有者の責任であることなど、問題点だとか制度が分かりやすく整理されていまし

た。

そこで伺います。今回、空き家の状況、空き家バンクの利用状況、さらに広報「かめやま」で市民に呼びかけた内容を踏まえた上で、課題と今後の方向性について、市の考えをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家対策における課題といたしまして、まず空き家情報バンクへの新規登録数が令和４年度６件、令和５年度４件、令和６年度６件と横ばいで推移しており、登録物件が少ない状況となっております。

次に、市外からの移住を目的として、空き家住宅の改修工事を行う方への支援を行う空き家リフォーム支援事業につきましても、令和４年度から令和６年度までの補助実績が各年度２件ずつとどまっており、件数が伸び悩んでいるところでございます。その主な要因として、空き家情報バンクの登録につきましては、市街地を中心に不動産事業者による空き家の流通が活性化していることが上げられます。また、空き家リフォーム支援事業につきましては、不動産事業者によるリフォーム後の売却や買主による空き家引渡し後の解体などが影響しているものと考えております。

しかしながら、先ほどもご答弁いたしましたとおり、広報「かめやま」８月１日号で空き家の特集を掲載したことにより市民の方からの問合せが増えていることから、今後も引き続きこれらの制度について丁寧な説明を行うとともに、住宅や建築、不動産業者など各種関係団体などに対し広くＰＲを行い、制度活用の促進に向け展開を図ってまいりたいと考えております。また、空き家は今後も増え続けることが想定されることから、空き家になる前からの予防的な対策、空き家となった後の利活用や適切な管理などについて、行政だけでなく地域や関係団体と連携を図り、総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

亀山市のイメージとして、特定空き家を管理、除却するようなところを重点的に置かれているんですけど、先ほどの答弁にありましたように、今後は活用に軸足を移して、予防的な対策を進めていただきたいなというふうに思っています。

第２次亀山市総合計画の検証の中に、さらなる空き家の利活用に向け、移住・定住、就業など、他分野との組織横断的に連携した取組を進めるとともに、空家特措法改正により創設された空家等管理活用支援法人などの指定などに関する調査・研究を行い、民間活力を活用した空き家対策を検討していく必要があるとまとめられています。そこで、新たな取組についてご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

令和５年１２月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、新たに空家等管理活用支援

法人制度が創設されました。本制度の目的、内容といたしましては、空き家問題の解決を促進するため、市が実施する空き家等の管理、活用に関する業務を補完する役割を担うものです。特定非営利活動法人、ＮＰＯや一般社団法人、財団法人などの民間法人に、公的な立場での空き家に対する所有者への情報提供や相談対応、委託による定期的な管理や改修、普及啓発活動やその他空き家の活用に必要な事業などの業務を委託することで、民間業者の特性を生かしたより円滑な空き家対策が期待されております。

本制度の導入により、空き家を放置することで生じる治安や衛生、景観などの問題を防ぎ、地域の再生や経済活性化につながることが期待できます。現在県内では、伊賀市のみが支援法人の指定を行っている状況でございます。今後、本市といたしましては、国への聞き取りや相談、県及び近隣市との情報共有を図りながら、本制度の活用について研究、検討してまいりたいと考えております。さらに、空き家を所有している方を対象に、活用や処分の方法について、無料の空き家相談会の開催を考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

空き家に対する無料相談というのは、すごく市民にとっては助かるんじゃないかなと思います。やっぱり空き家になってどうしたらいいか分からないというところがまずスタートだと思います。空き家が発生する原因は、今もありましたように、まずどう対処していいか分からない。相続だとか、転居だとか、あと管理が困難になって多岐にわたっていることだとか、あと個人の財産であることなどから、行政だけでは解決することというのが限界があると思います。本当に今現状担当者が片手間で対応している業務ではないんでしょうか。

空き家だけはなく、土地の管理も含めて第三者機関が介入するということも考えられようかと思いますけど、第２次総合計画の検証でも示されたように、空き家対策は移住・定住、就業、さらには観光など、多くの分野と深く関わる課題ですと。しかしながら、現状では部局ごとに分かれて取り組むため、十分に連携が図られず、施策の効果が十分に発揮されていない面も見受けられます。

そこで提案したいのは、空き家を中心とした施策を一元的にまとめることができる空き家対策推進室のような新しい部署を設置することはどうでしょうか。この部署は、単なる空き家の管理や除却にとどまらず、移住・定住を促進し、就業機会を創設し、観光資源としても活用にもつなげていく、まさに人口を増やすためのチームとして機能させることが考えられます。民間事業者や地域団体と協働しながら、空き家を地域の負担から地域の資産へと変えていく、その中心的な役割を担う組織として設置してはどうかと思います。市長、この見解をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在お尋ねの空き家対策につきましては、建設部を中心に各部署と連携して対応しているところでございます。議員おっしゃられるような本当に総合的な連携の中でこれを考えていくということの重要性は承知をいたしておりまして、できる限りそのように取組を進めているところであります。

令和５年に総務省統計局で実施いたしました住宅・土地統計調査では、市全体として空き家の減少は見受けられますものの、市内での地域格差があることを認識させていただいております。この空き家対策、地域の安全、景観活性化を守るため、今後ますます重要度が高まってまいりますことから、空き家の管理、活用、その他空き地を含めた対策を進める上で、専門部署の設置は対策の強化の一つと理解をいたしております。一方で、先ほどご答弁いたしました空家等管理活用支援法人などの様々な制度の活用や費用対効果も含めまして、総合的に検討し、判断していく必要があろうというふうに考えているところでございます。

なお、第３次亀山市総合計画を現在策定中でございますが、この総合計画に掲げる施策を着実に推進していくため、現在市の組織の見直しを同時に検討を進めているところでございます。今後、現組織の改編を実施していく中で、空き家対策の業務を担う組織につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

そういう組織変更の中で、ぜひその位置づけをよろしくお願いしたいと思います。

それを例に出したのは、長野県伊那市がございますが、そちらのほうは、人口の維持ということで、空き家バンクにこの５年間で登録が３４４件で、うち成約されたのが２４９件、その中で５年間で９８１人の増加ができております。やはりそういうのをちょっと参考にしていただいて、専門部署を設置しながら、先ほど来言った財政への負担軽減だとか、そういうところにぜひつなげていただきたいなというふうに思います。

最後に、観光振興と一体となった低山登山の安全対策について伺います。

亀山市では、布引山地から鈴鹿山脈に整備されている７座トレイルをはじめとする低山登山を観光資源として積極的に発信し、気軽に登れる山として多くの登山者が訪れるようになっています。その一方で、実際に登山の中の遭難事故の発生事案も確認されています。直近も、７座トレイルで滑落して命を落とすという痛ましい事故が発生しました。尊い命を奪われた方に心より哀悼の意を表します。亡くなられた方にはご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。また、遺族の皆さんへも深くお悔やみ申し上げたいと思います。

市が観光振興の一環として７座トレイルと銘打ち誘客を図っている以上、登山者の安全を確保する責任があると考えます。そこで、７座トレイルを含む低山登山における遭難事故の発生状況をどれぐらい把握しているか、ちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山７座トレイルを含む低山登山における過去３年間の遭難事故の発生件数につきましては、令和５年度は１件、令和６年度は４件、令和７年度は８月末現在で２件でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

非常に近いところの山で直近で７件のこういう事故が起きるというのは非常に多いと思います。なぜその事故が発生したのか、原因は把握されていますか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど申しましたように、過去３年間の遭難事故の状況を見ますと、７件のうち単独登山が５件、また遭難事故に遭われた８人の方は全員の方が５０歳以上で、また７０代が３人、８０代が１人でございました。高齢者の登山、特に単独登山において遭難事故の危険が高まると考えております。また、足腰に疲労がたまる下山時の事故につきましても、４件５人ございました。このように、それぞれの事故において状況は異なりますが、こうした様々な要因が重なり遭難事故につながったものと存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

発生の原因というか、原因だと思いますけど、単独登山、下山時ということですが、こうした遭難の背景には、山中でスマホの電波が入らず緊急時に通報ができないという重大な問題があります。事故当時、登山者が利用していたＹＡＭＡＰは、山中で電波が不通となったため追跡ができず、救助活動にも大きな支障を来したと伺っております。また、７座トレイルだけではなく、登山口の周辺のバンガロー周辺もスマホがつながらないという苦情が利用者から寄せられています。

観光資源として市が整備、ＰＲしている施設において通信ができないことは、安心・安全の面だけではなく、利用者満足度にも影響する深刻な問題です。スマホに頼り過ぎていることから、道に迷って電波が届かない、これは慌てて下山する危険も事故の一因ではないかと思います。

そこで伺います。課題と安全対策について、どのように行われているか、あるいは今後どのように対応していくのか、お聞きします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市におきましては、鈴鹿山脈や布引山地など、豊かな自然のすばらしさを理解していただけるよう亀山７座トレイルを整備し、観光誘客を図っております。しかしながら、登山においては、遭難や異常気象などのリスクは付き物であり、いかに安全対策を講じて登山を楽しんでいただけるかが重要であると存じます。登山におきましてスマートフォンは欠かせないものでありますが、万が一遭難した場合に通信可能エリア外では、電波がつながらない可能性がございます。

そのような不測の事態における対策としましては、無理のない登山計画を立て、事前に登山者の氏名や連絡先、登山コースを記載した登山計画書を登山届ポストに提出していただくことでございます。登山計画書の提出はオンラインでもでき、ＹＡＭＡＰなどの登山アプリでの提出も可能であります。また、登山アプリを使用している場合は、遭難までの移動ルートが分かるため、遭難した際には捜索の手がかりとなり、迅速な救助につながります。

また、登山の必須アイテムといたしまして、予備の携帯バッテリー、紙の地図、コンパスを持参

していただくことや、単独ではなくグループで登山することも有効な対策の一つです。このほか、本市では、亀山７座トレイル登山道活用ネットワークと協力して登山道の整備を行っており、登山道には案内看板を設置しております。この案内看板に従って登山いただくことも遭難防止となります。

本市といたしましては、今後も引き続き登山者の方々に安全な登山を楽しんでいただけるよう、スマートフォンの通信可能エリアマップなどを作成するとともに、三重県山岳・スポーツクライミング連盟とも連携を図りながら、亀山市公式ＬＩＮＥやかめやま・安心メールのほか、特に市外からの登山者に向けては、亀山市観光インスタグラムなどを活用し、注意喚起に努めてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

案内板だとか、スマホのエリア表示だとかいうことは非常に有効だと思うんですけど、市として通信会社と連携して、電波の弱いエリアの改善だとか、緊急通信用の仕組みを導入するなど、ハード的な対策を検討する考えはないのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

登山におきまして、スマートフォンは重要な連絡ツールでありますが、山間部を中心に通信圏外エリアがまだまだ多いのが実情です。議員ご提案の通信会社との連携でございますが、近年では、従来の人工衛星と比べて、地球から近い高度５５０キロメートルの低軌道衛星を利用したスターリンクというインターネットサービスがございます。これにより、山間部を含む日本国内全域や領海外の広い海上エリアでも高速データ通信が可能となります。また、令和７年４月からは個人のスマートフォンでもサービスの利用が可能となっており、サービスを利用すれば、理論上では空が見える場所であればどこでも通信できるとのことです。今後につきましては、スターリンクの活用方法について調査し、登山者に対しては早期に周知してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　伊藤彦太郎議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回項目としまして大きく、亀山市まちをきれいにする条例について、ＪＲ西日本関西本線につ

いて、学校給食についてという３つの項目を上げさせていただいております。

それでは順番に進めさせていただきます。

まず１番、まちをきれいにする条例についてで、８月の中学生議会で示された条例の見直しについてということで通告させていただいております。

８月２６日に中学生議会が開催されまして、その中で、いずれの方もいろいろと考えていただいていまして、私たちとしても非常に参考にさせていただく内容だったなと思うんですけれども、その中で、中部中の方からごみ箱の設置についてという項目でいろいろ質問されまして、その中で亀山市まちをきれいにする条例にも触れられまして、その中で富田部長のほうからの答弁で、今このまちをきれいにする条例についてちょっと条例改正を考えておるという旨がありました。それにつきましてちょっといろいろとお聞きしたいなと思うんですけれども、まずそもそもこの条例がなぜ制定されたのか、その背景とか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行の亀山市まちをきれいにする条例は、合併前の亀山市が平成８年１０月に県下で最初に条例を制定いたしました。条例を制定した背景でございますが、当時大きな社会問題となっておりました空き缶、吸い殻などのポイ捨てや犬のふんの放置をなくすため、様々な啓発、清掃活動等に取り組んでまいりました。しかしながら、こうした市民活動にもかかわらず、その状況は大きな改善に至らず、特に国道１号線バイパス太岡寺交差点付近の路肩や植樹帯におきまして、空き缶、吸い殻等の投棄が目立っておりました。こうしたことから、ごみ等の散乱と不法投棄を防止するため、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、社会的な仕組みとして、清潔で美しいまちづくりを推進するため、条例を制定したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろとそういう社会情勢であったということと、やはり１号線のバイパスで長い信号待ちのときにごみを置いていかれる方が見えるとかいう話も私も聞いたことはあります。その中での条例制定ということで、今回そういうふうなことに対して変更ということになったんだろうなと思うんですけれども、これに関しまして、まず見直しの内容、どういうふうな見直しの内容を行われるのか、なぜ今見直すのか、そして見直しをするならそのスケジュールはどうなっているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず条例を見直すことになった背景でございますけれども、今回の条例改正の背景でございますが、市長マニフェスト２０２５の中で、太陽光発電に対する規制強化、まちをきれいにする条例の改正が政策として掲げられており、これらを具現化するものでございます。

また、現行の条例制定から約３０年が経過した現在、市内の不法投棄は減少傾向にあるものの、一部の心ない人が空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻、弁当がら、菓子袋といった一般的な家庭ごみを道路沿い等に投棄され、まちの美観が損なわれている現状を改善する必要もございました。こうしたことから、ポイ捨て対策における実効性をより一層高めることが重要であると認識し、見直しを進めているところでございます。

条例改正の時期につきましては、年度内に改正をいたしたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

市長のマニフェストもあったということと、あと大分改善はされてきたんだけれども、やはり一部の部分でまだまだちょっとということがありました。

中学生議会でも、中学生の方が罰則のことを言われまして、罰則の適用は今まであったのかという話もありました。それは実際にはなかったんだと。どちらかというと理念条例の意味合いもあるんだということで、決して罰すればいいというものではないというのはそのとおりやと思います。

それにつきまして、今回この条例をより実効性の高いものにということではあるんですけれども、今の条例の第３条で、市の責務として、空き缶等及び吸い殻等の投棄の防止並びに環境美化意識の啓発及び高揚等に努めるとともに、市民参加型の施策又は事業を実施しなければならないというふうな項目があります。市民参加型の施策というふうなことといわれますと、やはりクリーン作戦とか一斉清掃とか今あるわけですけれども、そういった施策の根拠条例にこの条例がなっているのかどうか、ちょっとその点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市民参加型の施策としまして、議員ご紹介いただきましたが、毎年１１月第２日曜日に実施しております市内一斉清掃や、毎年２月頃に自治会や事業者と連携して実施しておりますクリーン作戦、こういったものを実施しておりますが、これらにつきましては、先ほど申し上げました亀山市まちをきれいにする条例第３条の市の責務という中に記載されておるものに基づき実施いたしております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

確認させていただきました、そういったクリーン作戦とか一斉清掃の根拠条例にもなっているということで、理念条例とはいえ、それなりに施策展開につながっている条例だということは確認させていただきました。

その中での改正ということで、部長のほうからより実効性の高いものにということではあるんですけれども、当然今つくられておるところではあると思うんですけれど、その中で実効性を高めるというのは一体どういうことを考えておられるのか、現時点で。それこそ中学生の方がおっしゃったみたいに、罰則と言われましたけど、罰則の強化とか、そういうふうなこともあるんだろうかと

か、あるいはクリーン作戦、一斉清掃以外の何か別の施策展開をする方向にするのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

条例の見直しにつきましては、条例制定時と現在の状況を鑑みまして、社会情勢や市民や市民団体、企業などの環境意識が高まっている現状も考慮しながら、現在見直しについての検討を進めておるところでございます。また、ごみの不法投棄者に対する罰則規定の見直し、こういったものにつきましても、実効性が高められるよう検討しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

考えてもうておる途中なんだろうなという感じはあるんですけれども、そのときもちょっと中学生の方が言われていましたね、ごみ箱を設置したらどうやという話。そういった話を聞きまして、非常に私は考えさせられる部分が多いなとは思ったんですけれども、ちょっとそのとき出ていた話としては、ごみ箱を撤去というか設置するというちょっと時代ではなくなってきたとかいう話であったと思います。

私の感覚では、やっぱりごみ箱が公共空間に設置されなくなったという一つの転機となったのは、地下鉄のサリン事件やったと思います。あれでどんなものがごみ箱に捨てられるかという、ごみ箱の姿を借りてそこに危険なものを入れるというようなこともないとは言えないという状況の中で、当然ごみは自分らで持ち帰るもんやというような社会的な感覚もあったとは思いますけれども、やっぱりただ公共空間にごみ箱を設置するというのは一つの市民サービスでもあるわけで、当然コロナ禍とかで価値観が変わってきたとかいうのもあるんですけれども、サリン事件でごみ箱を設置するのを考えようやという時代の流れの後に、もう一回若い中学生の方からごみ箱を設置したほうがいいんじゃないのという話が出る。

どこにやっぱり私たちは目を向けるべきなのかというのを改めて感じさせられたなと思うんですけれども、そんな中で、やっぱりいろんな方がいろんな思いでまちをきれいにするというような形をしていくと思うんですけれど、新たな施策展開という中で、まちをきれいにする条例というふうに見ますと、どっちかというとごみを捨てないとか、不法投棄とか、犬のふんとか、まちを汚くしない条例のような感じなんですね。

当然まちをきれいにするという意味では、景観に配慮した何か花を植えるとか、そういうふうなのもあって、実際花いっぱい運動とかいう話を聞いたことありますけれども、田園景観の作物を植えるとかありますけれども、そういった景観を美しいものをつくっていく、花を植えるとか、そういったものに対する補助とか、そういったものの根拠にしていくとかいう、そういう考え方はないのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

この条例の名称は、まちをきれいにする条例でございますが、本条例の目的は、市、事業者、市民及び土地占有者等が協力して、市内における空き缶及び吸い殻等の投棄を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することでございます。具体的には、空き缶及び吸い殻などの投棄の防止、犬のふんの回収、所有地の清掃、除草等により清潔で美しいまちづくりを推進することを趣旨としております。このことから、議員がおっしゃられましたように、花を植えて景観を美化するとか、花いっぱい運動などの補助金に対する根拠ということではございますけれども、そういったものにつきましては本条例には含んでございません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

当然まずはごみを捨てないこと、そういうことはよく分かりますし、ただ先ほど中学生の方が言われていましたと言いましたけど、ごみ箱の設置とか、これはやっぱり地域の方の協力とかも絶対要るとは思いますんで、あるいは地域の方でごみ箱を設置したいんやという話が出てきたときの補助金とか、やっぱりそういうふうな部分で、当然行政が何でもかんでも設置してそれを回収するというのは、当然そういう話ではないとは思いますけれども、我々の地域はちゃんとごみ箱設置してそれを管理したいんやというような声があったら、そういうふうな補助金とかもこういったもので考えていくべきではないのかなとは思いますので、今途中だということですので、もうこの辺で終わらせていただきますけど、しっかりした検討をしていただきたいと思います。今年度中ということやったもんで、３月ぐらいに出てくるのかな、また私も、産建が所管する委員会ですんで、またしっかり審議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の項目ですけれども、ＪＲ西日本関西本線についてということで通告させていただいております。

これにつきましても、中学生議会での、これは関中の方やったかな、関駅の電車の本数についてとか、本数を増やしたらどうやとか、あと代わりとなる交通手段とか、そういうようなことを言われておられました。関西本線につきましては、亀山よりも西の区域ですけれども、当然東も含めてですけど、やはり市も危機感を持って臨んでもうているなというのは分かるんですけれども、大分そうなってきたなというのは。

そんな中で、中学生議会での答弁の中で、例えばバスを設置するとか、そういう話に関しては、やっぱりお金がかかるんだというような雰囲気ではあったんですけれども、もともと関地区というか、亀山駅以西に関わらず全市的にやはり公共交通の問題というのは非常に大きな話やと思います。誰もがもう共通して認識している部分。

市がバスをという話も今まであったんですけれども、ただそんな中で言われていた設置できないんだという理由に、経費の部分と同時に、民業圧迫という話がありました、特にＪＲの話ですね。関地区からあいあいぐらいまでは行きましたけど、そこから直接もう亀山駅に乗り入れるような路線をつくったほうがいいんじゃないかという話に関しても、それはやっぱり直接やると民業圧迫になるんだというお話もありましたけれども、民業圧迫というような説明が中学生議会ではなかったと思います。民業圧迫という観点、それは一体今の時点ではどうなっているのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ＪＲ西日本が赤字ローカル路線として公表いたしましたＪＲ関西本線亀山－加茂間につきましては、輸送密度が令和６年度で９７８人ということで、国鉄分割民営化当時から比べますと、当時の約２割まで利用が減少し、収支率の悪化によりまして厳しい経営状況が続いております。鉄道は、都市間の広域交通としての重要な役割を担っておりますので、乗って残すという視点が大切であり、利用促進を図るため、日常の定期利用を含めた利用客の確保を図っていくことが重要であると考えております。

こうした観点から、ＪＲ加太駅と関駅を結ぶバスの運行につきましては、１次交通の鉄道と２次交通のバスとの役割分担や、議員お触れもいただきました市の財政負担の増加、さらには名阪国道と併走し、輸送量も低調な関西本線亀山－加茂間との競合にもなりますので、線区の収支率や鉄道の路線維持にマイナス影響が懸念されるということで、慎重な対応が必要であるとの考えでございまして、現時点におきまして、バス運行の考えは持っていないということでございまして、これまでと考え方は同様でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

競合によるという話が出ました。

本当に言われるとおりやとは思うんですけど、今回１番で代替手段の考え方についてということで、この代替というのはそのとき中学生の方も言っておられました。当然ＪＲに代わるものということではあるんですけれども、基本はやはりＪＲというのは、私もそれは全く同感ではあるんですけれども、以前に比べて最近のＪＲ西日本関西線の亀山以西、非常に雨とかそういうのに関して、雨が降ったらやっぱり列車が止まるんやというようなことが非常に増えてきたような気がしております。

話がちょっと脱線しつつあるんですけれども、たまたま私の娘が受験のときに受ける高校をいろいろ聞いていたら、上野高校、言わずと知れた伊賀地区の名門ですけれども、ここには関中出身者は必ずと言っていいほど志望した感じなんですけれども、もうその年に関しては、娘も実は志望したんですけれども、そのときはそれ以外ゼロだったという。よくよくいろいろと見てみると、やはり関西線が雨になると止まるというので、当然止まっても車で送られるとか、あるいは列車が止まりましたというので公欠になったりとか、そういうのはあるとは思うんですけれども、ここまで関西線が止まってしまうと、やはり伊賀地区にはもう行けないというような話があったと思うんですね。

そういうこともありまして相当ＪＲ関西線で、その上本数も少ないんやけど、その本数がいつもしかも動いてくれるとは限らんというような危機感もあって、そうするとやっぱりＪＲとの競合というより、もうＪＲと協力するというような意味で、やはりＪＲを補完するようなバスというのが要るんじゃないのかというふうなぐらいに感じまして、それで今回の質問させていただいておるんですけれど、そんな中でちょっとお聞きしたいんですけど、それで２番の項目に行きたいんですけ

れども、関西本線活性化利用促進三重県会議についてということで、そういったことというのは、やはりこういった会議、こういったところにやっぱり考え方が反映されていくべきもんやと思うんですけれども、まず三重県会議、関西本線の、これも当然亀山市としても参加されていますけれども、これまでの会議の状況、どういうことが特に話し合われているのか、そしてこれからどういう展開がなされていくような雰囲気なのか、この点について状況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

関西本線活性化利用促進三重県会議は、令和４年４月にＪＲ西日本より関西本線亀山－加茂間が赤字ローカル線として公表されたことを受けまして、三重県の呼びかけにより、ＪＲ西日本が三重県内で運行する区間における利用促進の検討及び実施により、関西本線の活性化を図ることを目的に設置をされまして、三重県並びに沿線市の本市及び伊賀市、ＪＲ西日本の４者で構成をされております。

この会議は、令和４年度以降、会長であります三重県知事、委員の本市の市長、伊賀市長、ＪＲ西日本阪奈支社長で構成する会議を行いまして、協議を行っているところでありまして、主な協議内容でございますが、令和４年度につきましては、利用動向のデータ分析等を行うとともに、今後の取組の方向性、これは４項目を整理いたしております。また、令和５年度につきましては、通勤等利用者の裾野を広げる取組等といたしまして、関西本線の利用促進に向けた潜在調査の実施やビジネス利用の拡大に向けたモニター事業の検討を行い、実施も行っております。

さらに、６年度につきましては、他のエリアから人を呼び込む取組の一つといたしまして、大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行を検討し、ＪＲ東海との管区をまたぐ直通列車の実証運行を実施いたしました。本年度につきましても、観光列車の実証運行の具体的な取組や関西本線の維持活性化に関する議論を進めることといたしておりまして、現在も取組を進めているところでございます。

今後の展開というお尋ねもございましたが、４年度に整理をいたしました４つの取組の方向に基づきまして取組を進めているところでございまして、観光列車などによる地域外からの観光需要の取り込みに向けた沿線の魅力と価値の向上と、地域内の定期利用等の移動需要の確保による利用促進に向けた検討並びに取組の実施を図っていくことといたしております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろ取組はされているんやと思います。

そんな中で、やはり先ほど言いました１番の代替手段ということで、以前も当然大雨とかのときに列車が止まるというのはあって、ただ一過性のものであること、大体それがほとんどなんですけれども、何年か前、数日にわたって、地盤の問題とか、それはすごく大事なことなんですけれども、それでしばらくちょっと列車が動かないことがあった。それに対して代替手段はどうするんだというのがあって、これは当然鉄道の事業者の責任において代替手段を確保するべきもので、実際

それもされたわけなんですけれども、でもそれもすぐには動けなかったというので、やはりそういったことにつきまして、特に中学生とかの送り迎えとかの部分で、今市所有のバスもあるんでそういうのを出したらどうかとか、そういうのもありました。

どういう形というのは当然教育行政とも関わることですし、ここでこうというのはないんですけれども、やはりさっき言われたように、本当を言うたらいざ止まったときにいつでも市のバスとかが使えるとか、ただそのためにはやはり連携というのが非常に大事やと思いますので、今伊賀市、亀山市、ＪＲ、三重県ということですけれども、それこそ三重交通とでも連携するぐらいの思いもあってもいいと思います。とにかく亀山市としては、ＪＲとの競合云々というよりも、やはりＪＲと協力していくぐらいの気持ちがないと駄目なんだろうなというふうなことをちょっといろいろ申し上げましたけれども、やはり引き続き実効性のあるような施策につなげていっていただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、３番目の学校給食についてなんですけれども、物価高騰対策についてということで通告させていただいております。

物価高、物価高と言われていまして、近年そうやって言われているのが、ここに来てさらに高くなったという印象がありまして、米不足とか言われていたのが新米が出てきて、ただ思ったよりもやっぱり値段が高いとかいう話がありまして、でもそれぐらいは当然もらわな合わんの違うかという話もあるんですけれども、米も。ただ、その中で予想外にさらに高くなっているという話がありまして、一番市として困るというか、やはり学校給食ですよね。学校給食は今の値段でいけるんかとか、その辺の話がありまして、その辺どんな状況なんでしょうか。もう漠然とした話ですけど、ちょっと教育委員会の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

物価高騰の折、学校給食はどうかということでございますが、学校給食用食材のうち、主食と牛乳につきましては年間契約となっております。パンと牛乳につきましては４月から、それとお米のほうは１０月からの１年間の契約でございます。その間の一定の価格となっておりますが、近年はご指摘のとおり値上がりが続いている状況でございます。

一方、副食の肉、魚、野菜などにつきましても、納入業者様のほうのご協力も得ておりますものの、やはり季節による上下等もありますが、近年の物価高騰の影響を受けて、これらの仕入価格は上昇をしている状況でございます。

こうした物価上昇への対応といたしまして、令和６年度には学校給食費を改定もいたしまして、小学校のほうは４，８００円に、中学校は５，２００円に増額することで献立の作成に影響が及ばないようにいたしますとともに、国の地方創生臨時交付金、こういったものを活用いたしまして、小・中学校ともに増額となりました４００円分、ここに充当するといったことによりまして、保護者負担の軽減に努めているという現状でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

国庫補助とか、その辺も含めて対応を今までもしてきてもうたというのはそれはよう分かっておるんですけど、現時点で、この先もこの価格でいけるのかとか、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

今後ということでございますが、とりわけ令和６年から今年度にかけての米の価格の動向などからも、今後他の大半の食材につきましても値上がりは避けられないとやはり見込まれております。こうしたことから、本年度計上いたしております賄材料費においては、既決予算額ではやはり不足が見込まれるような状況になってございます。現在も活用をさせていただいております地方創生臨時交付金のさらなる活用も含めまして、献立や保護者負担に影響が及ばないよう、財政部局とも協議を行い、本年度での予算措置について検討を始めておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

やっぱり心配な部分もあって予算措置も考えつつあるということではあるんですけれども、臨時交付金とか、それは当然活用していくという話になると思うんですけどね。ただやはり気になるのが保護者負担がないようにと言われましたけれども、当然青天井で上がっていくものではないとは思うんですけれども、もうさすがにここになったらというので保護者負担を求めることもあるいはあるかもしれませんけれども、この辺はやっぱり市民の方も非常に関心のあるところやと思います。

そこで、市長にお聞きしたいんですけれども、やはりこれは教育委員会ではなくて市長部局の話やと思います。現時点で値上げをするとかいうふうな考え方、市長なりの見通しというか、その辺をちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨今の物価高騰が学校給食に関わる給食費の材料の値上げに影響を与えておると、このことに対しては、今教育委員会が答弁いたしましたけど、しっかり手当をしながら今日まで展開をしてまいりました。

なお、今後につきましても、適切な判断をさせていただくという方向性は持たせていただいておるんですが、現在、例えばこの間国の地方創生臨時交付金を活用して、材料費が上がった分を手当てをしてきたと。これは保護者負担の軽減という立場でございましたが、じゃあ国の地方創生臨時交付金が来年度も継続するかどうかにつきましては現時点では明言がございませんので、継続されないということになれば、来年度の給食費はさらに増額することとなってしまいます。

また一方で、これは国におかれてご案内のように、２０２６年度から小学校における給食費の無償化の方向性、施策決定がなされておりますが、このことについても現時点では一切具体的なことは発表されておりませんので、これらの動き、どうしてどうなっていくのかをしっかり見極めてい

く必要があろうかと思います。

しかしながら、学校給食の食材に係る物価高騰、これは今後も当然加速というか、この流れは当面下がっていくことはないというふうに想定できますので、これへの対応といたしまして、今後の国の動向を注視しつつ、本年度の対応はもとより来年度以降につきまして、本市の学校給食費、いわゆる保護者負担額の改定もそうなんですが、これらを視野に何らかの対応が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

やはり物価高騰の波というのはまださらに続いているんだなということではあります。

今回あえてこれを言わせていただいたんですけれども、米の高騰はもちろんそうなんですけれども、米が思いのほかそんなに上がらんのと違うかという話だったのが、やっぱり去年に比べると倍近い値段になっていると、そんな話もありまして。

私お茶屋なんですけれども、茶業界でもお茶は上がらんなみたいな話をしておったのが、もともと抹茶ブームというのがあって被覆茶が値段が上がっていたんですけど、普通の被覆じゃない茶はそれなりに大したことなかったんですけれども、それが全部被覆茶に移行して、被覆茶じゃないお茶で安かった、去年静岡がやたら安かったもので、一気に辞めるお茶農家が出てきたということで普通のお茶の不足になってきていまして、非被覆茶の生産量が思いっ切り減りまして、そっちのほうが特に下物を中心に爆上がりをしていまして、一番茶と二番茶と三番茶とか秋番茶がほぼ同じ値段に、下物ですね、なってきてしまったという、急遽そんな状況になってきておりまして、お茶でもこんな状況なのかというので、明らかに本当に私の周りでは想定していなかったぐらいの高騰が起こっておるもので、それもありまして、給食のことをちょっと聞かせていただきました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時３８分　休憩）

（午後　１時４７分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問をします。

まず、学校施設等長寿命化計画の財源確保についてであります。

今年２月に策定された大規模施設整備事業の基本的な考え方では、学校施設等については、老朽化の著しい施設から順次改修を実施するとともに、併せて特別教室への空調設備設置について検討すると書かれています。

そして、学校施設等長寿命化に係る検証結果では、２０２６年、令和８年度から２０３５年、令和１７年度までの１０年間の総事業費が３７億円とされ、その財源の内訳として特定財源、いわゆる国の補助金ですけれども４億円、起債、市の借金ですけれども２６億円、一般財源、その年の年度の予算ということやと思いますけれども７億円、こういう財源内訳になっております。

まずそこで、老朽化した学校数は多いんですけれども、どこをこの１０年間で対象にするのか、学校名でお答えいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

どの順番にやっていくのかということでございます。

今後の学校施設におけます長寿化改修、こういった取組につきましては、現在策定中の第３次亀山市総合計画の前期基本計画でありますとか、同計画への実施計画への位置づけを目指してまいりますけれども、こうした事業は最終的には予算化された後実施していくものでございますが、教育委員会の想定といたしましては、その具体的な整備内容といたしまして、令和８年度からの１０年間では、学校単位といたしまして、亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校、この順番で施設調査、工事設計、それから改修工事、これを１校当たり３から４年程度で実施していくという想定をしておるものでございます。

それ以降の改修等につきましては、今後の学校施設の劣化度合いの状況などを踏まえて、来るべき時点において各種計画において位置づけを行ってまいりたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校ということで、この１０年間やっていきたいという。それで、この１０年間で全て改修が終わるのかどうか、その点の見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

１０年間の見通しということでございます。

現時点における教育委員会で考えているそれぞれの長寿命化に係るスケジュール案ということで申し上げますが、亀山中学校につきましては、令和８年度に調査設計、それから令和９、１０、１１、３か年かけまして屋内運動場それから校舎を改修させていただきたいと考えております。亀山東小学校につきましては、令和１１年度、これは少しかぶってきますけれども、令和１１年度に調査設計、それから令和１２年度から１３年度にかけまして、校舎と屋内運動場、そして中部中学校につきましては、令和１４年度から開始いたしまして、調査設計を１４年度、１５年度、１６年度に校舎と屋内運動場、そして１７年度以降につきましては、それ以降の改修に伴う調査の想定を教

育委員会のほうではしておるというようなことでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

一番早いのは８年度からということであります。

８年度には新しい第３次総合計画が策定、動き出すわけですけれども、当然もうこの第３次総合計画に、この１０年間のうちの少なくとも８年間分は位置づけがされなければならないと思うんですけれども、そういう位置づけがされるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

先ほども少し触れさせていただきました、ご答弁申し上げましたが、こういった長寿化改修の取組につきましては、令和５年度でございます、教育委員会のほうで策定した学校施設等長寿命化計画、それからお触れもいただいております大規模施設整備事業の基本的な考え方、こういったことを踏まえて、現在策定中の市の最上位計画でございます第３次亀山市総合計画（前期基本計画）、それから実施計画、これらへの位置づけを目指してまいりますが、最終的には予算化された後、実施ということになってまいるものであると考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

第３次総合計画に組み入れていきたいという答弁でありました。

今上げられたこの３つの学校というのは、私はもう老朽化がかなり進んでいて、長寿命化というけれども、もう建て替えが必要な建物ではないかなと、大半がね、いうふうに思っております。

それで、この気になるのは、長寿命化計画の改修という言葉を使っているわけですね、改修という言葉。私はもう本当に建て替えが必要なぐらい老朽化が進んでおると思うんですけれども、この改修という言い方でどんな工事を想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

今、長寿命化の計画の中における改修ということでございますので、今少しお触れいただきました建て替え等ですね、こういったことについては想定はされておりません。あくまで今６０年の耐用年数、これを８０年に延ばそうというような意味合いにおきまして、補修でありますとか、そういったこと、こういった工事を想定したものになっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いや、それではあかんと思いますね。延命策だけを講じるというのはそもそも解決にならんでしょう、これ。もう亀山中なんか本当に古いですよ。今回給食をやるに当たって工事をしていますけ

れども、あれも本当にあの建物を触ってええのかどうかということが議論になるぐらい、今老朽化が進んでおるわけですから、やっぱりこういう改修で延命策をというね、６０年を８０年にする、やっぱりこれでは私は駄目だろうというふうに思います。

それはまた議論するとして、問題は、この建て替えでなしに改修だという前提でお話を聞きますけれども、９年度以降、毎年事業費４億と、毎年４億円ずつ事業費をかけるような計画になっています。起債が２６億ということになっています。

この２６億の起債ですけれども、これはできるだけ将来負担を考えれば、起債を減らして一般財源を増やすというのが本来あるべき姿だろうというふうに思うんですけれども、まずはその１０年間で３７億という総事業費、この財源をどう確保するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この学校の長寿化に係ります財源でございますけれども、通常の場合ですと、国庫支出金や地方債の発行、借入れを行い充当するほか、不足分につきましては一般財源を充当することとなるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

そんなこと聞いていない。国の補助金や、それから起債は国に対してものを言えばお金が確保できるわけやんか、これは国がもうオーケーすればね。要はそれ以外に一般財源７億円とあるわけやんか。これって本当に今のこれ財調が１５億に減ってしまって、何として２５億に戻そうかというようなことを言っておる亀山市がやに、毎年４億ずつのうちで、その１０年間で７億の一般財源を出さんならんでね。その財源どうやって取るのということを聞いておるの、僕は。あるのこれ、そんなお金。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、この一般財源でございます。こちらにつきましては、毎年の今の財政構造改革の中での圧縮というものもございますし、それからこの大規模施設整備の整理の中でお示しをしました、いわゆるごみ処理施設の建設時期を早めることによって、今それにかかっておる経費を削減するというふうなこともございますので、そういった一般財源も活用できるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、５％削減すると言ってできなかった。翌年は１０％削減をするってできなかった。２年続けてできなかったところができるというのは、圧縮したらできるんやと言うんですよ。そんな説得力がありませんよ、これね。

だからね、結局のところ、ちゃんと財源を確保せなあかんのですよ。それしか方法はないんです

よ。そんな年度によって予算が組めませんでしたので計画どおりいきませんでしたとなる。だったら、これ長寿命化計画って絵に描いた餅になるやないですか。それでは駄目なんですよ。計画を立てるということは、必ずその計画に基づいてやるということです。やるということは、財源をちゃんと確保するということなんですよ。この３つがセットなんですよ。

例えば庁舎、これはもう庁舎建設基金をちゃんとつくっておるわけですよ。それで担保しておるんです、財源を。ただつくるというだけやなしに。財源はこうしますとやっておるんですよ。じゃあ、何で学校はしないんですか、お聞きしたい。

やっぱりこういう公共施設整備のための特定目的基金はやっぱりつくらなきゃならん、そうでしょう。そこにちゃんと基金があれば、これを財源でやりますと言えば、これは説得力あるんですよ。だから、やっぱりそういう公共施設整備のための特定目的基金をやっぱりつくって、学校改修のためのこの財源、これをつくるべきやと思うんですけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご提案の公共施設整備に係ります基金の設置につきましては、過去におきまして継続的な財源の確保が見込めず活用が停滞していた公共施設等基金を平成２９年度に廃止した経緯がございます。

現在の厳しい財政状況におきまして、不測の事態への備えとなります財政調整基金残高の早期回復を目指すことが最も重要であるというふうに考えております。まずは、財政調整基金を目標額まで回復をさせ、その後に公共施設整備に係る基金の設置につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

初めてその公共施設整備基金をつくる方向というのは答弁されましたけど、段階とかじゃないんですよ、基金はつくったらいいんですよ。たとえ５，０００万、１億でも基金つくって、そこからスタートしたらいいんですよ。それを年度、年度で幾ら積むかはそれは財政状況ですよ。だけど、１つ終わらないと基金がつくれないという話じゃないんですよ。基金はつくればいいんですよ。幾ら積むかは年度によって違うと、そういうことですよ。だから、これはつくりなさいよ。

そのときに、私は１つ目をつけておるのがリニアの基金なんですよね。それで、これは私がリニアに反対するから言うんではなくして、もうリニアというのは、本当に前の３月議会でも言いましたけれども、沿線各地でもう本当に工事が遅れて、もう少なくとも１０年以上は遅れるんですよね。ＪＲ東海は東京－名古屋間が開業しないと、それよりも西は着手しないと言っておるわけですよ。それはもう人員的にも財政的にも無理だといっている。ＪＲ東海、よく分かりますよ、経営者としてはね。だから、そういうことを考えると、本当に随分先になるんですよね。

だから、この２０億というお金を使う時期が、これは推進派の人でもそうですよ、使う時期が、もう１０年か１５年か分かりませんけど、もっとずうっと先になるんですよね。それまでの間を、じゃあ、亀山市はこの２０億を使えんまま放っておくんかという話なんですよね。こんなことをや

っぱり市民は理解せんと思うんですよ。なるほど、それは置いといてくださいって言わんと思うんですよ。

公共施設というのは、これは広く、辞書なんかを読むと定義が広くありましてね、いわゆる市役所、学校などの箱物、これも公共施設です。それから道路、公園、上下水道、こういうインフラも公共施設なんですよ。それから、ごみ処理施設なんかのプラントも、これも公共施設なんですよ。つまり、公共施設整備基金というのをつくれば、かなり幅広いものに使えるんですよ、これね。

リニアの２０億という問題について、これ推進する人にとっても、これはやっぱりリニアの駅ができたときに整備するお金がなかったら困るとこういうことですよね。だから、これについては、中間駅いろいろ見てみますと、大体が駅前の道路であるとか、それから公共施設であるとか、そういうところのいわゆる整備にお金が使われるんですよ。だから、この公共施設整備基金にリニア基金を移したからといって、リニアの駅前整備に使えないという話じゃないんですよ。使えるんですよ、十分。公共施設整備基金という名前であれば十分使える。だから、リニア基金を廃止したからリニアのときに使えないという話ではない。これは性格的な問題を言うておるんですよ。基金の性格から言うておるんですよ。

だから、私は取りあえず今は使わなくて、使えないお金なんだから、２０億は。だから、その２０億を公共施設の整備基金の創設のときに置いて、当面必要な学校の改修に充てていくという、こういう使い方をすればいいんではないかと私は思うんですが、市長、この考え方はいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご提案の、リニア中央新幹線の亀山駅整備基金を廃止して公共施設整備に係る基金に充当するとのご提案でございますが、過去にも議員のこのテーマは何度も今までもご議論をさせていただいてまいりましたが、このリニア構想につきまして、午前中も櫻木議員の一般質問がございましたが、本市の持続的な都市形成に多大な影響を及ぼす事業でございますので、当然、長期的な展望の下に、この三重県駅を核としたまちづくり、活力、そして様々な有形無形の力を生み出していくという意味では、やはり今日まで三十数年かかっていますけれども、これからも今少しＪＲ東海さんのいろんな状況、東京－名古屋間の動き、お話がありましたが、現時点でこの先が非常に確定的なことが見えていない段階でございますので、そういうご趣旨というのは、おっしゃられる意味は理解できますが、しかし、将来の本市にとりまして極めて大きな意味を持つ事業だと考えております。そのための財源確保、今当面必要なものに今の基金を崩して使えということですが、そうじゃなくて、将来これが動いていく過程の中で、この財源確保策としてこの基金は不可欠だと考えているところでございます。

今だけではなくて、将来的な世代、将来負担を増やすということは、やっぱり避けなくてはならんと思っています。その意味で、当面の厳しい財政運営を当然これに対応しつつ、１０年先、２０年先の将来を見据えた視点、備えは、社会の変化に適応する上で大変重要であろうと考えております。

また、この基金へは、ふるさと納税により多くの寄附金による積立ても含まれておりますことか

ら、この寄附者のご意向に沿った使途でなければならないとも考えておりまして、現時点におきまして、この基金を廃止するという考えはございません。

また、公共施設整備に係る財源の確保につきましては、その整備手法等について可能な限り事業費の縮減を図るとともに、国庫補助金などの特定財源を確保して、その財源不足分につきましては、選択と集中による事業全体の圧縮などにより対応するものというふうに考えているところでございます。

この今総合計画で、今後８年間で大規模事業につきましては、今年の春にその方針を明確にさせていただきました。庁舎は後ろへ送る、それよりも優先して総合環境センターの整備を、市民生活に直結するそれを優先するということによりまして、これで２０億の財源を生み出していくことができようかと思っておりますし、今度は庁舎の基金にプラス３０億の基金の積立ても可能となることでございますので、こういう中で、まずは当面この総合環境センターをどうしていくのか、これに対していろいろ検討をしていく必要があろうと思っており、当然、学校関連施設のこの長寿命化あるいは整備につきましても、教育委員会からもお話がありましたが、トータルの事業と財源と見通しを、おっしゃるようにしっかり見極めた上で何を優先していくのかというような、施策と財源の見通しと確保をしっかりリンクさせていく必要があろうかと考えておりますので、何とかそこは賢明な対応をしてまいりたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、リニアのこの基金の廃止は、現時点で考えていないということでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、リニアの基金というのは私は覚えていますけどね、亀山市にとにかく駅を誘致したい、そういう思いで亀山市は基金まで積んで誘致の思いを表しているんやということを言われたんですよ。それはそういう目的がありましたよね、リニア基金をなぜ亀山市は積むんやという話になっている。この目的は達したんですよ、もう。亀山市に駅が決まったわけですから、場所は決まりませんけど。だから、そういう意味ではリニア基金をつくった意味は達したわけです。今は私が言っているのは、何もリニアに一切使うなということを言っているんやないんです、さっきから言うように。公共施設整備基金という名前にすれば、リニアのときにも使える基金になるということを言っておるんですよ。だからスムーズにリニアに推進する人と反対する人、どちらの人でもこの基金をつくることには異論はないと私は思うんですよ。だからこれを提案しているんですよ。

それからね、市長が盛んに、この問題はここなんですよ。学校の整備のための財源が確保できたらそれでいいわけですけれども、今の話ね、何遍も言いますけど、２年続けて失敗してきた人が、これから縮減して財源をつくりますと言ったってこれは説得力ないんですよ。だから、きちっと目に見えた形で基金という形で財源を用意してもらわないと、本当にこれは絵に描いた餅になりますよ、長寿命化計画。だから、それを心配しているんです。だから、ぜひこれはやっぱり長寿命化計画を絵に描いた餅にしないためには、やっぱりきちっと基金をつくるということだけ申し上げて、次に移りたいと思います。

もう一つ、リニア問題なんですね。次期総合計画策定に向けて実施された市民アンケート結果と

いうことを取り上げます。

先ほど櫻木議員も取り上げましたけれども、この令和８年度から始まる総合計画の策定が今始まっています。その前段で市民の意向を把握するために市民アンケートを取られました。結果が報告をされました。この計画策定方法に関する基本的な考え方というところには、計画策定における様々な段階において、市民が参画しやすい環境づくりに取り組み、市民の意向を計画に反映できるように努めると。市民の意見を聞いて、それが計画に反映できるようにする。これは大事なことです。施策等の重要度や優先度を明らかにするとともに、限られた経営資源で裏づけがある実現性のあるものを取りまとめると、こういうふうなこと書かれているわけですね。結果を見てみました。

一つ表を出していただけますか。

これは市民アンケート調査結果における重要度。それを上位ではなしに下位から順番に１０項目並べました。最下位がリニア市内停車駅誘致の機運醸成、これは先ほど櫻木議員が取り上げました。０．２５という重要度です。その下にあるのは多文化共生ですけれども、これが０．４６ですから、相当開いて断トツで最下位という、こういうことになったわけであります。これに対しても私、質問としてこれをどう捉えるんだということを質問する予定だったんですけれども、これについては櫻木議員が聞かれましたので、残念であるとか、それから真摯に受け止めたいというような答弁をされました。

それでもうこれはダブりますのでしませんけれども、私、本当にその質問を聞いていて思ったんですよ。なぜこんな結果になるのか、市民の中で。１つは、やっぱりリニア計画自体が高度経済成長に係るちょっと前ぐらいの段階で計画が作られている。それがそのまま見直しもされないまま今まで来ておるわけですね、計画が。ところが、これこの間、本当に社会の変化、物すごく変わりましたね。当時と違って人口減少、少子高齢化が言われるようになった。特にコロナですね、これで大きく社会が変わりました。オンライン会議で出張が減ったとか、それからリモートワークですよね。もう会社に行かずに家で仕事ができる、こういうふうなこととか、それから当時、多分地方で空港があるところって少なかったと思うんですよ。ところが、今は本当に数えるほどしかないですよね、都道府県で空港がないところというのは。だから、そういう意味でいくと、いわゆる高速で、何というか時間短縮で移動したい人は飛行機を使うというふうに変わってきていますよね。だから、そういうふうな社会が大きく変わっているにも関わらず、計画自体はもう本当に高度経済成長の前に作られたものがそのまんまで、見直しもされずに、ここが一番の問題なんですよ。だから、市民の中に受け入れられないんですよ。

それからもう一つ私が思うのは、駅前の再開発なんですよ。駅前の再開発、あれだけ立派なもんを造りました。でもにぎわい生まれていません。なぜか。やっぱり駅前の利便性が上がらないと、１時間に１本ではやっぱり、なかなかきれいにしてもにぎわいはできないんですよ。

リニアも考えてください。リニアも亀山駅ができても１時間に１本ですよ。１時間に１本のリニアの亀山駅ができて、本当にさっき市長が言われたような夢物語みたいなことが起こると思いますか。思えないんですよ、１時間に１本では。だから、そういう問題があるということをやっぱり受け止める必要があると思いますよ。

それで、この議論をするつもりはありませんけれども、やっぱりこの市民の声、断トツだったというこれを総合計画にどう反映するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、今般の市民アンケートの設問は、リニア駅誘致の機運醸成の高まりについてでございますので、先行開業区間の建設工事の遅れ等の外部要因によりまして、長期にわたる取組になることを前提に、現時点においては他の取組よりも機運醸成の取組の重要性が低く評価されたということなのでございまして、リニア駅誘致自体の必要性が低くなったというものではないと考えております。

重要度の結果を回答割合で見てみますと、リニア建設工事の事業推進が遅れている中にあっても、回答者の約４０％が「重要」とされており、「重要と思わない」約２３％を上回っておりますし、年齢別で見てみましても、高齢者層では重要度が低くなっておりますが、３０代では「重要」と考える方が５割を超えるなど、若年層では比較的重要度が高く、リニアへのしっかりとした期待が感じられるところでございます。

こうしたことから、今後もリニア亀山市民会議等と連携を図りながら、リニア三重県駅の市内設置と早期全線開業に向けて、一層の取組の促進を図る必要があると考えておりまして、そうした考え方を次期総合計画にも盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

社会の変化についていけないですよ、それ。だからやっぱりそういう、それこそ古い昭和の時代に作られた計画が今そのままできるわけやないやないですか。見直しもされていないですよ。

もう一つ表を出してください。

これは今度は満足度なんですね。満足度で、これも下位からなんですよね。下位からの順番ですけれども、一番悪かったのはバスの利便性、その次は鉄道の利便性、その次は乗合タクシーの利便性。つまり公共交通３つが最下位なんですね。この結果についてどう思ってみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域公共交通計画の改定でありますとか、コミュニティバス路線の再編でありますとか、乗合タクシーの制度の導入など、地域公共交通の充実に向けました様々な取組をこれまで展開してまいりましたが、このアンケート結果を見ますと、残念ながら地域公共交通に対する市民満足度が低い傾向は続いておりまして、これは第１次総合計画策定時の市民アンケートの調査時点から長期に及んでおりまして、好転していない結果と受け止めております。

一方、市民から見た地域公共交通の便利さの評価基準は、高い水準の輸送サービスをイメージされる場合が多いと推察をいたしますので、前提といたしまして、行政が主に交通空白地域対策として実施するサービスとの間にギャップがあることも考えられますが、自家用車依存が顕著な地域性もある中で、少なくとも現状の地域公共交通体系や輸送サービスが市民の移動需要にうまく対応できていない側面があると考えております。

また、鉄道やバスの利便性に係る市民の重要度は平均値より高い状況が続いておりますので、市民意向の観点からも、公共交通の利便性向上は今後も優先的かつ重点的な取組が求められる本市の都市課題であると受け止めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

これ本当に大事ですね。だから本当に取り組まなきゃならんというふうに思います。

私はこの結果を見たときに、普通こういう公共交通というと、高齢者が対象者としてすぐ浮かぶんですけれども、本当に高齢者が主にこういう回答をしたのかなというふうに疑問に思って、年齢別、地域別という、年代別ですか、の資料をいただきました。そうすると、鉄道の場合ですけれども、年代別では４９歳以下で不満が多い、小学校区別では昼生、関で不満が多いという結果。それからバスについては２９歳以下と４０から４９歳以下に不満が多い。小学校区別では昼生、野登、関で不満が多い、こういう結果なんです。

どうもここから見えてくるのは、高齢者よりも通学のための鉄道、バスの利便性が悪い、こういうことがこの結果に表れているんではないかというふうに思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市民アンケート結果を年齢別や地域別に分析して見てみますと、先ほど議員もお触れいただきましたが、特にバス交通は最も満足度が低い状況が続いておりまして、年齢別では、特に２９歳以下、４０歳代の満足度が低く、また地域別でも野登、白川地区や関地区、昼生地区の満足度が低くなっております。

例えば、こうしたこの市民意向の現状、これらの結果を実際の交通の利用動向と重ね合わせながら、まずは真の移動ニーズの分析を深めていく必要があるというふうに考えております。

確かに、学生等の自立した移動手段を持たない方々のご不満というのもかなり多く感じておりますので、それらも含めて分析を行ってまいりたいと思いますし、さらには、本年度はバス利用が低調な地域におきまして、地域事情や学生等の真に公共交通を必要とされている層の利用ニーズを把握することで、来年度の地域公共交通計画の見直しも見据えながら、最適な輸送サービスの在り方について検討を進める取組を行うことといたしておりますので、そうした取組の中におきましても、さらに検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

以前、議会で公共交通についての研修会をやって、当時名古屋大学の加藤さんという先生が来ていただいて講演していただいた。そのときに、僕印象に残っておるのは、子どもを大事にしない、地域公共交通ですよ、公共交通で一番大事なのはやっぱり子どもを大事にするという、そのことをやっぱり大事にするかどうかがやっぱり大事だということを言われた。今回、本当にそれが表れて

いるんやなというふうに思います。

この間の中学生議会でもこれに関わるのが出ていましたよね。だから、やっぱり本当にお金を持たない人が１００円払わなきゃならんとか、それから車にも乗れない人が、結局バスやそれに間に合うようなものがないとかね、学校の帰りとか行きにね、というようなことをやっぱり市が放置しておいたんでは、本当に後々亀山に戻ってきたいとか住みたいとかいうことにならないんですよね。逆にその子どものときに嫌な思いをしたまちからは、例えば、例えば亀山でそういう不便な思いをした。それやったらもう都市のそういう不便を感じなくていいようなまちで暮らしたいって思うのも私は一理あると思うんですよ。だから、そういう子どもをつくっていったらいかんのやないかと思うんですよ。

だから、そういう意味ではこのアンケート結果って本当に重要やと思うんです。ぜひここのところ、本当に通学のためのこのあれをどうするんかというやつを知恵を絞る必要がある。総合計画ではそれはばくっとしてしか書けませんけれども、やっぱりそれに基づいてやる事業の中で、ぜひここのところに重点を置いた取組をしていただきたいと思います。

私は今回リニアの基金の問題も上げましたし、それから今回のアンケートでもリニア問題を言いました。やっぱり総合計画でもそうですけれども、亀山市の重点の置き方というのか、これが私は違うように思うんですよ、市民の意識とね。ひとつ言ったようにその機運の醸成、いろいろ言い訳をされましたけれども、機運の醸成といってもなかなかないんですよ、現実問題ね。リニア、リニアって言う声が聞こえてくるかというと、聞こえてこないんですよという問題。

それから基金もそうですよ。２０億ものお金が、今本当に財調がなかって大変だと言っておるときに、２０億のお金は一切使えないんですよ。特定目的基金とはそういうものなんですよ。リニアの駅前を整備するときに初めて使えるお金なんですよ。それ以外は絶対使えないんですよ。これが特定目的の性格なんですよね。だから、そういう基金を今持っていられるような財政状況かということね。それも言いました、公共施設の整備基金をつくったらそれは解消できる、リニアもそれで推進したい人の立場からいえばリニアにも使えると、こういう提案もしました。

やっぱり今本当に必要なのは、もう１０年、２０年先になるかも分からんリニアよりも、本当に毎日毎日の生活で大変な地域公共交通、これを充実してくれ。これが少なくとも当面８年なら８年の総合計画の中で市が考えるべき私はテーマやと思いますよ。それをこの間も言いましたけれども、将来都市像でリニアが来てどうこうなるというようなことを８年後の総合計画に書いたって何の意味も持たんですよ。８年たったってリニアは動きませんから、亀山ではね。

だから、そういう総合計画ではなしに、こういう声を生かしたものをぜひつくってくださいよ。取りあえず８年なんですから、総合計画は。市長、どうですか、私はそう思いますよ。意見を聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

次期総合計画の策定に当たっては、策定方針において本当に市民の意向を計画に反映できるよう努めるとしてございまして、様々な段階において市民の皆さんの参画しやすいこと、あるいはその声なき声も踏まえて、しっかりそれを具現化する、そういう進め方をしてまいりたいと思いますし、

その環境づくりに取り組んでいるところでございます。

そういう中で、やはり地域公共交通の利便性の向上については、市民アンケートの結果のみならず、市民フォーラムや若者の意見を聴取したかめトーク、私も参加させていただきましたが、リニアへの期待はもちろん多くの若者も持っておられますが、やはりこの、少し部長も申しましたけれど、やはり日常のバスとか鉄道、近鉄が走っていないというようなことも含めまして、そういう思いを強く持っておられることを実感いたしております。

しかしこれらも踏まえ、１０年後のまちづくりに必要なものとして上げられておられますことから、基本構想におけます都市空間形成方針の基本的な考え方におきまして、交通ネットワークの充実に向けて市内全域から、幾つか今地域性が、答弁させていただきましたけど、市内全域から中心的都市拠点へのアクセス性を高めて、全ての市民にとって暮らしやすい生活圏の形成を目指すような考えをお示しをさせていただきたいと思います。

また、この基本計画、前期の基本計画、前半４年の基本計画の骨子案におきましては、基本施策である地域公共交通の充実において、主な施策の方向として、地域公共交通ネットワークの再構築や赤字ローカル線区の輸送量回復に向けました鉄道の維持確保と利用促進に取り組むことといたしております。

一方、決してリニア１本足打法みたいなことを私どもは考えておりません。今やるべきこと、中期でやるべきこと、将来に備えるべきこと、そういうものも本当に行政が責任を持って対応していくということが大事であろうと思っておりますが、将来のリニアのこの計画に関しましても、これは本市だけではなく、県並びに関係機関としっかり連携をしながらこの機運醸成を高めてまいりたいと思っておりますし、前期基本計画におきましては、名古屋以西区間のルート及び駅位置の早期決定に向けた取組や次の段階へのまた検討が必要になってくる多分時期を迎えておりますので、それも含めて関係団体との連携強化を進めてまいる考えをさきの骨子案でお示しをさせていただいたものでございます。

いずれにせよ、この骨子案の段階でございますが、今後議会からのご意見も踏まえ、引き続きこの次期総合計画、８年間の次期総合計画の策定に向けまして、関連施策の調整、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いずれにしても、学校はぜひ計画どおり進められるように財源はきちっと確保してください。今年度の予算では財源がつくれませんでしたということのないように、この点だけしっかりと言っておきます。終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時３０分　休憩）

（午後　２時３９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会を開きます。

次に、９番　新　秀隆議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

９番、公明党の新でございます。

通告書に従って進めたいと思います。

今回は大きく、安心・安全なまちづくりについて、そして学校施設でございます。

内容におきましては、まず安心・安全のまちづくりについては以前も確認いたしましたが、その後の状況を確認するためにもということで、道路管理状況についてでございます。

皆さんも道路を走っておられて、昨今は暑さと、また今日のように雨とかでいうと非常に木々、草が多くなってきております。特に雨なんかが降ると木々が垂れてきて、去年、おととしとかよく木が車に当たってガラスまたはボディーに傷が入って、それについて道路管理者ということで、亀山市のほうからしっかりと保険対応等々をされております。

そういうことにつきまして、今回まず初めに、道路の安全対策で、木々にまた草の管理はどのようにされているのか、そしてそれを防ぐための防草シートというふうなものもあるのは皆さんご存じと思いますが、かなり精度のよいものも出てきております。こういうものの活用について、どのような形で亀山市は安全対策をされているのかの現状をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

９番　新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道における樹木及び草の管理につきましては、植樹帯に植樹された街路樹管理と市道敷地内の草刈りを実施しております。

街路樹につきましては、定期的な剪定や防除など、専門業者への管理を委託しております。また、市道沿いの草の管理につきましては、比較的交通量の多い市道は業者に委託し、交通量の少ない市道につきましては、建設部所属の道路補修作業員で草刈りを行っております。

また、その他の集落内の市道につきましては、草刈り活動支援事業等を通じて、地元自治会及び市民団体にご協力をいただきながら、市内全体の市道の草刈りを進めております。

防草シートにつきましては、維持管理の軽減や安全性の確保を目的として活用する事例もあり、最近では自治会からの要望に応じて防草シートを材料として支給し、自治会において設置、活用していただいております。なお、支給する防草シートは、比較的耐久性の高い製品を採用しており、固定用のピンも併せて支給することで、設置作業の円滑化にも配慮しております。

今後の市道の草刈りにつきましても、草の繁茂状況や維持管理の効率性を踏まえ、特にのり面等の草刈り作業が困難な箇所や、雑草の繁茂により通行や視認性に支障を来すおそれのある箇所では、防草シートの活用を含めた効果的な管理方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

確かに市民の皆さんにお力を得ていろいろな対策を取って、まちの美化、そして安全性に皆さん気を配られておられるということもお伺いしております。

この防草シートですけれど、かなり、まるでパンチカーペットのように分厚い、私らがホームセンターで買ってくるぺらぺらではないようで、それは安心するようなものであります。これも地域の方の労力によってしっかりと配備されていくというふうに聞き及んでおります。

そういう中におきまして、やはり去年も私申させていただきましたが、個人の所有の土地とかそういうのはなかなか難しいと思います。かといって、道路に張り出してくるのは個人の土地であっても、何とか通告書を出しても対応が難しいとかそういうのもあるように思いますが、今般ではちょっと見ると、何か除草剤をまいたのか、ちょっと枯れてきておるというそういうところもあるのはやっぱり市の方の努力があって、小まめな対応で要望をされているのかも分かりませんが、今回のような、やっぱり道に張り出してくる通行の支障となる、このような樹木についてどのように対応を取っておられるのか、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

道路の路肩やのり面などの雑木が市道に張り出し、通行の支障となっている場合には、枝払いなどの対応を行っております。

一方、民地内に生育した草木が市道に張り出している事例も市内に多数存在していると認識しておりますが、民地内の草木の管理につきましては、土地所有者が行うことが原則でございます。

民地の草木が市道に張り出し、道路利用者の通行に支障を及ぼしている場合には、市から土地所有者に対し、草刈りや伐採の実施を依頼する文書を送付し、適切な管理を促しているところでございます。さらに、民地の草木が市道に張り出し、車両や歩行者に接触する等速やかな対応が必要な急迫の事態においては、民法第２３３条、竹木の枝の切除及び根の切取りに規定される急迫の事情があるときとして、市が草刈りや枝の切除を行い、対応しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

そうですね。いろいろと土地の所有者が絡むとなかなか難しいんですけど、私もずうっと前から民法第２３３条、こちらに枝の出てくるものを切ったら、それは勝手に切ったらいかんということだったんですけど、時代とともにこの辺の民法も変わってまいりまして、やっぱり緊急の事態があるときには、市も道路管理者の立場としてしっかり管理していただいておるというふうにただいまお聞きいたしました。

それでは、この様々な状況で、雨が降ったら木が垂れてきて車に当たりそうだとか、そしてまた、よくある穴ぼこが開いておってそこにタイヤがはまって、バイクなら転倒のおそれもあるし、乗用車でもパンクまたはホイールの変形にもつながってくるということがあります。

それを事前に防ぐためにも、そういう情報をどのように市は収集されて対応されているのか、その辺の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本市における市道の損傷情報の収集につきましては、建設部所属の道路補修作業員による定期的な道路パトロールに加え、その他の職員による随時の現地確認を通じて状況の把握に努めているところでございます。

また、市民の皆様から寄せられる電話、電子メール、市公式ＬＩＮＥによる通報も重要な情報源の一つとして活用しており、迅速な対応につなげているところでございます。

さらに、本市では、日本郵便株式会社亀山郵便局をはじめとする１３事業者と地域見守り活動の協力に関する協定を締結しており、地域見守り活動の中で、市道の不具合に関する情報提供をいただき、必要に応じて対応を行っているところでございます。加えて、道路パトロールの通報等により、舗装にひび割れやくぼみ等の変状が認められ、陥没のおそれがある場合には、直接道路を掘削して調査を実施しております。

今後も、市道の不具合の早期発見と迅速な対応に努め、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

今お伺いした中でも、いわゆる郵便局の方ですとか、またいろんな事業所の方のご協力を得て、それも１３者と協定を結ばれておるということで、非常にたくさんの目で危険箇所を発見、そして迅速に応急処置なり恒久的な処置をされるということは、かなり安心な方向に対応していただいておると思います。

そして次に２つ目では、第１番目の２つ目として浸水対策でございますが、昨今、皆さんもご存じのように、突然雨がいっぱい降ってくるとかそのようなことがあって、非常に危険なアンダーパスとか発生して、交通障がいも発生もしてまいります。そして、過去の状況からしますと、やっぱり線状降水帯が、天気予報を見ると非常に気象庁のほうにもなかなか気を許せない状況で、台風がやってくると非常に心配することがありまして、家族が無事帰ってくるかとか、時には帰れなくなってしまうときもあります。

そういうところの対応といたしまして、浸水対策として市内のアンダーパスの状況について、現在どのような形になっておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市内におきまして、鉄道やほかの道路と交差し、周辺より低くなっている道路であるアンダーパスは、市道、県道合わせて５か所ございます。そのうち、大雨時に冠水し、車が水没するなどの事故につながる可能性が想定される箇所としては、市道朝明山線のＪＲ関西本線アンダーパス、県道津関線、ＪＲ関西本線アンダーパス、県道鈴鹿芸濃線、ＪＲ紀勢線アンダーパス、計３か所でございます。

これら冠水が想定される３か所のアンダーパスの対策としましては、冠水危険水位に達した際に

自動に稼働する排水ポンプの設置、情報板による注意喚起等を実施しているところでございます。

また、この排水ポンプにつきましては、点検業者による動作確認や警報の発報等の定期点検を行っているほか、台風の接近が予想される際には、職員による試運転を実施する等、大雨への備えを講じているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

以前からお話は伺っておりますが、やっぱりアンダーパスで可能性の高いのが５か所で、そしてその中でも危険度の増すのが３か所であるというふうに、これらは排水ポンプによって対応されるということではございますが、こちらについて、過去にもそういうことがあってポンプがちゃんと作動しておったんだろうかどうかというふうな問題もあったと思うんですけど、以前からの大雨に対して冠水する道路の状況、今現在は安全なんでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

大雨時に冠水する道路の現状につきましては、まず冠水の原因として、ゲリラ豪雨等により側溝や集水ますに土砂や落ち葉などが短時間に大量に流入し、排水機能が一時的に低下したことで詰まりが発生したことが上げられます。その結果、排水が滞り、道路の冠水が生じている状況でございます。その後、一部の冠水箇所につきまして、速やかに側溝へ雨水を流入させるため、コンクリート蓋からグレーチング蓋に変更するなどの対応対策を行ったところであり、現状につきましては、支障なく排水機能は保たれているところでございます。

このような過去に冠水の発生が確認された市道を中心に、建設部所属の道路補修作業員による定期的な道路パトロールを実施しているほか、職員においても随時側溝の点検を行い、排水機能の維持に努めているところでございます。

また、台風等の大雨が予測される際には、過去に冠水した箇所を中心に事前点検を実施する等、予防的な保全にも努めております。これらの取組により、道路の冠水リスクの軽減と通行の安全確保に努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

これからもまだまだ雨がたくさん降ってくる、台風も来るということで、でも対応していただいていたということで、今年も安心しておられるのかと思われます。

そこで今回は、内水浸水想定区域図の作成ということが今後出てくるというふうに伺っております。この作成の趣旨と今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

近年、降雨の局地化や降水量の増加に伴い、全国各地で水災害が激甚化、頻発化しており、河川から離れた地域においても浸水被害が発生するなど、内水氾濫の危険性が高まっております。

内水による浸水は、河川の氾濫などによる洪水と比べて、一般的に区域や浸水深さが小さいものの、発生頻度は高く、河川があふれなくても発生する場合があります。このため、浸水被害の軽減を図るべく、内水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すことを目的として、想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図の作成、公表を行うものでございます。

今後につきましては、当該区域図を基に、浸水対策を実施する上で、短期、中期、長期にわたる対策区域や整備目標、施設整備の方針など基本的な事項を定めることにより、浸水対策を計画的に推進することを目的とした雨水管理総合計画を次年度以降に策定してまいります。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

確かに外水も怖いんですけど、内水浸水想定ということで、自分の家の周りのやっぱりそういう浸水も十分気をつけてなくてはいけないと思います。

私の知人の方からも、コンクリートの溝蓋では水を吸収し切れないということで、先ほど部長のほうからも、グレーチングのような形で道の水も吸水できるような、そのような形に改良していくとのお話を聞かせていただいて安心しておるんですけど、それが何せ金額がかかることでもございますので、安全には変えられませんので、その点もしっかりと注意いただきたいなと思います。

それで、高桐部長には何度も登壇、答弁いただいて申し訳ございません。

最後に、市は今、令和７年６月６日に閣議決定いたしました新たな国土強靭化実施中期計画が出てまいりました。これについて、亀山市としてこの強靭化計画をどのような形で捉えて実施されていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

道路インフラの強靭化につきましては、近年勃発する自然災害や気候変動の影響を踏まえ、地域の安全性と持続可能性を確保するため、極めて重要な課題であると認識しているところでございます。

本市では、災害時における緊急輸送道路等の機能確保や道路施設の老朽化対策と予防保全型の維持管理の推進のために、国の補助制度を活用しながら、舗装老朽化対策事業による舗装修繕や橋梁長寿命化修繕事業による５年に１回の法定点検に基づいた橋梁修繕を計画的に進めているところであります。

今後も持続可能で安全・安心な道路インフラの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

そうですね、やっぱり安心・安全の道路インフラの整備というのは非常に大切で、物事を移動するにも道が舗装といいますか、きちっとされていないと本当に大事に至ってしまうということで、

ぜひその点についても国の予算をしっかりと補助金を使えるような、アンテナを高くして、どうか安心・安全のまちづくりに寄与していただきたいと思います。

それでは次に、亀山市の庁舎、またいろんな部署もあると思うんですけど、窓口の対応ということで、今回もう一度確認させていただきたいと思います。

まず１つ目には、多言語対応ではございますが、これが今現在、窓口でどのような件数とか状況とか、その点についてどのような機能を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

窓口における多言語対応の現状についてでございますが、まず、本市の９月１日現在の外国人住民数は２，７５２人で、昨年の同時期と比較し２９５人増加しております。また、本市の総人口に占める外国人住民の割合は５．６％で、県内でも上位となっており、令和４年以降、毎年増加しております。

窓口における多言語対応といたしましては、本庁１階のまちづくり協働課及び関支所内の文化課に外国人生活相談窓口を設置し、本庁にはポルトガル語及び英語の通訳職員を配置しております。また、市総合福祉センターあいあいにおきましても、ポルトガル語の通訳職員を配置するなど、相談体制の充実を図っているところでございます。

さらに、ポルトガル語や英語以外の言語につきましても、１２言語対応可能なタブレット端末や４者間通話電話を活用し、多言語での対応を行っております。

なお、令和６年度の相談件数は４２３件で、主な相談内容といたしましては、税金に関する相談が最も多く、社会保険や年金、マイナンバーに関する相談も多く寄せられております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

ポルトガル語、英語をはじめとして１２か国語、この辺は以前から聞いておったんですけど、実際に、３，０００人弱の外国語を使われる方の対応としては、今回４２３件の対応をされていると。また４者間電話で対応をこちらもできるというふうなことで、あいあいと本庁でできておると、関支所のほうでもいろいろ対応は可能なところも出てきておるというふうに伺います。

それでは、以前にもちょっと確認させていただきましたが、難聴者に対する対応ということで、昨日、福沢議員もお話ししておりましたが、確かにまともな、まともと言うと失礼ですけど、非常に高度な補聴器というのはすごく高いですね。２０万、３０万という形ではあります。

また、今回、私の今まで推奨しておりました軟骨伝導イヤホンについては、金額も１万５，０００円とか２万円から始まるという、制度にもよるんですけど、こちらにつきまして、以前、昨年の９月定例会、１年前ではございますが、提言させていただいて検討をしようということではございましたが、その後の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

昨年度、議員のほうからご紹介をいただきました軟骨伝導イヤホンでございますけれども、県内におきましては、松阪市、伊賀市、伊勢市等で既に導入をされてございまして、主に高齢者や障がい者に関わる部署の窓口に設置をされまして、庁内の他部署の窓口にも貸し出すなど、共用利用をされていると伺ってございます。

こうした先行事例の情報収集の上で導入の検討を行ってございますが、軟骨伝導イヤホンは、聞こえに不安を感じる方との受け答えが円滑になることでありますとか、大きな声を出さずに会話ができ、来庁者のプライバシーの保護につながる、また、議員ご紹介いただきましたとおり、コスト面についても安価なところで整備ができるというのはメリットがある一方で、聞こえにくさというのは各個人差がございますことや、利用頻度がまだ少ないこと、また衛生面の配慮が必要となるなどのデメリットといいますか、課題もあるということでございます。

そうしたメリットや課題を総合的に判断する必要もございまして、その費用対効果も含め、引き続き、健康福祉部等関係部署と連携し検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

そうですね。まずは検討ということですが、私も私なりにちょっと確認させていただきますと、やはり先ほども部長がおっしゃられた以外にも、全体でいうと鈴鹿市、四日市、伊勢、伊賀、名張、桑名、松阪、いなべ市、そして今現在、熊野市と尾鷲市がもう導入決定したというふうな形で、もう１０の市が入れてもいいんじゃないかということで進めておられるというふうに聞いています。

この辺につきまして、今回はやはりちょっと聞きづらいとか、そういう面があることから、今回、他市の先進的な窓口の対応ということで、少し前に新聞でも紹介がありました字幕表示システムというのがあるんですよ。こちらが千葉県の四街道市というところでございますんですけど、そちらのほうで導入をされて、資料が１つ、写真があると思うんですけど、ちょっと小さくて見にくいんですけど、これは、目の前に来庁者の方と職員の方の間に透明のアクリル板のようなものがありまして、これを挟んで職員の方とか来庁者の方がマイクを通してしゃべると、それが即時に文字になって、真ん中と一番下は来庁者の方と職員の方側から見た図ではございますが、こちらのような形で、プロジェクターみたいな形で投影されることで文字がしっかり見えると。ただ、ちょっとこちらに関しますと、通っていく方にもちょっと見られてしまうということもちょっとございますんですけど、それに対してまた金額的にも、今回ご案内させていただくこちらは京セラ製でございまして、プロジェクターだけでは確かに８０万ほど要るということと、あとはシステムが毎月１月１万６，０００円で、１３０か国以上の言語の翻訳ができるということであります。

こういうことにつきまして、先ほどご紹介させていただいたような軟骨伝導イヤホンを購入されている中でも、いなべ市が今回新たなこのプロジェクターに似たようなものを５台購入が決定しまして、じきに導入されるということでございます。金額的には半分ぐらいの値段らしいんですけど、それによって非常にありがたいのが、大きさが２１インチもあれば、画面が１２インチ、本当に目の前で見られるような、そういうふうなパネルもあるということでございます。

こういうことについて、こんなシステムは１３０か国ってどんだけの言葉かはちょっと分かりませんが、それが１月１万６，５００円ほどで更新できるのと、あとはＷｉ－Ｆｉの環境は亀山市も

随分そろっておりますので、そういうことについて、このようなシステムについては市としてどのような考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員のほうからまた新たにご紹介をいただきました字幕表示システムについてでございますが、先ほどいなべ市が導入決定というふうに議員のほうからご紹介いただきましたが、ほかにも四日市市、名張市、伊賀市などで、県内においてはこの字幕表示システムが既に導入されておると聞き及んでございます。

その各市のほうにその利用状況等についてお伺いをしましたところ、導入されたところでは、市民課等の窓口では外国語通訳者の配置等もありますことから利用はちょっと限定的でございますが、主には福祉関係部署での利用が比較的多い傾向であるというふうに聞き及んでおります。

ほかにも、利用者のほうからは使いやすいといった声もあるほか、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、後方から見られているといった気がするとの声もありますことから、個人情報の保護の観点から、後ろのほうに仕切り板を設置するなどの配慮も併せて行っている市もあるというふうに聞いてございます。

また、導入における経費については８０万ほどというご紹介もありましたが、一定額が必要となるところでございますが、その財源として事業費の２分の１が交付されます国のデジタル田園都市国家構想交付金、こちらを活用した事例もあるというふうに聞いてございます。

この字幕表示システムにつきましては、１３０以上の多言語にも対応でき、耳の聞こえに不安のある方との窓口対応など有益なシステムであると考えられますけれども、その一方で、その利用頻度や使用方法などの課題のほか、本市では、通訳者の配置やタブレットによる多言語情報提供システム委託等も実施をしておりますことから、この字幕表示システムの導入については、現時点では考えてはいないところでございます。

しかしながら、今後におきましては、他市町の導入事例などの情報の収集も図りながら、窓口における市民サービスの向上に向けた取組や検討を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

小林部長、ありがとうございました。

ここに他市のことも運用状況もお伝えいただきまして、しっかりと国の助成金も活用したり、そして、やはり軟骨伝導イヤホンを、低額ではございますので、これは維持管理費というのは要りませんけど、そういうふうなことも忘れず、今後に期待したいと思っております。

それでは、最後のところでございますが、学校施設についてでございますが、先ほども服部議員のほうから、学校施設の長寿命化計画についていろいろ説明がありました。

確かに今回、第３次亀山市総合計画の前期基本計画や、そして今後の８年間分とか、そして令和８年度からの１０年間で亀山中学校、そして亀山東小学校、中部中学校と、この辺を初めに進めていきたいということではございますが、あと、この５年度に策定した長寿命化計画の実施計画の推

奨案では、過年度のことも考慮して、今後早々にされていく対象となる学校名をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

学校施設等長寿命化計画ということで、今お触れもいただきました、先ほど服部議員のご質問にもお答えさせていただき、若干繰り返しにはなろうかと思いますが、今後の学校施設におけます長寿命化改修、この取組につきましては、本年２月に総務財政部の財務課のほうからお示しさせていただきました大規模施設整備事業の基本的な考え方の内容を踏まえ、現在策定中の第３次亀山市総合計画（前期基本計画）でありますとか、その実施計画への位置づけを目指し、こうした事業を最終的には予算化された後に実施していくものでございますけれども、教育委員会の想定といたしましては、令和８年度から１０年間で、今これもお触れいただきました亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校の順に、工事でありますとか業務委託、こういうのをやっていきたいというふうには考えてはおるところでございます。

それ以外の学校につきましては、その経過年数等も考慮いたしまして、白川小学校でありますとか加太小学校の体育館、こういったものを優先的に改修する推奨案というものを教育委員会のほうでは持っておりますが、劣化度合いの状況等、今後見極めまして、来るべき時点において各種計画において位置づけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

劣化具合というか、もうそれぞれが状態が厳しい状態と理解しております。

そういう中におきましても、財源の確保ということで、服部議員のところでも答弁されておりますが、毎年４億、そして２６億円の起債ということではございますが、今回、文部科学省の補助率がいろいろ出てきておりますが、この中で見ましても学校施設環境改善交付金、こちらとか、そして学校教育施設等整備事業債というのがあります。こちらの補助率とか用途についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

お尋ねの学校施設環境改善交付金、これにつきましては補助率は３分の１ということでございまして、これは地方公共団体が学校施設の整備を行うに当たりまして、その事業に要する経費の一部を国が交付金として交付いただくというようなものというふうな認識でございます。

あと、学校教育施設等整備事業債につきましては、公立の小・中学校、それから幼稚園、高等学校等も使えるというふうに伺っておりますけれども、この整備の事業を対象とする事業債ということで、充当率７５％、また交付税措置もあるというふうに伺っておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

それでは、せんだってから各議員の議題にも上がっておりましたが、空調関係でございます。

まず初めに、特別教室の空調設備についてでございますが、現在のお考え、件数等をお伺いしましたが、決定的なことは今すぐはできないというふうなところではございますが、そのような状況の中、確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

特別教室への空調設備の現状等でございます。

昨日、福沢議員からのご質問にもお答えさせていただきまして、繰り返しになろうかと存じますけれども、この状況でございますが、小学校１１校の８７の特別教室のうち５６教室に、それから中学校３校、３７の特別教室のうち１５教室に、小・中学校合わせますと１４校、１２４教室のうち７１教室、これは設置率５７．３％、この９月の状態で５７．３％、こういった状況で設置をされております。

今日はそんなに雨が降って暑くはないんですけれども、厳しい残暑は９月以降も続くというふうな予想がなされております。また、近年の全国的な平均気温の上昇を含めまして、児童・生徒、それから教職員等の皆さんの健康面を勘案いたしますと、改めて学校施設への空調設備の設置というのは重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

教育課題等様々ございますけれども、本年４月に示されております、先ほども申しました大規模施設整備事業の基本的な考え方におきましても、学校施設の長寿命化と併せまして、特別教室の空調設備の設置、こういったことについても検討を進めることというふうな考え方を持っております。

教育委員会といたしましても、長寿命化改修の取組と併せまして、第３次亀山市総合計画や実施計画へしっかりと位置づけを行っていきたいという考えは持っておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

特別教室につきましては、昨日も市長のほうからも１００％、とにかくやり切るというふうな今後の計画でもあるというところでございました。

そして、体育館のことについてでございますが、まず初めに体育館のこちらの今の現状、空調についてお伺いしたいと、運用とかそういう面についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

市内小・中学校の体育館におきましては、いずれの学校にも空調設備は設置されていない状況です。運用状況といたしましては、小学校や中学校、それから学校の規模にもよりますけれども、体育館での授業内容や時間割の入替え、活動場所の変更とか、そういう工夫を行っていただきながら対応をしていただいている状況にあります。

日常的に熱中症警戒アラート、これは国が発表されますけれども、その発表状況に注視しつつ、

体育館を使用する場合には、防災資機材として配備されたスポットクーラーや冷風機、扇風機の活用はもとより、各学校に設置してありますＷＢＧＴの計測器がございますので、その数値に注視しながら、それを確認しつつ、室内の換気、時間を置いた小まめな水分補給、適度な休憩時間を確保するなど、学校運営といいますか、授業の運営に工夫をいただきながら授業を行っているところでございます。

なお、スポットクーラーにつきましては、防災資機材として今年度９台が増設され、市内全体で今１９台保有することとなってまいります。市内全ての小・中学校において、複数台、一、二台の配備といいますかが完了することになりますので、防災の資機材でございますけど、それを使用しながら引き続き活用させていただき、授業を対応してまいりたいと考えています。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

現在使用して、いろいろ工夫をして乗り切っていただいているようですが、実際に進路の説明会とかで体育館が使えないとか、そしてまたスポットクーラーですけど、９台で足して１９台になったと言いますが、亀山市役所もせんだってのクーラーが壊れて、そういうときに貸し出したときに、もし学校で必要になったときはどうするんだろうとかも考えます。

それで、私どもは昨年の１２月１７日に６年度の補正予算が出たときに、空調関係の臨時特別交付金を１２月１９日に受けて、私ども公明党として森美和子議員と共に、櫻井市長と中原教育長に災害に対する空調を、非常に大切だということで要望書を出させていただきました。

残り時間が少ないので一気にいきますけど、ここで資料２番、３番と行きたいと思います。

ここにつきまして、今度新しい内容では、よく言われました体育館の熱が逃げないような対応をするのも大事で、それがネックになっているとかいうふうな答弁も今までありましたが、私ども、これが新しく学校関係の情報が出てまいりましたところでは、それも後でできるということですが、この金額の差も含めて、これについてよろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

もう時間切れでございます。

○９番（新　秀隆君登壇）

分かりました。残念ですけど、また次の機会があれば。

本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

９番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

１６日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　３時２９分　散会）

令和７年９月１６日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

令和７年９月１６日（火）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第６号）により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１３番　鈴木達夫議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

結の鈴木達夫です。

通告のとおり、第２次亀山市総合計画の検証と次期総合計画への課題についてをテーマに一般質問させていただきます。

今議会開会日終了後、第３次総合計画の基本構想と前期の基本計画の骨子案について、簡単にというか、ちら見せ程度に説明を受けました。今後は会派において様々に検証・検討を重ねて、予算決算委員会協議会の中で我々の提案あるいは意見を進めていきたい、提案していくと考えております。

今回の質問は、第２次総合計画の執行部の検証と併せ、ここ１０年余り、議会での私の質問、あるいはそれに対する答弁の検証を含めて質問を進めたいと思います。なお、質問の一部に今回示された最終案ではありません、骨子案の一部を参考資料と捉え、つまみ食いをさせていただく場合もありますのでお許しを願いたいと思います。

まず、農と食に関しての課題ということで進めますが、令和６年１０月に実施した社会意識に関する世論調査、これ内閣府のアンケートですけれども、社会の満足度の中で悪い方向に向かっている分野という設問に対して、１位が物価、２位が景気、３位が国の財政、そして４位に何と食料（確保）となっています。この食料（確保）という、例年ですとこれベストエイトぐらいにも入ってこないものですけれども、これ１０ポイント近く上がって一気に４位になったという報告がありました。これは令和６年の実施で、令和７年の２月に公表したんですけれども、昨今の例えば米不足とか、食料品の価格高騰とか、異常気象とか災害、これらを見るに、今後さらに悪い方向に向かっていくんだというような意識、あるいは世論が高まっているんじゃないかなと、そんな思いもします。

その意味で、そういう環境の中で、私は食を扱う現行の農業施策についてのうち、ちょっと２つ

ほど確認をします。

１番目の質問は、第２次総合計画後期基本計画の中で、農林業の振興は大綱３の交通拠点性を生かした都市活力の向上と、こういう中で基本施策に位置づけられていると。

質問をします。交通拠点性を生かした農林業の振興は図られたのか質問します。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

おはようございます。

本市は、中部、近畿両県の中間に位置する地理的優位性や新名神高速道路など高速道路が結節する交通の利便性の高さなど、本市の立地環境におけるポテンシャルの高さから、第２次総合計画の交通拠点性を生かした都市活力の向上に農林業の振興を位置づけてございます。

この交通の利便性を本市の利点とし、農業者の中には本市で農業経営を始められた方もお見えになります。また、この方を含め複数名の農業者の方が近隣都市のスーパーや県外レストランへ農産物の配送をされてみえるほか、６次産業化された亀山ブランドの一部商品はサービスエリアやドライブインで販売され、高速道路等を利用される県内外の方にご購入いただいております。

さらに、木材を近隣都市へ配送されている林業者の方もおられます。しかしながら、こうした交通の利便性を活用し、農林業を営まれている事業者の方は限定的でございます。

今後につきましては、６次産業化を進める中で、加工、製造、販売など、市内にとどまらず、交通の拠点性を生かした事業の展開につながる取組が必要と考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

非常に残念な、僕、答弁だと感じるんです。一部、高速道路を利用して近隣のスーパーやレストランに配送しているとか、あるいはごく一部、亀山ブランド等をサービスエリア、ドライブインで販売。そのことが農林業の振興について、あえて交通拠点性を生かした都市活力の向上の大綱に位置づけられているのかなと思います。４年、５年前だと思いますが、私が質問したことは、普通、普通ですよ、農業振興でいうなら、例えば産業振興とか、あるいは経済基盤の充実、そういう分野に位置づけられるのが普通だけれども、あえて交通拠点性を生かした農林業の振興とするからには、農業自体の例えば種別を穀物生産から、あるいは観賞用作物とか、食品加工とか、あるいは観光農園とか、そういうことへの挑戦、いわゆる近郊農業とかそういうものに変換していくんだという意図があるんですかという質問。農業体系を少しずつ変えていく。行政はその農業支援を含めて後押しをしていくんだと、そういう位置づけしたんですかと。ハードルは高いけれども挑戦してくれというような、私は感想を述べてそのときは終わったんですね。とてもじゃないですね。高速道路を利用してスーパーやレストランに配達しているとかね。もう非常に残念です。分かりました。

もう一つ、計画の中で農業と林業の区分について、私、質問をしたいんです。亀山市のみならず、国・県においても、従来から農業と林業は農林業と一つのくくりにされてきましたし、もちろん農業と林業は土地という大事な大地を利用して作物生育や家畜の飼育、あるいは木材の育成、これは

一つの生産物として対価を収受する産業と、そういうなりわいだという捉え方は間違いないんですけれども、しかしながら、大ざっぱに言えば、農業に関しては、今後、今日も私テーマに上げたんですけれども、食の確保、こういう視点、林業に関しては、環境への寄与、これが大きくクローズアップされていくと。現にそういうふうにクローズアップされていると思うんですけれどもね。

そこで質問をします。

次期計画の中では、農業と林業については、私は別々の視点で展開すべきではないかという考えがあるんですけれども、いわゆる一くくりにしないということですね。そういう意識を持って計画策定することが肝要であると考えますが、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業と林業はどちらも自然資源を利用し、生活を支える重要な産業でございますことから、以前より農林業と一くくりにしており、第２次亀山市総合計画におきましても、農林業として自然との共生、農林業の振興の各項目においてそれぞれ施策の方向性を位置づけてございます。

農業は食べ物を生産するための産業であり、農地で作物を栽培したり、家畜を飼育したり、食生活を支えます。

また、国が米の増産の方向性を示したことや、食料自給率を高める方針から、今後さらに農業施策の重要度は高まるものと認識しております。

一方で、林業は森林を管理し、木材を育てて収穫する産業であり、主に木を利用した建物や家具など住居の部分を支えています。

また、農業、林業どちらの産業も本来の役割のほか、水源の涵養、国土の保全など私たちの生活に関わる多くの機能を有しております。特に、林業につきましては、国が森林整備、林業従事者の育成等の取組に活用する森林環境税を令和６年度から導入し、国民全体で森林環境を支える取組を行うなど森林環境保全の側面が強くなってきていると認識しております。

次期総合計画策定におきましては、農業、林業それぞれの現在の背景も踏まえ、有効な施策を検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

農業、林業それぞれが持つ背景、現在の環境も違うんだというような認識を示していただいたと思います。

次に行きます。

食への関心と自給自足の意識醸成についてという私の今回のメインのテーマなんですけれども、１年ぐらい前だったと思います。私は「中学生から知りたいパレスチナのこと」という本を読みました。岡　真理さんという人と藤原辰史さんが書いた本でございます。中東で起きている紛争や戦争の一番の原因は、宗教や化石燃料の奪い合いではないんだと。何よりも飢えが戦争を引き起こしてきた歴史があり、食が満たされるのは一つの大きな安全保障であると、そういうものです。

それから、岡さんともう一人、藤原辰史さんが、これは最近読んだんですけど、「給食の歴史」

という本がありまして、そこの一部を読みます。

最近、国の自給率について関心が少しずつ高まっていますが、やはり目指すべきは国産自給というより地域自給です。その最たる手段は自家栽培なのかもしれませんねというようなコメントです。

そしてもう一つ、つい最近、実はこの先週の金曜日、一般質問が終わった後、家に戻ったら、三重県が農業振興の基本計画中間案に対するパブリックコメントの募集というものが発表されていまして、その計画を読んだんですけど、基本目標の１として、県民に供給される食料のうち、県産で賄える食料の割合を向こう１０年、令和１７年度まで設定するということです。この計画のタイトルが、もうダイレクトに三重県食を担う農業の振興及び農村活性化に関する基本計画となっているわけです。様々に申し上げました。今策定中の次期の総合計画の中にあっては、今後８年、１０年の中で、食への関心と自給自足、いわゆる地域自給の意識を醸成させていく、併せて農業への関心を高める考え方についての見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

有機栽培や無農薬野菜など安心・安全な食料への関心が高まる中、自らが食べるものを育ててみたいと思われる方が増えていると存じます。また、食料の生産は自給自足の基本であり、自宅で家庭菜園を楽しんだり、自分のペースで生活の一部に自給自足の要素を取り入れることが大切です。

市としましては、農業への関心を高め、家庭菜園を楽しむ方を含めた多様な農業者を増やすことが喫緊の課題と認識しており、まずは農業を身近に感じていただくことが必要と考えております。

農業に関心を持っていただく具体的な取組としましては、茶農家の方々と亀山高校の生徒が一緒になって一番茶の初摘みを行ったり、亀山青空お茶まつりにおいても茶摘み体験を行うなど、実際に体験いただく取組を行っております。

また、一部の小学校におきましては、営農組合等が主体となって小学生の田植体験を実施されています。

さらに、市では、市民の皆さんに気軽に野菜作りに取り組んでいただけるよう、市民農園も設けております。

こうした小さな農業体験を進め、体験された方が家の周りの農地を借りて家庭菜園を始めたり、さらには本格的に農業にチャレンジされるなど、体験をきっかけに農業者が増えていければと考えております。

また、今後は農業に取り組んでいただける方を増やす施策として、市独自の農地バンクや農業講座などについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

多様な農業者を増やすことが喫緊の課題であるというコメントをいただきましたので、議長にお断りしましたけど、農政の関係でも市民農園の在り方についてつなげていきたいと思います。ちょっとで個別的な質問で申し訳ありません。

多様な農業者を増やすことが喫緊の課題であるという答弁の中で、市民農園という言葉も出てき

ました。市民農園の在り方、市民農園の開設に係る行政の在り方について質問をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では、市が開設する市民農園が１か所ございます。この農園につきましては、市民が余暇等を利用して農作物を栽培することにより、市民の健康増進、農業に対する理解の向上及び農業を通じた交流を図り、もって市の農業の活性化及び豊かな余暇環境の創出に資するために設置したところでございます。

利用状況につきましては、令和７年９月１日時点で５０区画全てご利用いただいており、農園に対する一定のニーズがあると認識しております。今後も利用者のご意見を伺いながら、継続して運営してまいりたいと考えております。

また、民間の市民農園、こういったものの開設につきまして、近年そういったご相談があったわけではございませんが、開設希望者からの相談があった場合には、農業委員会を通じて農地の紹介など、開設に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

今答弁の中で、市民農園の開設について近くに相談はなかったというんですけど、私はちょっと仲立した覚えがあるものですからあれなんですけれども、ある地域の中で非常に耕作放棄地が増えてきたと。非常に困った状況であるから、例えば市民農園を造った場合の運営、周りの草刈りとかで、井戸を使った水の手配とか、あるいは一部栽培指導を含めて、ランニングコストに関してはその方の知っている方が行うけれども、当初の、例えば土の造成までいかんけれども、区割りとか、駐車場の整備とか、水の配管、そういうイニシャルコストに関して行政からの支援はないのかという相談を受けて、相談しましたよ、部長。しませんでしたか。

それで、そのときの結論としては、今の国あるいは県、あるいは市の立場からいえば、民間がやる場合のそういうイニシャルコストに関する補助金とかあれは全くないんだと。あくまで、あくまでですよ、行政がやるか、行政が行うか、あるいは全てボランティアでやる運営についての補助金とか、運営に関するイニシャルコスト、ランニングコストにあれはないということで、そのときはその方に対してそういう状況だと説明した覚えがありますよね。

ここで言いたいのは、市民農園、うちの近在にあるんです。たくさんの方が使用されています。先ほどの答弁の中にも、多様な農業者を増やしていくのは、これは喫緊の課題ですよ。私言いたいのは、これ民活で、今言ったように、今、市民農園管理している農政のかなり手がかかっているんです。周りの草を刈ったり、水の配管をしたり、これ相当手をいろいろ費やしている。その意味では、どうやって民間活用しながら市民農園を増やしていくと。一定の支援をしながら、特にイニシャルコストに関しては、上に関しては任せていいと思うんですけど、どうにか工夫してくださいということを、個別の質問で、意見で申し訳ありませんが、少し頭の中に忘れないようにお願いします。

それでは、給食に関して、教育委員会よろしくお願いします。

学校給食への地元産の使用ということで、一番初めに、昨今の米をはじめ食材の値上がりが、もうこれやりくり大丈夫なのかと言ったのは、もう１か月前頃、ちょっと立ち話で大丈夫かみたいな話をしたら、今のところかつかつだけどなあという。それから、これ通告をした頃の通告の打合せでは、食材が全体で数％上がっていますよという報告は受けたんですけれども、この前の伊藤議員の質問の中では、それが急に変わりまして、もう来年度以降、保護者負担額の改定も視野に入れた対応が必要やと。僕、どうなっているんだと思ったんですけど、こういうことの対応というか、例えばもう１か月前の農業新聞の３か月予報では、例えば米に対してはもう非常に上がっていくと。これはもう傾向をしっかり見極めるべきだというようなコメントがありますけれども、ほかの野菜なんかも、キャベツ、レタスは平年並みよりちょっと高止まりかな。トマトは例年と比べて３０％、４０％高いが、その後は少しは落ち着くと、高い水準で落ち着くと。ブロッコリーが３０％、ジャガイモが１５％から２０％、タマネギ２５％、ニンジン、ネギ２０％、これはもう前々からこんな情報がありながら、通告の聞き取りのときも数％ぐらいしか上がっていないみたいなね、何か私はちょっとのんびりしているなあという感がありました。

その中で、前段に地域自給の、私、必要性をいろんな本を例に取って述べましたが、やはりこれを先導的に実践できるのは、以前から私、議場でも言っております。やはり学校給食だと思うんです。今後、地場産の農産物、どこを扱っていくのか、使用していく、そういう考え方について答弁を聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

将来的には、地場農産物はどうやって使っていくのかというお問合せかと存じます。

現在、学校給食用食材につきましては、物資納入業者のほうから地元産食材を優先して調達することとしておりまして、主食の米、牛乳、野菜、肉、魚、これらについて市内産及び県内産をできる限り使用することというふうにしております。

将来的に今後についてということになりますが、今後につきましても、この方針に基づきまして、市内産食材を使用したかめやまっ子給食をはじめといたしました、地域農産物を使用した学校給食の提供に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

地元産を優先的に調達することになっている。この物資調達業者というのは何件ぐらい。これ市内の業者なのか、また今の答弁の協定書みたいなのはできているのか。それから、実際に市内産、県内産の使用率はどのくらいなんですか、併せて質問します。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

今、３点ほどご質問いただきました。何件ぐらいの業者、それから協定書はあるのか。それから使用率ということでございます。

学校給食用食材につきましては、市内の物資納入業者を中心といたしまして、学校給食用物資納入に係る協定書という協定書を２０者と締結をいたしております。この協定書において、地元産食材を優先して調達することを取り決めておりまして、先ほども述べましたけれども、お米、牛乳、野菜、肉、魚、これらについて市内産及び県内産をできる限り使用することとしております。

市内産、県内産の使用率でございますけれども、こちらにつきましては亀山市健康まちづくり計画の中で指標として掲げておりまして、学校給食における産物使用割合ということで、市内産、県内産合わせての割合ということになりますけれども、例えば令和５年度は２８．１％、令和６年度は２９．０％、こういった実績となっておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

協定書はあると言いながらも、ということで、最低何％かということも定められていないとは思うんです。ホームページでも公開しているからね。これ見たんです。７月１日から１５日までということで、９２品目のうち亀山産を使っているのは７月２日と８日だけ、これ合わせて６食品です。三重県産に至っても、この期間、６食品だけなんです。協定書において地元産食品を優先的に調達することとしておりという答弁。どれだけの信用性があるか、私は極めて懐疑的でありますよ。これ見ると、ほとんどあれです。

今示された地場産物使用割合は、教育委員会のお得意の食材の品目数の割合の数値なんですね、品目数の。カロリーでも金額でもない。仮に１００キロ使用する食材のうち１キロでもあったら、これは地元産とカウントするんですね。これ確認します。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

使用割合の食材の品目数ということで割合を算出しておりますので、１００キロの中の１キロであっても１品目ということになろうかと思います。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

それじゃあ、教育長に質問をします。

地産地消率、この目標値を現行の品目別から、金額やカロリーベースという変更をする考えはあるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

令和５年３月に策定された亀山市健康まちづくり計画において、先ほど教育部長が答弁でも少し触れさせていただきましたけれども、学校給食における地場産品を使用する場合の目標値を設定しておりますが、前の計画の亀山市健康・医療推進計画からの継続として、食材の品目数の割合で３８％を令和８年度の目標としております。

議員ご指摘のように、令和３年に農林水産省から示された第４次の食育推進基本計画における地場産物の活用については、食材購入に係る金額の割合によることとされておりますことから、今後の計画においては、目標値の見直しも含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

次の住環境・空き家対策と移住・定住施策についてということなんですけど、この所管事務の確認についてということで、住環境の向上、空き家・空き地対策、利活用については、大綱１の快適さを支える生活基盤の向上の中で、所管する部署は建設部であると。移住交流の促進、若者子育て世代の定住支援については、大綱５の市民力、地域力の活性化ということで、シティプロモーションと併せ、政策部が所管していると思います。計画の中で位置づけや所管部署の理由は理解しますが、もう少しここのところをまとめることができないか。移住・定住に関して、人口減の歯止め、社会増を伸ばしていく、人口をどういうふうにつなげていく意味からすれば、より一元化が必要であるというような質問をしましたが、櫻木議員の質問の中で、空き家対策事業を一つのキーワードの中で、移住・定住、観光を含めて、なおかつ専門的な専門職を配置しろというような質問だったと思います。市長の答弁では、計画の策定、組織改編の中で検討するという答弁がありましたので、ここは置きますが、住環境の向上、空き家・空き地対策、利活用を所管している建設部に二、三確認をしたいと思います。

１つ目は、総合計画に関する市民アンケートによれば、市民意向として、亀山市は住みやすいですかと、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」が全体で６５．５％。特にうれしかったのは、そのうち小学生が８６．１％、中学生が７９．１％が住みやすい、暮らしやすいと感じていただいているみたいでございます。今後の定住意識についても、８５．４％の方がずっと住み続けるつもりと、できれば住み続けたい、これが８５．４％。非常に高いという亀山市は一定の定住意識が根づいているというように思います。

そこで、少し視点は変わりますけれども、次期総合計画の参考資料的なものの中に、地域の幸福度（ウェルビーイング）の指標が偏差値５０点の中で、住宅環境という項、これ主観データ、客観データともに６０点以上なんです。他の項目の中では、例えば雇用、医療、福祉、子育て、もう最高点だと思うんですね、このものが。これは今後の移住・定住政策に対して非常に大きな亀山市としてはポイントであると思うんです。地域幸福度指標において、住宅環境分野が高く評価されている理由、要因についてどう分析しているか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

本市の地域幸福度（ウェルビーイング）の指標における住宅環境分野の評価の詳細につきましては、客観データの４項目であります住宅当たりの延べ面積、住宅地の平均価格、占用住宅面積当たりの家賃、一戸建ての持家割合の全てにおきまして偏差値５０を超えており、中でも一戸建て、持家の割合は６１．６、住宅当たりの延べ面積は６０．８と高くなっております。

次に、主観データの３項目である「自宅に心地いい居場所がある」「居住環境において騒音に悩

まされていない」「適度な費用で住居を確保できる」の全てにおきましても偏差値が５０を超えておりまして、中でも「自宅に心地のいい居場所がある」が６８．９、「居住環境において騒音に悩まされていない」が６８．１と特に高くなっております。このような客観データ、主観データ共に高い評価となっております住宅環境につきましては、本市の特徴であり、強みの一つと捉えているところであります。

また、この住宅環境分野が高く評価された要因といたしましては、本市は豊かな自然環境や津波や台風など自然災害のリスクが少なく、地価が近隣市に比べ安価であり、若いファミリー層での一戸建て住宅取得が可能であること。また一方、鉄道や道路交通網が充実しており、将来リニア中央新幹線の三重県駅の設置が見込めるなどが挙げられます。

このようなことに加え、現在、第３次総合計画策定に向けて取り組んでいるところではございますが、第２次総合計画の基本施策の一つであります住環境の向上における各種施策の重層的な展開をしたこと、また大きな意味での商工業の振興や教育、子育て等の連携による成果であると分析しているところであります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

住宅の地価が比較的安いんだと。騒音も少ない豊かな環境であると。津波や台風といった自然災害も少ないであろうと。あるいは鉄道、高速道路、そういう非常に亀山の売りが示されていると思います。

空き家対策事業について２つ質問します。

以前から亀山全体の空き家対策でなくて、地区ごとに合った空き家対策が必要であると私は主張をしてきました。今後、この空き家対策についてどう進めていくかという、そういう質問。

２つ目、これ一遍にあれですけれども、空き家情報バンクにおいて、私は非常に残念ながら、今、空き家情報バンクを見ても、もう本当に量的にも質的にもちょっと貧弱だなあというような感があるんです。空き家情報バンクについては、不動産業者、あるいは関係団体と連携の中で、もうこれを見れば亀山の空き家がもう全て網羅されているよ、ほぼほぼ亀山の空き家が分かるよ、そんな工夫はできないのか、検討はできないのか、この２つまとめて簡単にお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

現在の亀山市における住宅及び不動産流通等の現状でございますが、住宅団地の宅地開発につきましては、大型団地開発はないものの、従来から市北東部である井田川地区、川崎地区を中心に開発が進んでおり、その北東部に加えて、亀山地区の市街地及びその周辺部、神辺地区でも宅地開発が進んできております。

そのような中、本市の住宅施策につきましては、市域全体を対象として、空き家情報バンク制度、木造住宅補強事業を行っております。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの対応として、移住促進のための空き家リフォーム支

援事業や住宅取得支援事業など、重層的な補助金の活用が可能として住宅施策が進められているところでございます。

一方、空き家対策につきましては、現在、地域独自での取組として、加太地区においては空き家への移住を進めております。また、昨年からは、昼生地区において空き家についての勉強会や意見交換会なども開催し、空き家の対策を検討しているところでございます。

地区別の空き家対策が必要であるとの議員からのご意見でございますが、地域において意見集約や考え方をまとめた上で、市と協働して地域に即した対応が必要であると考えているところでございます。

今後の空き家対策につきましては、第３次総合計画の検討段階ではございますが、令和８年度に予定しております亀山市空き家等対策計画の改定に向け、市内全域を対象とした空き家の実態調査を行うことも視野に入れ、地域別の空き家対策につきましても、調査手法や実施体制について検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家情報バンクにつきましては、相談件数は増えているものの、登録物件数が伸び悩んでいる状況でございます。その原因といたしましては、不動産市場での中古住宅の売買が順調であること、賃貸住宅においては単身向けの住宅は空きがあるものの、ファミリー向けにつきましては充足している状況がございます。

このような状況を踏まえて、市といたしましては、当面の間、不動産市場の状況を見極め、現在の状況を維持していくことが適切であると考えているところでございます。しかしながら、不動産市場の現状に変化が見られた場合におきましては、不動産業者及び関係団体とより一層の連携強化を図り、空き家対策を進めていくことが必要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

この項で一番大事な質問をしたいと思います。

以前から、私は新しくできる産業団地、ここについては今の２次の総合計画の中で水資源の調査も終え、大まかな設計にも着手していると聞いています。今まで何度も繰り返してきましたが、新しく構築していく新産業団地の企業誘致と併せ、特にファミリー向けの住宅政策が、これは一つの抱き合わせとして、今後、移住・定住、空き家対策、活用等も含めて、人口増に結びつける必要性があると思いますが、その辺の考え方についてお願いをします。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

新産業団地への企業誘致による移住、居住、空き家活用につきましては、まず移住、居住の観点からプロセスを申し上げますと、新産業団地の計画造成後、販売により企業誘致が行われ、産業種別にもよりますが、一定の雇用が生まれ、従業員やその家族等、移住・定住が発生し、居住地の選択がなされます。職場に近い当市での居住となるのか、また近隣市等への居住となるのかにより市の様々な分野への影響があるものと考えております。

さきに述べたように、当市は住宅環境が高く評価されており、持家を希望する方に対する一戸建

ての住宅の取得支援や賃貸を希望する方への不動産業者との協調による誘導を行いながら、当市への積極的な移住、居住を引き続き進めていく必要があると考えております。

また一方、空き家の利活用による考え方でありますが、建設部長よりご答弁いたしましたように、より一層の強化を図り、不動産流通と併せて空き家情報バンクの利活用にて対応したいと考えております。そのような考え方に加え、現在の住宅施策の見直し、検討を行い、住環境の向上を図り、企業誘致による移住、居住、空き家利活用等を進めることにより、選ばれるまち亀山を目指して様々な施策を連携・推進し、一定の居住人口の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

いろんな質問を用意しましたが、中途半端に終わってしまいますので、次の地域公共交通について事例を２つ紹介させていただきたいと思います。

２年ほど前に会派で中津川のほうに視察に行ってきました。中津川ですから当然リニアの関係で行ったんですけれども、庁内を見ると地域交通課という課があって、この課もリニアを扱うのかなあと思ったら、これは地域交通課なんです。調べたら、職員の７割近い方が公共交通を使って通勤しているという話も伺いました。

それからもう一つ、埼玉県の川口、非常に私もごくごく身近な人なんですけれども、免許は返納していないけど、車を夫婦とも返したんです。そうしたら、もう金額的に車代金、保険、車検、ガソリン、駐車料金、非常に高いんですけど、１年で夫婦で３００万近く浮いたという話も聞きました。そして何よりも、図書館や博物館、いろんなイベント、それからサークルにも参加した。ボランティアにも参加できるようになって、たくさんの仲間ができたよというような、それからまた定期的な検診等で非常に健康に対する関心も高まったということなんです。

亀山市が今、地域公共交通を語るに、いわゆる交通弱者、交通困難者、あるいは交通空白地だけをどうにかしようと。やはり時代は変わっているんです。亀山で一番弱いところ、あるいは満足していないところ、これは地域公共交通なんです。次の計画の中では、ここはもう大胆に、革新的に、あるいは国の様々な施策が地域の公共交通に対しては高い補填がされているし、あるいは一見知事もはじめライドシェアの高まりもあります。ぜひこの辺は、地域総合計画、次の計画の中で抜本的に変えていく、いわゆる地域交通に対する考え方を変えていくんだと、そういう意気込みの中で取り組んでいただきたいということで、非常にちぐはぐな質問になりましたが、お許しを願いまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４９分　休憩）

（午前１０時５９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問させていただきたいと思います。

通告させていただきました市長の１７年間の行政運営についてと。いろいろ１、２、３、４と書いてあるんですけれども、多岐にわたりますもんで、簡潔な答弁を願います。ちょっと最後まで行けるかどうか分かりませんもんでな。

市長の答弁にもありましたように、市長は２８歳で市議会議員になって、県議会を１４年、市長を１７年やってきて、行政のことは熟知してみえていますし、合併後、合併前の旧関町、旧亀山の状況もよくご存じだと思います。ちなみに私も３７歳で市議会へ出せてもろうて、合併後もう２０年になるんですけれども、その前に代議士の秘書をやっておりまして、６年ばか鈴鹿、亀山、関の行政担当者、首長さん及び県議会会議員、市議会議員の人らも拝見させてもろうていました。

ところで、数字を追いたいんですけれども、合併のときに５大事業というのはもう常日頃言わせてもろうておるんですけれども、市長が就任されたときに、前任の今井市長さん、田中亮太市長さん等々がいろいろご努力されて、亀山市の財政調整基金は四十四、五億になったと思うんです。そして、減債基金や特定目的基金、定期運用基金をトータルして、平成２１年の２月６日に就任されたときには１０５億５，０６０万３，０００円あったんです。平成２２年には１１４億５，６２６万４，０００円やった。で、１７年間ずっと行政運営をされた中で、現在の財政調整基金は１５億というふうになっております。

それで、基金残高も７６億８，４６６万７，４２４円です。これは増減額でいくと３７億７，１６０万２，０００円、これが少なくなっています。

それで、減債基金も平成２８年に返済金が多いということで、十七、八億の財政調整基金を積まれたと思うんですけれども、現在減債基金は６億６，７８９万４，０００円あります。特定目的基金は４６億９，４８０万３，０００円あります。定期運用基金が１１億あったのが７億９，８１２万５，０００円と、こういうふうに変化しています。やはり確かに市債残高は減っていますけれども、財調が減り、基金総額が減り、例えば目的基金は当初の基金よりも四、五億は増えてますけれども、明らかにこれは財政の運営において市長がいろんな事業をやられたと思いますけれども、やはりなぜこのような状況になったんかということをお聞かせ願いたい。

それで、いみじくも令和７年の監査委員の結びに、これから令和６年５月に市は財政構造改革骨太方針２０２４で、令和１１年度末に財政調整基金を２５億以上にするのを目標にすると。今、令和７年ですかな。僅か４年間で１５億まで減った財政調整基金を２５億にするという、これは私から言うたら、どんな感覚でこういうようなことをやっておるのか、それがちょっと聞きたいわけですわ。関町と亀山市が合併したときに、９６億の、１０４億でしたかね、百十何億やと思いますが、合併特例債が国から交付されました。それで、旧亀山市はその当時、財政力指数が１を超えていますもんでなかったんですけれども、旧関町においては合併算定替えのお金が３０億、国から認められておりました。合併の折に、関町には都市計画税というのがなかったんです。だけど、合併において都市計画税が関町の私らの地域、周辺部はともかく、それが発生しました。大体年間８，０００万として、２０年間で二八、十六億円です。そうすると、それを足すと大体５０億弱のお金があ

るわけです。そして、この今言わせてもろうたこの１７年間に３７億足すと、８０億ぐらいのお金が、どこかの市民の要望に応じていろんな制度をつくったと思うんですけれども、消えていっておるんですよ。

そういう中で、いろんな市民ニーズに合うための行政施策を進められた中で、なぜこの１５億、４５億あったのがあなたの就任後に３７億減り、それで財政硬直化が始まり、財政力指数も０．８１１まで落ちていったと。そういう中でどのような財政運営をしていくのか。

そして、項目に書かせていただきましたように、新庁舎問題です。これは平成２６年に建設当時には４５億です。それで先般策定された中には、令和１２年に建設予定の予算が９５億です。プラス何がしです。それをあなたは市長就任前には申されんと、市長選の終了後に、６年間延伸して、令和１８年に建設を目途にするというようなことをやられた。各議員が公共施設の長寿命化、老朽化によって多額の費用が要るという質問を重ねてきておるんですけれども、果たしてこの今の財政状況でいろんなことができるのかどうか、簡潔にお願いしたいと思います。

長年の経験を踏まえて、私もこの政治の世界というんですかね、４５年携わらせてもらいました。各鈴鹿市、亀山市、関町の首長の皆さん方といろんな切磋琢磨して、地域の住民の安心・安全な生活を守るための提案をしてきました。市長の１７年間の、この今指摘させていただいたことですね、それを一遍お聞かせ願いたい。もう私もあと任期１年となりましたので、次ここへ上がれるかどうか分かりませんもんで、今言うておかなあかんなと思ってちょっと質問をさせていただきました。どうぞ。簡単で結構です。私の頭にはもう長い話は要りません。簡単に１７年間の思いを。私ちょっと９分しゃべりました。できましたら３分程度でお願いしますわ。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の１７年間の財政運営を１つ、それから４点、議員ご質問いただきましたのでお答えをさせていただくんですが、簡潔な答弁をということなんですが、とても３分ではこの４点にお答えできませんので、少しお許しをいただいて、丁寧にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１７年間の財政運営の総括ということですが、私は平成２１年の２月に就任をいたしました。以来、本市の持続的成長と暮らしの質の向上を目指した政策公約の実現、具現化を進めてまいりました。

この１７年間を振り返りますと、就任直前に起こりましたリーマンショックによります世界的不況、それに伴います本市の地域経済、雇用、税収構造の劇的な変化、少子高齢社会の加速化、東日本大震災、熊本地震、さらに未曽有の新型コロナウイルス感染症への対応。国政におきましては２回の政権交代もございましたが、この間、私どもは本当にこの激動の社会経済情勢の中を突っ走ってきたというふうに感じております。ちょうどあのときリーマンショック以降の本市の成長過程の潮目がまさに変わるという中で、議員も先ほどご指摘いただきましたが、当時私が就任させていただいた平成２０年度の市税収入が約１４６億、財政調整基金残高はおっしゃる４３億でございました。これがリーマンショックの影響でございましたが、翌年にはこの税収１２３億円、その次には１１７億円、平成２４年には１０３億と、僅か３年間で４０億を超えるこの税収の減に直面をした

ところであります。

一方、地方債につきまして、平成２０年代にかけまして実施をいたしました和賀白川線、野村布気線整備などの合併特例事業、臨時財政対策債の借入によりまして、公債費は約２５億前後で当時推移をいたしておりましたが、将来における公債費の市財政の負担を軽減する方向性を持って借入れと償還バランスを考慮するなど、財政状況を勘案しながら健全な財政運営に努めてまいったところでございます。

したがいまして、これもお触れいただきましたけど、平成２６年度に完成を目指しておられた当時の新庁舎の事業、それから和賀白川線のつり橋の整備、さらには南部丘陵地帯におけます自然の森公園の白紙撤回、この３つの事業を合わせて大きな決断をさせていただいたのは、本当にいろんな賛否両論、大きな議論はあったと思いますけれど、非常にもう１６年前、感慨深く感じております。

その後、市税収入の減少、扶助費の増加に加えまして、公債費の償還ピークによる財政運営の影響がその後見込まれました中で、私どもは持続可能な財政運営、行財政運営を目指して、ちょうど平成２２年の２月に中期財政見通しを初めてお示しさせていただきました。そして、翌年に行政改革大綱に財政改革も加えました行財政改革大綱を策定いたしまして、行財政改革の取組に、いわゆる財政改革の視点も組み入れてスタートをしてまいったところでございます。

議員のお立場からは様々なご意見がございましたけれども、全体といたしましては、政策の推進と財政の健全化、そして一旦馬力ではなくて、将来も見据えた持続可能性を求めて今日に至っておるということでございます。

こういう背景を踏まえまして、現在の扶助費の伸び、公共施設の更新等を勘案しまして、ちょうど昨年５月、財政構造改革骨太方針を策定いたしまして、歳出削減、歳入確保の取組を短期集中的に現在取組を進めているところでございます。分度・推譲、今だけよけりゃいい、これだけよけりゃいいではなくて、将来世代にしっかり継承するような視点で何としてもこれは成し遂げる必要があるという感じで、この１７年間いろんなことがありましたけれど、議員各位、それから市民の多くの皆さん、職員の多くの理解、協力を経て、環境変化に適応してこれたかなというふうに思います。課題は幾つかありますが、そのように感じております。

２点目の合併後２０年の行政運営、ニーズに財調が減った理由はいかがかということでございましたけれど、この財調が減った、確かに今よく議員がおっしゃっていただく単年度のいわゆる収支のマイナス、これが続いておるということ、実質単年度収支のマイナスが続いておるということ、これはやっぱり収入、歳入に対して歳出の量が大きいという中で、やはりその財源不足を財調で手当をしてきておると。特に、この平成２８年以降の川崎小学校の改築も非常に大きな決断でありましたけれど、以降のこの七、八年の財調の減りということを考えますと、それもありますけれども、今の国際情勢によります義務的経費のかなりのこの向上、コロナ前の本当に義務的経費プラス物価高騰を合わせると２３億の今コストがかかっておりますが、この分の財源不足を財調で手当してきたということがその背景にあろうかと思います。事業をやめれば、事業をすぱっとやめれば、このマイナス分が減っていくのはそのとおりでありますが、市民ニーズや将来のために必要な事業と、それからこの財源の組合せをコントロールしていくということで、現在その背景はそういうことでありますので、これは改めてご理解いただきたいと思います。

３点目、今回の構造財政構造改革が示す６年後の財調の２５億がどんな感覚でやろうとしているのかということなんですが……。

（「４年後やで」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

６年後なんですが、これをやるためには、前半の集中の３年間、後半の３年間を通じて……。

（「令和１１年というと４年後やで」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

令和６年度からスタートですから、今年入れて５年間ということであり、そういう意味では、それに向けても昨年度から、先ほど申し上げた亀山の今の事業量が多過ぎる、これに対して財調を取り崩す、こうやってという構造を変えようという動きは昨年度からスタートをさせていただいております。この前半３年間の集中改革期間の取組、それから後半の３年間でもってこの財調２５億の確保を何としてでもやり切る覚悟で全庁を挙げて今取組を進めておりますので、具体的に何をやるかというのは、お示しをさせていただいておるこの具体的な取組はまたご覧をいただきたいと思います。

４点目に新庁舎建設との絡みでお話がございました。これも亀山市が現在総合計画を策定いたしております。これ今申し上げた過去の流れ、それから現在の状況、それから将来をちゃんと見据えた、これを見据えて様々な政策、事業、何を優先するのか、そしてその財源手当は持ちこたえられるのか、どうしたらいいのか、この整理を総合計画策定の中で今全庁を挙げて進めているところでございますので、庁舎に限らず、その大規模事業が控えてございます。特に、総合環境センターのこれをどうするかというのは本当に市民生活に直結する大事な問題でございますし、教育の施設とかその他もろもろあろうかと思います。こういう全ての事業、何を優先していくのかを今財源の手当と含めて、この第３次の総合計画策定の中で整理をさせていただく、その作業を今進めているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれど、多岐にわたるご質問でございましたので、４点、できるだけ簡潔に述べさせていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

私がずっとあなたの市政を拝見しておると、川崎小学校の建て替え、これは旧亀山市のときの課題やったんです。亀山市議会の、私の先輩ですけれども、しきりに川崎小学校の妙な建て増しによる使い勝手の悪い校舎の改築をお願いしたいと。こういうようなことは、旧亀山市の時代からのことです。北東分署もそうです。北東分署のときに、亀山の本署をあそこへ持って行ったときに、本署はここにあったんです。西庁舎に。それをそのときに田中亮太市長さんに私は尋ねました。なぜ本署を、関分署があるのに何で関分署に近いところへやるんやと。人口の半分以上のみどり町、和田ですね。あっちの地区は空白地区になっておるけれども、何で本署をこっちへ持って行ったんやと。空白地ができたやんかと。その解消をしたのが北東分署ですよ。それで、北東分署ができたことによって、消防職員の定数増をせずに、関分署の１９名の職員を６名減らして１３名体制にして、２分署、１本署にしたんですよ。

それで、衛生センターですけれども、これは今井市長さんのときにあの衛生センターはできたんです。あのときには、今井市長さんから私聞きました。関町分もこの衛生センターで処理できるだけの能力の施設を私は造ったで、関町は何で余分なことをするんやというようなことを今井市長から私は愚痴られました。私は関町民でしたもんで。だけど、私は市長のこの財調の、また基金とか全てのことを、ふるさと納税とか、不要地の用地を売却せえへんかった。亀山市の不要地が２０万平米あると思うんですよ。坪３万円で売っても幾らになりますかな。知れていますよ。それは売るわけにいかんと思うんですよ。税収の伸びはないと。当然それは見えてきておるんです。税収の伸びがなかった場合には財調から補填したらええわという行政ではあかんのです。

ちなみに、新さんからこれ資料をもろうたんですけれども、中学校の空調問題です。これは教育委員会からも資料をもらいました。今、空調設備があるのは、生活科、音楽室、パソコン教室、図書館です。これは恐らくみんなクリアしています。図書館については、合併前に多分ライオンズクラブやと思うんですけれども、亀山市の小・中学校の図書館にエアコンを入れたいでどうやろうと。関町はどうしようということで、関町の場合は、当然学校で協議したら、音楽室に入れたいと。なぜやと言うたら、中学校を解体するので。だから無駄になるでということで、無駄になるのか知らんけど、図書館は必要やから、関町は絶対図書館へ入れるべきよといって私は議会で押し切りました。町長さんもそのときにその意見を聞いて、図書館は、これは全部入っています。パソコン教室も当然これは空調が全部入っています。ただ、入っていないのが理科室、図工室、家庭科室。それで、中学校においては、美術室、それから理科室もそうですけれども、技術室、家庭科室、これゼロに近いんです。これは、教育長さんもいろいろ言われましたけれども、学校の学習要綱にカリキュラムがあるんですよ。必ずこの部屋を使わななならんのです。図工室、技術室で、普通教室、空調のところで、これはできないんですよ。それが今現在、その小学校で理科室で１２あるところで２か所です。図工室については１０か所で２か所です。それから家庭科室は１１教室で２つです。そして中学校、美術室、４つ部屋があってゼロです。技術室、６つあってゼロです。家庭科室、６つあってゼロです。もちろん体育館も全てゼロやと、１４校。

そこで、新君から資料をもらいました。学校体育館への空調整備の早期実現に向けた支援、５つのポイントと。補助率は２分の１。それが、補助単価が１．５倍になって、３，５００平米前後から５，３００平米までだと。それで、耐熱性、地方負担額の１００％は地方債の充当が可能であると。で、体育館の空調は交付金措置でやりますよという通達があって、スケジュールは２月１７日開始で、３月１４日締切りで、４月の中旬に国から内定が来るんですよ。一番下段が大事です。令和７年度中の整備実施は早めにご検討をお願いしますと国が言うてきておるんですよ。こういうようなことを市長は知っておるんですかな。聞いていませんか。当然こういうようなことは、駅前再開発事業も当初は６４億円やった。それが確かに御幸１、６、７、８号線の道路改良もやりました。広場もやりました。８０億以上の金を投入しておるんですよ。特に、合併特例債は１６億がかかっておるんですよ。それやったら、その駅前再開発事業をあなたはマニフェストで上げておるかも分かりませんけれども、今の財政状況やったら、貯金はあと４年間で１０億積まななならん。ところが税収がない。さあ何をするんやと。それで庁舎も建てんならん、あれもせんならん、これもせんならんと。もう少しこういうのは助成事業、このようなお金は、国から推奨されておる事業なんですよ。福沢君も言われました。今までは２分の１やったけれども、これは３分の２なのに何で手を挙げや

んのやと。これは新君にも、これをお借りしたんですけれども、そういうような事業を早急にやって、やるべきことはやって、やらざるべきことはやらんだらいいんです。

もう一つ聞きます。

狭隘道路の解消ですよ。私も亀山市で選挙を５回やりました。それでずっと回りました。特に、あなたのところの野村３丁目裏、南側、細くてよう入っていけませんだわ、運転手によっては。私は入りますけどな。そのときに私に代われというんですよ。

それから、昼生地区、中ですわ。それから両尾、それから和賀、天神、本町、栄町はちょっと広いかな。お粗末なもんですよ。それで、亀山市には、狭隘道路に関する補助制度があります。旧関町の場合、全て裏道から狭隘道路は全て、金のない時代ですよ、関町全体で年間３３億の予算で運営してきておるんですから。だけど、裏道行政で、全て用地は公定価格で購入し、そして裏道は整備をしてきました。裏道行政の大事なことは、救急車が入れるか入れやんか。一刻を争う。市民のために狭隘道路を解消し、救急車が玄関づけにできるような道路行政をしていないと、あなたは。だから、この道路ができておれば助かったと思う。だから、裏道行政でも狭隘道路の解消も、市長さんの裏も狭いですわな。表通りはペンキが塗ってありますよな。あの南側へ入ったらまあ狭いもんですよ。確かに団地の方々は、その狭隘道路のことは分からんと思うんですよ、そういうようなことも。市長に聞きたい。狭隘道路の改修について、またこのエアコンの補助金、ご存じかご存じでなかったか。いや、初めて聞くんやというのか。ちょっとお聞かせ願いたい。何で、知っておればなぜこれを使わなかったか、その判断。駅前再開発は私は失敗やったと思う。やり過ぎやったと思っておる。それでこの財政難がこうやって来ておるんですよ。いかがですかな。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず２点おっしゃられましたので、特別教室の空調整備でありますが、２つとも当然、政策課題として、そして私どもの取組として十分主要事業として展開をしてきたものでございます。

ちょうどこれも１７年の総括という中で、就任をさせていただいた最初の政策公約の一つが、それこそサマースクール対応の教室、それから特別支援学級への空調の整備でございました。平成２１年から県下に先駆けまして進めまして、その後も総合計画の実施計画にも位置づけながら、そして普通教室の整備、あるいは音楽教室の空調整備、ここらも今日に至りますまでに展開をしてきたところであります。残る５７％が今整備率でございますので、残りの４割につきまして、先般来よりお答えはさせていただいておりますが、これ多額の経費を要することになりますので、まずは他の事業もありますが、特別教室への１００％の空調設備の整備、これは今期の私の政策公約でもございますので、次期総合計画への位置づけを行わせていただいて取組を前に進めさせていただく旨、先日から申し上げてきているところでございます。

それから、狭隘道路の解消でございますが、これも平成２１年度に私が就任させていただいてすぐに亀山市狭隘道路後退用地の整備要綱を策定させていただきました。市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、狭隘道路後退用地の整備事業を今日まで継続的に実施をいたしてまいっております。

この事業の実施、平成２１年度から昨年度末までに４６１件の申請がございまして、これに基づ

き、多くの狭隘道路におきまして後退用地の整備が進められて、通行環境の改善や防災機能の向上など一定の進捗が見られルものと認識をしております。ご丁寧に野村３丁目、私の住んでおりますの野村３丁目をお示しいただきましたが、野村３丁目に限らず、亀山市は５５０キロの市道がございますので、その中で長年の道路、本当に昭和の時代、それ以前のものもありますけれど、そういうことを考えますときに、この狭隘道路の整備をどうしていくのかというのは、どのまちも課題であろうかと思いますが、しっかり私どもはこの制度を構築しながら前へ進めていく、まだ本当に途上でございます。そこはご理解をいただきたいと思います。

本当に依然として市内に多くの狭隘道路が存在しておりますので、これらの道路の解消は、市民の生命・財産を守る上でも重要な課題であると認識をしておりますので、この市民の皆様が自主的に道路後退をしていただき、それに対して市が助成金等を交付するこの事業のほかに、地域の皆様からの要望によりまして、交差点から交差点までの路線を生活道路として整備する亀山市生活道路整備指針に基づく道路拡幅事業もご案内のように実施をさせていただいておりまして、現在これは下庄の地内、下庄の１号線の道路拡幅にも取り組ませていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今後につきましても良好な住環境の形成を図るとともに、議員おっしゃられた消防・救急、この対応も含めまして、安全・安心なまちづくりを目的として、これは市民の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、現行制度を活用して着実に事業を進めてまいりたいと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

担当者が書いた答弁書をつらつらと読んでおったらあかんの、この一般質問のときは。そんなものを読んでおって全体が見えやんのや。行政の長というのは全体を見ていかないかんの。私ら議員も亀山市全体から見させてもろうて、いろんな意見をもらって行政に要求しておるわけや。要望もし、やっておるんですわ。もう少し市内全域を見渡して、もっと行政運営をやっていただきたい。次も気張って出てくるわな。

ちょっとあと７分しかないで、市広報についても聞かせてもらいたい。

１０月から市広報が２回から１回になります。そうなった経緯は当然市長の判断やと思います。市長の判断です。政策部がそれを練ったと。それで関係部局に指示を出しておるはずですけれども、２回に１回にしたことによって、各自治会及び関係機関との調整、どのような調整をすべきやという指示を出したんかお教え願いたい。指示ですよ。政策部としてこれをやったんですかな。政策部は各関係部局に対して、もう一遍言いますよ。どのような指示を出して、この２回が１回なのか、ちょっとお示し願いたい。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

広報の発行回数の変更についてでございますけれども、広報の発行につきましては、まず広報「かめやま」の発行事務につきましては政策部広報秘書課で行っておりまして、その文書の配付につきましては市民文化部まちづくり協働課が所管をいたしております。

広報「かめやま」の発行回数の見直しに当たりましては、双方の事務や予算に関連をいたしますことから、検討段階から双方が協議の上、進めてまいっておりまして、自治会やその他の関係各所との調整も連携の上、行ってまいっております。

なお、発行回数の見直しにつきましては、本年４月以降、自治会連合会支部長会でご説明を申し上げ、また各自治会長様宛ての通知等でご案内もさせていただいておりまして、そうした中で調整を行っております。こうした調整の結果でございますが、これまでに苦情やご意見等は特段いただいていない状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

苦情はない。苦情があって、必要があったときには、市長が責任を取るんやろうな。政策部が責任を取るのか。だから、こういうようなことをするときは、政策部がいろはにほへとで、それをきちっとやって、それで担当部局にこの方針で各関係機関、自治会との協議をしていただきたいというふうに指示を出すのが本来の姿やと私は思う。そうやないと政策部は要りませんやんか、政策部は。そうでしょう。その前に政策部に市長としての思いを言わなあかん。あなた任せの行政があかんのや。あなたも就任後、ざっと計算したら３億２，０００万ぐらいの報酬を１７年間で市民からいただいておるんですよ。私ら議員も１億強の報酬をいただいておるんですよ。３億２，０００万の仕事をしましょうやないか。私は１億の仕事をしたいと思っておる。それが首長であり、議員であるんです。市民から負託を受けて、それできちっと納得のいくように、また説明責任ができるようにするのが首長であり、私ら議員ですよ。それをしていくのがこの亀山市議会、亀山市行政、二元代表制の存在があるんです、お互いに。職員の方は公務員です。きちっと公務員法で守られた職域なんです。私や市長は、それは市民から選出されてこの場におらせてもらうんですよ。その立場にある者がやはり肝腎なときは自分の考え方をまとめて、それを政策の、また各部局の職員の部長さん方、その方々に私はこういうような考え方を持っておるけれどもどうやということを述べて、そして君らが知恵を絞ってくれと指示を出すのが櫻井市長、あなたの亀山市長の職務なんですよ。議会で職員の書いた答弁書を読むだけではあかん。

一遍、私は聞きました。狭隘道路の解消は、救急車が亀山市内にきちっと玄関づけができる行政をするのにはどうしたらいいかと。そんな補助金ではあかんですよ。やっぱり先祖からいただいた土地を後退用地で出してもろうて、寄附行為ですよ。工事は亀山市がする。だけど土地は出してくださいというような政治はやめましょうや。そうでしょう。それは相場はありますよ、評価額というのは。当然それに基づいて、１坪５万円やったら５万円。それを５万円で買いにいったら１００万円超さな売らんというんやったら、それはあきません。そういうようなことを、土地も買うて、そして道路工事もやって、玄関づけで救急車がついて、そして安心なまちづくりをすると言うていくのが櫻井市長の職務やと思いますけれども。

それで、今回は２つしかできませんでしたけれども、ドックでもそうです。予防医学というのは、谷川先生はよくご存じやと思うんやけれども、予防医学によって重症化する病気を防ぐというのは、一つのこの人間ドックという、これによって安心して亀山市民として暮らせるんです。

答弁は用意してもらったけど、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。終わり

ます。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　髙島　真議員。

○８番（髙島　真君登壇）

こんにちは。

髙島でございます。

今日は一般質問ということで、防災井戸についてとＲＶパークについて、市内の信号機について、職員の働き方改革についてをお伺いさせていただきます。

もういきなり行かせていただきますが、防災井戸の活用について。

私、これまで平成２６年、２７年と防災井戸のことを質問ずっとしてまいりました。その件について、去年ぐらいから防災井戸、防災井戸と言われて、市長はこの僕が質問したことは覚えていないと思いますけど、僕が言うたと議事録も残っていますけど、ここで当時の議事録を読み上げるようなことは、もうやぼなことはいたしませんので、前向きな話として捉えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本当に１０年前に、２６、２７年と聞いたんですけれども、まあまあそうなのかなと。生活用水がいかに重要であるか、そして地域にあるという井戸が共助としての力、私ここで、あの東日本大震災の教訓を踏まえましてずっとやっておったんですけれども、それを踏まえて、今回、亀山市がようやく重たい腰を上げて、白川建設株式会社様との画期的な協定締結に踏み出されるということは大きな前進であると思います。しかし、制度としてはつくって終わりじゃいけませんので、実行力として市民の命と生活を守る真の蓄えとして育てていくかどうなのかが今岐路にまた、１０年前の岐路は終わっていましたね、そのままほっていかれましたもんで。まず、去年ぐらいからまたわさわさと出てきましたもんで、今回議員さんも３名さん、４名さんと聞かれましたので、もう一回私も聞かせてもらいたいと思います。

第１問目に移ります。

そこでは２点聞こうと思います。

白川建設株式会社様との締結について、この意義とはどういうものなのかということと、それともうあれなんですけれども、市役所としてそういう昔聞いたことについての引継ぎとか、そういうのをされていないのかな。市長は僕が聞いたの知らんと思いますよ。答弁もされておる。覚えていますか。組織としてはどうなのかなというところもちらっと考えましたもんで、それを聞きますと。それと白川建設との協定について前向きな発言をちょっと問いたいと思いますので、市長、まずお答え願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

髙島議員には、早くからこの防災井戸につきまして、その重要性についてご提言をいただいておりまして、敬意を表したいと思います。決して忘れてございませんので、本当に敬意を申し上げたいと思います。

さて、先般締結いたしました白川建設株式会社様との協定でありますが、本市の防災行政における誠に意義深い一歩であるというふうに感じてございます。近年の、これも触れられました１０年前とおっしゃられましたが、東日本大震災、そして昨年の能登半島地震などの自然災害の被災地におきまして、多くの教訓を得る機会となったというふうに思っております。とりわけ、本当に長期にわたる断水が市民生活にいかに深刻な影響を及ぼすか、そしてＴＫＢという言葉がありますが、トイレ、キッチン、ベッド、特にトイレ、水回りのシャワーもそうですし、それから洗濯もそうでありますが、こういう生活用水の確保が人の尊厳を守る上でいかに重要であるかを再認識する機会となったところであります。

このような中で、地域社会への強い使命感から、自社が保有される井戸を市民のために提供したいとの大変ありがたいお申出を今般いただきましたことは、まさに公民連携によります議員、今共助とおっしゃられましたが、まさにその防災の理想型の一つというふうに感じているところでございます。今後は、この協定締結を機会に、市内の企業、とりわけ専用水道をお持ちの事業者の皆様にも同様のご協力をいただけますよう働きかけを引き続いてしてまいりたいと考えるところでございます。

さらに、議員、１０年前におっしゃっていただいて、市内では、地域によっては独自にこの井戸を保有されるような地域もあるということで、これは非常に本当にすばらしいことが動き始めておりますので、本市といたしましては、こうした地域に根差した、まずは今回の企業が持つ力を最大限に活用させていただくことが最も効率的かつ実践的な防災体制の構築につながると確信をいたしてございますので、今後とも行政の力の及ばざるところ、そして市民の皆さん、そして企業の皆様のお力添えをいただきながら、オール亀山の災害に強い強靭なまちづくりにつなげてまいりたいと考えるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

ありがたいお言葉だと思っておきます。

それと、基本的には公助、公助だけでは絶対立ち行かんところが出てきますので、半分は共助でやってくれと、それぐらいの考えでいいのかなと私は思っております。

それと、１万４，０００という具体的な数字とか、関のＢ＆Ｇ海洋センターの話とか、いろいろ公助に向けての充実なりが整ってきつつあるのかなと思っております。この点に私ずっと長いことを言うていたんですけれども、能登半島などの教訓を受けて、本当に忘れた頃に災害って絶対やってくるんですよ。東日本があったりとか、能登があったりとかね。ああやっと落ち着いたなと忘れ

た頃に来るのかなと思っております。

それと、共助の要となる防災協力井戸登録制度というんですかね、これが市民の皆様にできたということで、ホームページにも載っておりました。その概要たるものを一遍ご説明願えればと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市では、能登半島地震の教訓と国の新たなガイドラインを踏まえ、市民の皆様の共助による生活用水確保の仕組みを構築するため、去る８月２９日より亀山市災害時協力井戸登録制度の運用を開始しました。飲料水は公的な備蓄や給水車で対応しやすい、一方で、トイレや洗濯、体を拭くなど、そういったことで使う生活用水の不足は衛生環境の悪化を招き、感染症リスクや災害関連死の間接的な原因ともなり得ます。

地域の井戸は、この生活用水を確保する上で極めて重要な資源であり、このためご家庭や事業所で所有されている井戸を災害時に無償で地域の方々に提供をいただく災害時協力井戸として、事前に登録される制度を開始させていただきました。

大規模災害発生直後は、行政による公助が十分に行き届かない可能性がございます。この間、自分たちの地域は自分たちで助け合う共助が命と生活を守る上で不可欠と思います。災害時協力井戸は、この共助を具現化する重要な仕組みだと思われます。したがって、制度の主体を地域の実情を最もよく把握されてみえる自主防災会にお願いをすることで住民間の合意形成を円滑にし、いざというときには顔の見える関係の中で、井戸の提供者と利用者が協力し合える体制が構築できると考えております。これにより、単なる生活用水の確保にとどまらず、地域コミュニティ全体の防災力向上につながると、そういうことを期待しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

キーワードとしては共助ということがスタートしたということで拝察させていただきます。

ええことやなあと本当に思っております。

そうしたら、基本的にそれを整備していくのは自主防災というところでなってこようかと思いますけれども、それをできるための貯水タンクとか資材が必要な場面もあります。井戸はあくまでも個人所有、人の土地にあるものですから、その辺の理解も踏まえつつというところから、自主防災が主体となって必要な機材等を整備できるような市として支援を考えるものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本制度は、まず地域にどのような井戸があるかを把握し、その情報を共有することから始めるものでございます。その上で、ご提案の資機材の支援につきましては、本制度にご協力をいただく自主防災会を対象に、既存の自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金制度を活用いただけるよ

う、周知徹底を図ってまいります。

井戸からの取水に必要な取水ポンプや非常用発電機、貯水タンクなどの購入に対し、この補助金を活用していただくことで、各地域における共助の取組を支援してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

いろんなことができるということが分かってまいりました。

そうしたら、次に４問目に移りたいと思いますけれども、資機材について既存の補助金を活用するということだと思いますが、自主防災、そもそものまず丁重に、こういうときはこの補助金がありますよとか、こういうのはこういうのを使ってくださいよということをしていかないと、せっかく井戸を登録しても、災害時に市民が活用できるということではないのかなと思っております。

防災井戸に関しても、ここは防災井戸ですよって、その土地の人が看板を立ててもいいよというぐらいだったら、建てるぐらいのあれがあるのかと、それと、どんな補助金を使ってどうやっていくのかというのを周知とか方法とかを聞かせていただきたいと思います。

ホームページに記載すればいいというものじゃなくて、いかにどうやってこれからの制度を生かしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、制度が始まったばかりですので、まだまだその看板というところまではいってないんですけれども、ただ、おっしゃられるとおり、市民並びに自主防災会への周知方法につきましては重要な課題と捉えております。市としましては、ホームページや広報紙での情報提供はもとより、どのような手法が最も効果的か、費用対効果を含めまして研究してまいりたいと考えております。

例えば、他市では費用を抑えながら有効な手段として、グーグルマップがございますけれども、グーグルマップの機能でマイマップ機能がございます。そういった機能の活用や、あとオープンデータとして提供する事例も聞いてございます。そういった手法をも参考にしながら、市として最適な情報提供の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

今、管理監言われました。基本的にアプリもできることですし、それに載せていくとか、いろいろ考えられることと思います。

それでグーグルマップに載せるとかいろいろありますけれども、この災害に関して、公助はここまでします、あとは共助でしますということの話の上に立てば、費用対効果とあまり言わないほうがいいと思いますよ。人を助けることに当たっての費用対効果って、確かに念頭には入れておかなあかんと思いますけれども、あんまりそれが前に出てしまうと、その制度自体に欠損が見られることになりますので、その辺のところは重々承知してやっていってもらいたいと思います。

１０年前に私の言うたこと、恨みをもっと言おうかなと思ったんですけれども、もうこれ以上はもう言いませんので、前に進んだ議論でお願いいたします。

次に、ＲＶパークについて質問をさせていただきます。

近年、コロナとかは個人で遊ぶというキャンプブームが到来して、基本的に僕の考えなんですけれども、キャンプってもう時代遅れだなというのを重々、僕一人で考えておるのかなと思うんですけれども、キャンプの時代は終わった、だけど施設がある以上、トイレも立派にされました以上、キャンプというのも下火にならず、ここはあるよという宣伝もあると思うんですけれども、今、石水渓のキャンプ場の利用状況はどうなのか聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コロナ禍以降のキャンプブームの動向につきましては、令和５年５月に感染症法上の位置づけが２類相当から５類へ移行された後、海外・国内旅行などほかのレジャーがコロナ禍以前の水準まで戻ってきており、キャンプブームは全国的に落ち着いてきていると考えられております。

本市におきましては、石水渓キャンプ場の年間利用者数が令和元年度は６，５３０人でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設の休場や県外からの利用客を制限した結果、令和２年度は３，９０６人、令和３年度は２，１９６人と減少いたしました。しかし、その後につきましては、令和４年度が５，１１６人、令和５年度が６，１２３人、令和６年度が５，０９２人と、コロナ禍以前の水準まで戻ってきております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

数字的には戻ってきたでよかったなとは思うんですけれども、石水渓って結構すごくきれいなこともなって、バンガローもよくなって、エアコンもついてという、すごい市を代表する観光スポットなのかなと私も思っております。

今、何がはやっておるかと言いますとキャンピングカーですね。キャンピングカーで泊まりに来るということで、令和元年の登録保有者は１１万９，４００台だったそうです。令和６年は１．４倍の１６万台まで増えてきたと。キャンピングカーって結構高価なもんなんですけれども、はやってきておるということです。

それで早い話、ＲＶパークというのは、キャンピングカーで来て泊まる設備なんですけれども、基本的にそんな立派なものが要らないということで、埋め立てて１００ボルトの電源があって、近所にお手洗いがあって、そしてお風呂がある。シャワーが石水渓にもあると思うんですけれども、全国的には結構上がってきておると思うんです。

それで、私資料を持ってきたんですけれども、キャンピングカーでみんなどこに寝るかということをキャンピングカー保有者の人に聞きましたら、一番が道の駅、ずっとトップクラスで走っておりまして、あとは２０１３年には０％だったんですけれども、２０２２年から２０２５年にかけて高速道路のサービスエリアを抜いて第２位になったというところまで数字は出てきます。結構そうなれば需要はあるんだなと。三重県もあるんです、確かにＲＶに認定されたところが。それはもう

まあまあ江戸橋だったり津だったりって町の真ん中にあるところが大半なので、この石水渓にあったら埋め立てるお金かからないんですよ。さっき言われた費用対効果ならすごく人は寄って来られるんだなと思いまして、一遍どのような認識で動向があるのかというのを聞かせてもらいたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ＲＶパークの状況ということでございますけれども、ＲＶパークにつきましては、一般社団法人日本ＲＶ協会が定めた認定基準を満たし、ユーザーが安心・安全に車中泊ができると判断した施設ということで、全国に５６８件、そのうち三重県内には１５件の施設があるという状況であると聞き及んでおります。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

結構増えてきまして、ここで協会に入れば全国ネットで宣伝もみんなしてもらえて、こういうキャンピングカーのグループなんかは口コミが早いですからね。掲示板とかいろいろありまして、そういうのは導入に向けて、一歩研究なり調査なりかけていっていけるなと思うところで、それこそ費用対効果を考えれば大したことないなとは思うんですけれども、その点における、亀山市におけるＲＶパークの導入についてご見識を聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員ご提案のＲＶパークにつきましては、開設するための条件といたしまして、余裕のある駐車スペースや２４時間使用可能なトイレがあること、１００ボルト、２０アンペア以上の電源が使用可能であること、車で１５分圏内の入浴施設があること、ごみ処理が可能であることなどが必要となってまいります。

これらの条件等を鑑み、例えば、石水渓キャンプ場にＲＶパークを開設することとなりますと開設するための十分なスペースが必要となってくることや電源の設置等に費用がかかるなど、幾つかの課題が考えられます。しかしながら、ＲＶパークの需要が高まってきていることや自然豊かな石水渓の景観の活用を踏まえまして、今後は導入の可能性について調査研究してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

いきなりやってばんといくんじゃなくて、だけど調査ばかりしておって乗り遅れるということもありますもんで、その十分な施設というか、十分な広さというか、知れておるんですよ、１０台も止まればオーケーという感じで、２０アンペアと言うたら知れておる電気ですので、その辺のとこ

ろをまず早急に研究なりなんなりをしてください。

じゃあ、次行きます。

信号機についてお伺いさせていただきます。

令和６年６月の定例会の一般質問で聞きました。私３０６号線のところを児童の横断も安全しかりなんですけれども、乗用車の左折が今日の朝も見に行ってきたんですけれども、妙にというか、ずっとカーブぐらいのところまで、上の昔の鶏肉屋さんのところまでずっと渋滞が進んでおりまして、これは本当に何とかせなあかんのかなという感じで思っております。教育委員会のほうにもそういう要請をしてくださいというお頼みを申し上げてきまして、それで、今回もそのことに聞くんですけれども、その前に御幸町の信号のことは、この信号って捉えれば信号なんですけれども、あのときは市としてもすごい迅速な対応をされたと思うんですよ。基本的に議会も執行部側も一つになっていきなり取る取らんの話になりましたもんで、あんまりここでそのやった人の悪口を僕も言いたくはないので、警察の悪口は言いませんけれども。悪口は言うていませんよ。いきなりその取る取らんやという話になっていったもんで、話がこじれたんやと。住民の理解も得やんうちにあんな御幸町のことになったもんで、こういう市役所としては、その事実の積上げとして交通調査とか、そういうのにもお金をかけたのは重々承知をしておりますので、そういう面を考えても、そこはすごい熱量があって市長も動いたんだなと思うんですけれども、こっちには熱量ないのかなってずっと考えていまして、そんなことはないなと思いますけれども、その点、通学路もそうなんです。学校の生徒さんたちもそうなんですけれども、その周りにおる車、車通勤やったら確かにいらっとすると思うんですけれども、その辺が今後進捗はどうなっているのかを１度聞かせていただきたいと思います。

市長が言うてくれるのなら、もうそこで完結しますけど。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

信号機でありますが、当然、道路利用者の交通安全と円滑な交通の流れを確保する上で重要な施設であると思います。議員ご指摘のまずは亀山駅前交差点に設置されております信号機撤去の撤回でありますが、これは自治体及び住民の意見を尊重していただいて、意思決定に至るそのプロセスに丁寧なプロセスを踏んでいただきたいと、こういう思いで市としては要望いたしてまいったものでございます。

その一方で、今ご指摘を今というか過去からもご指摘いただいておりますみずほ台入口交差点及びみずきが丘入口交差点、いわゆる県管理国道３０６号でありますが、こちらの交差点につきまして、周辺に複数の住宅団地や商業施設が立地していることに加えまして、近年の国道３０６号の交通量が極めて増加しておるという状況にございます。

こっちは熱量がないのかということでしたが、決してそういうわけではございませんが、とりわけこの小学生の登下校時間帯におきまして、国道３０６号へ進入しようとする車両の滞留が発生していることも市としては把握をさせていただいておりまして、今日に至りますまでに、これまでも信号の周期の調整等の対策を講じていただいてきているんですけれど、現時点におきまして十分な改善には至っていないというふうに認識をさせていただいております。

このようなことから、それぞれの地域の実情もあろうかと思いますが、この実情に応じて、この課題解消に向けて適切に対応していただけますよう、今後も地域自治会などと連携協議を重ねまして、これは公安委員会等関係機関に対しまして、市としては進達をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

進達してもらえればもうそれで十分ですので、その辺を警察当局のほうとも密にやってもらいまして、いきなりばんとかそんなんじゃなくてしてもらいたいと思います。現に進達してもらえれば当局のほうも分かってもらえると思いますので、その辺のところは熱量冷めることなくやっていただきたいと思います。

次に、いつもの通学路の話なんですけれども、通学路について継続して僕はあそこを何とか、太田の反対側ですね、森の堤防道路のことを聞いております。

私は、あそこは道路は鈴亀道路がつくられますので、基本的に通学路の変更があり得るんじゃないかなと薄々考えておるんですけれども、そこでいろいろ教育長しか前面に立って言うてもらえるところがありませんので、その辺のところですね、つくるという条件をこっちが地域住民の方もいろんな要望も出しましたけれども、かなうところあり、かなうところなしで結構あれなんですけれども、今後この要望について、教育長として取り組んでもらっておると思いますけれども、継続してもっとやっていってもらえるのかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

安楽川沿いの河川管理道路につきましても、例年、通学路要望としていただいておりますので、今回も結果としては三重県鈴鹿建設事務所のほうから、今後の対策として、経年使用によるこの通路の状況の悪化が見られた場合には、河川管理者と教育委員会にてその対策について検討をするというような回答をいただいておりますし、その旨、ＰＴＡのほうにもお伝えさせていただいております。

この内容につきましては、かねてよりずっと要望もしてきているわけですけれども、一定程度の方向性は既についている案件と認識している中で、当該箇所において、先ほど議員が言われたように、道路の状況が大きく変化をする場合も想定されますので、引き続き要望をしつつ、新しい道路環境になった際にも、子どもたちが安全に通学ができるよう、そのためにも、ここの道の通学路の管理については、必要に応じてというか、毎年交通安全プログラムで亀山市のほうに来庁される際や鈴鹿建設事務所のある鈴鹿庁舎に私自身も来庁した際には、事務所のほうを訪問したりして、交通安全プログラム全体を通してきちっと進められるよう、連携を密にしながら今後の対応を図ってまいりたいと思います。

とにもかくにも、子どもたちの交通安全が大事ですので、道路環境とともに、学校の交通安全指導等も対策を行いながら、子どもたちが引き続き安全に通学できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

引き続きやっていってください。基本的には僕、県の人と鈴亀道路で話す機会って二、三回あったんですけど、あそこしてくれなきゃ僕はもう絶対賛成しませんとは言うておきましたので、それをどう思っているのか分かりませんけれども、そういうことで教育長のほうからも引き続き押していっていただければありがたいと思います。

次行きます。

市職員の働き方改革についてでお聞かせください。

どこかとか誰かとか、そういう話じゃありませんので、最初に言っておきますけれども、近年の夏の暑さは異常ではあります。今年は本当に暑かったですね。亀山市の庁舎のエアコンが壊れたときも大騒ぎになりました。それを修理するのもわあってなって大変やなということになっております。

それと、市の職員は外で働かれる方もお見えになります。そのことについて聞かせてもらいたいと思います。

その働く方が一服するのに遠いところのエアコンのある部屋まで行くのかとか、１０分間の休憩の間に５分かけて行くのかとか、そういう問題じゃなくて、基本的にはすぐに休憩できるようにミストの扇風機を入れるとか、いろいろ暑いですやんか、外で仕事をしておると。そういうことを考えて対策する必要はあるのではないかと私はずっとかねがね思っておりまして、そういうことを一遍聞かせてもらいたいなと思いまして、職場の環境づくりとしてどう思われているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今議員のご紹介ありましたように、近年の気候変動の影響により、職場における熱中症による労働災害が増加傾向であることから、事業者に対して熱中症対策を義務づけた改正労働安全衛生規則が本年６月１日から施行をされたところでございます。

本市におきましても、毎年７月には安全衛生委員会の委員長、私、総務財政部長なんですが、から熱中症の予防や対策等について職員及び所属長宛てに通知するなどしておりますが、特に今年は労働安全衛生規則が改正されたこともありますので、それを含めて通知をいたしたところでありますので、熱中症対策については、その強化に努めてきたところでございます。そのため、現在のところ、職員が勤務中に熱中症になるような事案は発生いたしておりません。

議員お尋ねの暑いところで休憩とか、そういうことが時間がかかったりというふうなお尋ねでございますが、冷房設備のない場所で休憩ということは、どこの職場におきましても、夏の暑い時期には空調設備が設置されている適切な場所で休憩を取っておると考えておりますので、その時々に応じてきちんと休憩場所で取っております。

なお、安全衛生委員会では、各職場の労働環境につきましては、安全衛生推進者によりチェックリストがございますが、毎月職場巡視点検を実施しておりまして、今後も熱中症を含め、公務災害

が発生しないように職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

確かに、安全衛生委員会ですか、そういうところが議論をされてやると言うておるんですけど、暑い炎天下で一遍みんなで議論したら考えると思いますよ。本当にこんな暑いときにやっておるよりも。

それと、ちらっと聞いたんですけれども、その一時休憩所のところにおいても、先般の雨で雨漏りしておったりとか、そういうのも聞き及んでおりますので、その辺のところは重々承知していただきまして、エアコンの中で議論するより、その議論している人が外で円卓でやったらすぐに答えは出てくると思いますので、基本的に暑いときは涼しく、寒いときは暖かくという労働条件の下で皆さんに頑張ってもらうということは、労働力向上にもつながってきますので、その辺のところ重々やってもらいたいと思います。

基本的に本当に今年の夏は異常でした。市役所で壊れてもめっちゃ暑かったですやんか。それが外でやっておられる方のことを考えればということもありますので、その辺を申し伝えまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時３８分　休憩）

（午後　１時４９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　豊田恵理議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは通告に従い質問いたします。

大きく３つ項目を準備いたしました。

まず１つ目の地域公共交通です。

このテーマは、１２月と３月定例会において、鉄道、コミュニティバス、乗合タクシーについて聞きましたので、今回はコミュニティバス以外のバスについて聞いていきたいと思います。

亀山市にはコミュニティバス以外に、三重交通の営業路線バスと廃止代替バス路線がございます。営業路線には関工業団地線と亀山国府線、廃止代替路線には亀山椋本線と亀山みずほ台線がございます。特に廃止代替路線バスは一般的にはあまり聞き慣れないものと思いますので、この廃止代替路線バスとはどういうものなのかということについて、まず教えてください。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

廃止代替バス路線は、民間バス事業者が利用者の減少や採算性の悪化等により路線廃止したバス路線を引き続き住民の日常生活に必要な移動手段として確保するため、行政の財政負担の下、廃止路線の代替バス路線として運行を継続する路線でございます。

本市におきましては、議員もお触れいただきましたが、現在、広域で運行する２路線の廃止代替バス路線がございまして、ＪＲ亀山駅と鈴鹿市平田町駅を結ぶ亀山みずほ台線が平成２１年１０月から、またＪＲ亀山駅と津市椋本を結ぶ亀山椋本線が平成１５年４月からそれぞれ営業路線の廃止に伴い、廃止代替路線として鈴鹿市及び津市と共同で継続運行をさせております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

営業路線、採算を見込んで運営されているものですけれども、この営業路線を廃止した路線が廃止代替路線で、不採算であるけれども、市民サービスに必要なものとして行政が必要と判断して運営しているバスということでございました。

次に、これらの廃止代替バスの現状について聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

廃止代替バス路線の現状でございますが、前年１０月から同年９月末までのバス会計年度で申し上げますと、亀山みずほ台線は、令和６年度の年間利用者数は３万８，７６６人で、コロナ禍前の平成３０年度と比較いたしますと、休日の買物の利用の増加等によりまして１４．５％増とコロナ禍前の水準以上まで増加をいたしております。

一方で、亀山椋本線でございますが、亀山椋本線につきましては、令和６年度の年間利用者数が１万８，１９８人で、これまでと同様に津市から亀山高校への通学利用が一定程度ございますが、昼間帯の買物等による利用が減少し、コロナ禍前の平成３０年度と比較いたしますと６割程度までの回復にとどまっている現状でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

廃止代替路線バス、特に亀山椋本線は利用率が年々減少し、危機的な状況です。２月１２日に開催された中部運輸局の地域公共交通確保維持改善事業及び地域公共交通計画第三者評価委員会をオンラインで視聴したときには、亀山、四日市、鈴鹿交通圏の地域幹線バスの中で亀山椋本線が唯一最低のＣランク評価でした。

そこで、より詳細を知るために６月末に開催しました三重県地域公共交通協議会にも傍聴参加いたしました。そこではコロナ特例についての説明がございました。いわゆるコロナ特例とは、コロナ禍中に公共交通利用者数が激減したために、地域間幹線バスの補助金交付要件を一時的に緩和するものです。この補助要件のうち、計画輸送量の条件が１５人以上であるのを今年度までは５人以

上と緩和しているのですが、来年は１０人以上というふうに条件が厳しくなっていくそうです。

現在、亀山椋本線の計画輸送量が１０．２人で、この措置が来年度までだと国交省から通知があったと聞きました。このままでは１５人という補助要件に大きく満たないのですが、この椋本線は今後どうなるのか、市の見解を求めます。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

現在、廃止代替バス路線は、バス事業者が国・県の協調補助である地域間幹線系統確保維持費補助金を受けて運行しておりまして、この補助金の補助要件の一つとして、過去２年前から４年前までの３か年のうち、２か年連続で輸送量実績が１日当たり１５人を下回らないという必要がございます。

一方で、先ほども議員もお触れいただきましたが、長期化したコロナ禍の影響による輸送人員の減少を踏まえまして、令和４年度から７年度まで、輸送量実績が１日当たり１５人未満であっても補助の対象外とならない特例措置が講じられてまいりましたが、新型コロナウイルス感染者の位置づけが５類相当に移行したことなどから、令和８年度から段階的にコロナ特例の適用が廃止されることとなったところでございます。

こうした中で、亀山椋本線の令和６年度の輸送量実績は１日当たり１０．２人となっておりますので、仮に令和７年度の輸送量実績が１日当たり１５人以上まで回復しない場合は、２か年連続で１日当たり１５人未満ということになりますことから、令和７年度の２年後であります令和９年度は補助の対象外になることが予想されます。

なお、令和６年度における亀山椋本線の国等の補助金の総額は１０８万８，０００円でありまして、これは運行経費から運賃収入を差し引いた差額となる運行委託に係る経費の５．７％程度にとどまるものでありますが、増加傾向にある運行経費を考えますと補助の有無は今後の持続的な運行に影響を及ぼすものであると考えているところでございます。いずれにいたしましても、輸送量の改善に努める必要があると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

説明いただきました。

この計画輸送量とか、かなり難しい計算の仕方らしくて、私もちょっと理解ができなかったんですけれども、ただ、やはり先ほどの令和６年度と平成３０年度の利用者数、輸送量を考えたときも、やはりすごく減っているのは分かりますし、公共交通を持続していくためにも、やはり一番大事なのは利用していただくこと、ここだと思っております。

先ほども答弁にもございましたけれども、このままいくと令和９年は補助の対象外となる、そうすると交付要件から外れてしまう可能性があるわけなんですけれども、この亀山椋本線は、先ほどもご答弁の中にございましたように、亀山高校生の通学利用が多い路線です。また、沿線の天神・和賀地区や安知本、上原などを通る唯一のバス路線でもございます。

この状況に市はどのように対応していくおつもりでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山椋本線は、本市と津市を結ぶ広域的なバス路線でございまして、両市間のアクセス確保において、特に津市からの亀山高校への通学手段としての役割を果たしている路線でございます。

一方、コロナ禍を経て利用者数は回復傾向にございますが、コロナ禍前の６割程度までの回復にとどまっていることに加え、物価高騰や人件費上昇の影響により、運行経費は年々増加傾向にございます。こうしたことから、まずは本路線の利用状況を注視しつつ、津市や交通事業者と連携しながら、沿線住民に対する課題共有も含めた周知等を行い、通学利用や日常的な利用への利用促進活動を積極的に展開することによりまして、輸送量の回復に取り組んでまいりたいと考えております。

また、津市とは、毎年度、亀山椋本線の利用促進等について協議を行っておりますので、こうした機会を増やしながら効果的な対策について協議を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

亀山椋本線は津市と圏域をまたいでいるため、津市との協議が必要です。毎年度協議を開いているということで、これからも継続的に、そしてもっと重点を置いてやっていただけるということですが、この路線の利用者というのは、もちろん今お話にあったように、亀山市民より津にお住まいの学生さんの利用が多いですが、沿線に住む亀山市民にとっても唯一の必要な重要な路線でもございます。

例えば減便とか廃線などになったら、学生だけでなく多くの方が困ってしまいますので、この議会でも地域公共交通に関する質問が多く出ておりますが、その中で行政の立場として真のニーズを把握した上で、全体的にリデザインをしていく考えがあると聞いております。そうであれば、この亀山椋本線を利用している亀山高校生の意見も聞くべきだと思いますが、実際聞いているのか、聞いたのならば、その意見というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山椋本線をご利用いただいております亀山高校生への聞き取り調査は実施はいたしておりませんが、運行事業者への聞き取り調査でありますとか、あるいは運行事業者が実施しておられますバス乗降調査などから利用実態の把握に努めているところでございます。

また、利用者の確保に向けまして、利用者ニーズや地域実情を的確に把握することが重要であると認識をいたしておりますので、今後におきましては、亀山高校を含む幅広い年代の方への聞き取り調査も含め、地域住民や関係者の多様なご意見も伺いながら、ニーズ把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

私、６月から通勤になるべくバスを使うようにしておりまして、今日も８時台の亀山椋本線で来ましたが、いつも朝は学生が大体１５人くらい乗っている感じです。もしもこの亀山椋本線がなくなったり、減便されてしまったりすると、もう本当に大変なことになると思いますし、彼らの通学がどうなるかと心配です。

また、今後、亀山高校の受験者数にも影響するのではないでしょうか。交通手段のない学生にとっては、通学できることが大前提のことだからです。三重県の地域公共交通協議会でも、この路線の方向性について、この厳しい状況を把握、共有していくことが大事だという意見が出ていました。

亀山市地域公共交通会議で座長をされ、この協議会のメンバーでもある松本副会長も、この会議でワーキンググループでの共有も重要であるが、地域の方に知っていただく必要がある。地域公共交通会議の場で幹線の補助が落ちると支線も補助が落ちるという共通認識を地域の方々に持っていただくことが必要であるとの意見をされております。しかしながら、この会議のことを沿線地域の方は知りません。それどころか、現在の亀山椋本線の危機状況も知らないと思います。それもあって、今回この場でこの状況を示す質問をさせていただきました。

それで、次の質問に移るんですが、令和７年度の目玉として当初予算に上げられたモビリティー人材育成事業ですが、この補正で予算の組替えはあるものの、事業内容は変わらないということでした。

今年度は、バス利用が低調な地域を中心に地域の利用者を含む地域住民と公共交通事業者、そして行政が三位一体による共創の場づくりを進め、地域の事情や真のニーズを踏まえた最適な輸送サービスの在り方について検討を行い、運行内容等の再構築を進めるということですので、バス利用が低調な地域を中心にというのならば、この亀山椋本線沿線のような存続のためには、今大事な時期であるところもぜひ目を向けていただきたいと思います。

なぜなら、この地域の方はこの現状をほとんど知らないと思いますし、コロナ特例の緩和措置の期限、既にもう示されております。知らない間にバス路線が減便になるとか、なくなるとか、それは本当に悲惨だと思いますので、ぜひ地域住民を含む三位一体の共創の場づくり、これをしていただきたいと思います。そして、地域でのバスを守る機運を高める場をつくってほしいと思います。

そもそもこの予定があるのか、そして、今後のバスの在り方について、亀山市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

今後のバスの在り方はどのように考えているのかというお尋ねでございますが、市民アンケートにおけるバスに関する市民満足度の低さ、今回の定例会でもいろいろと取り上げていただいたと思いますが、この低さは長期に及んでおりまして、以前、バスにつきましては、ワーストワンから脱却できていない状況にあります。

こうした中、令和６年度のバス利用者数は、全体では前年度比で約１割増となりましたが、コミュニティバス路線については、亀山市地域公共交通計画に掲げた路線の維持基準を下回る路線もございますので、これまでバス路線の再編等を行ってまいりましたが、少なくとも利用が低調な路線

から輸送サービスの改善あるいは再構築を進めていく必要があると考えております。

そこで、地域公共交通計画の改定を来年度に控え、本年度から段階的にそうした取組を進めることといたしておりますので、この取組を通じて、今議員ご質問の今後のバスの在り方につきましても並行して検討を行っていくことになるものと考えているところでございます。

また、この一連の取組におきましては、自家用車依存が強い地域性があることも踏まえた上で、地域公共交通計画に位置づけました５つの基本方針に対する効果検証を深めていくことが重要であると考えております。

中でも、鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成でありますとか、地域の利用者ニーズを踏まえた地域公共交通の最適化による効率的で効果的な交通サービスの確立でありますとか、さらには持続可能な地域公共交通の実現に向けた地域と共に考える利用促進策の展開、これらの検証が重要であると考えております。

そのため、駅での鉄道とのネットワークの強化や若年層の利用者ニーズに応じたサービスの最適化、あるいは乗合タクシーとの関係性、乗って残すの視点からの地域との協働による利用促進等についてしっかりと検証することが、今後のバスの在り方を方向づけていく鍵になるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

最近、議会の中でも公共交通に関する話題が増えてきており、中でも中学生、高校生など通学に必要な学生の声も総合計画のアンケート、また中学生議会などを通じて多く聞かれるようになりました。誰もが自分事として考えることが大事だと思います。

以前から申し上げておりますけれども、私、公共交通を考えることはまちづくりに直結し、住み続けたいまちをつくるためには、この公共交通に重点を置いていかなければ若い人たちは離れてしまうということを私たちは常に意識しなければいけないと常々感じております。

前回の質問で、夏休みに小学生のバス乗車運賃を無料にした自治体の事例を紹介しましたが、今年の夏休み、松阪市ではフリーライドキャンペーンを実施し、小・中学生を対象にバス無料のキャンペーンをしております。このように、どうしたらバスに興味を持ってもらえるか、どうしたらバスを利用してもらえるか、アイデアを出して自治体が率先して取り組んでいかねばならないと思います。

そこで、市長に亀山市の公共交通に対するこれからの熱意についてお尋ねしますが、今後、亀山市の地域公共交通、特に学生も利用するバスについてどのようにしていきたいかとお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地域公共交通をどのようにしていくのか。従来から議員、本当に若年層も含めたバスの在り方とか、地域公共交通の在り方についてご提言いただいておりまして、敬意を表したいというふうに思います。

先ほどのご質問、答弁の中でも、部長のほうからもお答えさせていただきましたが、本市の地域公共交通計画の改定時期に併せて、地域公共交通に関わる財政負担状況も踏まえながらも、このバスだけではなくて、本市の地域公共交通の全体最適を図るために、リデザインに向けた検討を進めていく必要があると考えております。

いま一度、バスも乗合タクシーも鉄道も本当に乗って残そうということもそうなんですが、個別最適ではなくて、全体としてもう一回再設計をするような、そんな検討を現在進めていこうというふうに考えております。

一方で、先般の中学生議会でのやり取りもそうでありましたし、最近ではその保護者によります小・中学生の学校への送迎や高校生の駅への送迎など保護者による送迎が随分拡大をしてきておりまして、これは保護者の負担軽減といった面からも、公共交通に対するニーズの把握や利用環境の改善を図ることが急務ではないかというふうに考えているところであります。

それから、その一方で、ちょうど今年の４月でしたか、昼生地区の方々が南部ルートを利用して亀山公園での花見等を楽しんでいただいたと。これは主にご高齢の皆様、シニアの方々でしたが、その中で本当にバスの便利さを再認識いただく取組がございました。こうした地域主体の利用促進の仕組みづくりや取組をさらに横展開していくことも、バス路線の維持確保には大切な視点であるというふうに考えているところであります。

人口減少社会、少子高齢社会が到来しております。本当にこれからも選ばれる自治体として目指すこのまちづくりの方向としては、今おっしゃっていただいた学生もそうですし、若年層のこの日常の地域公共交通の基盤をいま一度高めていく必要があろうというふうに私どもも考えているところでございますので、本当に住みやすさの向上に何とかしてつなげていくという意味では、この地域公共交通の政策課題は、まさに次期総合計画におきまして重点的な課題として関連施策をしっかりもう一回再設計しながら盛り込んで前に進めていきたいというふうに現時点で考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

学生の通学では、今はやりのデマンドであったりとか、ライドシェアで運べる量ではないので、今回は特にバスの今後についてというふうな感じで市長に質問をさせていただきました。

亀山の地域公共交通は、亀山だけでないですけれども、地域の利用者を含む地域住民と交通事業者、そして行政、三位一体による共創の場づくりを進めていくこと、そして、地域事情や市民のニーズ、利用ニーズを踏まえた最適な輸送サービスの在り方について研究、検討を行い、運行内容の再構築を進める。これはまさに本当に大事なことだと思っております。これは行政だけの問題ではなく、地域の問題でもございます。自分は車に乗るから関係ないという意識ではこの問題は解決しませんし、移動手段を持たない高齢者や障がいを持つ方、また運転免許を持たない人や学生の立場に立って考えなければ解決は絶対できないと思います。

だから、私もバスに乗って実感しようとしていますが、今日もこの後、２時台のバスがございません。３時終わりぐらいかな、これからの待ち時間どうしようと考えているわけなんですけど、なかなか難しい問題であるということは本当に実感しております。でも、何とかしていかなければな

らない、なくなってはいけないという強い思いで亀山市にはそのための話し合う場、これをつくっていただきたい。今の段階でこの話し合うための場がまだ満足にできていないと思いますので、こちらに重点を置いていただきまして、今後も一緒に考えていけたらと思っております。

では、次の質問に移りたいと思います。

災害ボランティアの受入れ体制について。

これについては、令和５年１２月議会でも、大災害時の初動対応の中で、災害ボランティアの窓口に関する質問をしたところです。

当時の課題として、災害ボランティアの受付体制、そして関係機関との連携強化、この必要性を訴えましたが、その後の検証も含め質問したいと思います。

最初に、亀山市の災害ボランティア受付体制の現状です。

前回の質問では、災害ボランティアの受付窓口は紙ベースで登録受付を行っているということでした。私は災害ボランティアに関する視察研修で、令和３年７月に起きた熱海市の土石流災害を経験した熱海市の社会福祉協議会から、災害ボランティアセンターの受付窓口がいかに重要な役割を持ち、災害時には突発的に膨大な量の問合せにより、どれだけ混乱を極めるか。それから当時の担当者からじかにこういうことを聞いておりましたので、平時である今のうちに対策を取っておくべきだと意見を申し上げました。答弁では、三重県社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター運営システムの導入について広域的な活用が検討されているということでしたが、その後はどうなったのか。ボランティア関係のことは社会福祉協議会の管轄ではありますが、関係する健康福祉部に聞きます。

亀山市社会福祉協議会の決算書を見ますと令和６年度に社会福祉協議会による防災訓練を行っているとあります。訓練ではどのようなことを行ったのか。また通告したすぐに令和７年度の防災訓練も行われたようなので、そちらの様子も教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

ご質問をいただきました災害ボランティアにつきましては、その受入れのときに窓口になっていただくのが災害ボランティアセンターとなります。このセンターにつきましては、地震等の災害が発生した際に、ボランティア要員の不足であったり、多数のボランティアの申込みがある場合など、そういった場合に市から社会福祉協議会のほうと協議、要請をした上で、社会福祉協議会によって設置運営がなされるというものとなっております。

この災害ボランティアセンターにつきましては、設置運営マニュアルを社会福祉協議会のほうで備えられておりまして、それに基づいて平成３０年度から年に１回、亀山市災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施されております。令和６年度からの訓練につきましては、実際には災害ボランティアセンターを設置することとなります総合保健福祉センターあいあい、こちらを場所としまして開催を行いまして、令和６年度には市の社会福祉協議会の職員、本市の職員、地域包括支援センターや亀山青年会議所、亀山ライオンズクラブ、亀山高校の生徒さんなどの５０名ほどの参加で開催をされました。本年度の令和７年度につきましては、これらの参加者に加えて、新たに市内の事業所の方からも参加をいただきまして、約６０人が参加されて実施をされたところでござい

ます。

訓練の概要といたしましては、参加者をグループ分けしまして、ボランティアの受付、ニーズの把握、それぞれのマッチング、それとボランティアの送り出しからおもてなしをするところまでの一連の流れを体感できるような形で実施をされたところでございます。

中でもご質問にもございましたように、以前から課題となっておりました受付対応につきましては、kintoneアプリというアプリを活用することで、従前の手書き対応から２次元コードを利用したスマートフォンからの事前受付ができる、そのような形で実施をされましたことから、情報の集計や管理の迅速化が図られまして、大きな事務改善につながったというふうに感じております。

また、県や他の市町の社会福祉協議会や行政、福祉関係者、個人ボランティア、ライオンズクラブ、学生など多くの関係機関の参加を得られておりますことから、全体を通じた流れを体感することで、災害ボランティアセンターの役割というものについても、参加者の方への理解も深まったものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

既に運用システム導入済みということです。当時、私が視察に行った静岡県内の社会福祉協議会も同様のアプリを利用し、サーバー上でデータ管理をすることによって、圧倒的多数の様々な情報を場所を選ばず複数人で対応できるようになったため、大きな混乱なく対応できるようになったと聞いております。とはいえ、使い慣れなければ宝の持ち腐れとなりますので、ぜひ災害時にもきちんと機能するよう、日頃からの活用をお願いしたいです。

次に、訓練で分かった新しい課題というのはございますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

先ほども申し上げましたように、これまでの訓練で課題となっておりました受付対応につきましては、kintoneアプリである程度改善ができたというふうに考えておりますが、システムの運用面においてまだまだ慣れていない部分というのがありますので、そういったシステムの習熟度を高めていくということはやはり必要だというふうに考えております。

また受付だけでなく、ニーズやマッチングをするときとか、資機材の貸出しなど、そういったところでも情報整備にさらなるＤＸ化による事務改善というのはまだまだ余地があるというふうに感じているところでございます。

こうした事務手法に加えまして、実際に大規模の災害が発生した際には、たくさんのボランティアの方が集まってくるということになります。その場合、現状の社会福祉協議会の職員体制だけでは十分な受入れが難しいのではないかというような課題も感じているところでございます。こうした課題につきまして、市と社会福祉協議会の間でも共有をしておりますので、引き続き連携しながら必要な体制を確保できるように検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは、次に、災害ボランティアセンターと各機関との連携体制について聞きます。

先ほどは、受付体制の重要性に触れましたが、もう一つ大事なこととして、各関係機関との連携体制の強化がございます。

亀山市では、今でも多くの企業や関係機関と防災だけでなく、様々な形で協定を結んでいますが、ただ書面上で協定を結ぶだけでは、実際に協力が必要なときにその体制が機能するかは分かりません。

熱海市の社協では、発災当時はとにかく人が足りず、現場は混乱状態で熱海市と連携を取ることも大変だったと聞きました。実際に大災害時の初動対応は、自治体はまず行うことは、人命救助であったり、インフラ復旧であったり、緊急性を有する課題が山積みで、個々の市民の生活環境の復旧を担う社協が市と連絡を取るのも本当に大変であったと聞きました。

そこで、災害時の亀山市と社会福祉協議会との連携、連絡体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

災害時における市と社会福祉協議会の連携や連絡の体制につきましては、形式としましては、亀山市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定というものを令和３年度に締結しておりまして、これに基づいて相互に情報共有を図ることや随時協議を行っていくということを双方に義務化を定めております。

実際には、社会福祉協議会において定期的に災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施しております。これは先ほど申し上げたものになりますが、こういった訓練に常に地域福祉課の窓口の職員でありましたり、防災安全課の職員などの市職員も積極的に参加をさせていただいております。そういった形でスムーズな災害ボランティアセンターの設置運営に向けて協働しながら訓練を重ねておりまして、災害時の連携や情報共有にも努めていきたいというふうに考えております。

こうしたことに加えまして、様々な市の福祉施策を展開する中で、平常時から社会福祉協議会とはかなり密に連携をしながら業務に当たっております。そうしたことから、そういった日頃の連携関係が有事の際にも生きてくるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

つい先日も静岡県で台風や大雨災害、特に牧之原市では竜巻による甚大な被害が起きており、既に災害ボランティアセンターが各地で設置され、対応に追われております。先ほども申しましたが、大規模災害時、自治体はまず人命救助、インフラ等の復旧、市民への罹災証明などが主な仕事となり、市民の生活現場の復旧というのはなかなか動かずに、どうしてもこれが遅れてしまうと市民の生活は非常に不利益を受けます。

私が視察した静岡県では、令和２年度から毎年のように水害被害に見舞われておりますけれども、その教訓を生かして、県の社会福祉協議会と市の社会福祉協議会の連絡体制がスムーズに取れてお

りました。

そこで伺いますが、まだ災害ボランティアセンターを設置するような激甚災害に見舞われたことのない亀山市社会福祉協議会と三重県の社会福祉協議会、この連携体制というのはどうなっているのか、お答えください。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

市社会福祉協議会と三重県社会福祉協議会の連携体制につきましては、こちらも平常時の話としましては、県内の社会福祉協議会における災害時相互応援協定というものを三重県社協さんと亀山市社協とか、他の市町の社協さんが締結をしておられます。こういった協定に基づきまして、基本的な考え方として、県内において災害が発生する際などに単独では十分に対応ができないときに応援体制を円滑にできるように備えているというところでございます。

これらに加えまして、三泗鈴亀ブロックのほうでも、令和３年に協議会を設置しておりまして、四日市、鈴鹿を含めた本市と３市で、それと菰野町、朝日町、川越町の３町の計６市町のほうで協議会を設置しておりまして、平時からそれぞれが実施する訓練に社会福祉協議会の職員がそれぞれ相互に参加をするような形で顔の見えるような関係づくりを行いながら連携強化に努められているというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

災害ボランティアセンターの設置運営訓練、私も一度体験をさせていただいたことがございますが、ちょうど一緒に隣にいた方が鈴鹿市の協議会の方だったと思います。やはり顔を合わせる、日頃からそれがすごく大事かなということはすごく思いましたし、自分たちが大変なときに、その周りの近隣市であったり、ほかの他市であったり、助けてもらうということは本当によくあることになると思いますので、ぜひそういった関係性を平時に構築していただきたいと思います。

３番目の今後の取組ですが、もう多分答弁の中でいろいろ言っていただいていると思いますので、ちょっと割愛をさせていただきまして、次に移りたいと思います。

最後に、亀山市歴史博物館についてです。

既に広報や新聞など様々なメディアを通じて、亀山市歴史博物館の休館についてのニュースはご存じの方も多いかもしれません。

まず、亀山市歴史博物館の休館に至る経緯について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

亀山市歴史博物館条例施行規則では、教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができると規定されております。今般、臨時に休館する期間を１年６か月間とすることにつきまして、教育委員会の裁量的な判断が必要ということで、最終的な決定を教育委員会で行った

ものでございますので、教育委員会から休館の経緯について概要をご説明申し上げます。

歴史博物館には、長年にわたり寄贈をいただいている膨大な資料を収蔵しております。これらの資料のデジタルアーカイブ化など改正博物館法の趣旨も踏まえた今後の対応につきまして、先月６日、亀山市総合教育会議において、課題の共有、協議が市長と教育委員会の両者で行われました。この協議結果を受け、教育委員会では、同月８日の定例教育委員会において、膨大な資料のデジタルアーカイブ化等による新たな博物館登録に向けたスケジュールも考慮し、臨時に休館する期間を令和７年１０月１日から令和９年３月３１日までの１年６か月間とすることを決定したものでございます。この期間、市民の皆様など多くの方々にご不便をおかけしますが、より開かれた親しまれる歴史博物館となることを目指してまいります。

なお、小・中学校への歴史博物館の出前授業等につきましては、休館中も対応していくこととしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁、確かに教育長からの教育行政現況報告の中でもそのようにございました。ただ、今の説明だけでは、市民をはじめとする多くの皆さんには十分な説明とは言えず、納得には至らないかと思いますので、これ、なぜ１年半も歴史博物館を休館しなければならないかの理由を再度分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

歴史博物館の施設運営等の事務に関しましては、市民文化部が補助執行しておりますことから、休館に至る経緯の詳細につきまして、私からご説明させていただきます。

令和５年４月１日施行の改正博物館法では、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館法の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等について見直しが行われ、先ほど教育長の答弁にもありました博物館資料のデジタルアーカイブ化などが博物館事業に追加されました。このデジタルアーカイブ化により、インターネット等を介して貴重な博物館資料を公開することが可能となり、博物館と利用者の現代的な在り方に対応することができるようになります。

また、博物館登録も見直され、博物館資料のデジタルアーカイブ化を含む博物館の運営体制の整備などが基準に適合するか審査されることとなりました。既に登録されている博物館は、経過措置として施行日から５年間は登録博物館とみなされますことから、本市は令和９年度までに基準に適合する対応を行い、新たな博物館登録に向け取り組むことが必要となっております。

そのようなことから、この改正博物館法の趣旨に基づき、より市民に開かれた博物館に向けて、これまでから資料台帳やデジタルアーカイブの整備等に取り組んでいるところではございますが、多くの収蔵品数を保管しており、資料整理に膨大な時間を要すると想定しております。

また、企画展の実施や講座の開催など様々な事業と並行して新たな博物館登録に向けた対応を行うことは難しいことから、休館期間の１年６か月間に集中して作業を進めてまいりたいと考えてお

ります。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

分かりやすく説明していただきました。

博物館法の見直しがあって、博物館の登録自体も令和９年までに基準に適応させなきゃいけないということは、もう適応がちょっと難しいということなのかなと思いますが、今の段階では。それのために来月１０月から再来年の３月末まで休館することになったわけですが、ここ最近の歴史博物館の来館者状況、経営状況、こういったものはどうだったのか。特にコロナ禍以降についての状況を教えていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

コロナ禍以降の来館者状況、経営状況につきましては、コロナ禍で減少しておりました入館者数は年々増加し、コロナ禍前を超える人数となっており、令和６年度の展示観覧等の入館者数は、令和５年度より約２，５００人増加し、９，６９３人でございました。大幅な増加要因といたしましては、隣接する亀山公園わんぱく広場の遊具がリニューアルされ、公園を利用される方が増えた影響もあると考えております。

また、来館料につきましては、企画展は無料となっており、常設展のみ一般の方が２００円、児童・生徒、学生は１００円となっておりますことから、令和６年度の展示観覧料の決算額は令和５年度より４万５，３６０円増の３７万４，４００円でございました。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

時間ないので次に移りますが、休館中の対応です。

来月１０月以降は歴史博物館は休館ということであれば、これは館自体を閉めてしまうのか、建物自体を閉めているのか、また休館中、担当課の職員の勤務体制というのはどうなるのか、仕事内容について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

休館中の職員の勤務体制と業務内容につきましては、市職員の週休日は条例により日曜日及び土曜日とされておりますが、歴史博物館に所属する職員は、公務の運営上、特別の形態で勤務する必要があることから、別途週休日を定めております。今回の休館により、常に特別の形態で勤務する必要はございませんが、寄贈等の受入れなど、ご利用いただく皆様の混乱を招かないように、本来の歴史博物館の休館日であります原則火曜日と年末年始以外は週休日を調整の上、職員が対応できる体制を整えたいと考えております。

また、業務につきましては、入館者の受付業務等を行っております会計年度任用職員も収蔵品等の台帳整備業務に関わり、歴史博物館の職員が一丸となって収蔵資料等の台帳整備に取り組んでまいります。

なお、休館中も寄贈、寄託等への対応は、できる限り今までと同様に行ってまいりたいと考えております。学校との連携授業につきましては、来館学習は休館に伴い中止をさせていただきますが、学校への出前授業につきましては、各学校とも相談をしながら、できる範囲で実施させていただく予定でございます。

また、休館中も広報紙やＳＮＳなどを通じて博物館の活動や収蔵資料整理を行う中で、これまであまり公開していなかった収蔵品の紹介などの情報発信を行う予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

建物自体は閉めるんですかね。開けておく感じですか。

というのも、もし休館中でも閉鎖しない、来館ができるんであれば、せっかくこの亀山公園のリニューアル後に増加中という来場者もその場所とか建物を利用できないのかなという思いを述べて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

これにて、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

次にお諮りします。

明日１７日から２９日までの１３日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日１７日から２９日までの１３日間は休会することに決定しました。

休会明けの３０日は午前１０時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　２時３８分　散会）

令和７年９月３０日

亀山市議会定例会会議録（第７号）

●議事日程（第７号）

令和７年９月３０日（火）午前１０時　開議

第　１　議案第６０号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

第　２　議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

第　３　議案第６２号　亀山市水道事業給水条例の一部改正について

第　４　議案第６３号　亀山市公共下水道条例の一部改正について

第　５　議案第６４号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

第　６　議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

第　７　議案第６６号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

第　８　議案第６７号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

第　９　議案第６８号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１０　議案第６９号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１１　議案第７０号　令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第１２　議案第７１号　令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第１３　議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第１４　議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

第１５　議案第７４号　工事請負契約の変更について

第１６　議案第７５号　市道路線の認定について

第１７　議案第７６号　市道路線の認定について

第１８　議案第７７号　市道路線の認定について

第１９　議案第７８号　市道路線の変更について

第２０　請願第　１号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

第２１　請願第　２号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第２２　請願第　３号　防災対策の充実を求める請願書

第２３　請願第　４号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

第２４　請願第　５号　自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願

第２５　委員会提出議案第４号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

第２６　委員会提出議案第５号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育 予算拡充を求める意見書の提出について

第２７　委員会提出議案第６号　防災対策の充実を求める意見書の提出について

第　２８　委員会提出議案第７号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

第　２９　委員会提出議案第８号　自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について

第　３０　常任委員会の所管事務調査の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会
事　務　局　長　　落　合　　巧　君

●事務局職員

議会事務局長　大　泉　明　彦　　議事調査課長　新　山　さおり
書　　記　山　北　康　仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第７号により取り進めます。

それでは、去る１０日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第１、議案第６０号から日程第１９、議案第７８号までの１９件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を申し上げます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第６０号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第６１号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	原案可決
議案第７４号	工事請負契約の変更について	原案可決

令和７年９月１９日

総務委員会委員長　今　岡　翔　平

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第６２号	亀山市水道事業給水条例の一部改正について	原案可決
議案第６３号	亀山市公共下水道条例の一部改正について	否　　決
議案第６４号	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	否　　決
議案第７５号	市道路線の認定について	原案可決
議案第７６号	市道路線の認定について	原案可決
議案第７７号	市道路線の認定について	原案可決
議案第７８号	市道路線の変更について	原案可決

令和７年９月１７日

産業建設委員会委員長　草　川　卓　也

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第６５号	令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決
議案第６６号	令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６７号	令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６８号	令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６９号	令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第７０号	令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	

原案可決及び認定

議案第７１号　令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について　　認　　定

令和７年９月２５日

予算決算委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○７番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１９日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第６０号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部が改正され、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費の支払い限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第６１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業の取得パターンの多様化が図られたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正後における部分休業の請求手続と管理に関する質疑があり、これについては、請求はまず書面により総務課へ申出を行い、その後、職員が電子決裁または紙媒体により請求する。また請求後の管理は、その都度所属長がシステム等を用いて行うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第７４号工事請負契約の変更については、防災情報伝達システム整備工事について令和７年７月３０日付で変更仮契約を締結したため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、防災行政無線を追加配備する理由に関する質疑があり、これについては災害現

場の状況を勘案し、情報連携をよりよくするため、消防団分団長以上会議での協議を経て追加配備することになったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、草川卓也産業建設委員会委員長。

○４番（草川卓也君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で、当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１７日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第６２号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、災害その他非常の場合には、他の市町村長等または他の市町村長等が指定した者が当該工事を行うことを可能とし、早期の復旧に対応できる給水装置工事事業者を確保する必要があることが国から示されたことに伴い、本条例に規定する給水装置工事の施行においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正については、国の使用料水準を下回る現行の使用料体系では、一般会計からの繰入金が年々増加する見込みとなり、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したことなどから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、使用料金に関する質疑があり、これについては１年間の１世帯当たりの使用料金の増加額は２０立米使用の場合は４，６８０円、２５立米使用の場合は６，０６０円、３０立米使用の場合は７，３２０円となるとの答弁でありました。

次に、一般会計からの繰入れに関する質疑があり、これについては令和６年度決算において、下水道事業における経費回収率は９６．８６％、約１，５００万円の不足となっており、今後も物価高騰等により不足が継続されると見込まれ、一般会計からの繰入れの依存が高くなるおそれがあることから、持続可能な経営を図るため下水道使用料の改正を行うものであるとの答弁でありました。

次に討論では、物価高騰が続き、苦しい市民生活の中、下水道使用料金の値上げによる市民の負担を増加させるのではなく、一般会計からの繰入れを増やすことで値上げを抑えるべきであるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者はなく、否決することに決定しました。

次に、議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、農業集落排水事業の処理場１４施設のうち、田村地区浄化センターにより汚水を処理する区域を令和９年度から公共下水道区域とすること、また公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料が異なることに対し、公平性の観点から農業集落排水処理施設使用料の見直しが必要となることなどから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、全地区への使用料金の改正の意向調査や周知が必要ではないかとの質疑があり、

これについては今回の条例改正が議決された後、市ホームページでお知らせするほか、令和９年４月１日までの１年半の期間をかけて１４地区へ出向き、個別に周知するとの答弁でありました。

次に討論では、改正により世帯によっては使用料金の値上げが起こるため、１４地区の意向を確認した上で慎重に対応すべきであるとの理由から、反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者はなく否決することに決定しました。

次に、議案第７５号から議案第７８号までの市道路線関係の議案４件については、開発行為により設置された新規路線能褒野５４号線、田村２９号線、田村３０号線の市道路線の認定及び開発行為による区域変更に伴う田村２４号線の市道路線の変更について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、既存の市道路線の終点を変更した場合、既存路線を廃止し、新規路線として認定する必要はないのかとの質疑があり、これについては今回既存の市道路線が延長し、終点の地番が変更になったものであるが、国土交通省や三重県に確認した上で、道路審査会で議論し、市道路線の変更としたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、森　美和子予算決算委員会委員長。

○１２番（森　美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で、当委員会に付託のありました議案第６５号及び議案第６６号の令和７年度各会計補正予算２議案、議案第６７号から議案第７３号までの令和６年度各会計決算７議案の、合わせて９議案の審査に当たるため、２４日及び２５日の２日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第６８号令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第７０号令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７１号令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７２号令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７３号令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定についての７議案について審査を行いました。

その結果、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、実質単年度収支は１１年連続で赤字となり、財政調整基金残高が年々減少を続け、令和６年度末には約１５億円になり、今後の予算編成が厳しくなるという事態を招いている。また、物価高騰と物価上昇に見合わない年金や賃金の中で、苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守った決算とは言えないなどの理由から反対討論がありました。

次に、議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、医療アクセスの保障が特に必要な高齢者に対し、物価高騰で暮らしが大変なときに、保険料の

値上げによる負担を負わせるべきではないとの理由から、反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第６８号及び議案第７０号から議案第７３号までの５議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度予算の編成とその執行に取り組むとともに、第２次亀山市総合計画の検証から見えた課題を十分に精査し、現在策定中の第３次亀山市総合計画に反映されたい。一つ、財政の健全性を評価する上で非常に重要な指標である実質単年度収支が１１年連続赤字となり、財政調整基金残高が年々減少し続けていることから、財政構造改革骨太方針２０２４を着実に実行することにより、財政調整基金の繰入れに依存した財政構造を抜本的に改革し、早期の財政健全化に向けて取り組まれたい。以上２点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第６５号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について、議案第６６号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についての２議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会会長から報告を受けました。

各分科会会長の報告に対する質疑及び各議案に対する討論はなく、議案第６５号及び議案第６６号の２議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第６０号から議案第７８号までの１９件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

初めに、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正について及び議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

まず議案第６３号ですけれども、公共下水道の件ですけれども、主な理由は、企業会計化されたのは公共下水道で、平成２７年４月１日から公共下水道は企業会計化されております。その中で、今回の料金値上げ、この物価高の状況にある今の状況で、値上げ率が９立米で１０％、２７立米で１４．９％の値上げをするというものであります。果たして、これが正しいものかなと思います。

やはり企業会計にした段階で、やっぱり公共料金の値上げはすべきであると私は思っております。なぜ今この時期に値上げをしないといけないのか、その意味が十分分かりません。先ほども産業建設委員会の委員長報告で、議案に対する賛成者がなく、恐らく全会一致で反対されたと思いますので、その意味を十分議員各位もご理解いただきたいと思っております。

次に、農業集落排水事業です。

私の試算ですけれども、皆さん方のお手元に比較表を配付させていただきました。現行の農業集落排水事業の料金からいくと８４７万６，６００円だという計算式になります。改正後ですと７７０万８，５２２円となります。値上げをしたことによって、農業集落排水の事業を公共下水道料金に移行した場合に７６万８，０７８円の赤字になります。

そして、下段にも示させていただいておりますように、現在の料金を見ますと、農業集落排水使用料の比較表を下段につけさせていただきました。現行料金によりますと、現行料金は９９０円、１人のときは９９０円、８立米まで、それから２人の場合は１，８７０円、３人の場合は３，１３０円、４人になりますと、上を見ていただいたらいいと思うんですけれども、現行の４，４００円から４，４９４円になります。次に、５人目になると４，９５０円が５，９９０円となります。下段の８人世帯になりますと、現行は６，６００円が１万８５６円となります。

果たして、農業集落排水事業と公共下水道事業とは別個のものと私は思っております。公共下水道は、楠町にあります南部処理区にお願いして処理事業をしていただいています。農業集落排水は、各地域亀山市内１４か所でそれぞれの施設で処理をしております。当然、汚泥処理は町内、市内業者によって汚泥処理をやっていただいています。それは今事業の中で移行しておりますけれども、以前は私の記憶するところによりますと、基本料金の２，０００円、消費税が替わりましたので２，０００円としまして、農業集落排水の地域は、加入者は任意加入であり、基本料金は１，０００円、その組合員ですから、組合の軽微の修繕のための費用として１，０００円を上乗せした中での２，０００円となっております。その中で、地域の１人の方には５００円、２人になると１，０００円というような加算で料金設定がなされております。

ちなみに、鈴鹿市では平成、令和になって公共下水道料金の値上げ及び農業集落排水事業の料金の使用の値上げは、鈴鹿市は３８．１％とされております。四日市においては、公共下水道事業においては当然料金改定をされておりますけれども、四日市市周辺１１か所の集落の農業集落排水事業は料金改定をされておりません。というのは、私が思うには、やはり周辺集落の公共下水の在り方について、いかにその地域に住んでいただくこと、確かに３人までの方については今回の改正で安くなると思うんです。だけど４人以上になると段々に増えてくるわけです。ということは、周辺地域に仮にご両親が見えて、子どもさんが亀山に移住されて、子どもさんが３人見えたら７人家族になるんです。そのときの費用が、今まで農集の場合は現行でいきますと６，０５０円で済むのが１万４００円になるんです。そんなことをやっては、周辺部にやっぱり帰ってこなくなる、その危惧をしております。

確かに、今回令和９年に田村地区４３１戸が公共下水道事業につながるというようなことを聞き及んでいます。確かに、この事業には多額の費用が要ると思います。当然、田村地区の接続に合わせて周辺１３か所が追随して料金を改定するということが私は十分とても理解をすることはできません。ただ、確かに企業会計として一般会計からの繰入れを少なくするという意味は十分理解して

おりますけれども、やはり施設の設置条件、状況を踏まえて、やはりこの料金の改定はすべきでないと思います。周辺地域を守るためには、やはりこの現行の農業集落排水事業の料金改定は絶対してはならないと思っております。

また、公共下水においても先ほど申し上げたようにこの物価高、私が百姓を始めたときには１俵１万８，０００円でした。今市販で売られているのは大きく５万円になっています。みんな物価高で大変なんです。その状況の中で、何ぼ企業会計を存続させずに、一般会計を繰り込まないために料金改定をしていくというのは明らかに財政が緊迫しているのでこういうような料金を値上げするというようなことに至ったと私は思っています。どうしてもこの料金改定はもう少し経済が安定し、亀山市の財政が安定した段階でまた検討すべきではないかと思っております。

どうぞ議員各位のご賛同を得られますように反対討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

公明党を代表いたしまして、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正について及び議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

まず、公共下水道条例の一部改正についてです。

公共下水道事業は、国・県の補助金と市の負担金、そして使用者の料金で運営されています。しかし、現状の使用料水準では必要な経費を十分に賄えておらず、市の負担金とは別に補助金を繰り入れて不足分を補っています。それでもなお、令和６年度の決算では本来１００％が基本の経費回収率が９６．８６％まで下がり、今後も低下していく見込みであることが示されました。今回の改正は、基本使用料を１１．１％、現状の９９０円から１，１００円に変更するものです。また、昨今の下水道使用者の形態として、大口の使用者件数は横ばい、中間層である３１立米から５０立米の使用者は減少傾向にあり、１０立米までの層が急激に増加しています。現行の１０立米までが基本使用料金のままであれば、１１立米以上の使用者に負担が大きくなることが考えられ、ゼロから５立米の区分が新たに設けられました。

今回の改正によって、経費回収率は改善するのかと本会議で質疑したところ、改定後の収入見込みでは令和８年から１２年の５年間で１０２％から１０５％まで回復し、一般会計からの繰入金も５年間で約３億８，０００万、年平均７，６００万円削減できると試算されており、厳しい財政運営の中で他の公共サービスの促進につながります。合併後２０年が経過し、この間消費税率の引上げに伴う改正はあったものの、使用料金の改定は一度も行われていないこと、料金改定が行われても県内では低い水準であること、今後の適切な維持管理につながることを考えるとやむを得ない改正であると考えます。

次に、農業集落排水処理施設条例の一部改正についてです。

農業集落排水処理施設の使用料は、農村地域の特性に考慮した世帯ごとの人数割制が採用されています。近年の少子高齢化による世帯人数の減少や、農業用に水を使用する世帯の減少など、農村地域の使用形態が変化してきており、従来の人数割制では公共下水道に比べ割高な使用料金となる

世帯が増加しており、同じ亀山市内で同じサービスを受けながら使用料金に差があるといった公平性を欠いた状況となっています。特に、単身世帯においては大きな差が生じています。今回の改正は、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料金を市内で統一するというものであり、公平性の観点から当然認めるべきものと考えます。さらに周知については、従来の広報に加えて地域に出向いて丁寧に説明するとのことでありました。

本会議の中で、農業に使用する水量を下水道料金から現状少なくするには、散水用の子メーターの設置が必要で、それは個人負担になるとされておりました。しかし、今回の条例に関しては、施行日が令和９年４月からとなっており、施行日までの時間があることから、散水用子メーターの設置に関しては、市民の負担を極力抑える対策を講じるべきと執行部に申し添えておきます。下水道事業会計に関しては、今議会に提出された監査委員からの令和６年度決算審査意見書でも一般会計からの繰入れで賄っている点を指摘されていること、またこの条例改正に至るまでには、広く市民の声を聞くために組織された下水道使用料検討委員会での検討結果を踏まえており、尊重すべきものであると考えます。

最後に、市長をはじめ企業会計担当者に申し上げます。

この料金改定は、農業集落排水処理施設の地域の一部の方には負担軽減にはなりますが、公共下水道をはじめ多くの使用者にご負担をおかけするものであります。今後しっかりとした経営感覚を持って、さらなる経営努力を強く要望しておきます。

以上のような理由から、議案第６３号及び議案第６４号の２議案で提案された他の改正も含めて賛成すべきものと考えます。議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の討論は終わりました。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この条例改正について、市は、国の使用料水準を下回る現行の使用料体系では、市からの繰入金が年々増加するため、公共下水道使用料の見直しが必要と述べています。産業建設委員会の質疑で、どれぐらいの市民の負担増になるのかとただしたところ、水道使用料が月２０立方の場合、年間で４，６８０円の負担増、２５立方の場合、年間で６，０６０円の負担増、３０立方の場合、年間で７，３２０円もの負担増になるという答弁でした。今、市民から長引く物価高騰が一体いつまで続くのか、これ以上続けば生活がもたないという悲鳴にも近い声がたくさん聞かれます。反対する第１の理由は、今でも大変な市民の暮らしに、この下水道使用料の値上げによって年額５，０００円から７，０００円超えの負担増になるということであります。

また、産業建設委員会の質疑で指摘しましたが、地方公営企業法では１４項目の一般会計からの繰り出し基準をつくっており、その経営に伴う収入をもって充てることができないと思われるものの、経費は一般会計からの繰り出しを認めています。つまり、一般会計からの繰り出しは地方公営企業法で認められているのです。市は、地方公営企業は独立採算が原則だといいますが、地方公営企業法がこうした繰り出し基準をつくっていること自体、国が地方公営企業は独立採算では運営が

できないということを認めているということであります。いつ終わるのか分からない物価高騰で市民生活が苦しいのであれば、市が一般会計からの繰り出しで値上げを抑えることは法的にもできることであります。

反対する第２の理由は、こうした法的に認められた繰り出しを行わず、物価高騰で苦しむ市民に年額５，０００円から７，０００円超えの大きな負担増を押しつけることであります。さらに、下水道法第１条、目的では、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することが目的だとして、採算の合わない地域があってもそこを切り捨てることなく、市内全域で公衆衛生を向上させ、公共用水域の水質保全を図るために下水道事業を進めることを求めています。だからこそ、地方公営企業法で１４項目の繰り出し基準をつくり、その経営に伴う収入をもって充てることができないと思われるものの、経費は一般会計からの繰り出しを認めているのです。最後に、本来下水道事業というのは、下水道法の第１条、先ほど言いました目的が示しているように、全国のどこでもこの目的が達成できるよう、国が財政的な負担を行い、住民に過度な負担がないよう地方自治体が進めるべきものだということを指摘しておきます。

以上のとおり、大変な物価高騰が続き、市民生活が苦しい現在、法的に認められた一般会計からの繰り出しを行い、使用料の値上げを抑えることが今取るべき最善の選択だと考え、この議案には反対いたします。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の認定についての２議案について、反対の立場で討論します。

まず、一般会計決算です。

令和６年度予算を審議した３月議会で櫻井市長は、令和６年度当初予算はコロナ禍や物価高騰等を背景とした経常的経費の増大等を踏まえたものだと言われました。しかし、この物価高騰は市だけではなく、市民生活にも大きな影響を及ぼしました。令和６年度決算を見る限り、こうした物価高騰から市民生活を守るための市独自の対策は十分とは言えません。この決算に反対する第１の理由は、多くの市民が求めた市の給食施設で、小学校や関中で実施されるのと同じ給食をという当たり前の願いを踏みにじり、民間業者に丸投げした中学校全員喫食制給食実施事業が含まれているということです。

反対の第２の理由は、財政運営がまずいため、実質単年度収支が１１年連続で赤字となり、財政調整基金残高が年々減少を続け、令和６年度末には約１５億円になり、今後の予算編成が厳しくなるという事態を招いていることです。この実質単年度収支の赤字については、４年連続した２０１７年度決算で初めてその危険性を指摘しました。当時の財政部長は、赤字がずっと続くような財政運営を行っていくことはできないので、見直す必要があると答弁していましたが、その後も見直しがされずに１１年連続になってしまったのです。実質単年度収支の赤字を止め、財政調整基金残高

を増やすために、令和６年度の予算編成に当たって前年度当初予算一般財源の５％削減を掲げました。ところが、結果は削減どころか１億１，８５０万円も増やしてしまい、財政調整基金残高を２５億円という目標額に近づけるどころか、減少させてしまったことは明らかな失政です。予算決算委員会の総括質疑で、こういう事態を招いた櫻井市長の認識を問いましたが、自らの失政の責任を認めませんでした。また櫻井市長は、聖域なし、忖度なし、待ったなしの事業精査、見直しの徹底などと掛け声は勇ましいのですが、結果が全く伴っていません。

反対の第３の理由は、市民の意向と大きく乖離したリニア事業の推進です。

次期総合計画に向けて市民アンケートがありました。様々な市の取組の重要度を問う設問で、リニア市内停車駅誘致の機運醸成については大きな差をつけられての最下位という結果でした。また一方で、現場の満足度については、最下位がバスの利便性、それに続くのが鉄道の利便性と乗合タクシーの利便性となり、不満のトップ３位が公共交通でした。まさに市民の願いはリニアより公共交通の充実をです。リニア計画は沿線各地で工事が遅れ、東京－名古屋間ですらいつになったら開業できるのか見通しすら立たない状況です。このような状況下で、２０億円ものリニア基金を使えないまま、ただ置いておくことを市民が望むでしょうか。この基金は廃止し、公共施設設備のための基金とすることにより、老朽化が進む学校の建て替えや学校体育館のエアコン整備など、今求められている公共施設を整備する財源に充てることができます。

そのほかの決算にも問題があります。

櫻井市長就任当初は、県内でも進んでいた子ども医療費無料化は、今や県内では遅れた市になっていることや、給食費無償化を実施する自治体がどんどん増えているのにやろうとしないなどの遅れ、遅れている子育て支援策、また毎回指摘している非正規職員が半数を占める職員体制、老朽化が進んでいるのに建て替えができない学校や幼稚園、保育園など多くの市民要望に応えられていません。異常とも言える物価高騰と物価上昇に見合わない年金賃金の中で、苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守った決算とは言えないため、この決算には反対します。

次に、後期高齢者医療事業特別会計です。

この議案に反対する理由は、保険料の値上げがされた決算だということです。令和６年度は１人当たり年間保険料が前年度比１１．６％増、８，７０５円増の８万３，６０１円と大幅に引き上げられました。また、令和５年度から窓口医療負担を一部の方に対し２割に引き上げたばかりでした。県内でも困窮が理由の受診控えにより、手後れとなり死亡した方が少なくとも４人おられたことが報告されております。医療アクセスの保障が特に必要な高齢者に対し、物価高騰で暮らしが大変なときにこのような負担を負わせたこの決算には反対するものです。

以上のとおり、物価高騰に苦しむ市民の切実な要求に十分応えない問題のあるこの２議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、新和会を代表し、賛成の立場から討論を行います。

まず、令和６年度決算においては、ここ数年の物価高騰のほか、人件費や扶助費など義務的経費の増加が重なり、実質単年度収支の赤字幅が拡大し、財政調整基金も約１５億円まで減少しております。しかしながら、財源が限られる中にあっても、市民生活を支える１０６の主要事業はいずれも着実に実施されております。さらに、その事業評価においては、Ａ・Ｂランクは９６％を占めていることからも、行政運営の成果と職員の努力の積み重ねが明確に表れているものだと受け止めております。単に事業をこなすのではなく、目的や効果を見据えながら適切に執行された結果であると評価します。

具体的な成果として、東野公園体育館への空調設備は利用者の安全性と快適性の向上につながり、市民の健康増進やスポーツ機会の確保に直結する取組です。また、子ども医療費の現物給付を中学校３年生まで拡大したことは、子育て世代の負担軽減や安心感の向上につながり、定住促進や少子高齢化対策の面でも大きな意味を持つ施策であります。

次に、財政健全化への取組について申し上げます。

令和６年５月に示された財政構造改革骨太方針２０２４では、令和１１年までに財政調整基金を２５億円以上にするという高い数値目標が掲げられました。令和５年度から約３億４，０００万円減少し、現残高は約１５億２，０００万円となっていますが、改革期間のうち令和６年度から８年度までを集中改革間と位置づけ、これまで進められていた事業の内容を抜本的に見直し、まずは歳出の削減を図る方針が示されました。令和６年度はまさにそのスタートの年であり、仕込みの期間として役割を担ってきたとも言えます。この初年度において議決された予算と事業を着実に遂行することが優先されました。その上で、年度途中に事業が完了した場合や目的を達成したものについては速やかに減額補正を行うなど、予算の適正な執行と無駄のない財政運営が実践されております。漫然と予算を温存するのではなく、実態に即しためり張りをつけて執行されたことは、今後の財政改革の土台づくりとして高く評価できるものです。

予算決算委員会においても確認しましたが、亀山ブランド推進事業では、現状を丁寧に検証した上で、民間活力の活用にかじを切る判断がなされました。短期間で減額補正に踏み切ったという決断は、従来の惰性を打ち切る全庁的な意識改革の表れであり、行政の柔軟とスピード感が感じられる取組であると受け止めております。さらに、健康都市大学創設運営事業においては、健都サポーターの組織化により、市民力を生かしながら運営費の抑制や将来的な扶助費の抑制につなげる仕組みづくりが始まりました。単年度で終わる事業ではなく、中長期的な視点から投資的な取組だとして６年度の成果の一つと数えられるものです。少子高齢化や物価高騰への対応、公共施設の老朽化など、今後も取り組むべき課題は多くありますが、このように節約によるよい不用額を生み出しながら、市民サービスの質は維持向上されており、将来に向けた布石もしっかりと打たれている点は大変重要であります。財政健全性と政策効果の両面を両立させる行政運営がなされていると判断します。

以上の理由から、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。私の討論とさせていただきます。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第６０号から議案第７８号までの１９件について、起立に

より採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それではまず、討論のありました議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

可否同数であります。

よって、地方自治法第１１６条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

議長は、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正については可決と裁決をいたします。

したがって、議案第６３号亀山市公共下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

可否同数であります。

よって、地方自治法第１１６条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

議長は、議案第６４号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正については可決と裁決いたします。

したがって、議案第６４号亀山市農業集落排水施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第６７号令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第６９号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外の議案第６０号から議案第６２号まで、議案第６５号、議案第６６号、議案第６８号及び議案第７０号から議案第７８号までの１５件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、

議案第６０号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第６１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案第６２号　亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第６５号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

議案第６６号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６８号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第７０号　令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７１号　令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７２号　令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第７３号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７４号　工事請負契約の変更について

議案第７５号　市道路線の認定について
議案第７６号　市道路線の認定について
議案第７７号　市道路線の認定について
議案第７８号　市道路線の変更について
は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。
会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０１分　休憩）

（午前１１時０８分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、去る１０日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第２０、請願第１号から日程第２４、請願第５号までの５件を一括議題といたします。
各常任委員会委員長に委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５条の規定により報告します。

令和７年９月１９日

総務委員会委員長　今　岡　翔　平

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

別表

受　理　番　号	請　　５
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願
請願者の住所・氏名	三重県鈴鹿市 全日本自動車産業労働組合総連合会　三重地方協議会

	議長　片山　智成
紹介議員氏名	深水隆司、櫻井清蔵、福沢美由紀、草川卓也
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５条の規定により報告します。

令和７年９月１８日

教育民生委員会委員長　鈴　木　達　夫

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

別表

受理番号	請　　1
受理年月日	令和７年８月２９日
件名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
紹介議員氏名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
委員会の意見	願意妥当

審　査　の　結　果	採択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　２
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 　亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
紹 介 議 員 氏 名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審　査　の　結　果	採択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　３
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 　亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
紹 介 議 員 氏 名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審　査　の　結　果	採択

措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　４
受　理　年　月　日	令和７年８月２９日
件　　名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 　亀山市ＰＴＡ連合会　会長　中根直人　他２名
紹介議員氏名	古田吉昭、櫻木善仁、服部孝規、櫻井清蔵
委員会の意見	願意妥当
審　査　の　結　果	採択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○７番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における請願審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で、当委員会に付託のありました請願の審査に当たるため、１９日に委員会を開催いたしました。

請願第５号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願については、地方財源に影響を与えず、国税からの譲与を前提とした自動車関係諸税の見直しを行うよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、意見はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

以上、総務委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で、当委員会に付託のありました請願の審査に当たるため、１８日に委員会を開催いたしました。

請願第１号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、意見はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

次に、請願第２号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、意見はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

次に、請願第３号防災対策の充実を求める請願書については、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では意見はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定をしました。

次に、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、意見はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育民生委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第１号から請願第５号までの５件について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、請願第１号から請願第５号までの５件について起立により採決を行います。

まず、請願第１号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、請願第１号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択するこ

とに決定しました。

次に、請願第２号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、請願第２号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定をいたしました。

次に、請願第３号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第３号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定いたしました。

次に、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定いたしました。

次に、請願第５号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、請願第５号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願については、採択することに決定いたしました。

次に、日程第２５、委員会提出議案第４号から日程第２９、委員会提出議案第８号までの５件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第４号から委員会提出議案第７号までの４件につきましては、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第４号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

学校において教員と連携協働しながら役割を果たすスタッフ職としての情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは読書活動や図書管理を担う学校司書については、地方財源措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であることから、結果として自治体間格差が生じ、教育水準の維持向上と教育の機会均等が図られているとは言えない状況になっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりのために極めて重要です。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められています。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

続きまして、委員会提出議案第５号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

２０２５年度に小学校の全学年で３５人学級が実現されました。２０２５年６月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立しまし

た。その附則において、「教職員定数の標準の改定」「支援人材の増員」等が示されました。教職員定数に関しては、政府は公立中学校１学級の生徒数の標準について、２０２６年度から３５人に引き下げるよう必要な措置を講ずるものとしています。これまで示されていなかった中学校の学級編制の標準に言及されたことは一歩前進と言えますが、今後、速やかな法改正を求めていく必要があります。

少しずつ前進しているものの、現場の人的配置は私たちの求めるものとは程遠い不十分な状態です。また、在籍する児童・生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、高等学校の教職員定数改善については、道筋が示されていないことも大きな課題です。

子どもたちが安全・安心に学べる学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考えます。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第６号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

防災対策の充実を求める意見書。

２０２５年3月３１日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当大臣に手渡されました。想定される死者数は最悪の場合２９万８，０００人、津波によるものが最も多くなると予想されています。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難に向けた取組が進んだにもかかわらず、死者数は前回の予想３２万人から８％ほどの減少にとどまっています。

その報告では、対策がさらに進めば犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急な対応が必要です。しかし、国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定が全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

災害は、いつどこで発生するか分かりません。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠です。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学ぶとともに、「三重県災害時学校支援チーム」の支援活動を通じて得られた経験や知見を生かし、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実施されますよう強く要望いたします。

記１．子どもの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第７号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

厚生労働省の「令和４年度国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は１１．５％、おおよそ子ども９人に１人の割合で貧困状態であるとされています。そのような中、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、独り親家庭に育つ子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような中、「三重県子どもの貧困対策計画」と「三県県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定されました。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生する様々な課題を抱えている状況」と捉えています。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対し、相談体制を今以上に充実させる取組を含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて、国の責任においてさらに進めていくことが求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

次に、今岡翔平総務委員会委員長。

○７番（今岡翔平君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第８号につきましては、総務委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

それでは、委員会提出議案第８号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書。

自動車関係諸税を取り巻く環境は、依然として取得・保有・走行の各段階において、引き続き９種類に及ぶ複雑かつ過重な税負担が課せられていることや一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税など様々な課題が残されています。

自動車関係諸税の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、ＣＡＳＥやカーボンニュートラルの促進を後押しするために現在の税制を見直すことは、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現につながるものと考えます。

以上のような理由から、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止

２．自動車重量税における「当分の間税率」の廃止

３．自動車重量税及び自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引下げによる負担軽減措置の実施

４．複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」の早期実現

５．燃料課税における「当分の間税率」の廃止

６．複雑な燃料課税の簡素化

７．タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）

８．車体課税及び燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不条理な課税は廃止し、税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと

９．自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講じ、地方税収に影響を与えないようにすること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第８号までの５件について質疑を行いますが、通告はございませんので、質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第８号までの５件については、会議規則第３６条第２項の規定により常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第８号までの５件について討論を行いますが、通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第８号までの５件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第４号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第４号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、委員会提出議案第５号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第５号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、委員会提出議案第６号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第６号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、委員会提出議案第７号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第７号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、委員会提出議案第８号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第８号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第３０、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○７番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における所管事務調査の結果について報告します。

総務委員会では、デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、よりよい行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう行政ＤＸの推進をテーマに設定し、調査・研究を行いました。

まず、市の行政ＤＸの現状を把握するため、政策部等に亀山市行政ＤＸ推進計画の進捗状況や行政ＤＸの推進に係る人材育成の取組などの資料を求め、聞き取りを行いました。また、亀山市職員組合と意見交換を行いました。さらに、調査・研究テーマに沿った先進地である三重県桑名市、三重県志摩市を視察しました。

このように、行政ＤＸの推進について現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、トップダウンによる強力なリーダーシップや庁内全体を巻き込む推進力が不足しているため、職員が自分ごととして行政ＤＸに取り組む風土や雰囲気が十分に醸成されておらず、行政ＤＸによる行政サービス向上にはさらなる取組が必要であるなど、４つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として行政ＤＸの推進について、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、行政サービスや職員の働き方改革の向上につなげるため、トップダウンにより強力に行政ＤＸを推進し、従来のＩＴ化にとどまらない取組を進めること。また、管理部門と推進部門を設置するなど、本市の規模に合わせつつも組織体制や事務分掌の見直しを図り、職員が成功体験を積み重ねられる風土、環境を醸成すること。

２つ、行政ＤＸの推進に必要な予算とマンパワーの確保に努めること。特に、専門人材の確保やマンパワー不足を解消するため、行政ＤＸに精通した企業等との連携による業務支援や人材支援の活用について、より具体的に研究を行うこと。

３つ、先進技術に関する知見やノウハウを継続的に取り入れ、行政ＤＸ推進の要となる若手職員やキーパーソンを計画的に育成すること。また、これまで以上に職員自らが生成ＡＩや業務改善プラットフォーム等を積極的に取り入れることができる環境を整備するとともに、これらを庁内で組織横断的に共有展開できる仕組みを拡充させること。

４つ、次期推進計画においても先進事例に倣うなど、行政サービスの向上や業務効率化を図ることができるよう、引き続き行政ＤＸの推進に精力的に取り組むこと。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告します。

教育民生委員会では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状把握をするとともに、子どもの育ちを支える場の形成について調査・研究を行いました。

まず、子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状把握をするため、子ども未来部子ど

も政策課から児童センターの現状と課題、新児童センターの考え方、子どもの居場所に係る施策、児童ガイドラインなどの資料を求め、聞き取りを行いました。また、子育て支援かめのこ、魚と子どものネットワーク、Ｗｉｎｄｓｏｉｌと意見交換を行いました。さらに、調査・研究テーマに沿った先進地として、岐阜県海津市、愛知県田原市、ＮＰＯ法人体験ひろばこどもスペース四日市及び三重県津市を視察しました。

このように、子どもたちの育ちを支える場の形成について、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、市は放課後児童クラブ事業、子育て支援センター事業など様々な子どもの居場所に係る施策を行っているものの、児童福祉法やこども基本法が求める理念に則した施設整備につながっていないなど５つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として、子どもの育ちを支える場の形成について、次のとおり市長に対し提言するものであります。

１つ、新たな児童センターについては、児童福祉法やこども基本法が求める理念を尊重し、全ての子どもが心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する施設及び体制づくりに取り組むこと。

２つ、旧図書館については、文教エリアとしての意義を尊重し、子ども図書館の機能を含む子育て支援に特化した新たな児童センターとして整備すること。

３つ、新たな児童センターについては、全天候型施設とし、加えて広く触れ合える遊びの機会の充実に努めること。

４つ、子育てサポートに係る市民活動団体相互の意見交換や交流の機会を確保し、団体間の相互連携の仕組みを構築すること。

５つ、子ども、若者等の様々な世代の意見を聞く体制を整備するとともに、中高生の居場所づくりを検討すること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、草川卓也産業建設委員会委員長。

○４番（草川卓也君登壇）

ただいまから産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

産業建設委員会では、太陽光発電施設とまちづくりについてをテーマに設定し、太陽光発電施設について市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため適切な推進と規制について調査・研究を行いました。

まず、太陽光発電施設の設置について把握をするため、産業環境部環境課に対し、太陽光発電施設設置に伴う関係法令やガイドライン、亀山市の太陽光発電施設の現状と取組などの資料を求め、聞き取りを行いました。また、亀山市自治会連合会川崎支部及び野登支部と意見交換を行いました。さらに、調査・研究テーマに沿った先進地として、山梨県北杜市、長野県上田市を視察しました。

このように、太陽光発電施設とまちづくりについて、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、ＦＩＴ、ＦＩＰ認定制度の適用対象外である非ＦＩＴ設備は、再生

可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の適用外である。また、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインなどは法的な拘束力を持たないため、行政指導に実効性を欠き、適正な維持管理や住民トラブルの防止に十分対応できない現状があることなど、７つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、産業建設委員会として、太陽光発電施設とまちづくりについて次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、市独自条例による規制・義務化。

（１）非ＦＩＴ設備を含めた全設備の規制対象化。

５０キロワット未満や１，０００平米以下の案件など、非ＦＩＴ設備についても簡易届出・許可制の対象とし、罰則規定を含む市独自の条例を制定することで、行政の指導に法的拘束力を持たせること。

（２）住民説明と合意形成の義務化。

全ての太陽光発電施設、つまり主に地上設置１０キロワット以上の施設を対象に住民説明会の開催、標識設置、自治会や隣接地権者への書面通知、覚書提出を条例で義務づけること。また、転売時にも協定義務が承継される仕組みを条例で規定し、地域住民の理解と合意形成を制度的に担保すること。

（３）維持管理・撤去計画と費用担保の義務化。

施設設置に当たっては、事業者に対する適正な維持管理の徹底を図り、年次点検・除草・苦情対応を含む維持管理計画と撤去・原状復帰計画を提出義務とすること。また、撤去費用を保証金、保険・積立金等で担保させ、違反した事業者には是正命令・氏名公表・行政代執行を可能とする規定を設けること。

（４）傾斜地や災害危険区域・景観区域での設置規制。

事前協議と抑制区域の設定を通じて、傾斜地や土砂災害警戒区域、重要景観区域における設置の禁止・制限について規定し、災害リスクを未然に回避することで安全性と環境保全を優先すること。

（５）個人財産の活用の尊重と地域づくりの仕組みの構築。

個人財産の活用を尊重しつつ、公共の安全や景観保全との調和を図るための基準を設け、地域住民とのトラブルの未然防止や地域住民の合意形成を前提にした手続・協議の仕組みを整備し、計画的かつ持続可能な太陽光発電施設の導入を進めること。

２つ、農地保全・農業振興との調和。

農地での太陽光発電施設設置については、農業継続を前提とした「営農型ソーラーシェアリング」が推進されているが、全てを無条件に優先するのではなく、農業委員会と連携して営農継続の実態を確認した上で、地域の農業振興とのバランスを見極めながら進めること。

３つ、行政の所管体制の見直しとチェック機能の強化。

太陽光発電施設に関する「推進」と「規制・抑制」を同一部署、つまり環境課が担っている現状を改め、「規制・立地抑制」は他部署に所管を移す体制を構築し、行政内部でのチェック機能の確保により市民の信頼性を高めること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和７年９月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前１１時５３分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年９月３０日

議　　長　　岡　本　公　秀

４　番　　草　川　卓　也

１３　番　　鈴　木　達　夫